

中央防災会議

「民間と市場の力を活かした防災力向上に関する
専門調査会」(第五回)

議 事 次 第

日 時：平成17年10月14日(金)
14:00～16:00

場 所：グラントーク半蔵門4F 富士 西の間

1. 開 会

2. 議 事

(1)「防災まちづくりワーキンググループ」の検討報告

(2)「企業評価・業務継続ワーキンググループ」の検討報告

(3)「今後実施すべき成果のフォローアップ」について

(4)「今後検討すべき課題」について

(5)「主に他の検討の場で扱われている事項の進捗状況」
について

(配布資料)

民間と市場の力を活かした防災力向上に関する
専門調査会報告書(案)

別冊 資料編 ～ 章

中央防災会議「民間と市場の力を活かした防災力向上に関する専門調査会」

委員名簿

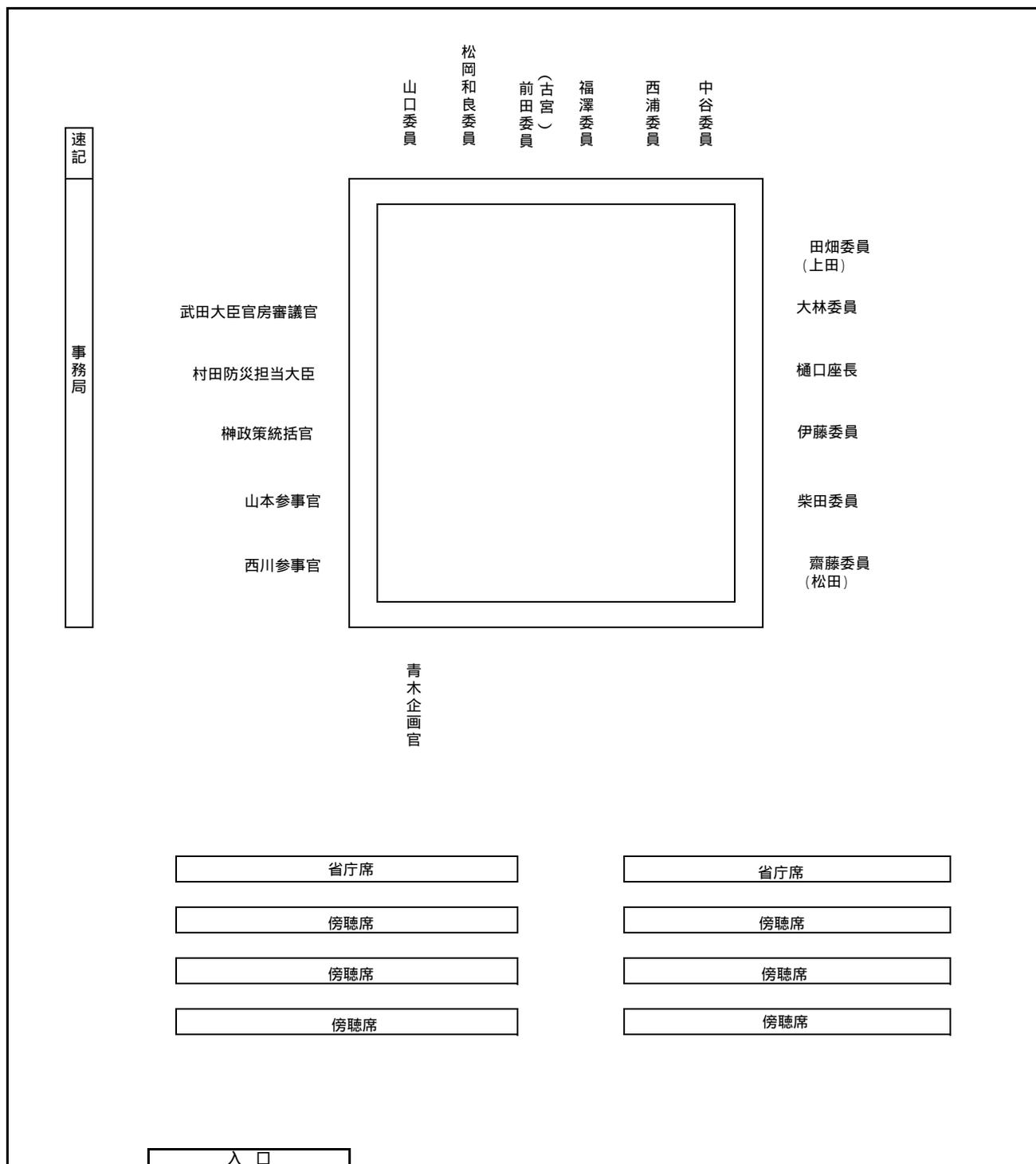
敬称略

座長	樋口 公啓	日本経済団体連合会 顧問 (東京海上火災保険株式会社 相談役)
委員	伊藤 滋	財団法人都市防災研究所 会長
	青山 佳世	フリーアナウンサー
	大林 厚臣	慶應義塾大学 助教授
	齋藤 忠衛	セブンイレブンジャパン総括マネジャー
	柴田 いづみ	滋賀県立大学 教授
	田畑 日出男	東京商工会議所コミュニティ再生委員長 (国土環境株式会社 代表取締役会長)
	中谷 幸俊	アクセンチュア株式会社 ディレクター
	中林 一樹	首都大学東京 教授
	西浦 英次	社団法人 日本損害保険協会 専務理事
	福澤 武	大手町・丸の内・有楽町地区再開発計画 推進協議会長(三菱地所株式会社 会長)
	前田 正尚	日本政策投資銀行 政策企画部長
	松岡 和良	前中部経済連合会 常務理事
	松岡 勝博	那須大学 教授
	松原 武久	名古屋市長
	目加田 説子	中央大学 教授
	山口ひろこ	イゴス環境・色彩研究所 所長

中央防災会議

「民間と市場の力を活かした防災力向上に関する専門調査会(第五回)」 配席表

日時:平成17年10月14日(金) 14:00~16:00
場所:グランドアーク半蔵門 4階 富士 西の間



注: [] は代理人による出席

民間と市場の力を活かした防災力向上に関する
専門調査会報告書（案）

平成17年10月

内閣府（防災担当）

目次(案)

はじめに	1
1. 背景	1
2. 専門調査会の目的	2
防災まちづくりワーキンググループ	3
1. 防災まちづくりワーキンググループの目的	3
2. ワーキンググループの検討による成果	3
(1) 防災まちづくりポータルサイト	3
(2) 全国防災まちづくりフォーラム	5
企業評価・業務継続ワーキンググループ	7
1. 企業評価・業務継続ワーキンググループの目的	7
2. ワーキンググループの検討による成果	7
(1) 事業継続ガイドライン	7
(2) 事業継続ガイドラインチェックリスト	8
(3) 事業継続計画の文書構成モデル例	8
(4) 「防災に対する企業の取組み」自己評価項目表	8
(5) 企業の防災の取組みのPR文書「防災報告書(仮称)」	9
今後実施すべき成果のフォローアップ	10
<u>防災まちづくりワーキンググループ</u>	10
1. 防災まちづくり事例調査	10
2. 防災まちづくりポータルサイト	10
3. 全国防災まちづくりフォーラムの開催	11
<u>企業評価・業務継続ワーキンググループ</u>	13
1. 事業継続の取組みの普及促進、事業継続に関する国際標準規格(ISO規格) 策定の動きへの対応およびそれらを踏まえた事業継続ガイドラインの改定な どのフォローアップ	13
2. 自己評価項目表の試行などを踏まえた改善、社会的動向に合わせた自己 評価項目表の改定、企業の取組み状況の情報交換の仕組みづくりの検討	13
3. 防災報告書(仮称)について、環境報告書やCSR報告書などのように 標準的な作成方法あるいは公表基準などの策定に向けた検討	14

今後検討すべき課題	16
1. 防災まちづくりと国民運動の中での推進	16
2. 防災まちづくり活動を支える地域のプラットフォームづくり	16
3. コミュニティビジネスとしての防災の取組みの普及	16
4. 自治体等の公共セクターの事業継続	17
5. 防災会計の検討及び助言型監査の活用	17
6. 事業継続の専門家養成	18
7. 企業の災害に係る社会貢献の課題	18
8. その他	18
主に他の検討の場で扱われている事項の進捗状況	
1. 経済被害の10年後の目標に対する取組み	20
2. 地震保険の普及策	20
3. 不動産売買に対する耐震性説明責任制度	20
4. 防災情報共有プラットフォーム	20
5. 津波対策	21
6. 住宅その他建築物の耐震化	21
7. 災害時の規制緩和に対する研究（地域防災活動モデル研究）	21

別冊 資料編 第 章～第 章

はじめに

1. 背景

『「災害に強い国」の実現を考える場合、いかに民間の知恵と力を活用するかが重要であり、災害対策の分野に「市場」のスピード、活力を導入できれば、質・量ともに充実した対策が可能となる。』

これは、平成 14 年 4 月 23 日に開催された中央防災会議における小泉総理大臣の発言である。

この発言を契機に、企業関係者、有識者および地方公共団体間の意見交換を行うため、防災担当大臣主催の「企業と防災に関する検討会議」が開催された（平成 14 年 12 月）。平成 15 年 4 月には、3 回にわたる会議の検討結果を「企業と防災 ～今後の課題と方向性～」にまとめ、以下の観点で課題を整理し、それぞれの施策イメージを提示している。

- 災害時における地域社会への貢献
- 行政との連携による災害時対応
- 近隣企業の相互協力による地域防災力の向上
- 企業が積極的に参画する防災まちづくりの推進
- 防災マーク、デザインの普及
- 防災会計導入の提案
- 業務継続計画（BCP）策定のための環境整備
- 防災リスクマネジメントに関する日本発国際規格の提案

日本経済団体連合会においても、防災に関する特別懇談会が、提言「災害に強い社会の構築に向けて」（平成 15 年 7 月）を決定するなど、「企業と防災」を核とした行政と民間双方の協調に基づく災害対応のあり方の検討が積極的に進められてきた。

中央防災会議「民間と市場の力を活かした防災力向上に関する専門調査会」（座長：樋口公啓 日本経団連副会長（現・顧問）は、これらの活動を土台に発足したものである。

他方、本年 3 月の中央防災会議において、大規模地震に関する人的被害、経済被害の軽減についての達成時期を含めた具体的目標（減災目標）を定め、この目標達成に向けた重点的・戦略的取組み事項をとりまとめた地震防災戦略が決定されている。

この地震防災戦略は、中央防災会議においてすでに被害想定を公表し、対策に関する大綱を定めている東海地震および東南海・南海地震について、「今後 10 年で死者数および被害額を半減させる」という具体的目標を掲げている。¹この試みは、減災社会の実現に向けた防災行政の新しい取組みの第一歩と位置づけることができる。

¹ 中央防災会議は、本年 9 月、首都直下地震への対策をまとめたマスタープラン（大綱）を策定した。これを受け、今年度内に、減災に向けた数値目標を含む「地震防災戦略」と、地震発生後の取組みをまとめた「応急対策活動要領」がつけられる予定である。

国内、国外を問わず、地震、風水害などの記録的な災害が相次いでいる今日、行政による防災体制の強化・支援の充実（公助）はもちろん必要であるが、一般市民、自治会、企業、NPO 等による防災対応（自助、共助）の重要性は欠かせない。社会全体でその目標を共有し、具体的な行動を実践する国民運動の展開は今始まったところである。

2．専門調査会の目的

本専門調査会は、平成15年9月、以下の点について、より議論を深めるために設置された。

企業ばかりでなく、幅広い民間の主体（商店会、町内会、PTAなど）を念頭に、どのように相互の連携を深め、地域の防災力向上につなげるのか。

平時の社会システムの一部として防災を定着させ、社会の防災力を向上させるにはどうすればよいのか。

消費活動や企業の投資活動の中に、災害に備えるという意識が根付くような社会の仕組みをどのように構築するのか。

本専門調査会は、3回の全体会議のほか、「防災まちづくり分科会」、「市場・防災社会システム分科会」の2つの分科会を設け、それぞれ5回にわたり精力的に議論・検討を行った。専門委員には、この2つの分科会のいずれかに属し、互いの分科会に自由に出席していただいた。この間、広く国民の方々にご意見を募集し、800件を超える貴重な提案・意見を頂戴している。

分科会委員構成および審議経過については巻末参照

平成16年10月に発表された「民間と市場の力を活かした防災戦略の基本的提言」は、「可能な限り平時の社会システムの一部として防災を定着させていくことが、社会の防災力を高める上で重要」としている。そして、本提言に盛り込まれた広範囲な事項について、問題点の指摘に終わらせず、実現・具体化に向けた検討状況をフォローし、必要な方向づけや追加的意見を出すため、本専門調査会の1年間程度の継続を決めるとともに、新たな検討の場として、「防災まちづくりワーキンググループ」および「企業評価・業務継続ワーキンググループ」を発足させた。

1. 防災まちづくりワーキンググループの目的

本ワーキンググループの目的は、「民間と市場の力を活かした防災戦略の基本的提言」に盛り込まれた「地域や民間で防災まちづくりを進めるための方策」を検討するにあたり、これまで調査してきたモデル地域に加え、新たな防災まちづくり活動について調査・検討することである。

なお、防災まちづくりに関するNPO等の防災まちづくり活動主体の実態に即した支援方策を検討するため、実際に活動を行っているNPO等からも外部専門家としての参加を得、会議も公開して検討を進めた。

メンバー構成については巻末参照

2. ワーキンググループの検討による成果

(1) 防災まちづくりポータルサイト（別冊 資料編 章）

目的

防災まちづくり活動が活発に行われている地域は一部に留まり、全国に防災まちづくり活動が広がるまでには至っていない。これまで防災活動に関わっていない個人、まちづくり組織、企業が、防災まちづくりに関心を持ち、防災まちづくりが全国的に広がるきっかけとなるよう、防災まちづくりポータルサイトの構築を行った。また、既に防災まちづくりの活動を行っている主体に対して、活動の幅を広げることと資する情報の提供もポータルサイトの目的とした。

構築内容

1) 防災まちづくりとは何か

防災まちづくりとはどんな活動なのか、防災まちづくりを知らない一般の方々にも理解できるよう、その概要をストーリー立てて説明した。

2) 事例のご案内

防災まちづくり事例を様々に分類し活動内容を紹介した。活動内容については、先進的な取組はヒアリング調査を行いそれで得た成果の活用を図った。

3) 支援策のご紹介

防災まちづくりに活用できる支援制度を参照しやすいよう分類して、紹介した。

4) 防災まちづくり工具箱

防災まちづくりを進める上で知っておくと役に立つ情報、手法・ノウハウの紹介を行った。

5) 子どもと一緒に

親子で防災まちづくりを勉強するために参考になる事例、「稲むらの火」の物語

の紙芝居の紹介などを行った。

6) 総合検索

キーワード検索ができる検索エンジンを搭載した。

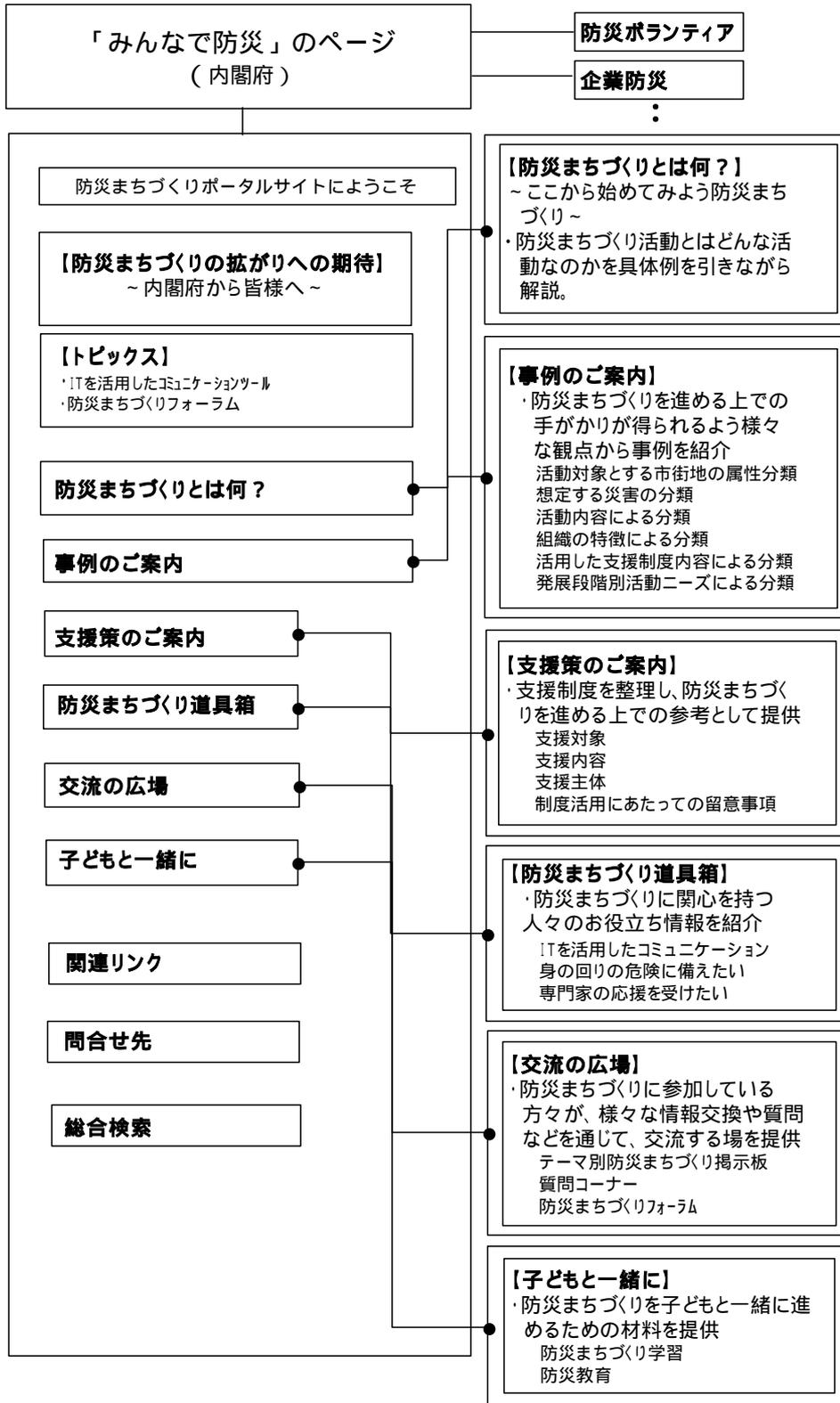


図 防災まちづくりポータルサイトの構築内容

期待される効果

- ・防災まちづくりポータルサイト構築によって、全国的に防災まちづくりに関する情報を集約、整理し、様々なニーズに対応した防災まちづくりの情報を、地域、時間を問わず入手することが可能になる。
- ・また、様々なまちづくり組織、専門家組織、大学等公共的組織において蓄積されてきた知識・情報・ノウハウが発掘、有効活用されることを通じて、国民各層の防災まちづくりへの関心を高める効果が期待される。
- ・更に、実際に全国の防災まちづくり関係者が一同に会する交流の機会「全国防災まちづくりフォーラム」に参加した団体の情報を加えていくことによって、全国に防災まちづくり活動の輪が広がる効果も期待される。

(2) 全国防災まちづくりフォーラム(別冊 資料編 章)

開催の目的

防災まちづくりに関連した地域内及び地域間の交流を支援し、防災まちづくり活動を活性化させ、関係する市民・団体に永続的な活動の力を養っていただくことを目指し、全国の防災まちづくりに関わる推進者が集う場として「全国防災まちづくりフォーラム」を開催した。

実施内容

2005(平成17)年は9月2日~5日に仙台市で行なわれた「防災フェア2005」の中で開催した。

1) 日 程

平成17年9月4日(日) 10:00~18:00

2) 場 所

A E R(アエル)5階 仙台市情報・産業プラザ ネットU多目的ホール

3) 実施主体

主催：内閣府、仙台市、(社)日本損害保険協会、防災週間推進協議会

後援：仙台商工会議所、仙台防火委員会

4) プログラム

- ・全国防災まちづくりフォーラム活動発表会(13:00~15:50)
(22団体：仙台市及び宮城県内団体9、県外団体13、参加者数約120名)
- ・(社)日本損害保険協会“ぼうさい探検隊”マップコンクールの紹介(16:00~16:30)
- ・全国防災まちづくりフォーラム審査講評会(17:00~17:40)
- ・懇親会(参加者等の交流会)(17:40~)
- ・なお、午前中は、NPO法人日本公開庭園機構のリレーシンポジウムを開催(参

加者数 約 50 名)

5) 展示

- ・防災まちづくりフォーラム参加団体(一部)の展示

実施成果

- ・全国的に見ても参考となるさまざまな活動内容が紹介され、地域活動を学び合う良い機会となった。
- ・地域の災害時要援護者の名簿作成に成功した例が相次いで報告されるなど、防災まちづくりに対する取組みの効果が窺えた。
- ・今回の発表内容に関して参加者から「市内も含めて、いろいろな団体の活動を知ることができてよかった」、「これを契機に活動の活発化や連携が強まると思う」という声が数多く聞かれた。フォーラムを通じて、防災まちづくりに関連した地域内及び地域間の交流促進が一定程度図られたと言える。
- ・フォーラム終了時、防災まちづくりに関わる交流ネットワーク「みやぎ防災フォーラム(仮称)」立ち上げの提案がなされ、メーリングリストへの参加呼びかけが行われた。本フォーラムは、防災まちづくり活動の新たなネットワーク形成のきっかけとなった。
- ・「表彰」については、受賞団体からここでの表彰が地域での活動について理解を得るのに大変効果があったとの報告もあるなど、「表彰」の実施はおおむね好評であった。
- ・以上のとおりの実施効果があったと考えられる一方、今後検討すべき課題も相当残ったことに留意する必要がある(今後検討すべき課題については、第章で後述)。

1．企業評価・業務継続ワーキンググループの目的

本ワーキンググループの目的は、「民間と市場の力を活かした防災戦略の基本的提言」で示された「企業と市場の力をよりよく発揮させるための方策」のうち、主に(1)事業継続計画（BCP）の推進、ガイドラインの策定、(2)企業の防災への取組みに関する評価について検討し、具体化を期すことである。

本ワーキンググループの構成は、専門委員、外部専門家、行政委員、企業オブザーバーによる。

メンバー構成については巻末参照

2．ワーキンググループの検討による成果

(1) 事業継続ガイドライン（別冊 資料編 章）

概要

本ガイドラインは、規模や業種を問わず、あらゆる企業を対象とし、企業が事業継続に取り組むにあたり、どのように計画し、マネジメントしていけばよいのかを解説した指針である。

事業継続は経営者の責務であることを明確にするとともに、重要業務の担当者の参画する必要性も強調し、全社的な取組みを求めている。また、事業継続計画の策定にまず着手してもらうことに重きをおいた。さらに、事業継続は「事業中断の原因となるリスクを問わず」取り組むべきという諸外国での考え方が日本ではなじみにくい可能性を踏まえて、海外からも懸念の強い「地震」を想定して取組みにまず着手し、その後、継続的な見直しの中で想定する災害の種類を増やす現実的なアプローチを推奨している。一方で、国の内外で事業継続の取組みのガイドラインがダブルスタンダードになることを避けるため、米英の事業継続に関する規格やガイドラインの要素と整合性をとった内容としている。

加えて、生命の安全確保、二次災害の防止も重視し、かつ、地域貢献や地域との共生も考慮するという、日本企業がこれまで取り組んできた防災活動とも合致した内容としている。

期待される効果

本ガイドラインは、多額の出費を伴う対策を必要としているのではなく、企業それぞれが知恵をしぼり、できる範囲から事業継続に取り組むことを求めていることから、幅広い企業の取組み開始が期待される。

そして、各企業が事業継続の取組を具体化していくことが、結果として災害の経済的被害への波及を抑制し、日本全体の防災力の向上につながる事が期待される。

(2) 事業継続ガイドラインチェックリスト(別冊 資料編 章)

概要

事業継続ガイドラインに沿って企業が事業継続に取り組んだ場合、その進捗の確認や実施項目の抜け・漏れチェックを簡易に実施できるように、重要なポイントを事業継続ガイドラインの項目に沿って抜き出し、整理したものである。

期待される効果

事業継続ガイドラインの重要項目が網羅されているため、このチェックリストを用いることで、企業の現状の事業継続の取組みの弱点が容易に把握できる。また、継続的に確認作業を繰り返すことにより、取組み状況や改善度合いを把握できる。

さらに、事業継続の取組みの要点を、ガイドライン全体を読み返すことなく簡易に確認する資料としても有用である。

(3) 事業継続計画の文書構成モデル例(別冊 資料編 章)

概要

企業が事業継続ガイドラインに沿って事業継続計画を策定する場合、どのような文書構成になると考えられるのかを、モデル企業を設定して例示したものである。過去に多くの自然災害を経験した日本企業においては、既にさまざまな災害対応に関する文書類(緊急連絡網、防災マニュアル等)が作成されているが、ここでは、その多くが事業継続にも活用できることも示している。

また、本文書構成モデル例では、製造業と小売業の間で、その取組み内容に相違点はあるものの、文書類の項目はほぼ同様であることを示している。あわせて、事業継続計画策定の検討過程を例示した。

期待される効果

事業継続計画を自社内で策定しようとする場合に、事業継続計画の完成された姿のイメージを把握するために有効と期待される。

また、事業継続に取り組む際には、新たにさまざまな文書を作らなければならないのではないかという企業の懸念を払拭し、事業継続に着手しやすくなると期待される。

さらに、モデル企業を例に事業継続計画の検討過程を示すことにより、企業が事業継続に関する考え方やポイントを把握するのを助け、実効性のある事業継続計画の策定に資する。

(4) 「防災に対する企業の取組み」自己評価項目表(別冊 資料編 章)

概要

企業の防災に対する取組み状況を自ら評価することにより、防災対策の現状が評

価できるほか、継続的に繰り返し評価することにより、自社の防災力の向上度合いを順次把握できる。

また、事業継続計画を策定していない企業でも活用が可能となるように留意されている。さらに、評価の範囲を広くとらえ、生命の安全確保、二次災害の防止のほか、地域との連携・協調、他企業との共助・相互扶助、社会貢献、防災に貢献する商品サービスの開発の観点からも評価するものとしている。

本自己評価項目表は、あくまで企業の自己評価に用いることを前提に作成されているが、企業間で自発的な情報交換を行う場合の共通の尺度としても活用可能である。

期待される効果

企業内の様々な部局で評価を行い、その結果を集約することにより、企業内の各部局の防災への取組み状況の進捗やバランスを効率よく把握できる。これらにより、防災の取組みに関する全社的な情報の共有化が図れるほか、評価結果の分析と対策の構築を通じて、防災に対する経営者の認識が深まる。

また、自己評価項目表を用い、自発的に業種内や地域グループ内で相互に情報交換が行われれば、相対的に対策が遅れている企業の底上げも期待できる。

(5) 企業の防災の取組みのPR文書「防災報告書(仮称)」(別冊 資料編 章)

概要

防災に熱心に取り組んでおり、社会的にもその取組みが十分評価できる企業が、株主、投資家、取引先、自治体などをはじめ、市場や社会から正しい評価を得ることが、企業の防災力向上につながると考えられる。このため、自社でどのような防災活動や防災の備えを実施したかをPRする場合に、盛り込むことを推奨すべき事項や盛り込むことも考え得る事項の案を作り、併せて、中小企業を例にとった防災の取組みの開示例を作成したものである。

情報開示を行う媒体については、防災報告書(仮称)という体裁を取らなくても、CSR報告書など既存の各種報告書の中に防災の取組みに関する情報として盛り込むことでもよいとした。

期待される効果

情報開示の事例を参考に、中小企業も含めて防災の取組み情報を開示する企業が増えることが期待される。さらに、情報開示事例が多くなることにより、社会や市場の防災に関する感応度が高まり、その結果、防災に熱心な、あるいは優秀な取組みを実施した企業が市場や社会から評価される可能性が高まると期待される。

今後実施すべき成果のフォローアップ

本専門調査会では、企業に関する様々な課題を2年間にわたり検討してきたが、専門調査会終了後も以下の課題を引き続き検討する必要がある。今後は、企業と政府・自治体・大学・NPOの有識者からなる個別の検討委員会を設置し、課題の解決と専門調査会の成果のフォローアップを実施するとともに、平成17年7月に中央防災会議で設置することが決まった「災害被害を軽減する国民運動の推進に関する専門調査会」で幅広い防災活動の展開を図る手法などを検討する。

防災まちづくりワーキンググループ

1. 防災まちづくり事例調査

防災まちづくりポータルサイト構築にあたっては、既往の防災まちづくりの調査を基礎資料として、電話ヒアリング等を通じて、防災まちづくり事例の絞込みを行い、防災まちづくり事例のデータベースを作成した。防災まちづくりポータルサイトの情報を陳腐化させないためにも、時々刻々と変化する防災まちづくり活動の動向を把握して情報の更新を図る必要がある、そのためには以下のフォローアップが必要である。

- ・ 防災まちづくりのデータベースでは、現段階で24都道府県の防災まちづくり事例が整理されているが、66事例のうち、東京都15事例、神奈川県7事例と、首都圏に偏っている。今後、首都圏以外の防災まちづくり事例を含めて全国の防災まちづくり事例が検索できるようデータベースの充実を図る必要がある。
- ・ 今後、様々な都市において全国防災まちづくりフォーラムを開催する機会が想定されることから、フォーラムにおいて掘り起こされた防災まちづくり活動事例をデータベースに加え、事例データの更なる充実を図る。
- ・ マンション管理組合や医療関係など、これまでは十分に把握されていなかった防災まちづくり事例データの収集を促進する。

2. 防災まちづくりポータルサイト

防災まちづくりポータルサイトでは、防災まちづくり事例、防災まちづくりを支援することのできる制度等が紹介されており、また、ブログ(情報発信機能と情報連携機能を持たせたインターネット上の日記のようなもの)を活用した情報発信も行う準備も進められている。これらの機能を維持・発展させるため、以下のフォローアップが必要である。

(1) ポータルサイトの維持・管理体制の工夫

- ・ 本ポータルサイトを国民が幅広く活用できるよう、その管理・運用を確実にを行い、不断の情報発信、情報の更新・安全管理等を行う体制について検討す

る必要がある。このため、ホームページの維持・管理に係る専門家の協力を得つつ、最新の知識、技術を取り入れる工夫を検討する。

(2) ポータルサイトの情報内容の充実とアクセスしやすさの向上

- ・ 効率的に防災まちづくり活動の情報を得るため、地域の防災まちづくりの担い手による情報交流を行うメーリングリストやブログの立ち上げを支援する。また、得られた情報のランク付けを行うことによって、防災まちづくりポータルサイトに質の高い情報が集まり、発信される仕掛けづくりを検討する。
- ・ 防災まちづくりという言葉にはまだ馴染みが薄いとの意見もあり、一方、「防災まちづくり」というキーワードで検索しても他のサイトが優先され、本ポータルサイトに容易に行き着かないとの指摘もあった。そこで、サイトへのアクセスを増やす工夫として、サイトの名前に、より馴染みやすく、検索で搜しやすい言葉を使う変更や、インターネット技術上の対処の可能性を経費面も含めて検討する。
- ・ 更に、消防庁をはじめとした関係機関の協力を得て、ハザードマップ・防災マップの作成への取組み、広域的な避難方法、防災無線普及率向上、企業の防災への関与など、防災に関する多様な取組みを、防災まちづくりポータルサイトにおいて紹介する。

(3) 他の媒体を通じた防災まちづくり情報の提供

インターネットでアクセスできない人にも、防災まちづくりの内容と進め方が理解できるように、季刊誌の発行や、まちづくり関連誌への定期的な情報掲載など、防災まちづくりポータルサイト構築を通じて収集・整理した情報の別途の提供方法を検討する。

3. 全国防災まちづくりフォーラムの開催

第1回全国防災まちづくりフォーラムが、9月4日(日)10:00~18:00に仙台市情報・産業プラザ多目的ホールで開催され、全国の防災まちづくり活動に携わる22の団体が参加し、活動内容の発表と交流を行った。開催地である仙台市を中心とする宮城県内についても熱心な防災まちづくり活動の発表が行なわれ、これまでは把握されていなかった地域密着型の防災まちづくり活動の情報発信を行うことができた。

また、参加する団体の情報交流を図るため、防災まちづくり関係者の自発的な呼びかけによるメーリングリスト立ち上げも誘発された。こうした成果を活かし、地域での防災まちづくり活動を掘り起こし、発信・交流する『全国防災まちづくりフォーラム』を今後も様々な都市において開催していくことが必要であり、そのため以下のフォローアップが必要である。

(1) 防災を主目的としないまちづくり活動の担い手の参加も促進

- ・ 今回のフォーラムでは、多数の地域の防災まちづくり団体の参加を得て、特徴ある防災まちづくり活動が掘り起こされ、交流が始まるという成果を挙げた。しかし、残念ながら、参加の呼びかけが、防災を主目的に活動している方の範囲に結果としてとどまってしまい、参加者が十分に集まらなかった。今後、防災まちづくりを拡げていくため、防災を主目的としない活動をしている方にも関心を持って参加してもらえよう、幅広く市民活動グループや企業等の取組みを把握し、参加を呼びかける必要がある。このため、行政機関の防災部局だけでなく都市部局、経済部局や、地域のNPOセンター、商工関係組織などと協力し開催することを検討する。
- ・ また、一般の方が防災を意識する「気づきの機会」ともなるよう、周辺自治体の自治会・町内会にも全国防災まちづくりフォーラムへの参加を呼びかけることを検討する。

(2) フォーラム運営の改善

- ・ 今回のフォーラムでは、防災まちづくり活動組織の発表時間が各団体ごとに5分間と短く、その内容が聴衆に十分に伝わらなかった。また、自治会の防災活動の発表者は高齢者が多く、発表での映写機材の活用等の面で、NPO等のまちづくり活動団体と差が付くなどの問題も指摘された。
- ・ このため、十分な発表時間の確保、発表内容の聴衆全員への資料配布、プレゼンテーションの際の映像資料活用のサポートなど、フォーラム運営について改善策を検討する。

(3) 開催方法の検討

平成17年度は仙台市において開催された防災フェアとタイアップし、第1回全国防災まちづくりフォーラムを開催した。結果的に、防災フェアとの相乗効果で地域に密着した防災まちづくりの担い手を呼び込むことができたが、一方で、様々な都市に防災まちづくりを拡げていくという観点からは、防災フェアと全国防災まちづくりフォーラムを、別々に開催することも考えられる。今後は全国に防災まちづくり活動を拡げていくため、全国防災まちづくりフォーラムを如何に実施すべきか、さらに検討していく必要がある。

(4) 全国への情報発信

- ・ 全国各地域の一般の方々に、防災まちづくりにどう参加すれば良いかを示すには、ポータルサイトに、文書資料だけでなく、全国防災まちづくりフォー

ラムでの発表の様子を動画で掲載する等、活動主体が自ら説明する様子を示せば理解しやすい。

- ・ また、全国防災まちづくりフォーラムでの発表の仕方にどのようなやり方があるかを全国の防災まちづくりの主体に発信するためにも、インターネットを活用して、防災まちづくりフォーラムの発表の様子を動画で流すなど、IT技術を活用した情報発信を検討する必要がある。

企業評価・業務継続ワーキンググループ

1. 事業継続の取組みの普及促進、事業継続に関する国際標準規格（ISO規格）策定の動きへの対応およびそれらを踏まえた事業継続ガイドラインの改定などのフォローアップ

- ・ 事業継続ガイドラインが企業の担当者からトップにまで理解されるよう、経済団体、地方公共団体等を経由した効果的な周知・広報を図る。また、セミナーや研修会、シンポジウムなどを官民学連携のうえ実施していく。企業に対するアンケートの実施も理解促進の効果を考慮しつつ検討する。
- ・ 業種および企業の規模別に事業継続の詳細な部分を反映させたガイドラインなどを順次展開していくなどの取組みも必要である。
- ・ 事業継続および緊急時対応に関する国際標準に準ずる規格（本格的な規格ができる前に3年間有効な仮の規格）が2006年4月に制定される予定である。この規格策定に向け日本国として積極的に対応する。（すでに日本の国際標準規格の窓口である経済産業省の管轄のもと日本規格協会に委員会が設置されており、検討が進められている。）
- ・ また国際標準規格が制定された場合は、その内容をもとに日本工業規格が制定される。その内容を事業継続ガイドラインに反映させていく必要がある。
- ・ 以上の点を継続的に見直すための検討委員会を設けることが必要である。

2. 自己評価項目表の試行などを踏まえた改善、社会的動向に合わせた自己評価項目表の改定、企業の取組み状況の情報交換の仕組みづくりの検討

- ・ 自己評価項目表の各項目は、各企業の防災に対する取組みの進展度合や世の中の状況の変化に合わせて、数年ごとに見直すべきものである。例えば、現在は取組み企業が少ないために推奨項目としているものも、今後、多くの企業が実施するようになれば基礎項目に変更される場合が考えられる。継続的に見直すための検討委員会を設けることが必要である。

- ・ 自己評価項目表は公表を前提としない自己評価に用いられるが、取組みの推進に際して、経営者および担当者がまず同業他社の標準的な取組み度合を達成しようとするのが想定される（例えば、情報セキュリティに関しては、網羅的に最低限の取組みを達成するこの種の取組みをベースラインアプローチと呼び、ひとつの手法として認めている）。このため、業界の標準的な取組み状況の情報交換の場を設定することが望ましい。
- ・ 信頼できる自己評価結果が多数得られるようになれば、業種別や規模別などの平均的な取組み状況などを分析でき、その分析結果を公表し各企業がその情報を参照することによって企業の防災力の現状認識および継続的な改善効果を把握できる可能性がある。
- ・ 結果の公表を意図したものとした場合の問題点（選択肢に曖昧さがあり企業により回答が甘くなったり厳しくなったりする可能性、各項目の重要度が業態や業種によって異なるとみられる点など）を認識しつつ、将来的に、達成度合を企業間で比較できるものとする方策（客観的な評価主体を設ける案を含む）を引き続き議論する。

3. 防災報告書（仮称）について、環境報告書やCSR報告書などのように標準的な作成方法あるいは公表基準などの策定に向けた検討

- ・ 防災に積極的な取組みを行っている企業が市場から評価されるためには、企業からの情報発信がなされている必要がある。評価のためには何らかの基準が設けられることが望ましい。企業には業種および規模、業務内容などに相当大きな開きがある。環境報告書の発展経緯をみると、はじめから机上の論理で基準を設けるのではなく、先進的な企業（トップランナー）が評価して欲しい項目を集大成する方法が成功を納めている。
- ・ これらの情報発信状況を踏まえ、標準的な報告内容について素案を作成し、これをもとに詳細な基準を作成していくことが必要である。
- ・ 防災には現場で培われた細かなノウハウの集積と水平展開が重要である。こうした情報についても知的財産権は発生しうるが、有用な情報について共有する仕組みを検討することも必要であり、そのためには、各企業が防災報告書に記載している防災への優れた取組みや商品などをデータベース化し、分析結果を定期的に情報発信することなども重要である。

- ・ 公表の仕方については、防災報告書（仮称）の単独発表のほか、環境報告書や²CSR報告書、さらには営業報告書など既存の報告書に含める方法など、現実的な方策の検討が必要である。

² CSR : Corporate Social Responsibility の略。通常「企業の社会的責任」と訳す。
企業活動において利益追求のみを目的としていては継続性ある事業の発展を推進していくことは難しいと考えられるため、環境面や社会面などを含めた企業を取り巻くいくつかの側面からお互いの発達・発展を目指していくという考え方。

今後検討すべき課題

1．防災まちづくりと国民運動の中での推進

- ・ 今後、防災まちづくり活動を広げていくためにも、市民活動グループだけでなく、企業の参加や、専門家の一層の参加も得て、国民各層へ防災に対する関心を引き起こすことが必要である。
- ・ 国内外の様々な防災まちづくりのノウハウを共有し、防災まちづくりの質・量を充実化させていくため、まちづくり活動組織や、企業・経済団体、専門家グループの連携を図り、国民運動に貢献していく方策を検討する必要がある。
- ・ また、防災まちづくり活動の効果やその価値を様々な地域に伝え、防災まちづくり活動の全国普及の担い手として活躍することが期待される人材を発掘し、啓発の担い手として活躍していただくことについても検討することが必要である。

2．防災まちづくり活動を支える地域のプラットフォームづくり

- ・ 各地域には様々な立場、ノウハウを有した防災まちづくり活動の担い手になりうる住民が存在しているものであるが、そういった人材が地域の活動に結びついておらず、防災まちづくりが拡がりにくい状況にある。
- ・ 今後、定年退職により団塊世代の地域活動も活発化することが予想されることから、防災まちづくり活動を地域の受け皿として位置づけることも考える必要がある。
- ・ また、防災まちづくり活動に取り組む人々が、地域の実務家ネットワーク、商店街、学校・公民館等の教育機関、PTA 等との連携により、防災まちづくりの活動範囲を広げて、地域の人材が互いに知り合い、相互の結びつきを強めていく地域のプラットフォームづくりを支援する方策等を検討することが必要である。

3．コミュニティビジネスとしての防災の取組みの普及

- ・ 早稲田商店会（全国の商店街と連携した震災時の疎開システムの商品化など）や、NPO 法人フュージョン長池（企業と連携した防犯カメラの新たな活用方策の検討など）など、ある程度の企業収益を産む防災まちづくり活動も見られた。今後、防災の取組みがコミュニティビジネスとして成立することによって、持続可能な活動として国民の日常生活において定着していくことが期待される。
- ・ 例えば、防災の知恵を冊子にして販売する、防災グッズ販売企業の広告をとって防災の取組みを啓発するパンフレットを配布するなどのアイデアも出された。
- ・ 防災まちづくり活動に企業を巻き込みこむことに成功した事例を収集して紹介する等により、防災に係るコミュニティビジネスの普及、成立の促進が期待される。

4．自治体等の公共セクターの事業継続

自治体等の公共セクターの業務についても、事業継続の取組み促進のための検討が求められる。

- ・ 企業の事業継続計画の策定には、ライフラインや道路の復旧などの情報が重要であり、それらの事業主体が、詳細な復旧時期の提示はできなくても、企業の情報ニーズにできるだけ応える必要がある。また、商業施設等では、震災直後に建物被害の判定を即座に行って、顧客の避難誘導を建物外にするか建物内に残すかを定める必要があるとの指摘がある。企業の事業継続を支えるこれらの対応には、平時から公共部門の十分な対応や企業との連携が必要である。
- ・ なお、市民生活に不可欠な様々な事務手続き等の業務につき、民間の事業継続の手法を応用して、自治体等の公共セクターの事業継続ガイドラインの策定を検討する。その際には被害の広域性について考慮する必要がある。

5．防災会計の検討及び助言型監査の活用

企業における防災に関する投資と企業や自治体のみならず関係者に対する効用も含めた効果をどのように計量化するか、環境会計などのように企業間の相互比較がある程度可能にするための共通の指標作り、公表の基準、ルール等を検討する。また、企業の防災の取組みを監査法人等が助言型の監査をすることで取組みの促進が期待できることから、その方策を検討する必要がある。

- ・ 環境会計の発達の歴史をみると、まず各企業が様々な評価手法や実績をホームページ、環境報告書、またはCSR報告書に情報提供を行い、その後これらを集大成して環境報告書の掲載項目が世界的に整理されてきている。さらに現在では環境会計を企業の管理会計に組み入れて自動的に集計できる仕組みを構築するなどのケースも見られる。
- ・ 防災会計はこの環境会計になぞらえると、まず防災報告書などPR文書を用いて各企業が様々な方法で情報発信を実施する段階である。
- ・ 防災会計を導入するにあたっては、災害が発生しないかぎり外部効果の測定が難しいこと、および企業間の相互比較のためには外部効果の算定方法を共通化する必要があることについて、企業の取組みと平行して専門家による研究がすすめられることも期待される。
- ・ 企業にとって、地震、水害など異なるリスクに対する対策効果を比較できる指標は有用であり、こうした指標の検討も望ましい。
- ・ 企業の監査項目として防災対策を加えることができれば、防災対策の普及に効果が高いと期待される。しかし、現状、防災対策に関して適正さを保証する監査を行う

までの基準や方法が確立していないため、可能なのは助言型の監査と考えられる。
このため、防災に対する助言型の監査の方策を検討すべきである。これらの点については、公認会計士協会とも協力して検討する必要がある。

6．事業継続の専門家養成

事業継続計画（BCP）策定とその実行に関する知識、技能を持った人材の育成を支援する仕組み（資格制度の創設や活用、育成スキームの整備等を含む）を官民学連携して検討することが望まれる。

例えば、次のようなことが考えられる。

- ・ 災害直後の緊急時対応の経験を持つ政府、自治体および企業の職員・従業員のノウハウを整理し、企業や教育機関に水平展開する仕組みの検討。
- ・ 災害直後の緊急時対応に関する人材育成につき地域安全学会が検討しており、2006年に標準カリキュラムが提案される見込み。
- ・ 大学におけるリスクマネジメント、危機管理、事業継続等の教育の充実についての各大学の自主的な判断に基づく検討。
- ・ こうした人材を有すること等についての、防災報告書におけるPR方法の検討。

7．企業の災害に係る社会貢献の課題

- ・ CSR（企業の社会的責任）などの浸透を踏まえ、企業の中には災害時に企業の本来業務によるコミュニティ支援や自治体支援を行ったり、ボランティア活動による救援物資の送付や被災家屋の片付けなどを行って実績をあげているものがあり、それらは今後もこれらの支援活動を積極的に実施する意向がある。
- ・ しかしながら、企業がボランティアを実施するには、自治体との連携や救援活動を行うためのチームプレーなどの災害時に必要なスキルを学ぶ必要がある。
- ・ 企業の円滑な社会貢献を推進するための知識の共有化やスキルの移転などをスムーズに行うため、講習会の実施や自治体と企業とのコミュニケーションの促進等が望まれる。
- ・ なお、従業員のボランティア活動を円滑にする取組みも望まれる。

8．その他

（1）防災マーク

防災活動を国民運動として推進することに資する手法として

企業が防災への取組みに賛助する場合に用いる

防災報告書など防災に関する情報公開を実施した場合に用いる

など、何らかの仕組みで防災に積極的な取組みを行っている企業を市場が評価できる制

度も考えられる。

- ・ 防災促進のファンド作りに協力する制度については、ベルマークなどのように製品に表示して消費者が回収する方法や企業が寄付を行っている旨を表示するなどのいくつかの方法が考えられる。
- ・ 防災報告書あるいは自己評価結果の概要の公開など、防災に関する積極的な情報公開を実施した企業がホームページなどで防災マークを掲載できる制度も考えられる。

(2) その他の意見

防災まちづくりの議論に関連して、以下のような意見も出された。

- ・ 大都市だけでなく地方都市でもマンションが増えている。マンションの場合、1棟で町内会のようなコミュニティが形成されており、棟単位でマンション管理組合が防災まちづくりの推進主体となる可能性を認識し、行政の防災担当部局からの働きかけを強め、マンションにおける防災まちづくりを推進することが必要ではないか。
- ・ 防災まちづくりの観点から、マンションの共用部分の避難場所としての活用などを通じ近隣コミュニティとの融合・連携を促進してはどうか。
- ・ 災害時に船やヘリコプターをより活用できるような仕組みが必要ではないか。
- ・ 発災後何日で救援されるなどの情報があれば、混乱を防ぐことができるものと考えられる。IT技術を活用して正確な情報を迅速に伝えるシステムが必要ではないか。
- ・ 道路整備や護岸工事など公共事業についても、厳しい財政事情の下ではあるが、防災の観点から一定の水準を確保することが必要ではないか。

主に他の検討の場で扱われている事項の進捗状況

「民間と市場の力を活かした防災戦略の基本的提言」に盛り込んだ事項のうち、本専門調査会以外の場で検討が進められているものとしては、次のようなものがある。

1．経済被害の10年後の目標に対する取組み

平成16年7月の中央防災会議において、大規模地震については、被害想定をもとに人的被害、経済被害の軽減について達成時期を含めた具体的目標（減災目標）を定めることなどを内容とする「地震防災戦略」を策定することとされた。これを受け、平成17年3月の中央防災会議において、既に中央防災会議で被害想定を実施し、対策のマスタープランである大綱が定められている東海地震及び東南海・南海地震について地震防災戦略が策定された。首都直下地震など、その他の大規模地震についても、被害想定を実施し、大綱が定められた後に、地震防災戦略の策定に速やかに着手することとされている。

2．地震保険の普及策

平成17年6月にとりまとめられた、国土交通大臣のもとに設置された「住宅・建築物の地震防災推進会議」において以下のような地震保険の活用方策について提言があった。

耐震診断等の結果に基づく保険料の割引制度を導入

免震技術を、住宅性能表示制度における耐震等級として評価、保険料の割引制度を検討。

住宅土地統計調査の結果に基づき、保険料率の必要な見直しを働きかけ。

住宅月間、建築防災週間等の機会を通じ、集中的な広報、普及啓発の実施。 など

3．不動産売買に対する耐震性説明責任制度

上記の「住宅・建築物の地震防災推進会議」において、以下のような建築物の耐震性に関する状況提供について提言があった。

多数の者が利用する建築物について、耐震性の状況を情報開示する仕組みの検討
建築物の取引（売買、賃貸借）時に耐震診断の有無等の状況について情報提供される仕組みの検討

4．防災情報共有プラットフォーム

防災情報共有プラットフォームとは、防災機関が横断的に共有すべき防災情報の形式を標準化し、各機関の情報を集約し、いずれからもアクセスできるシステムである。

内閣府は、中央省庁間において、防災情報をGIS（地理情報システム）の活用により共通の地図に集約して共有するシステムを構築するため、「防災情報共有プラットフォー

ム検討会」を設置し、検討している。

平成17年度中に、既存の他システムとの接続等により搭載可能なデータを整備したシステムを開発するとともに、平成18年度以降も搭載データの拡充を図ることとしている。

5．津波対策

スマトラ沖地震に伴うインド洋大津波は、犠牲者が数十万にも及ぶ大惨事となった。一方、我が国においても東南海・南海地震をはじめとする海溝型巨大地震等により甚大な津波被害が発生することが危惧されている。

こうした現状を踏まえて、津波対策のひとつとして、津波からの避難が困難な地域において、津波から一時的または緊急に避難・退避する施設として、堅固な高層建築物等の人工建築物を指定する、いわゆる津波避難ビル等の活用が一部の自治体で進められている。その指定を促進するために、内閣府では、平成17年6月に津波避難ビル等が満たすべき要件、指定や運用にあたっての留意点等をガイドラインとしてとりまとめ、関係地方公共団体への普及を図っている。

6．住宅その他建築物の耐震化

住宅その他建築物の耐震化を促進するために、国では現在次の取組みを進めている。

本年9月の中央防災会議において、「建築物の耐震化緊急対策方針」が決定され、関係省庁等が密接な連携の下、本方針に基づき建築物の耐震化を全国的に緊急かつ強力に実施。

耐震診断、耐震改修に対する補助制度、住宅金融公庫による融資制度、住宅ローン減税制度により住宅・建築物の耐震化を促進。

内閣府では、有識者等で構成する委員会を設置し、居住者、建築士・生産関係者、行政が単独に、または連携して行うべき施策として、住宅の耐震化を中心として住宅において行われる幅広い地震被害のための方策を検討。これをとりまとめ、「住宅における地震被害軽減のための指針」として平成16年8月に公表。

内閣府では、自宅等の危険度が把握できるほどに詳細な地震防災マップの作成マニュアルを平成17年3月に作成、地方公共団体に配布することで地震防災マップの普及を図り、所有者等の防災意識の向上により住宅その他建築物の耐震化を促進。

7．災害時の規制緩和に対する研究（地域防災活動モデル研究）

災害時の企業の取組みに関しては、例えば、コンビニエンスストア、スーパーマーケット、生協等の流通小売業界より、災害発生時において、被災者が日常生活を早く取り戻せるよう、小売店で販売する品物の運送車両の通行規制緩和の要望が出されている。「企業

の取組みに関し、何らかの規制等が障害になっていないかどうか、政府として現状把握が必要」とする「民間と市場の力を活かした防災戦略の基本的提言」を受け、この課題に関しては、静岡県、静岡市、流通小売業界、警察庁、静岡県警察及び内閣府防災担当により、災害時の交通規制についての意見交換を始めている。

また、昨年 10 月に発生した新潟県中越地震の際には、全国から届けられた救援物資が被災者の手元に円滑に届かない状況も一時発生したが、民間の流通事業者の支援により状況が改善された。そこで、新潟県中越地震時の救援物資の配送に関して、地元自治体及び流通事業者に対してヒアリング調査を実施して、被災時の救援物資の物流に関する全体的な課題および好事例についてとりまとめた。

(1) 災害時の商品配送車両の交通規制の扱いについての議論のポイント

交通規制は、災害対策基本法に基づいて行うものであり、人命救助、二次災害の防止、避難所等への支援物資の配送、公共施設の復旧などのための車両を限られた交通容量の中で優先して走行させる趣旨のものである。

検討に参加した流通小売業者側としても、これらの活動の支障になることは避けるべきとの認識をもち、それ以外の車両の通行の余裕が出た場合に優先的に通行を希望する趣旨であることが確認されている。

現状では、商品配送車両は一般に、災害対策基本法第 7 6 条の規定に基づき、他の車両と同様に通行規制の対象となっている。これは、緊急通行車両の通行を確保して、災害の発生を防御し、または災害の拡大を防止するための人員や物資の緊急輸送を円滑に実施するための措置である。

一方、被災した地域住民の日常生活を早期に取り戻す観点から、小売店舗向けの生活物資の運送車両も緊急通行車両に次ぐ重要性を有するものであり、一定の条件の下でできるだけ早期に通行可能とすることが有益であると考えられる。

このような車両通行の問題は、地元自治体が地域の実態を踏まえて最終的に判断すべきものと考えるが、関係制度を所管する国としても議論に加わる必要があると認識している。

こうした議論を踏まえ、災害発生時における生活物資運送車両の通行の円滑化と支援物資の物流についての検討を進める必要がある。

(2) 新潟県中越地震時の救援物資の流通状況について

全般的な状況について

平成 16 年 10 月 23 日夕刻に発生した新潟県中越地震の際には、JR 東日本などの鉄道のほか、関越自動車道をはじめとする主要幹線道路及び地区道路が各所で寸断されたが、現地の対応体制の混乱なども加わって、全国各地の自治体、企業、個人など

からの救援物資が、現地の被災者の手元までなかなか届かず、被災した自治体の災害対策本部などに滞留する事態が一部で発生した。

このため、政府災害対策本部は10月27日に国土交通省に対して、救援物資の物流について民間流通事業者による支援を要請した。国土交通省北陸信越運輸局と新潟県トラック協会は10月28日に、民間流通事業者の物流専門家の無償派遣について各事業者に依頼し、新潟県に対しては被災市町村からの要請に基づいて事業者を派遣する旨を申し入れた。

被災市町村の状況について

10月29日には、国土交通省北陸信越運輸局と新潟県トラック協会の「先遣調査隊」が長岡市、小千谷市、十日町市を訪問して実態調査を行い、長岡市と小千谷市では混乱が生じていることから物流専門家の派遣が必要と判断して申し入れを行った。なお、十日町市は、物資の保管・配送が整然と行われており、混乱は生じていないという判断であった。

- ・ 長岡市

長岡市は物流専門家の派遣を要請して10月30日に3名を受け入れ、市役所に滞留していた飲料水の避難所への分散保管、小口救援物資の仕分け担当者を大口救援物資中心に再配置することなどについて指導を受けて、問題が解消された。

- ・ 小千谷市

小千谷市は、10月31日から11月8日まで延10人の流通事業者の支援を受け入れた。救援物資配送機能を市役所から車両センターに移転することによって救援物資で一杯になっていた市役所内が整理され、救援物資の配送・管理などについての指導を受けることにより、問題が解決に向かった。

- ・ 十日町市

十日町市では、道路の被災程度が比較的軽微でほぼ通行可能であったことに加えて、救援物資配送車両と運転手のある運輸会社より早期に確保したこと、被災した避難者ニーズを災対本部に伝える仕組みを早期に構築できたこと、および救援物資を管理する仕組みを早期に構築できたことにより、救援物資を被災者の元に順調に届けることができた。

新潟県の状況について

新潟県は、全国から届く救援物資を職員会館で受け入れて県管理施設に保管していたがすぐに満杯となり、提供の申し出に対しては物資の品目と数量を記録して送付は待つように要請した。

保管施設・配送体制を整備するため、10月30日には国土交通省北陸信越運輸局・新潟県トラック協会に支援を依頼し、11月2日以降「救援物資管理配送システム」が稼働して、新潟県倉庫協会の支援も受けて民間事業者の倉庫などでの物資の受け入

れを再開した。

被災時における民間流通事業者による自治体支援について

十日町市では、市職員自らが、被災者のニーズを把握して応える仕組みと、救援物資の管理システムを独自に稼働させたことにより、避難所等の被災者の元への救援物資等の配送が順調に実施された。新潟県の「救援物資管理配送システム」は構築と運用を民間流通事業者が実施したが、仕組みは十日町市の職員が行ったものと同様のPCの表計算ソフトを利用したものであった。そこで、事前の準備さえあれば、基本的には自治体職員によるニーズ把握、救援物資管理の運用も可能であろうと考えられるが、民間流通事業者の支援を得られる体制確保が望ましいことはもちろんである。

一方で、大量の救援物資の被災者への配送については、自治体職員に加え、自衛隊やボランティアによる協力を得て行うことになるが、それらでは限界があり、民間流通事業者の支援を得られる体制づくりが有効と考えられる。もちろん、地元の流通事業者としても自らが被災者であるため被災直後の対応には限界もある。一方、地域外の事業者では地元の地理が不案内であるなどの課題もある。

したがって、救援物資の被災者の元への配送について、広域的な支援を含めた民間流通事業者により自治体支援が得られる仕組みの検討が必要である。

また、倉庫事業者による支援に関しても、合わせて検討が必要である。

卷末資料

中央防災会議「民間と市場の力を活かした防災力向上に関する専門調査会」

委員名簿

敬称略

座長	樋口 公啓	日本経済団体連合会 顧問 (東京海上日動火災保険株式会社 相談役)
委員	伊藤 滋	財団法人都市防災研究所 会長
	青山 佳世	フリーアナウンサー
	大林 厚臣	慶應義塾大学 助教授
	齋藤 忠衛	セブンイレブンジャパン総括マネジャー
	柴田 いづみ	滋賀県立大学 教授
	田畑 日出男	東京商工会議所コミュニティ再生委員長 (国土環境株式会社 代表取締役会長)
	中谷 幸俊	アクセンチュア株式会社 ディレクター
	中林 一樹	首都大学東京 教授
	西浦 英次	社団法人 日本損害保険協会 専務理事
	福澤 武	大手町・丸の内・有楽町地区再開発計画推進協議会長 (三菱地所株式会社 会長)
	前田 正尚	日本政策投資銀行 政策企画部長
	松岡 和良	前中部経済連合会 常務理事
	松岡 勝博	那須大学 教授
	松原 武久	名古屋市長
	目加田 説子	中央大学 教授
	安井潤一郎	全国商店街震災対策連絡協議会 理事長 (早稲田商店会長)(～平成17年8月29日)
	山口ひろこ	イゴス環境・色彩研究所 所長

防災まちづくり分科会
委員名簿

敬称略

座長	伊藤 滋	財団法人都市防災研究所 会長
	柴田 いづみ	滋賀県立大学 教授
	中林 一樹	首都大学東京 教授
	福澤 武	大手町・丸の内・有楽町地区再開発計画推進協議会長 (三菱地所株式会社 会長)
	松岡 和良	前中部経済連合会 常務理事
	松岡 勝博	那須大学 教授
	松原 武久	名古屋市長
	安井潤一郎	全国商店街震災対策連絡協議会 理事長 (早稲田商店会長)
	山口ひろこ	イゴス環境・色彩研究所 所長

市場・防災社会システム分科会
委員名簿

敬称略

座長	樋口 公啓	日本経済団体連合会 顧問 (東京海上日動火災保険株式会社 相談役)
	青山 佳世	フリーアナウンサー
	大林 厚臣	慶應義塾大学 助教授
	齋藤 忠衛	セブンイレブンジャパン総括マネジャー
	田畑 日出男	東京商工会議所コミュニティ再生委員長 (国土環境株式会社 代表取締役会長)
	中谷 幸俊	アクセンチュア株式会社 ディレクター
	西浦 英次	社団法人 日本損害保険協会 専務理事
	前田 正尚	日本政策投資銀行 政策企画部長
	目加田 説子	中央大学 教授

防災まちづくりワーキンググループ
メンバー構成

敬称略

専門委員	伊藤 滋	財団法人都市防災研究所 会長 <WG座長>
	青山 佳世	フリーアナウンサー
	田畑日出男	東京商工会議所コミュニティ再生委員長
	山口ひろこ	イゴス環境・色彩研究所 所長
外部専門家	井出 隆雄	ジャーナリスト
	大国 道夫	大手町・丸の内・有楽町地区再開発計画推進協議会（三菱地所株式会社ビル事業本部都市計画事業室長）
	加藤 孝明	東京大学工学部都市工学科助手
	坂本 仁一	社団法人 日本損害保険協会業務企画部企画・安全技術グループ
	須永 倅子	NPO法人江東区の水辺に親しむ会 理事長
	富永 一夫	NPOフュージョン長池 理事長
	中村 陽一	立教大学大学院 21 世紀社会デザイン研究科教授
	丸谷 浩明	京都大学経済研究所 先端政策分析研究センター(CAPS)教授 (平成 17 年 8 月 19 日～)
	安井潤一郎	全国商店街震災対策連絡協議会 理事長（早稲田商店会長） (～平成 17 年 8 月 29 日まで専門委員)
行政側委員	内閣府（防災担当）	
	総務省消防庁防災課	
オブザーバー		
	関田 一行	東京商工会議所地域振興部
	奈良 朋彦	NPO法人江東区の水辺に親しむ会
	水口 雅晴	大丸有・地域協力会（防災隣組）事務局長

企業評価・業務継続ワーキンググループ
メンバー構成

敬称略

専門委員	大林 厚臣 中谷 幸俊	慶應義塾大学助教授 <WG座長> アクセンチュア株式会社 ディレクター
外部専門家	加賀谷哲之 田中 誠 野田健太郎 細坪 信二 丸谷 浩明 水口 雅晴	一橋大学大学院商学研究科助教授 公認会計士 日本政策投資銀行 政策企画部課長 特定非営利活動法人危機管理対策機構 事務局長 京都大学経済研究所 先端政策分析研究センター(CAPS)教授 (平成17年8月19日~) 東京駅有楽町駅周辺地区帰宅困難者対策地域協力会 事務局長
行政側委員	内閣府(防災担当) 経済産業省産業資金課 経済産業省情報経済課 経済産業省基準認証ユニット 総務省消防庁防災課	
オブザーバー	坂本 仁一 森 泰成	社団法人 日本損害保険協会業務企画部企画・安全技術グループ アクセンチュア株式会社
企業オブザーバー	株式会社インターリスク総研 KPMGビジネスアシュアランス株式会社 SEMIジャパン 株式会社損保ジャパン・リスクマネジメント 帝商株式会社 東京海上日動リスクコンサルティング株式会社 東京電力株式会社 日産自動車株式会社 日本電気株式会社 株式会社野村総合研究所 富士通株式会社 株式会社日立製作所 三菱重工業株式会社 株式会社三菱総合研究所 株式会社ワンビシアーカイブス	

「民間と市場の力を活かした防災力向上に関する専門調査会」関連審議経過

会合名	開催日	回数	検討事項
専門調査会	H15.9.18	第1回	・専門調査会設置背景と今後の進め方
防災まちづくり分科会	H15.12.3	第1回	・防災まちづくり分科会の運営について ・名古屋市の取り組みについて ・早稲田商店街の取り組みについて
市場・防災社会システム分科会	H15.12.15	第1回	・市場・防災社会システム分科会の運営について ・基調報告「防災の社会システムに関する着眼点」 ・民間企業における防災配慮製品開発事例紹介
防災まちづくり分科会	H16.1.16	第2回	・平塚地区での取り組みについて ・目白地区での取り組みについて
市場・防災社会システム分科会	H16.1.30	第2回	・流通小売業における震災対応と課題（齋藤委員） ・災害時業務復旧支援サービス（BELFOR International） ・分科会検討作業における概念の整理
市場・防災社会システム分科会	H16.3.12	第3回	・企業ヒアリング報告と提言（中谷委員） ・市場・防災社会システム分科会の今後の方向性
防災まちづくり分科会	H16.3.16	第3回	・大丸有地区での取り組みについて ・多摩田園都市地区での取り組みについて ・今後の方向性について
専門調査会	H16.4.14	第2回	・分科会におけるこれまでの討議概要報告 ・今後の検討の方向性（案）説明 ・今後の検討の方向性に係る一般からの意見募集実施について ・今後のスケジュール（案）説明
防災まちづくり分科会	H16.5.17	第4回	・これからの防災まちづくりの考え方について（中林委員） ・民間活力を活用した防災対策についての課題提起（松岡委員） ・地域と社会の防災力向上のための意見募集について ・今後の検討の方向性について
市場・防災社会システム分科会	H16.5.25	第4回	・損害保険業界の取り組みを通じた意見（西浦委員） ・防災と金融の現状及び今後（前田委員） ・地域と社会の防災力向上のための意見募集実施状況報告
市場・防災社会システム分科会	H16.7.6	第5回	・市場・防災社会システム分科会最終報告案説明 ・分科会最終報告案に係る討議
防災まちづくり分科会	H16.7.12	第5回	・北九州市における取り組み事例の紹介 ・防災まちづくり分科会最終報告（案）について
専門調査会	H16.8.25	第3回	・民間と市場の力を活かした防災戦略の基本的提言（案）に係る討議及び決定 ・分科会最終報告案に係る討議
防災まちづくりワーキンググループ	H16.12.10	第1回	・防災まちづくりワーキングの設置について ・防災まちづくり活動に対する支援の考え方について ・まちづくり組織の活動について（NPO FUSION 長池 富永氏） ・まちづくり組織の活動のカテゴリー分類について
企業評価・事業継続ワーキンググループ	H17.1.25	第1回	・ワーキンググループの設立と運営について ・BCP と ISO について（経済産業省工業標準調査室） ・企業オペレーター等からのプレゼンテーション ・ビジネス継続の考え方について（危機管理対策機構） ・事業継続管理（BCM）について（インターリスク総研） ・業務継続計画（BCP）について（TRC） ・地震 BCM コンサルティング（損保ジャパンリサーチメント） ・ビジネス・コンティニューイティ計画（アクセンチュア）

企業評価・事業継続ワーキンググループ	H17.2.14	第2回	<ul style="list-style-type: none"> ・企業オブザーバー等からのプレゼンテーション ・企業の防災経営（三菱総研） ・ビジネス・コンティニューティ・プランの実際（野村総研） ・災害時業務継続性向上への取組み（富士通） ・電力会社の防災対策（東京電力）
企業評価事業継続ワーキンググループ	H17.2.28	第3回	<ul style="list-style-type: none"> ・企業オブザーバー等からのプレゼンテーション ・東京駅・有楽町駅周辺企業とBCP（東京駅周辺防災隣組） ・日産のリスクマネジメント（日産自動車） ・企業防災の現状と企業評価について（帝商） ・事前対応・業務継続ガイドライン（仮称）の検討 ・防災の取組みに関する企業評価の論点整理
防災まちづくりワーキンググループ	H17.3.4	第2回	<ul style="list-style-type: none"> ・モデル地区視察中間報告について ・防災まちづくりポータルサイトについて ・防災フェアの活用について
企業評価事業継続ワーキンググループ	H17.3.17	第4回	<ul style="list-style-type: none"> ・企業オブザーバー等からのプレゼンテーション ・当社の危機管理とBCP（三菱重工業） ・弊社BCP取組みの現状（ワンビシ） ・業務継続ガイドライン（叩き台）の検討 ・企業の防災力評価についての検討
防災まちづくりワーキンググループ	H17.4.21	第3回	<ul style="list-style-type: none"> ・静岡市大岩町視察報告 ・防災フェアにおける「全国防災まちづくりフォーラム（仮称）」について ・防災まちづくりポータルサイト構築の方向について
企業評価事業継続ワーキンググループ	H17.4.26	第5回	<ul style="list-style-type: none"> ・事業継続ガイドライン（2次案）の検討 ・企業の防災力評価についての検討
専門調査会	H17.5.20	第4回	<ul style="list-style-type: none"> ・「防災まちづくりワーキンググループ」の検討状況報告及び今後の検討課題 ・「企業評価・業務継続ワーキンググループ」の検討状況報告及び今後の検討課題 ・「地域防災活動計画モデル研究」について
企業評価事業継続ワーキンググループ	H17.6.17	第6回	<ul style="list-style-type: none"> ・事業継続ガイドライン（4次案）の説明とチェックリスト（案）の検討 ・「防災に対する企業の取組み」に関するチェック項目表（2次素案）の検討 ・事業継続計画（BCP）の文書構成モデル例の検討 ・企業の防災の取組みのPR文書（「防災報告書」仮称）（素案）の検討
企業評価事業継続ワーキンググループ	H17.7.13	第7回	<ul style="list-style-type: none"> ・事業継続ガイドライン 第一版（最終案）とチェックリスト（2次案）の検討 ・事業継続計画（BCP）の文書構成モデル例（2次案）の検討 ・「防災に対する企業の取組み」自己評価項目表（4次案）の検討 ・企業の防災の取組みのPR文書（「防災報告書」仮称）（2次素案）の検討 ・民間と市場の力を活かした防災力向上に関する専門調査会報告書 - 骨子案 - の検討
防災まちづくりワーキンググループ	H17.7.21	第4回	<ul style="list-style-type: none"> ・防災まちづくり事例調査報告について ・「全国防災まちづくりフォーラム」について ・防災まちづくりポータルサイトについて ・専門調査会報告書骨子案について

企業評価・事業継続ワーキンググループ	H17.9.12	第8回	<ul style="list-style-type: none"> ・事業継続計画（BCP）の文書構成モデル例（最終案）の検討 ・「防災に対する企業の取組み」自己評価項目表（最終案）の検討 ・企業の防災の取組みのPR文書「防災報告書(仮称)」(最終素案)の検討 ・民間と市場の力を活かした防災力向上に関する専門調査会報告書(案) - 企業評価・業務継続ワーキンググループ版 - の検討
防災まちづくりワーキンググループ	H17.9.16	第5回	<ul style="list-style-type: none"> ・全国防災まちづくりフォーラム実施報告 ・専門調査会報告書(防災まちづくりワーキンググループ版)
専門調査会	H17.10.14	第5回	<ul style="list-style-type: none"> ・「防災まちづくりワーキンググループ」の検討報告 ・「企業評価・業務継続ワーキンググループ」の検討報告 ・「今後実施すべき成果のフォローアップ」について ・「今後検討すべき課題」について ・「主に他の検討の場で扱われている事項の進捗状況」について

民間と市場の力を活かした防災力向上に関する専門調査会

民間と市場の力を活かした防災力向上に関する
専門調査会報告書（案）

別冊 資料編
第 章～第 章

平成17年10月

内閣府（防災担当）

目 次（案）

第 章 防災まちづくりポータルサイト

第 章 全国防災まちづくりフォーラム

第 章 事業継続ガイドライン 第一版
わが国企業の減災と災害対応の向上のために

第 章 事業継続計画の文書構成モデル例 第一版（案）

第 章 「防災に対する企業の取組み」自己評価項目表 第一版（案）

第 章 企業の防災の取組みのPR文書
「防災報告書（仮称）」 第一版（案）

第 章

防災まちづくりポータルサイト

目 次

1 . 防災まちづくりポータルサイト構築の目的	1
2 . 防災まちづくりポータルサイトの構成	3
3 . 防災まちづくりポータルサイト構築の効果	5
4 . 防災まちづくりポータルサイトコンテンツの作成	6
(1) 防災まちづくり事例の収集・整理	6
防災まちづくり事例検討のための基礎データの整理	6
番外ワーキング及び現地ヒアリングによる先進的事例の調査	4 1
番外ワーキング 1 「 F U S I O N 長池 」	4 1
番外ワーキング 2 「 江東区の水辺に親しむ会 」	4 6
現地ヒアリング 1 「 日本公開庭園機構 」	4 9
現地ヒアリング 2 「 大岩 2 丁目自主防災会 」	5 2
現地ヒアリング 3 「 市民防災まちづくり学校 」	6 7
現地ヒアリング 4 「 豊前の国建設倶楽部 」	7 3
現地ヒアリング 5 「 大水崎自主防災組織 」	7 9
(2) 防災まちづくりに活用できる支援制度の整理	8 5
5 . 防災まちづくりポータルサイトの構築	8 8
(1) トップページ構成	8 8
(2) 【防災まちづくりとは何?】のページ構成	8 9
(3) 【事例のご案内】のページ構成	9 6
(4) 【支援策のご案内】のページ構成	9 8
(5) 【防災まちづくり工具箱】のページ構成	9 8
(6) 【交流の広場】のページ構成	9 9
< 参考図 防災まちづくりポータルサイトのサイトマップ >	1 0 0

1 . 防災まちづくりポータルサイト構築の目的

- ・ 防災まちづくりは、意識の高い自主防災組織を中心に防災訓練を中心に防災まちづくり活動を行っている事例に加えて、大都市の一部で NPO などを中心に新たな取り組みが始まっているもの、一部の地域に留まっており、全国に防災まちづくり活動が広がるまでには至っていない。
- ・ このため、防災活動に関わってこなかった個人、まちづくり組織、企業が、防災に関心を持ち、防災活動にも取り組むきっかけとなる良質な防災まちづくり活動の情報や、防災まちづくり活動に役立つツールを提供し、防災まちづくり活動を全国に広げていくことが必要とされている。
- ・ そこで、以下の3点を目的として防災ポータルサイトの構築を行った。

.防災に加えて、福祉、緑化、環境共生、教育など、様々な活動を取込み活動が行われている「防災まちづくり」事例を紹介し、まちづくり活動の延長線上で防災活動が可能なことを知っていただく

防災まちづくりへの取り組むために役にたつ道具（情報、人材、ノウハウ）を紹介、提供し、防災まちづくり活動を広げる

ポータルサイトを活用した交流の場を提供することで、「防災まちづくり」を様々な地域に広げ、また、ネットワーク化する

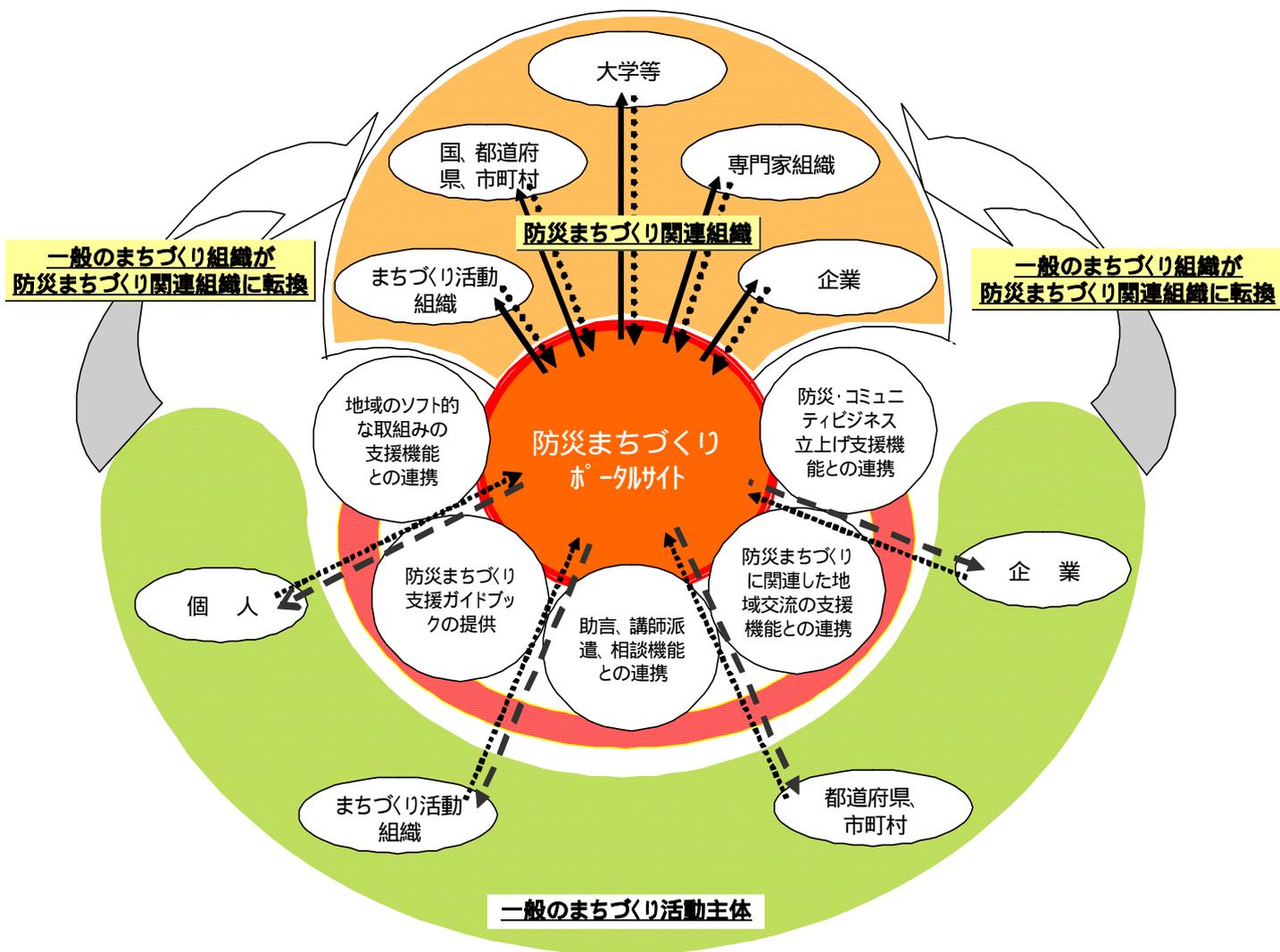


図 防災まちづくりポータルサイトを核とした防災まちづくり活動の展開イメージ

2 . 防災まちづくりポータルサイトの構成

- ・ 防災まちづくりポータルサイト構築にあたっては、防災まちづくりの知識のない一般の方々から、実際に活動を実践している方にも役立つように、様々な防災まちづくり事例を収集し、特筆すべき取り組みについては、現地調査、ヒアリングを行った上で、その内容を紹介することとした。

. 【防災まちづくりとは何？】

- ・ 防災まちづくり活動とはどんな活動なのか、防災まちづくりを知らない一般の方々にも理解できるようその全貌をストーリーだてて、把握できるようサイトの構築を図った。

. 【事例のご案内】

- ・ 様々な切り口から、防災まちづくり事例を学ぶことができるように、事例を分類し、活動内容を紹介した。活動内容については、経年的に変わっていくことを鑑み、共通のデータシートを作成し、これに各活動主体のホームページとリンクさせる形で事例内容を知ることができるようサイトの構築を図った。
- ・ また、特筆すべき防災まちづくり活動を行っている組織については、ホームページではその内容を把握しきれないことから、調査で得られた成果も併せて紹介するようにした。

. 【支援策のご紹介】

- ・ 支援主体に制度の確認、チェックをお願いし、制度内容についてスクリーニングを行った上で、事例を参照しやすいように分類を行って、支援制度の紹介を行った。

. 【防災まちづくり工具箱】

- ・ 防災まちづくりを進める上で知っておくと役に立つ情報、危険度診断などのツール(木造家屋の耐震診断やGISを活用した危険度把握等)の紹介を行った。

. 【子どもと一緒に】

- ・ 親子で防災まちづくりを勉強するために参考になる事例、稲村の火などの紙芝居の紹介を行った。

. 【総合検索】

- ・ 防災まちづくり事例についてキーワード検索ができる検索エンジンを搭載し、関心のあるところから、防災まちづくり事例をチェックできるよう、サイトの構築を図った。

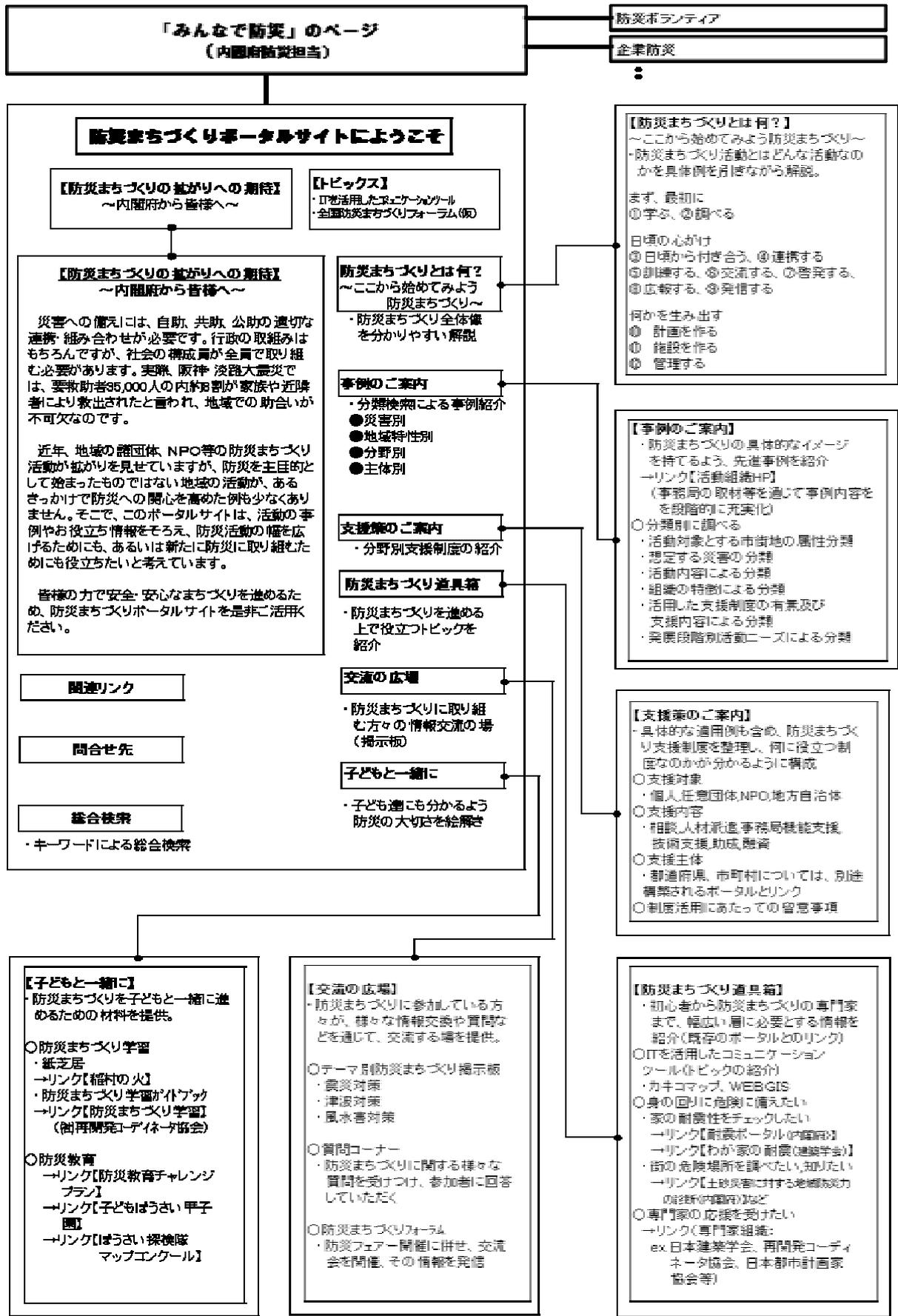


図 防災まちづくりポータルサイトの構成

3 . 防災まちづくりポータルサイト構築の効果

双方向での情報発信と交流

防災まちづくりへの取り組みを書き込む登録フォームや、掲示板、BLOG などを活用することにより、情報の陳腐化を防ぎつつ、防災まちづくりに関する情報交流と発信を行うことが可能となる。

即時の情報の発信・共有

インターネットを活用し、既存の防災まちづくり関連組織とリンクすることによって、様々な関心に応える防災まちづくり情報を、地域、時間を問わず入手することが可能となる。

活用されていない役立ち情報・ノウハウの有効活用

既に様々な専門家組織、大学等において防災教育、耐震化などの様々な役に立つ知識・情報がストックされているが、必ずしも十分に活用されていない。そこで、これらの資源を発掘し、取り込むことによって、国民各層の防災まちづくりへの関心を高めることが可能となる。

防災まちづくりへ関心を持つ人々の交流の場の提供

掲示板機能などでオンライン上の連携を行うとともに、オフラインでの防災まちづくり関係者の交流の場を提供することで、防災まちづくり活動の輪を全国に拡げることが可能となる。

4. 防災まちづくりポータルサイトコンテンツの作成

(1) 防災まちづくり事例の収集・整理

- ・防災まちづくりを広めていくためには、様々なタイプの防災まちづくり事例を集め、その具体例から、防災まちづくりへの参加そして、防災まちづくり担い手の交流を進めていくことが効果的である。
- ・そこで、NPO等において行われている防災まちづくり活動を、各種の調査等を集め、紹介に値する防災まちづくり事例を把握した。

防災まちづくり事例検討のための基礎データの整理

1) 事例収集の基礎データについて

防災まちづくり事例は、公的機関が関与し先進事例の収集整理を行った資料を、基礎データとして位置づけ、その各々活動をチェックし、実際に防災まちづくり活動を行っているもので、防災まちづくり活動として取り上げることに相応しい事例を抽出した。

表 防災まちづくり事例収集に活用した資料

データ資料名	調査主体	事例数
「民間と市場の力を活かした防災力向上に関する 専門調査会」資料	内閣府	15
安全・安心まちづくりワークショップ資料 (第1回、第2回)	特定非営利活動法人 地域交流センター	60
防災まちづくり大賞に関わる優良事例・表彰事例	消防科学総合センター	308
安全なコミュニティづくり事例集	財団法人 あしたの日 本を創る協会	22
総計(重複も含む)		405

2) 防災まちづくり事例抽出の考え方

収集した事例については、データが収録された時点では活動を行っていたものの、現時点では活動を行っていない事例や、活動団体が実質的に個人や特定企業が取り組んでおり、活動に拡がりがない事例、政治的、宗教的背景のある事例を除外し、また、活動状況の目安としてホームページ開設の有無も確認した上で、重複する事例を除外し、検討のベースとなる防災まちづくり事例として整理を行った。

なお、活動内容を整理するに当たっては、各団体に FAX、E-mail を送付し、その内容について確認を行った。

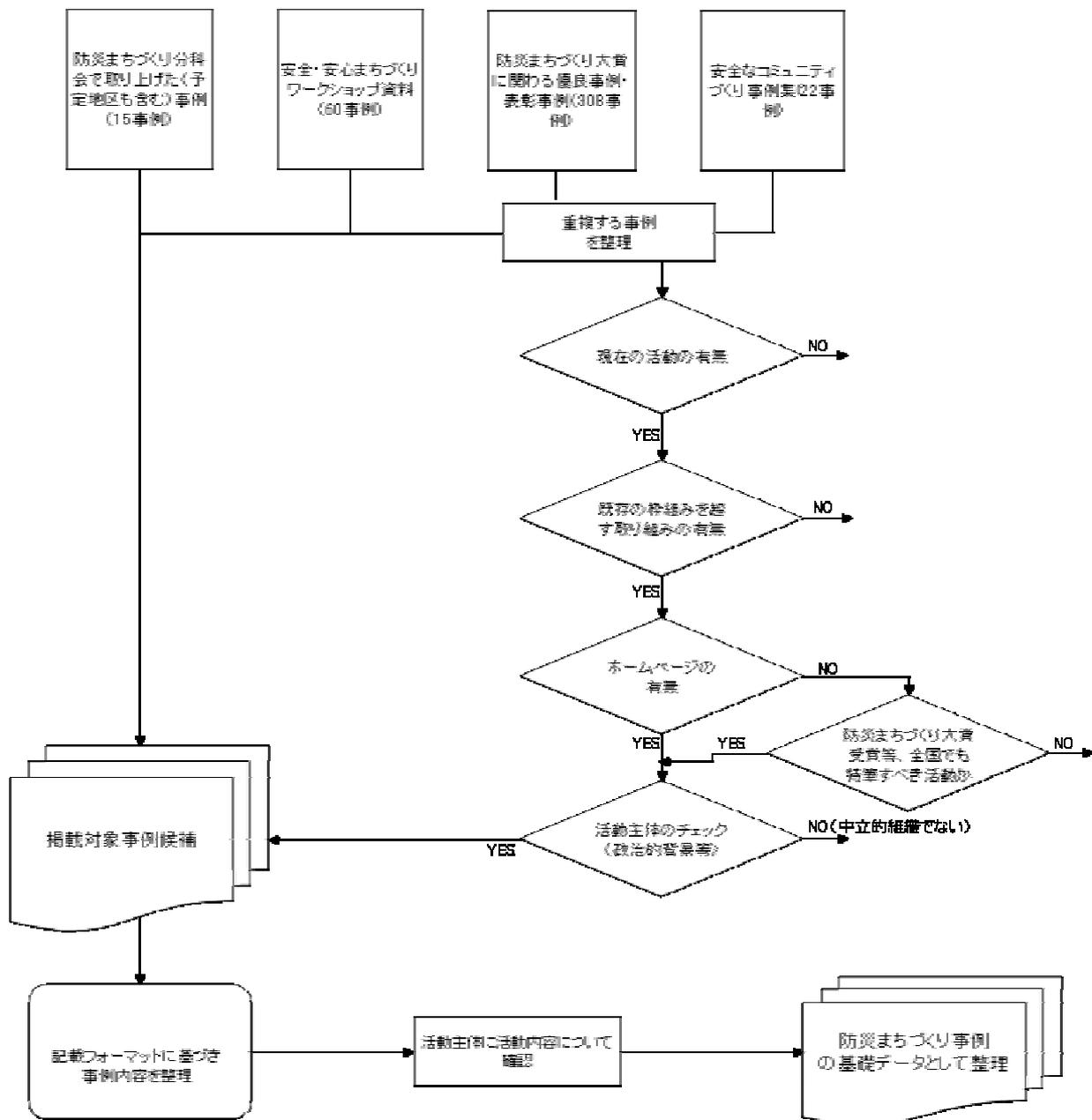


図 防災まちづくり事例抽出のフロー

3) 防災まちづくり事例抽出結果

以上のデータ収集・整理作業の結果、66事例が抽出された。

その事例リストは、下表に示すとおりである。

表 抽出された防災まちづくり事例

No	防災まちづくりの主体名
1	大水崎自主防災組織
2	特定非営利活動法人 都市防災研究会
3	大岩二丁目自主防災会
4	特定非営利活動法人 エヌピーオー・フュージョン長池
5	特定非営利活動法人 日本公開庭園機構
6	市民防災まちづくり学校
7	特定非営利活動法人 豊前の国建設倶楽部
8	特定非営利活動法人 江東区水辺に親しむ会
9	早稲田商店会
10	ひらつか防災まちづくりの会
11	目白駅周辺地区整備推進協議会
12	東京駅周辺防災隣組(東京駅・有楽町駅周辺地区帰宅困難者対策地域協力会)
13	安心安全情報連絡協議会(多摩田園都市)
14	特定非営利活動法人 ながおか生活情報交流ねっと
15	豊橋市立津田小学校
16	駒ヶ岳火山防災会議協議会
17	相島少年消防クラブ(相島BFC)
18	防災安心まちづくり委員会、および名古屋市
19	宝塚市視聴覚センター自主研究会「視聴覚教室研究会」
20	三重県大紀町
21	生地婦人防火ひまわりクラブ
22	岩手県宮古市(旧田老町)
23	特定非営利活動法人 日本災害救援ボランティアネットワーク
24	神奈川県鎌倉市 企画部総合防災課
25	臨港工場消防協議会
26	まちなかの会
27	こうべまちづくり学校
28	静岡県焼津市
29	「災害時の日本語」研究グループ、弘前大学人文学部社会言語学研究室
30	山形県鶴岡市
31	福島県下郷町 大内宿防災会

32	岩手県遠野地区防火管理者協議会（岩手県遠野地区消防事務組合）
33	なぎさニュータウンなぎさ防災会
34	守口市門真市消防組合消防本部、(株)エフエムもりぐち
35	横須賀危険物安全協会、神奈川県石油商業組合横須賀支部
36	八戸消防設備協会
37	福島県郡山市
38	那賀郡消防組合
39	松山市防災センター
40	埼玉県
41	埼玉大学教育学部附属中学 防災推進講座
42	玄界中学校少年防災クラブ
43	災害救援ボランティア推進委員会
44	八代環境パトロール隊
45	心の明かりを灯す会
46	北須磨団地自治会
47	春日井市安全なまちづくり協議会
48	八潮地区防災協議会
49	東京消防庁災害時支援ボランティア（東村山消防ボランティア）
50	神奈川県愛川町
51	ナバサクラブ（FM湘南ナバサ放送ボランティア）、SONクラブ（湘南ケーブルネットワーク放送ボランティア）
52	明親校区防災福祉コミュニティ
53	伴地区自主防災会連合会
54	毎日放送
55	御蔵通5・6丁目町づくり協議会、ボランティアグループまちコミュニケーション
56	東京都世田谷区 若林町
57	北九州市立大学、小倉南消防署、小倉南区役所、小倉南区市民防災会連合会
58	I N S岩手山火山防災検討会
59	徳島県徳島市 内町自主防災会
60	北九州市消防局
61	北九州市防災協会 小倉北支部
62	赤十字防災ボランティア「ましき」
63	清水寺警備団
64	高知市立大津小学校
65	東久留米自主防災研究会
66	株式会社エフエムあまがさき

表 抽出された防災まちづくり事例の概要

No	グループ 名称	防災まちづくり事例の概要
1	大水崎自主防災組織	<p>町の中心は、紀伊半島と低い砂丘で結ばれた地域にあり、三方を海に囲まれた上、海岸の狭い崖下の土地を埋め立て、大水崎地区が造成されている。1993(平成5年)7月、北海道南西沖地震が発生し、奥尻島などが津波により大きな被害を受けた。この災害を人ごとではないと思った町民が多く、串本町青年会議所が奥尻町長の被災報告講演会を翌年12月に開催した。この講演を聴き、土地のほとんどが海拔3メートル以下であるにもかかわらず短期間で高台に避難できる通路がなかったため、住民は大きな危機感を持った。そこで、住民の発意により平成11年に自主防災組織がまくら木等を利用して手作りの避難路を一部整備。その後、町が残り部分を整備し、自主防災組織が避難路全体の維持・管理を行っている。</p>
2	特定非営利活動法人 都市防災研究会	<p>都市防災研究会は、元関東学院大学学長故藤本一郎氏が構想した横浜防災都市懇話会を発展的に継承し、1997(平成9年)、設立された研究会である。</p> <p>防災の専門家や意識の高い企業を中心に、書籍の出版や、講習会の開催など主に防災意識の普及啓発や、防災技術の発信などを行っている。2002年横浜市市民活動共同オフィスへの入居を経て、2004年NPO法人化した。また、併せて、神戸支部が開設された。</p>
3	大岩二丁目自主防災会	<p>静岡駅北約3kmにある閑静な住宅地において、840世帯、人口3,000人を超える規模の大きな町内会を母体に活動を行っている自主防災会。防災委員500名強が参加する、防災活動の活発な自主防災組織である。</p> <p>昭和56年にスタートした大岩二丁目自主防災会は、防災訓練の単位を、班に分けて百世帯規模で実施することによって、訓練への参加を促す工夫を行っている。また、防災台帳の作成を通じて、町内の災害時要援護者や、発災時における緊急対応可能な人材を把握し、町内の人材を活用した日常のボランティア活動と、緊急時の防災対応に関する役割を連携させる工夫を行ったり、自警団による防犯パトロールの実施など、平常時から防災対応力の強化を図る取り組みを行っている。</p>
4	特定非営利活動法人 エヌピーオ長池	<p>NPO・FUSION長池は、1995年の夏休みに「平成狸合戦ぽんぽこ」のアニメを“せせらぎ北”団地の子供達に上映したことをきっかけに、高齢化の進む多摩ニュータウンの今後を話し合う中から始まった。</p> <p>メーリングリストとホームページを使用して地域のコミュニティの創造を進めつつ、現在では、コーポラティブ住宅の実現支援、地域の情報化の支援、コミュニティペーパーの発行、長池ネーチャーセンターの管理、インターネットライブカメラを活用した安全まちづくり、などに取り組んでいる。</p>
5	特定非営利活動法人 日本公開庭園機構	<p>個人や団体が所有する庭園や緑地を、所有者主催で1年のうち数日間公開日を定めて、市民に公開してもらおう公開庭園制度を推進しているNPO。</p> <p>国立市等との協働作業により民地を活用し安全緑地を創出する事業を推進している。地域の安全性のチェックや、講習会の開催等を通じて、安全緑地づくりの活動を啓発している。</p>

6	市民防災 まちづくり り学校	<p>1978（昭和53）年、国分寺市災害危険診断地図を全戸配布、同時に、防災学校を開設。年間10回程度の講座や行事を実施。1980（昭和55）年講座を受講した市民を防災の担い手の位置づける「国分寺市民防災推進委員制度」を創設。以降、講義の内容を開発指導や地区計画制度などまちづくりに関わるものに、広げつつ、制度を継続的に実施。</p> <p>1991（平成3）年には、住民との共同調査による「防災地区カルテ」を発行。1992（平成4）年に、「市民防災まちづくり学校」と名称を変更し、現在に至る。</p> <p>また、1981（昭和56）年以降、自治会毎に、協定を結んで「防災まちづくり推進地区」を指定し、市と協定を結んでから3年間、防災まちづくりの専門家（コンサルタント）を派遣し、それぞれの地域に合った防災まちづくり活動を進めている。（7地区協定締結済み）</p>
7	特定非営 利活動法 人 豊前 の国建設 倶楽部	<p>昭和61（1986）年、平松元大分県知事の提唱する「一村一品運動」の一貫である「豊の国づくり塾」に参加したメンバーが中心となって、地域づくりグループ「豊の国中津落ちこぼれ塾」を仲間13人で結成。</p> <p>その後、大分と福周の県境を流れる山国川を舞台にした“大綱引き”のイベントを開催することで、「県境を越えた」交流が始まった。また、1995年の阪神淡路大震災では、地域活動で得た経験を生かし、40名で1000人分の炊き出しを4ヵ所（4000人分）で行った。</p> <p>現在は、山国川流域を舞台にした様々な交流イベントを通じて新たなコミュニティの構築を目指し、山国川流域の消防団協働で、災害弱者といわれる過疎地高齢者の地域避難訓練などの活動を実施している。</p>
8	特定非営 利活動法 人 江東 区の水辺 に親しむ 会	<p>河川が流れていたり、水辺に接している地域の住民の方々に対して、今以上に水辺を身近に感じていただき、地域がさらに豊かで楽しいものとなるよう、河川や水辺に関するまちづくり、環境、景観、交流の活動とおして、江東区民に役立つことを目的として活動している。</p> <p>河川や水辺の視察見学会に加えて、東京海洋大学と協力し、江東区民の交流を深めながら、『江東区の水辺と緑を活かしたまちづくり考える懇談会』を実施、また、具体的な防災にも資するまちづくりとして、水辺を活かしたまちづくり（塩浜地区）の企画・提案活動も行っている。</p>
9	早稲田商 店会	<p>エコステーションなど、環境問題への取り組みから始め、自分たちの身の周りにある問題を、自分たちがやりやすいやり方でやっていくことで動ける、そんな実感を持ち、教育の問題、高齢者の問題、地域の安心・安全の問題、留学生の方や地域にお住まいの各国の方たちとのかかわり方など、いろいろな問題を自分たちにできるやり方で取り組んでいこうという活動を行ってきた。</p> <p>その延長線上で、まちで暮らす人間でなければ出来ない震災対策の活動や、日本中の商店街の仲間が互いに助け合う事業の必要性を感じ、防災まちづくりに取り組んでいる。</p> <p>具体的には 震災疎開パッケージ（被災時に一時的に地方に疎開できる仕組み（発災以前は各地の名産品を受取る））の販売、防災キャンプの実施、災害時要援護者の支援（大学生の協力を得て独居高齢者の住宅の窓ガラスに飛散防止フィルムを貼るボランティア活動を実施、高齢者独居世帯への学生下宿の世話）、震災グッズ販売（企業とタイアップし、飛散防止フィルムなど、震災グッズを販売）などをおこなっている。</p>

10	ひらつか 防災まち づくりの 会	<p>元々、福祉活動、コミュニティ活動が盛んで NPO となったまちづくりグループが複数ある花水地区で、大震災の時はどうなるのかという不安を住民が持っていたところ、阪神・淡路大震災の再現 CD を見る機会があり、一挙に、様々な NPO をつないで、防災まちづくりを進めようというアクションが拡がり、「ひらつか防災まちづくりの会」が発足することとなった。</p> <p>そして、各団体と連携しつつ、40 回の防災講演会、8 回の D I G（防災まち探検）、メディアとの連携、耐震補強モデル事業、外国語防災マニュアルの作成、I T 防災、災害対策シミュレーションなどに取り組んでいる。</p>
11	目白駅周 辺地区整 備推進協 議会	<p>平成元年に目白駅を中心に目白通り沿いに前後 500m の地域の町会、商店会、地域グループ、学習院、川村学園、日本女子大などの学校、デザインなどの会社で構成された、目白駅周辺地区整備推進協議会ができ、目白駅前の再開事業、駅前広場整備などについて協議を行う場となった。</p> <p>再開発が一段落後、平成 14 年度からは、目白通り整備も含め、「防災」、「防犯」というテーマで当該地区の将来を考える活動に入っていった。</p> <p>新たに整備された駅前広場を活用したイベントの実施や、WEBGIS を活用して（東京大学・都市計画研究室、(財)都市計画協会の協力の下でインターネット上の地図に防災関連情報を書き込み、共有する仕組み『カキコマップ』を立ち上げ）、街歩きなどを通じて、地域の危険度把握を行い、防災まちづくりについての提案活動を行っている。</p>
12	東京駅周 辺防災隣 組(東京 駅・有楽 町駅周辺 地区帰宅 困難者対 策地域協 力会)	<p>千代田区大手町、丸の内、有楽町地区（大丸有地区）は面積約 119.1ha、従業者数 21.4 万人、日本の GDP の 20%の企業本社が集中する地区であり、わが国の経済活動の中核機能が集中している。</p> <p>昭和 63 年に作られた大丸有地区再開発推進協議会のまちづくり検討会の中で、「防災」について検討を行い、マグニチュード 7 級の直下型地震が発生した場合、千代田区では 60 万人を超える帰宅困難者が発生することを明らかになったことを受けて、企業が非常時に協力し活動を行う「東京駅周辺防災隣組」に結実した。</p> <p>千代田区と協力し、帰宅困難者避難訓練を実施するとともに、非常時の情報共有システムの検討などを進めている。</p>
13	安心安全 情報連絡 協議会 (多摩田 園都市)	<p>東急グループが開発した田園都市線沿線地域約 5000ha（人口約 50 万人）を対象として、防災という観点から、多摩田園都市の地域防災力を高めること目的に、多摩田園都市防災まちづくり実行委員会が立ち上げられ、インターネットの利用率が高く、高額所得者が多いという地域の特性を活かした防災まちづくり活動が進められている。現在では「多摩田園都市防災まちづくり実行委員会」を発展的に解消し、「安心安全情報連絡協議会」を設立、継続している。</p> <p>具体的には、コミュニティ FM を活用した防災情報発信、 サロンド防災中川（防災知識を得て、まちづくりに参加できるスペース）の設置・運営、 シンポジウムの開催などを行って来た。現在は、サロンド防災（中川）の移転先を「NPO 法人青葉まちづくりフォーラム」により選定中。</p>

14	特定非営利活動法人ながおか生活情報交流ねっと	<p>地域のさまざまな人たちのパワーを結集し、地域情報の流通を促進し、地域住民の交流連携を推進することにより、地域のIT化支援及び地域の活性化を図り、情報化時代に対応した豊かな地域社会の実現を目指すため、長岡市及び周辺町村の6市町村の住民、行政職員、住民活動団体など、さまざまな人・組織が連携して立ち上げられた組織。</p> <p>住民活動組織に対するIT支援・イベント開催支援と独自企画のまちづくりイベントの企画実行を行っている。</p> <p>新潟・福島豪雨災害や新潟県中越地震において、各種BLOG及びITシステム構築を行うことによって、復旧・復興に大きな力を発揮した。また、実話を基に絵本の作成なども行っている。</p>
15	豊橋市立津田小学校	<p>本校では、総合的学習の大テーマを「生きる」とし、3年生は「地域の人と仲よくなるう」、4年生は「豊川と私たちの使う水」、5年生では「私たちの考えた安全な家・街」、6年生では「地震・防災」を学年テーマにして防災学習を進めている。子どもの防災学習が家庭を変え、各家庭の意識改革が地域に広がっていけば、地域防災を進める原動力となって、地域の防災対策も進んでいくものと考えた。</p> <p>本校では、数年前から夏季休業中にPTAの協力を得ながら子供の冒険心を満たす活動として「学校お泊まり会」を実施してきた。さらに、平成14年度には、特色ある学校づくりの一環として予算を取り、これまでの「学校お泊まり会」と、地域住民と学校が一緒になって行う防災対応訓練とを組み合わせた体験活動『津田小アドバイザー』として、新たに計画・実施した。</p> <p>平成16年度は、活動3年目となり、冬における防災体験活動に重点をおき、「学校お泊まり会」をやめ、防災無線の使用訓練やDIG活動、総合学習の発表「効果的な防災対策」等も加え、実際の地震を見据えた活動を行った。</p>
16	駒ヶ岳火山防災会議協議会	<p>火山防災に関する地域住民等への啓発事業として、昭和59年より「壁貼りタイプの防災ポスター（3回配付）」や「小冊子タイプの防災ハンドブック（6回配付）」を2年から3年に1回作成。協議会活動地域の全家庭に配布することにより地域住民の防災意識を高め、火山噴火に備えて、日頃からいざという時の準備を呼びかけている。</p> <p>また、次の時代を担う子供達にも駒ヶ岳火山のことを知ってもらうため、防災ハンドブックに子供のページをもうけるなどの工夫や防災教育用CD「駒ヶ岳の噴火のヒミツを探れ」を作成、学校への配付もしている。</p> <p>さらに、防災関係機関職員等のために「駒ヶ岳火山噴火地域防災計画図・昭和4年大噴火の記録」や「行政資料型ハザードマップ及び関係資料」を作成配付、防災講演会やフォーラム・シンポジウムの開催等、火山噴火に備えた防災教育・啓発活動にも努めている。</p> <p>全国の活火山を抱える自治体等から当協議会で作成した火山防災ハンドブック、火山防災ビデオ、協議会・啓発活動の歩み等関係資料の恵贈依頼も多く、火山防災の参考になればと送付をしている。</p>

17	相島少年 消防クラ ブ（相島 BFC）	<p>昭和 23 年 7 月、生徒会の申し合わせにより、中学生の奉仕活動として「火の用心」を島内に呼びかけ、警火を促すため全校生徒が参加する夜回り活動を開始した。昭和 28 年 7 月に少年消防隊として再編成され、昭和 30 年 11 月に少年消防クラブとして再編成された。</p> <p>目的は、火災予防の普及宣伝および防火思想の向上をはかる、団体規律にのっとり、団体規律行動を学ぶ、初期消火活動に努力する、団体行動により、よき社会人となるよう自主性を育てる、としている。</p> <p>現在は、全校生徒が 4 名と少なくなったが、小型ポンプを使ったポンプ操法の訓練や消火器を使った初期消火訓練、心肺蘇生法訓練、「火の用心」を呼びかける夜回り活動、全家庭への「火の用心」のステッカー配布などの活動を続けている。</p>
18	防災安心 まちづく り委員 会、およ び名古屋 市	<p>本市においては、地域防災に関する新たな枠組みづくりが必要となり、地域、事業所、行政が一体となった防災協働社会の実現を目的として防災安心まちづくり事業を実施するに至った。</p> <p>平成 11 年度には住民公聴を実施し、その結果を踏まえ、平成 12 年度には市内全 16 区の各区に 1 学区（小学校区）ずつ、地域の特性・実情にあった防火・防災活動を企画・立案・調整するリーダー的な組織として、地域の代表者で構成する防災安心まちづくり運動学区推進委員会を設置し、「防災安心まちづくり」モデル事業を実施した。そして、平成 13 年度から市内全 260 学区（平成 17 年 4 月 1 日現在、261 学区）に防災安心まちづくり委員会を組織し、防災安心まちづくり事業を全面的に開始した。</p> <p>地域における市民が主体となった活動を「防災安心まちづくり運動」として位置付け、防災安心まちづくり委員会を中心として行政との連携に基づきながら、地域の特性・実情に応じて様々な防火・防災活動に地域が主体的に取り組み、自助・共助の促進を図ることにより、地域防災力の向上を図っているところである。</p> <p>また、平成 14 年 4 月に本市が東海地震に関する「地震防災対策強化地域」に指定されたことなどに伴い、東海・東南海地震対策を運動の重点事項に定め、市民・事業所・行政が一体となって地震対策に取り組んでいるところである。</p>
19	宝塚市視 聴覚セン ター自主 研究会 「視聴覚 教育研究 会」	<p>平成 9 年夏休みの研究課題に、宝塚市長尾台小学校 5 年生の健史君が、災害時の備えについて近くの住民 107 世帯を訪ねて調査した。それをもとにビデオ教材化していった。そのビデオ教材を平成 10 年 6 月に市内市立小中養護学校幼稚園に配布し、10 月に解説書を配布した。</p> <p>ビデオでは、まず健史君が、家族と災害時の備えについて会話するところから始まる。そこで、近くの住民 107 世帯を訪ねて調査し、その結果を学級で発表する。途中、阪神・淡路大震災の市内の記録映像や、アンケート結果を字幕などで織り込みながら解説している。さらに、学級全体の取り組みの広がり、新たな課題設定から市役所で災害対策の担当職員等の話を聞く等、グループ調査・発表へと発展していく様子を描いている。</p> <p>市内学校幼稚園に配布し、授業での試写活用を促し、当該地域への防災高揚に寄与した。また、自治会等の団体への貸し出しなど、当該地域への防災啓発に寄与した。</p>

20	三重県大紀町	<p>河川が取り囲むようにして流れ、高台への避難コースの確保が難しい地域に、人工的避難地として緊急避難塔（錦タワー）の整備を行った。</p> <p>錦タワーは、円筒形の鉄筋コンクリート製で高さ 21.8m の 5 階建てであり、東南海地震津波の高さ 6.5m を基準に、2 階（8.1m）以上は浸水しない想定のもと、緊急時には 500 人程度避難できるスペースを確保することが可能である。</p> <p>津波災害から生命を守る「安心」の塔として地域住民から親しまれ、防災意識の高揚が図られている。津波が来襲の際、どの場所からも 5 分以内に高台に避難することができるようになり、地域住民が安心して生活が営めるようになった。また、地震災害に対する避難所を利用した住民避難訓練は年中行事の一つとして定着し、毎年 9 月と 12 月に実施されている。</p>
21	生地婦人防火ひまわりクラブ	<p>黒部市生地地区は、海岸線に長く伸び、風の強いところであることから、昔から火事が多かった。火事を減らすには住民の防火意識を高めるしかないとの市の判断と強い要請で、26 年ほど前に防火クラブが結成された。</p> <p>5 年後、「消火器や消火栓の取扱いや救急救護の練習など、地道な訓練を続けているのが防火クラブの存在を地域住民に知ってもらい、多くの人にその輪の中の一員に加わって欲しい」と考えるようになり、町主催で開かれる公民館フェスティバルの舞台の上からのアピールに取り組むこととした。</p> <p>平成 4 年には、火災原因 1 位のてんぷら油火災をテーマに寸劇風にした。その後、継続して活動を続け、平成 10 年は、地震をテーマに「あ 地震！その時あなたはどうする。地震から身を守る十か条」というテーマで行った。</p> <p>クラブ員の役員はほとんど結成当時のままで、会員の数は徐々に増えている。「我が家から火事を出すまい」と申し合わせ、一家に一人のクラブ員を目指して確実な活動を行っている。地区の防災マップ作りなども行われ、ここ数年は地震災害への関心が高まっている。</p>
22	岩手県宮古市（旧田老町）	<p>旧田老町は、過去に幾度となく津波による壊滅的な被害を受けてきた歴史があり、「津波田老」とまでいわれてきた。昭和 8 年の「三陸大津波」では 911 人が犠牲となっている。</p> <p>津波後の村議会では、津波にたびたび襲われ、再建をしてはまた流されるの繰り返しで、高台への移住や、全村民が満州にでも移住するか、といったようなことが真剣に議論された。しかし、村民一丸となって復興対策を進めることとなり、「田老村災害復旧工事計画」がたてられ百年の大計が始まった。</p> <p>昭和 3 陸大津波の翌年から始まった災害復興計画は、大防潮堤、安全に避難しやすい市街地の整備、避難路・避難場所の整備、防災行政無線の整備、津波観測システム等が整備され「津波に強いまちづくり」が進められており、かつて「津波太郎（田老）」とまで言われた町が「防災の町田老」として生まれ変わった。</p> <p>昭和 53 年に、津波対策としては世界的にも類のない大防波堤が完成した。その後津波による被害もなく、全国的にも津波に強い町ということで防災関係者、学者、児童生徒等視察に訪れる人が多くなった。全国沿岸市町村の中には、この旧田老町の防災施設を参考に、施設整備を進めている自治体も数多くある。</p>

23	特定非営利活動法人 日本災害救援ボランティアネットワーク	<p>阪神・淡路大震災で得た教訓を、大人だけでなく、次世代を担う子どもたちにも伝えていく仕組みづくりの一つとして、子どもたちを対象にした「わがまち再発見！ワークショップ」を企画し実施している。</p> <p>これは、実際に子どもたちがグループで地域を探検し、「まちの安全」をキーワードに自分たちで防災や防犯面でちょっと気になるところをチェックしながら、ワークシートにその状況や感じたことを記入し、撮った写真などをもとに『ちょっと気になるわがまちマップ』としてまとめるプログラムである。</p> <p>このプログラムの趣旨は、自分たちが住んでいるまちを歩き、自分たちの目でまちをチェックし、気になるところなどを発見するところにある。大人がいろいろと教えるのではなく、子どもたちが自分で気付き発見することで、喜びを感じ、楽しく活動させるところがポイントである。</p> <p>また、地域住民の方々と接することによって、自分たちが地域の一員であることを再認識し、より地域に関心をもつことで安全・安心につなげたいという狙いも込めている。</p> <p>主催者は、防災のことを意識して子どもたちに発見させるように仕掛けを用意するが、あえて「防災」ということばを使わないので、この活動を“防災とはいわない防災”とも言っている。</p>
24	神奈川県 鎌倉市 企画部総合防災課	<p>市民の中から防災リ - ダ - を育成し、市民の手による防災活動の強化を図るため、鎌倉市市民防災大学を開講し、防災ひとづくりに努めている。開講期間は毎年7月から1月までで、受講者の募集については広報紙への掲載や自主防災組織等への呼びかけなどを通じて行っている。</p> <p>講座の内容としては、消火訓練、放水体験、普通救命講習、防災資機材取扱訓練、県の防災センター - 研修、市総合防災訓練への参加、防災シンポジウムへの出席などで、実践的な訓練や実習を中心に年間7回（おおむね月1回）程度行っている。必要な課程を終了した受講者は、鎌倉市地域防災推進員として認定している。</p> <p>平成8年度終了者62名、同9年度69名、同10年度65名の合計196名が修了し鎌倉市地域防災推進員として、地域の防災リ - ダ - として地域防災力向上のための活動が期待される。</p>

25	臨港工場 消防協議 会	<p>昭和 35 年、当地区に存在する工場等の集合体とした臨港工場消防協議会を設立し、相互の情報交換などを通じ地域の安全を向上させている。この協議会の事業の一つで、平成 4 年から毎月 6 月に定められた危険物安全週間の関係事業として、会員事業所における防災対策についての発表会を行っている。</p> <p>発表会の趣旨は、会員事業所が取り組んだ災害予防活動の体験や防災システム等について発表し合い、参加会員相互の安全性について再認識することにより、会員全体の災害予防能力の向上を目指している。また、日頃、情報交換の機会の少ない異業種事業所間の情報交換もこのような活動を通して活発となり、思わぬヒントを得て災害予防に努めている。</p> <p>発表会の場では、毎年 3、4 事業所が発表を行っているが、聴講している会員も防災担当者が主体となっており、発表内容は言わば石油化学等に関する専門的なものが多い傾向にある。</p> <p>平成 17 年度の発表内容は、「重油タンク油漏れ事故」「屋外タンク底板の腐食モニタリングに関する報告」「連続触媒再生式接触改質装置（CCR）の配管漏洩事故」「MMST 工法による大断面トンネルの構築」で、このように互いの防災ノウハウや事件事例等を発表し合うことにより、会員事業所の防災担当者の防災意識の向上、ひいては地域の安全に大いに寄与している。</p>
26	まちなかの会	<p>赤堤地域（赤堤 1～5 丁目）は世田谷区の中央北側に位置し、東側には東急世田谷線、南側には小田急小田原線、北側には京王電鉄京王線が走り、3 本の軌道に囲まれた住宅地で、自主防災が強く求められている地域である。</p> <p>昨今、特に都心では近所付き合いも少なく、他人の子どもには無関心な大人が増え、子ども達は塾やテレビゲームで忙しく、外で泥だらけになって遊ぶ子どもが少なくなった。このことは、この地域でも同様であり、子どもたちが社会貢献などを理解しないまま成長し、いざ大きな災害が起こったとき、お互いに助け合うことができないのではという不安があった。こうした中、平成 6 年 12 月、地域の世話好きな有志が集まり、「将来を託す地域の子どもたちに『人はお互いに助け合って生きていること』を理解させ、健全育成と防災意識の向上を図ること」を目的に「まちなかの会」を発足した。</p> <p>活動は試行錯誤しながら進めていたが、平成 7 年 1 月に発生した阪神・淡路大震災で注目された応急救護、避難誘導、安否確認、避難所生活など隣人同士の助け合いの大切さに着目し、「助け合おうみんなのまち」をテーマに、キャンプ体験の中に防災訓練を取り込んだ「まちなかキャンプ」を立ち上げた。平成 7 年から開始し、平成 17 年 7 月で 11 回目を迎え、地域住民もとりこみ、多くの子どもたちに貴重な防災キャンプを体験させ、地域コミュニティの場として住民間の連帯を深めている。</p>

27	こうべまちづくり学校	<p>平成9年9月、市民が安全についての専門的、実践的な知識を学び、地域のまちづくり活動を担う人材育成を目的に、「こうべ市民安全まちづくり大学」を創設した。平成14年度からは他のまちづくりに関する講座を統合し、「こうべまちづくり学校」を開校した。</p> <p>「こうべまちづくり学校」では、まちづくりに関する基礎的な考え方を学ぶ基礎講座と、専門的知識を学び考える専修講座の2講座で構成され、専修講座には防災に関するコースとして、「安全で安心なまちをつくる」防災・防犯コースとコミュニティづくりコースの2コースを設けている。</p> <p>防災・防犯コースは、安全で安心なまちづくりに必要な知識の習得を目的にした専門家による講演会形式の講座で、地震や土砂災害、様々なテーマで講演を行っている。コミュニティづくりコースは、コミュニティ安全マップづくりや災害図上訓練等、住民参加の安全なまちづくりのために役立つ手法を、ワークショップを通じて身につけることを目指している。</p> <p>両コースを修了した受講生のうち、希望者は市民安全推進員として登録され、地域での安全で安心なまちづくりの実践活動を行っていただくこととしている。市は市民安全推進員に対し、各種の情報提供や上級コース等の研修機会を設けることなどによって、その活動を支援していく。</p> <p>平成16年度末現在、修了生274名が市民安全推進員として登録している。推進員はそれぞれの地域において、コミュニティ安全マップの作成、子どもの視点からのまちの点検、災害図上訓練の実施、防災・防犯講習会の開催など、さまざまな形で安全なまちづくりを進めている。</p>
28	静岡県焼津市	<p>平成7年12月、「自分の命は自分で守る」、「自分達の地域は自分達で守る」の原則のもと、消防、警察及び自衛隊による組織的な救助活動が開始される前に、住民自らが救助・救出にあたる任務を持った救助隊を、市内の全自主防災組織内に編成した。</p> <p>各救助隊は、ロープ結索法や救助資機材の取り扱いなどの訓練を定期的に行っており、その指導には消防署救助隊や消防団員があたっている。各救助隊は、それぞれの地域における防災訓練等において、習得した技術・知識を他の自主防災会員に指導伝達し、いざという時に誰もが慌てず落ち着いて救助・救出活動ができるよう努めている。</p> <p>市としては、バール・スコップ・ジャッキ等の救助救出用の資機材を支給してきたが、近年は、地域の実情にあわせた資機材の整備を図るため補助制度を導入している。なお、当市における自主防災組織は、昭和51年度から昭和53年度の3年間で、自治会組織を母体として全市内において結成され、組織率は100%となっている。</p> <p>救助隊員を通じて一般の自主防災会員に広く救助・救出のための技術・知識が伝えられているため、市全体の救助・救出態勢は格段に向上したと考えられ、大規模災害時における効果ははかりしれない。</p>

29	「災害時の日本語」研究グループ、弘前大学人文学部社会学言語学研究室	<p>阪神・淡路大震災は、日本における外国人対策の不十分さを認識させた。外国人被災者の多くは日本語も英語も十分に理解できない人たちであり、そのような人たちを情報弱者にさせないための方策をどうするかを考える必要があった。</p> <p>そこで、日本語に不慣れな外国人住民に緊急性の高い情報をどう伝えるかの調査を、社会言語学や日本語教育学を専門とする言語研究者が集まって行った。本事例は、日本語にも英語にも不慣れな外国人住民が、より適切な行動をとれるようにする情報の提供方法についてマニュアルとしてまとめたもので（「災害時に使う外国人のための日本語」マニュアル（全国版））、実際に弘前市で地域独自のものを作成し、市に提案した（「災害時に使う外国人のための日本語」マニュアル（コミュニティ版））。</p> <p>全国版の作成により、災害研究者や防災担当者が扱いきれなかった外国人向けの緊急情報の与え方を示すことができた。また、コミュニティ版の作成により、外国人のための地域に密着した防災システムの基盤ができた。新聞・テレビ・ラジオなどで紹介され、全国から問合せが殺到し、同様のマニュアルを作りたいという意見が多数届き、随時発送している。要請があれば、マニュアルの説明会も行っている。</p>
30	山形県鶴岡市	<p>平成7年度末、市内21の全小学校区単位で自主防災組織が結成され、その組織の育成強化を図ってきた。自主防災組織員の防災意識の高揚や、知識・技術の普及を図ることが目的である。</p> <p>平成10年度からは、小学校区単位の自主防災組織はある程度充実したと考え、さらに末端までの浸透を図るため、防災活動の主体となる町内会単位組織の結成、並びに育成強化に重点をおいて取り組んでいる。</p> <p>町内会単位自主防災組織は、平成8年度末には僅か30組織であったにもかかわらず、平成9年度末には73組織、平成10年度は132組織と増え、現在では組織率が95%を超えており、町内会等の防災に対する意識が年々高まっていることの顕れであると考えている。</p>
31	福島県下郷町 大内宿防災会	<p>「大内宿」は、寄棟造りの茅葺屋根として、昭和56年4月、国重要伝統的建造物群保有地区として選定を受けた。平成5年4月1日に「下郷町大内宿防災会」が発足し、単体では消防団、婦人消防隊、大内宿火消組（大内地区消防団0Bで組織）、江川小学校大内分校少年消防クラブが加わり、それぞれ特有の活動を展開し、平成10年度に自主防災組織として充実した組織活動を確立した。</p> <p>消防団は、火防検査と毎日の放送広報による予防活動のほか実戦訓練等を実施し、婦人消防隊は消防団との同歩調での活動を行っている。また大内宿火消組は、日中の消防団員不足解消、団員との交歓、古式腕用ポンプ使用の放水による広報等を実施している。少年消防クラブは、春休みと夏休みに、拍子木をたたきながら一晩に2回の夜回りをするほか、花火をする日を年1回8月15日と定めて固く守る等、子どもも役割を果たしている。</p> <p>このように、伝統的に引き継がれた相互扶助の精神から「下郷町大内宿防災会」を発足させ、全世帯が会員として加入し活動している。その他、各隊が特徴ある活動をして予防活動及び有事の際の消火体制を確立するとともに、一部補助を受けながらも独自の防災予算を確保し、積極的に文化財保護のため絶えず研鑽し改善を図っている。</p>

32	<p>岩手県遠野地区防火管理者協議会 (岩手県遠野地区消防事務組合)</p>	<p>管内事業所等に火災予防並びに防火思想の普及を図るため、防火管理者の行う防火管理について必要な知識・技術を研究し、会員相互の連絡協調を図り、防火管理を推進するため次のような各事業を展開している。(1)モデル事業所総合消防訓練、(2)防火管理者研修会、(3)会報の発刊。</p> <p>平成11年度から会員事業所の従業員を対象とした従業員防災教育を実施し、防火管理業務の充実、強化並びに家庭内における「火の用心」意識の向上を図る。事業所を挙げて一丸となってモデル事業所総合消防訓練を公開した会員事業所を表彰する。</p> <p>「企業は、地域の一住民」という意識が醸成されている。これまで事業所単位で計画、実行されてきた防火管理の重要性を基礎に、協議会に加入し、交流・研究することによって、災害時の地域住民に対する支援活動を視野にいれての防災活動へと発展している。具体的には、付近住宅の初期消火、小型動力ポンプを駆使しての延焼防止、傷病者の救護施設として場所の提供、飲料水の提供などである。このため、救急医療週間中の救急講演会、応急処置の講習会等にも欠かさず参加している。</p> <p>また、隣接企業間においては、出火を想定しての合同消防訓練の計画もあるなど、協議会活動よっての交流が活かされている。</p>
33	<p>なぎさニュータウンなぎさ防災会</p>	<p>なぎさニュータウンでは、昭和55年8月に自主防災組織を結成して防災に取り組んできたが、1,339世帯の都市型共同住宅ということから、必ずしも順調な運営とは言えなかった。そのような中で、平成7年1月、阪神・淡路大地震が発生したことから、阪神地域においてなぎさニュータウンと同条件である臨海部の高層共同住宅の被害状況を調査するとともに、資料収集や分析を行った。</p> <p>また、平成8年9月には、東京直下地震の被害想定も公表され、「自分たちの街は自分たちで守ろう」という自主防災意識が一層高まり、同年12月「防災会」という防災リーダー組織を結成した。そして、この組織が中心となって、都市型マンションにおける危機管理のあり方、防災コミュニティのあり方、地震発生時のあり方等について検討し、様々な防災対策に取り組んでいる。</p> <p>阪神・淡路大震災の教訓を生かして結成された「防災会」が、強力なリーダーシップのもと、「防災」から「お祭り」まで、都市型マンションの住民に「人の輪」をつくりあげた。防災の意識づけや高度な防災行動力に加え、各棟への防災倉庫の整備や各種防災資機材の整備も着々と進み、まさに災害に強い街へと変貌している。</p>

34	守口市門真市消防組合消防本部、(株)エフエムもりぐち	<p>本システムは、全国のコミュニティ放送局に先駆け、阪神・淡路大震災後の平成7年8月に構築されたもので、24時間対応するものである。</p> <p>放送局が通常無人となる午後7時から翌朝7時までの時間帯には、守口市門真市消防組合消防本部の通信指令室の一角に設けられた遠隔放送マイクを利用して、消防職員が守口・門真両市内で発生した火災情報、地震情報等を直接放送している。一方、昼間の時間帯には、消防本部よりリアルタイムで情報をファックス送信し、アナウンサーが通常番組に割り込んで放送している。地震情報についても、消防本部に設置した地震計の震度を消防職員が同じく放送し、市民に市内の震度を一早く知らせる体制になっている。</p> <p>さらに、平常時の市民への防災情報提供についても、放送局のスタジオと消防本部通信指令室の間で、13時20分と17時の一日2回各5分間、前日及び当日の消防事故概要等を全職員が担当して放送している。加えて、毎月1、2回消防職員が放送局スタジオに出向き、約15分間の生番組「いきいきライフもりぐち」に出演して、防災について訴えている。</p> <p>緊急情報放送システムがスタートして数年が過ぎ、市民に理解され、アナウンサー役の消防職員も市民の顔を浮かべながら放送できるようになった。</p>
35	横須賀危険物安全協会、神奈川県石油商業組合横須賀支部	<p>横須賀危険物安全協会と神奈川県石油商業組合横須賀支部の両団体が「地域社会の安全に寄与する活動を積極的に推進していきたい」との申し出により、横須賀市消防局と検討を重ねた結果、ガソリンスタンドに「市民救命士」を配置するとともに応急救急セットを配備し、「市民救命士のいる店」として表示ステッカーを作成し掲出している。</p> <p>市民救命士とはガソリンスタンドの危険物保安監督者などの従業員で、消防局の開催する応急手当の普及講習のうち普通救命講習会以上を受講し、その修了証の交付を受け的確な応急手当が実施できる人達を言う。</p> <p>この市民救命士が市内に点在するガソリンスタンドに配置され、その周辺において傷病者が発生した際、いち早く現場に駆けつけ、配備されている応急救急セットを活用し、必要な応急手当を行って救急隊に引き継ぐという、いわゆる救命の連鎖を繋ぎ、救命率の向上と市民生活の安全を確保しようとするものである。</p> <p>さらに、大規模災害時には避難者の救出救護、応急手当を積極的に実施し、必要であれば応急救急セットの貸し出しを行う。</p> <p>応急救急セットは、横須賀危険物安全協会が購入して講習修了者に配備し、「市民救命士のいる店」の表示ステッカーは、神奈川県石油商業組合横須賀支部が作成し、講習修了者の配置されたスタンドに配布している。現在、市内の92%のガソリンスタンドに市民救命士が配置されている。</p>

36	八戸消防 設備協会	<p>八戸消防設備協会は、「消防設備士の養成と資質の向上を図り、消防用設備等の設置とその機能維持の完璧を期し、地域社会の福祉に寄与しよう」との呼びかけに賛同した79の事業所によって昭和50年10月に設立された。職種により、電気工事、管工事、消火器、メーカー、管理者の5つの部会で構成されている。</p> <p>活動が軌道にのった4年目の総会において、地域社会に貢献できる活動をしようという発議があった。討論した結果、「災害弱者である高齢者を火災から守ることが防災の一翼を担っている協会としての責務である」との認識に至り、一人暮らし老人家庭を主な対象として奉仕活動を行うこととなった。消火器・家庭用火災感知器の取付け及び電気・ガス器具などの点検補修を行い、出火防止を図ることにより、高齢者を火災から守ろうとするものである。</p> <p>この活動のねらいは、奉仕活動にとどまらず、地域ぐるみの防災意識を醸成させることにある。地域のどこにどんな人が生活し、防災上どのようなリスクを背負っているか住民がよく知り、普段から注意を向けて声をかけ合う、こういった気配りが地域防災の原点であると考えている。</p>
37	福島県郡 山市	<p>本市では、昭和61年に「8.5水害」、平成10年に「平成10年8月末豪雨災害」という2度の大きな水害を経験した。そこで、防災行政無線の整備を始め、情報収集伝達体制に力を入れている。特に、迅速かつ的確で「わかりやすい」情報として、デジタルカメラ、パソコンを活用することで、「画像」による情報収集伝達体制を構築しているところである。</p> <p>平成12年8月に実施された市総合防災訓練の中で、デジタルカメラ、携帯電話、パソコン、インターネット等の情報通信機器、ITを活用し、市役所（災害対策本部）と市及び消防本部の出先機関並びに避難所となる小学校などにおいて、ネットワーク型の情報収集伝達訓練を先駆的に実施した。各種システムを活用し、災害対策本部で画像を中心とした情報を収集するとともに、インターネットのホームページにより情報を伝達した。</p> <p>リアルタイムでわかりやすい「画像情報」を収集し、ホームページに掲載することにより、何処からでも情報を入手することができるという「共有化」の点で成果があった。また、国、県、市、避難所の連携などにも役立った。</p>
38	那賀郡消 防組合	<p>郡内の人口が急増し都市化が進むなかで、災害に強いまちづくりの一環として、子供の時から防災意識を植えつけようと、管内の保育園(所)及び幼稚園の32か所すべてに幼年消防クラブが結成され、園児、指導者、保護者が防火防災の啓蒙啓発活動に積極的に取り組んでいる。そのような中で、小学生に対しては防火防災意識の向上を目的とした「防災博士講座」を実施した。</p> <p>主な対象は小学4年生で、社会科の校外授業に位置づけられている消防署見学の中で、防災博士チャレンジ講座として開催している。内容は、オリジナルな「防災博士講座テキスト」を作り消防署の仕事を理解してもらうとともに、那賀郡防災センターの体験施設を利用し、地震体験、煙体験、消防車両、救助訓練等の見学を行っている。本講座終了後、夏休み期間中に、ポスター公募や、更にステップアップした「防災博士初級認定講座」も実施している。</p>

38	那賀郡消防組合	<p>小学4年生が対象であるが、兄弟姉妹なども受講したい要望がある時は受け入れることにしている。同伴の保護者にも受講してもらい、受講者には修了証及び認定カードを交付している。初級認定講座は那賀郡の小学校合同で実施するため、他の小学校の交流も兼ね、夏休みの楽しい思い出作りにもなると好評を得ている。近年では更に高度な中級認定講座も新設されている。</p>
39	松山市防災センター	<p>市民の防火・防災意識の高揚を目的に、保健所庁舎の整備に併せ、防災センターを整備した。</p> <p>自主防災組織や女性防火クラブ構成員の高齢化などにより、10歳代後半の中学・高校生等から30歳代の成年層の年代における防災意識の向上が課題となっている。このため、施設の対象年齢を幅広いものとするため、以下の特色を持ったものとした。1.小学生以下でも防災に関する導入をスムーズにするため、アイキャッチキャラクターを設置するなど、親子で楽しみながら学ぶ防災施設とした。2.地震災害の怖さを体験してもらうため、被災現場を再現したリアルな実寸大モデルを設置。3.可能な限り文字表現を少なくし、ビジュアルな構成とした視聴覚体験コーナーを設置。</p> <p>市の広報誌やテレビ番組・全市民への利用案内等により、平成12年のオープン以来、約4万人の市民等が防災センターを利用し体験学習を実施した。</p>
40	埼玉県	<p>地域の安全性、危険性を点検する仕組みづくりを検討するために、平成11年度に「防災まちづくりデータの効果的整備・活用に関する基礎調査」を行い、学識経験者等からなる調査研究委員会を設置した。</p> <p>委員会では、地震災害等の地域危険度に関する客観的データの整備状況を点検し、防災まちづくりの促進に資する効果的なデータの再編整備の検討を行うとともに、県民への有効な情報提供方策や防災まちづくりを促進する仕組みの検討を行った。その結果、平成12年度に県民への有効な情報提供方策として、大規模な地震の発生による災害の危険度、安全度に関する情報を、全県を対象とする既存の調査をもとに地図上に示した「震災に強いまちづくり点検マップ」を作成した。</p> <p>埼玉県として、初めて全県レベルの震災に強いまちづくりへの点検情報を地図情報(GIS)として再編整備し、県民向けの紙情報としての点検マップパンフレット(関連する講習会やイベントでも配布)、パソコンユーザー向けのWEB、学術研究者向けのCD-ROMなど、多様な媒体での情報提供を行っている。CD-ROMは防災に関心の高い県民なども独自に活用している。</p> <p>なお、平成14年度に一部内容を改め、「震災予防のまちづくり点検マップ」として発行している。</p>

41	埼玉大学 教育学部 附属中学校 防災 推進講座	<p>本校では防災推進講座を開設しており、テーマを「災害に強い町作り」と設定している。「災害に強い町作り」を行うには、まず町がどのような状態にあるのかを知る必要がある。そこで、身近な自宅から駅までの防災マップを作ることになった。</p> <p>生徒各個人がそれぞれの調べる区間ごとに、危険性の高い場所や安全な場所を中心に記入した防災マップを製作した。主に、消火栓、避難場所、防火水槽などをそれぞれ調べて記入した。製作については、地図を利用して町の中を調査し、その地図に書きこんでいく形で作っていった。これにより、町の診断も同時にすることができた。さらに、防災マップを製作する過程で、地域住民に対して防災に関する取り組みについての聞き取り調査も行った。</p> <p>防災マップを製作することにより、防災に対する意識が向上し、町を防災という観点で意識しながら行動できるようになった。今後は、防災マップを改良して、どこへ出しても恥ずかしくないものにするとともに、災害時にどうしたらいいか家族で話し合いの場を設けるようにしたい。また、次に製作する際は、安全な場所をもっと探して、さらに役立つものにしたい。</p>
42	玄界中学 校少年消 防クラブ	<p>玄界島島民のほとんどは漁業従事者であり、出漁中における島内の防災活動は高齢者、婦人、子供が主体となっている。このため、昭和46年7月に玄界中学校少年消防クラブが結成された。同クラブは3年生が正クラブ員で1・2年生が準クラブ員として全校生徒で構成されている。</p> <p>活動は一年間を通して、正クラブ員を中心に7回程度訓練等の活動を行っている。内容は、島内に設置されている消火栓の調査や消火栓からの放水訓練、土壌を使った水防工法、心肺蘇生法を含めた応急処置などである。訓練指導は、管轄する西消防署と福岡市防災協会が当たり、教職員及び玄界島婦人自衛消防隊防火クラブが補助指導する。この他、火災予防運動時には島民の防災意識を高揚するため、予防広報等を実施している。</p> <p>同クラブは発足後30年以上を経過し、島内における位置づけも高く、島に残る同クラブ出身者の防災に関する意識レベルは非常に高い。なお、同クラブ発足後の玄界島における住宅火災発生は2件であり、犠牲者もない。</p>
43	災害救援 ボランテ ィア推進 委員会	<p>阪神・淡路大震災を教訓に1995年(平成7年)7月に東京で設立。災害救援ボランティアリーダーの育成・登録と地域防災力向上を目的とする民間団体で、下記の4つの事業を行っている。</p> <p>講座事業として、災害ボランティアのリーダー養成と認定。登録事業として、リーダー登録と地域ネットワーク編成。地域事業として、自主防災会・学校・企業の防災活動への支援。救援事業として、被災地での活動への支援。</p> <p>活動の中心地域は東京、神奈川、千葉、埼玉、茨城、群馬の関東首都圏である。これまでに4日間の基礎講座で災害救援ボランティアリーダーを4000人近く認定している。うち、3300人近くが登録し、首都圏の主要な地域でネットワークを編成している。新潟県中越地震の支援活動では、群馬県と協働して1000名近くのボランティアを被災地に派遣した。</p>

44	八代環境 パトロー ル隊	<p>富山県氷見市八代地区は、人口が700人強、高齢化率40%を超える過疎化の進んでいる地区である。</p> <p>2000(平成12)年2月に「悪質商法追放モデル地区」に指定され、防犯組合が一人住まいの高齢者宅への訪問などの活動を行う中で大量のゴミ不法投棄を発見、これをきっかけに地区内の有志を募って、2001(平成13)年6月に「八代環境パトロール隊」が結成された。</p> <p>その後、ゴミ不法投棄物発見・回収、一人住まいの高齢者宅への訪問活動、地すべりの予兆現象の発見活動などを実施している。</p> <p>活動費は市から林道の下草刈りを請負い、得た収入を充当。毎月第2・第4日曜日を活動日とし、2人1組の4班編成で、警戒パトロールを実施。2003(平成15)年3月には、隊員が中心となり地区全体の防災訓練も実施した。</p> <p>当地区は不感地帯(70%強)であり、活動に不便さと危険性があり、車載型無線機6台、携帯4台を使用している。犯罪者や災害現場などの早期発見と未然防止、不法投棄者の摘発、隊員の安全を守るなどに威力を発揮している。</p> <p>NPO法人を設立し、平成17年10月1日より地域コミュニティバスの運行を行う予定。</p>
45	心のあかりを灯す会	<p>平成14年1月19日(当時は、希望のあかりを灯す会)から毎年、阪神・淡路大震災の発災日周辺の土曜日に開催している。</p> <p>当会は、練馬区防災課と一緒に区民の防災活動の支援を行う区民防災組織であり、『災害に負けないで頑張ろう!灯そう心の灯り』を合い言葉に、防災教育の支援を行ってきた。</p> <p>神戸市東遊園地にある「希望のあかり」から分灯した灯りを囲み、被災体験を語り継ぐとともに、その教訓を生かし、また三宅島噴火災害等の自然災害を通して、命の大切さや人への思いやりを、子どもたちに伝えている。</p> <p>さまざまな事業のほか、定例的に会議を開催し、会員間の防災情報の共有化を図り、会員の防災意識の高揚につなげている。また、子どもたちの前で防災意識を伝えることで、子どもたちの反応を肌で感じることができる。</p>
46	北須磨団地自治会	<p>当団地は、兵庫労働金庫15周年記念事業として1967年11月に入居を開始した世界的にも稀な労働者住宅団地である。1968年、北須磨団地自治会が結成され、活動が始まった。</p> <p>1995年1月17日阪神・淡路大震災が発生。当地区は市街地と比べて被害が少なく、全壊7戸、半壊119戸。断水による給水対策や市街地への被災者救援活動が活発に行われた。</p> <p>1997年5月、須磨小学生連続殺傷事件が発生。地域住民による多井畑小学校児童の登下校時の送迎や夜間パトロールを実施した。この事件を契機に、自治会独自で防災防犯センターを設立、自治会役員が常駐し、よろず相談、小中高校生の勉強や地域ふれあいの場として活用されている。</p> <p>1996年10月には防災・福祉コミュニティを結成し、1999年10月には団地内ウォークラリーを重ねて安全について総点検するとともに、8回の検討委員会を開催し、友が丘安全マップを完成させ、全戸に配布した。また、毎年12月には総合防災訓練を実施しており、小学生から高齢者まで焼く1000人の参加者が集っている。</p>

47	春日井市 安全なまちづくり 協議会	<p>本協議会は、市民が安全で安心して暮らせるまちを目指して設立された。犯罪や災害に強い都市基盤の整備や、地域のふれあいと連帯の中で「安全ネットワーク」の形成など、市民と行政が一体になった活動を展開することにより、まちも心も明るい「安全都市・春日井」を実現をしていくことが目的である。</p> <p>本協議会は春日井市長を会長とし、市内 115 の各種団体に参加をいただいている。協議会は 5 つの部会に分かれ、それぞれの活動を展開している。また、安全アカデミーを卒業し、さらに養成講座を修了した「安全・安心まちづくりポニター」213 人や、安全アカデミーを卒業した女性を中心となって結成された「安全・安心まちづくり女性フォーラム実行委員会」31 人、そして小学校区ごとに地域の団体から推薦された 190 人の推進員も活動している。なお「ポニター」とは春日井市の造語で、「ボランティア+モニター」という意味である。</p> <p>平成 14 年 11 月に開催の全国安全都市市民サミットにおいて、市民レベルでの安全・安心まちづくりについて「全国安全都市市民サミット～2002 春日井宣言」を採択し、全国に発信した。また、平成 15 年 11 月、市民レベルから始まった安全・安心まちづくりから、安全・安心に関する自治体の役割、人材育成などをテーマとして、「全国安全都市首長サミット」を開催した。</p>
48	八潮地区 防災協議会	<p>平成 2 年 9 月、パークタウン内各自治会及び防災区民組織(自主防災組織)による統一した自主防災組織を結成するとともに、パークタウン全域の人命安全確保を目的とした八潮地区防災協議会を結成し、毎年総合防災訓練を行ってきた。平成 7 年 1 月 17 日の阪神・淡路大震災における被害発生状況を教訓に、地域における早期の被害把握の必要性を痛感し、ブロックごとの地域を限定した訓練と、パークタウン全域を対象とした総合訓練を毎年実施している。</p> <p>また、平成 13 年度から、アマチュア無線・インターネット通信等を駆使し、パークタウン全体の被害状況の早期情報収集訓練に変え、防災区民組織等への指揮系統の一元化体制の構築に飛躍的な効果を挙げている。</p>
49	東京消防 庁災害時 支援ボラ ンティア (東村山 消防ボラ ンティ ア)	<p>東村山消防署に登録している東京消防庁災害時支援ボランティアは、平成 7 年 11 月に発足し、147 名(平成 17 年現在)の登録者で活動を行っている。</p> <p>発足当初は、消防署の指導のもと、知識・技術の向上を図ってきたが、訓練に参加するきっかけを見いだすことができない登録者があり、登録者内からボランティアの活性化を図らなければならないという意見が提示された。このため、平成 10 年にリーダー会を自主的に立ち上げ、組織体制を確立し、種々の活性化対策を打ち出した。また、消防署で実施する消防演習、震災訓練等の各種防火・防災訓練に積極的に参加した。さらに、中高生や市民に対する普通救命講習にも積極的に指導の補助を行い、登録者個々の知識・技術の向上を図った。この他、地域のイベント会場等においても防災コーナーの一端を担当し、住民への防災ボランティアの認識と防災意識の向上を図ってきた。</p> <p>多くの訓練への参加を通じ、活動体制の組織化や訓練の充実を図られ、自分たちの街は自分たちで守るという考えを地域住民に強く意識づけられて、年々地域住民との防災ネットワークが育成されている。</p>

50	神奈川県 愛川町	<p>愛川町では、阪神・淡路大震災後の平成7年度に防災アセスメントを実施し、平成8年度に地域防災計画の抜本的修正を行った。その際、計画策定の前提となる被害想定を負傷者数を、これまでの600人から1,200人としている。この負傷者に対する応急手当については、恐らく救急隊では対応できないことが想定されることから、町民の防災行動力が求められる。また、増加する救急需要の中、救命への期待はますます大きくなり、救命手当の普及は時代の要請となっている。</p> <p>そこで、本町では町民に対して、災害時に期待される初期消火、救出、避難誘導活動などとあわせ、救護活動に必要な応急手当の普及の推進につとめている。具体的には、昭和52年から平成4年まで「婦人の救急教室」を中心に、平成5年度から「私もわが家の救急隊員」をキャッチフレ－ズに応急手当の普及に努めている。さらに、この運動を一大町民運動とするため、平成13年5月に全国で初めてとなる「応急手当普及推進の町愛川」を宣言し、普及活動を展開している。</p> <p>普通救命講習会の受講者数は、平成10年度まで年間100人から500人未満で、平成11、12年に800人台となったが、宣言を契機に1500人以上の受講者数が見込まれる状況となった。2005年6月30日現在、7717人が普通救命講習（3時間コース）を修了し、人口比で18.56%となっている。当面の目標として、1世帯に1人の心肺蘇生法ができる人のいる町を目指している。</p>
51	ナパサクラブ（FM湘南ナパサ放送ボランティア）、SCNクラブ（湘南ケーブルネットワーク放送ボランティア）	<p>阪神・淡路大震災を契機に、コミュニティ放送局FM湘南ナパサの市民放送ボランティア「ナパサクラブ」と湘南ケーブルネットワークの「SCNクラブ」は、大地震の危険性が警告されている地域にある放送局として、どのような形態でどのような情報が発信できるか検討した。</p> <p>ナパサクラブは、発足以来、FM湘南ナパサの放送に携わるスタッフとして「いざという時に役立つナパサ」を合言葉に、いつ地震が起こっても冷静沈着に放送できるように意識を高めている。具体的には、地震対策マニュアルを作成し、地震に対する基礎知識を身に付け、地震が起こった場合には迅速に放送できるように心がけている。一方、SCNクラブは、被災後の混乱の中、ケーブルテレビでは放送をすぐに立ち上げることができない可能性が高いが、ラジオは比較的早い段階で放送を開始することができると考えていた。</p> <p>そこで、同じ地域に存在する放送局として、大きな地震が発生した場合、どのような放送が可能かをお互いに検討した。その結果、誕生したのがラジオとテレビの市民ボランティアによる共同製作番組「地震！！その時あなたは」である。毎月、平塚を中心とした地域の防災関係者をゲストに迎えている。日常的なゲストの出演により、防災の一番の基礎である顔の見える関係を築くことを目標としている。</p>

52	明親校区 防災福祉 コミュニ ティ	<p>神戸市では、阪神・淡路大震災の教訓をもとに、福祉活動と防災活動を進める防災福祉コミュニティの結成に力を入れており、明親校区防災福祉コミュニティは神戸市兵庫区ではじめて結成された組織である。</p> <p>明親校区防災福祉コミュニティでは、住民を主体として地域内の6つの企業と「大規模災害時における地域協力についての覚書」を締結している。締結後、協定企業と協力して防災訓練を実施するとともに、事業所訪問や防災交流会を開催してきた。また、活動内容を防火防災面から「健全な地域づくり」へと課題を広げた。その結果、地域内の小中学校の子ども達に地域への関心と防火防災への関心を持ってもらい、地域のふれあいを広げ、子ども達の健全な育成に寄与しようと防災訓練等を実施している。</p> <p>地域住民と地域内企業との信頼関係が深まり、子ども達とふれあうことにより、防火防災だけでなく非行の防止などにもつながり、安全で安心して暮らせるまちづくりが進められている。</p>
53	伴地区自 主防災会 連合会	<p>広島市安佐南区の伴地区では、3小学校区21の全町内会に自主防災会組織が結成され、それぞれが防災活動に取り組んで来た。平成7年9月に3小学校区を連合化してからは、伴地区自主防災会連合会として組織的な防災活動を活発に展開している。</p> <p>特に、平成11年6月29日に発生した豪雨災害（6・29豪雨災害）は、広島市において莫大な人的・物的被害をもたらし、市政始まって以来の大災害となった。これを契機に地区住民の防災に対する「危機管理意識」は一気に高まった。</p> <p>伴地区においても甚大な被害が発生したものの、地域住民はこの災害から得た体験や教訓を将来に伝え、地域の防災対応能力を高める良い機会として捕らえた。それ以後、防災マップの作成、災害危険箇所の調査、地区内の災害弱者世帯の把握、生活避難場所運営マニュアルに基づく夜間宿泊訓練等、地区住民が一丸となって独自の防災活動を展開してきた。一方、防災関係機関とも綿密な連携を取り、総合防災訓練や防災フェアをはじめ、防災関係機関が行う各種防災行事には地区をあげて積極的に参加するなど、現在は4小学校区22の全町内会を含む地域と行政とが一体となって「災害に強いまちづくり・人づくり」を行っている。</p>

54	毎日放送	<p>被災者に必要な情報を提供し、被災者の心の支えになるような番組をめざして誕生したのが「ネットワーク1・17」である。平成17年で11年目を迎え、「阪神・淡路大震災の記憶を語り継ぐこと」と「防災の基礎知識を伝えること」を2本の柱に継続している。</p> <p>平成7年4月15日にスタート。被災地の今を記録しながら問題点・課題を探り、復興の現実を見つめ、「被災地に向けた、被災者のための、被災者の支えとなる番組」を目指した。住居・仕事・福祉・まちづくり・ボランティア・行政・法律など様々なテーマを取り上げ、テーマに関するゲストに出演してもらっている。また、新たな災害による被災者を1人でも少なくしたいと考え、平成10年頃から「防災」のテーマを積極的に取り入れている。</p> <p>平成9年1月17日には、毎日放送と大阪タクシー協会が協力し、タクシー防災リポーター制度がスタートした。リポート車は、大阪タクシー協会会員の20社20車両を使用。リポーター乗務員は約50人で、任期は2年となっている。大地震、風水害、大事故（大火災）等が発生した場合、タクシー防災リポーターが毎日放送ラジオに情報を提供する仕組みで、毎日放送ラジオ報道デスクに専用の電話回線を設置している。日常的には、ネットワーク1・17でリポーターとして活躍しており、2年に1度研修会を開き南海地震などについて基礎知識を学んでもらっている。</p> <p>また、毎週全国で起きた地震を解説する「週間地震概況」で防災の知識啓発につとめている。</p>
55	御蔵通 5・6丁目 町づくり 協議会、 ボランテ ィアグル ープまち コミュニ ケーショ ン	<p>阪神・淡路大震災の教訓は、人と人とのつながりを深め、敏速果敢な行動ができるコミュニティ作りに尽きる。そこで、その後の土地区画整理地区への認定により、平成7年4月半ばに一世代若返る形で御蔵通5・6丁目町づくり協議会(以下まち協)が結成された。9月に入り人手が手薄なまち協の要請もあり、ボランティア団体まち・コミュニケーション(以下まち・コミ)がまち協に参加した。まち・コミは離散した住民に区画整理のイロハを説き、活動報告を行った。さらに、慰霊祭、花まつり、夏まつり、餅つき会とイベントを積極的に手伝い、郊外仮設に移った人々を一時でも呼び戻すことに貢献した。</p> <p>現在、震災前の約2/3の世帯数が戻っているが、厳密に言えば新たに市営住宅2棟(94世帯)ができたことがその大きな要因となっている。さらに、その住民の1/3は他所から来た新住民である。今に続く各種イベントは新旧住民の融和に役立っている。まち協とまち・コミが主体となって共同住宅の建設を目論み、事務局をまち・コミが引き受け、一棟完成させた。</p> <p>平成13年度には集会所建設の話が持ち上がり、市内各所の集会所見学の結果、古民家風のものが良いと意見集約された。城崎郡香住町の古民家を観光バスで見学に行き、復興基金3,000万と地区負担800万で移築を決定した。自分達でやれることは自分達でやろうと、今までに慰霊塔の基礎掘削やコンクリート打ち、新公園でのコンクリート打ちや芝張りをして実績を積んでいる。</p>

56	東京都世田谷区若林町会	<p>若林地区は世帯数が多く、狭あい道路や行き止まり道路が多い上、中央を南北に環状7号線が、東西に世田谷線(電車)が走り地域を4つに分断しており、災害に対して地域が一体となって立ち向かう態勢づくりが難しい地域である。こうした中であって、若林町会防災部は「自らの安全は自ら守る」自助の考えと、「自分たちのまちは自分たちで守る」共助の考えに立ち、地域の連帯意識を高め、心のふれあう住みよいまちづくりをめざし、昭和63年4月に活動を始めた。</p> <p>阪神・淡路大震災では、災害時の救出・救護や安否確認、高齢者や障害者等の避難誘導などで隣人同士の助け合いは不可欠であり、家族から向こう三軒両隣まで助け合いの輪を広げていくことがいかに大切かを再認識させられた。そのため、近年では、家族や隣近所相互の協力態勢を整え、いざという時に近所同士による助け合いのしくみを確立する「災害助け合いネットワークづくり」を推進している。日ごろから防災訓練、防災教室などを通して、防災行動力を向上させることはもとより、地域住民同士のコミュニケーションを深め、災害時には地域ぐるみで立ち向かえる態勢をめざし、以下の取組みを実践している。</p> <p>地域の実態把握と行政への提言(平成8年から継続)、防災ボランティアの育成(平成10年から強化して継続)、防災教室(平成11年から継続)、防災フェア(平成12年から継続)。</p>
57	北九州市立大学、小倉南消防署、小倉南区役所、小倉南区市民防災会連合会	<p>北九州市小倉南区にある北九州市立大学北方キャンパスには約4000人の学生が在籍している。彼らの多くに、地域防災や災害時のボランティア活動に関わりたいという意識があった。このような若い世代の防災意識の高まりが、地域の災害対応力の向上に繋がることから、大学当局の快諾を得て、「カレッジ防災士」事業をスタートした。</p> <p>(1) 大学生の防災・救急知識の習得。平成14年度は試行的に体育会系の学生70人に「救命講習」を実施。平成15年度からは、正規の授業の中で防災講義(1コマ90分)、救命講習(2コマ180分)を履修。平成16年度までに防災講義、救命講習を履修した。468人を「カレッジ防災士」と認定した。また平成17年度は約700人の学生が履修しており、救命講習に新たに、AED(自動体外式除細動器)の実技を取り入れた。</p> <p>(2) 「カレッジ防災士」の役割。大学または自宅周辺で大規模災害が発生した場合、初動時の救助、初期消火、避難誘導活動及び災害対策本部への情報送信などを担当する。また、災害の規模によっては、学内の施設を活用した「ボランティアセンター」の開設も担うこととなる。</p> <p>(3) 将来の展望。防災、救急の基礎知識を習得した卒業生が、それぞれの社会生活の場において、地域防災の即戦力として携わることができるとともに、本市において大規模災害が発生した場合、「カレッジ防災士」の卒業生が全国から駆けつけ、「ボランティアリーダー」の役割を果たしてくれることを期待する。</p>

58	INS 岩手山火山防災検討会	<p>岩手県内の産学官の研究交流組織である「岩手ネットワークシステム(INS)」では、地域連携の活動を活発に行っていたが、同研究会の一つである「地盤と防災研究会」の中に「INS 岩手山火山防災検討会」を立ち上げ、岩手山の火山防災について強力な旗振りを始めた。</p> <p>この検討会には、国、県、岩手山周辺 6 市町村、ライフラインから山岳協会や農業協同組合、さらには地元テレビ局や新聞社などの報道機関まで 40 余りの機関の関係者が個人の資格で参加し、忌憚の無い意見交換で縦割り行政の欠陥を補い、互いに顔が見える“ひと”と“ひと”のネットワークで公的な防災対応を先導、支援する役割を果たしてきた。</p> <p>公的な委員会が作成にあたった「岩手山火山防災マップ」や「岩手山火山防災ガイドライン」の作成、避難訓練などの実施に実質的に貢献し、検討会のメンバーが火山防災意識の啓発のために開催、あるいは参加したシンポジウムや住民説明会は 150 回を超えている。毎月第 3 土曜日に開催される会合は、1998 年 5 月の立ち上げから 54 回を数え、研究者・防災関連機関・報道機関・住民の連携による「減災」への試みは、岩手方式として注目され、わが国の今後の火山防災のあり方の指針の一つになり得るものと評価されつつある。</p>
59	徳島県徳島市 内町自主防災会	<p>1,140 世帯が加入する内町自主防災会は、徳島市で 2 番目に大きく、加入区域に市役所、ターミナルビル、裁判所、新聞社、放送局、ホテル等を抱えている市街の中心部に位置した自主防災組織である。</p> <p>当防災会は、日ごろから防火防災訓練をはじめ、図面による図上作戦等様々な活動を行っている。そのなかで、大規模災害発生時に速やかに防災体制を確立し、情報収集等の防災活動を実施するために、「内町地区防災マップ」を作成した。</p> <p>徳島市が平成 10 年に作成した防災マップには病院、避難所のほか、非常持出品のチェックリストや市内全域の主要防災機関及び液状化予測地域が記載されており、内容の充実した理解しやすいものであったが、A1 サイズと非常に大きく、折りたたまれたものであった。</p> <p>そこで当防災会は、見やすく、分かりやすく、掲示しやすいをコンセプトに、避難場所を赤、公園を緑で表示し、A3 サイズにパウチ加工を施した「内町地区防災マップ」を作成し、加入地域の全世帯及び全事業所に配布した。</p> <p>今後 30 年以内に 50%の確率で発生が予想される南海地震に、一糸乱れぬ行動で助け合える自主防災会を目指して、今後の防災対策の在り方を検討し、実践している。</p>

60	北九州市 消防局	<p>北九州市消防局では、防火・防災のプロである消防職員が「ゲストティーチャー」として小学校に出向き、小学4年生の社会科において消防職員が直接教壇に立ち、児童とふれあう児童参画型の体験授業「消防のしごと」を行うことにより、児童の防火・防災教育の充実を図ることとした。</p> <p>全国初の事業として、平成12年度から「未来の消防士」モデル事業という名称でスタートしたが、平成13年度からは「消防士さんといっしょ」に事業名を改称している。同時に、学習資料として「消防のしごと」を毎年改訂し、市内全4年生に配布している。</p> <p>小学4年生の社会科授業「火事からくらしをまもる」11時間授業(平成14年度から3・4年生社会科授業「火事をふせぐ」9時間授業)のうち2時間を担当している。具体的には、以下のような体験重視型の学習を中心に行っている。一方で、「消防のしごとの重要性」と「児童が命を守るために何ができるのか」や「命の大切さ」などを考えられる授業になるような工夫もしている。</p> <p>(1) 119番通報装置(模擬電話回線)による通報訓練、(2) スモークマシーンにより無害な煙を教室に充満させての避難訓練、(3) 訓練用水消火器を使つての消火器取扱訓練、(4) 防火服・防火帽・ゴム長靴・空気呼吸器などを実際に装着したり手で触れたりする体験、(5) 消防士の実体験を話し、命の大切さについて考える。</p> <p>平成16年度は、市内対象校(私・国立含む)134校中、121校で実施(90.3%)。平成17年度は、市内対象校136校中、132校で実施予定(97.1%。私・国立、養護学校1校含む)。</p>
61	北九州市 防災協会 小倉北支 部	<p>北九州市防災協会小倉北支部では、阪神・淡路大震災以降、「地域ぐるみの自主防災体制の確立が重要である」という行政指導とともに、事業所も地域に貢献すべきであるといった声があがり、その方策について検討を行った。その結果、火災や風水害などの災害発生時に事業所が行う災害支援体制の一つとして、平成12年12月13日に「かけこみ119番制度」を発足させた。</p> <p>市民が駆け込んできたときや自らが災害を認知したときは以下の活動を行い、会員事業所としてできる範囲内で積極的に協力し、地域の安全に関与していくものである。</p> <p>1. 119番をする。2. (駆けつけた市民に)初期消火活動や消火器の無償貸出をする。3. (駆けつけた市民に)救助資機材等の無償貸出をする。4. その他会員事業所で協力できる事項。5. 協力事業所であることを市民に知らせるためにステッカーを貼付する。</p> <p>また、同制度については様々な予防行事を通じて市民に広報するとともに、店舗や事業所の見やすい場所に「駆け込み119」のステッカーを貼付している。</p> <p>市民防災会の会合でかけこみ119番制度の市民広報を行った結果、協力事業所の近くの住民には安心を提供することができた。事業所にあつては自主防災の意識の高揚が図られ、積極的な地域への貢献姿勢が見られるようになり、災害時に近くの幼稚園等に応援駆けつけを約束する事業所が現れるなど、災害弱者への気配りが芽生えてきている。</p>

62	赤十字防 災ボラン ティア 「まし き」	<p>平成7年の阪神・淡路大震災の教訓を受け、平成8年4月～平成9年3月に、日赤熊本県支部の協力のもと、防災ボランティア養成講座が益城町において実施された。受講者は受講した知識・技能を地域社会に役立てたいと考え、益城まちおこし塾(地域づくりボランティアグループ)と協力し、主旨に賛同する町民を加え、赤十字防災ボランティア「ましき」を立ち上げた。</p> <p>防災ボランティア「ましき」を結成する時点で、所要の人員を如何に集めるかが最大の課題であった。幸い、益城町は自衛隊OBが多く住んでいる土地柄であるため、公務員退職者に的を絞って結成の趣旨説明会を実施し、賛同者をもって組織した。</p> <p>結成当時、地域における自主的な防災ボランティア団体は県内にも例を見ず、町行政に対して、その有益性・重要性を理解いただくために趣旨説明を行い、町のボランティア連絡協議会に加入するとともに、災害時の他団体との協力体制整備を取り進めた。これらの活動により、防災団体としての承認を受け、町行政との連携を図り、防災計画の中に災害時ボランティア活動等を取り込んでいただくことを強くアピールした。また、実災害地に対しては、平成9年7月の集中豪雨による山崩れ、土砂流発生時に避難所での炊き出しの実施、平成11年の台風18号では、日本赤十字熊本支部が行った宇土、八代、水俣市への救援物資輸送を支援した。</p> <p>平時の活動においても積極的に町の行事等に参加し、災害時のビデオ放映や防災ボランティアのパネル展示等を行いながら、災害時のボランティアの有益性について啓発活動に努めている。</p>
63	清水寺警 備団	<p>世界文化遺産である清水寺は年間400万人を超える参拝者があり、日本を代表する寺院である。その貴重な文化財等を維持管理し、火災等の災害から守ることを主な目的として、昭和18年頃から寺関係者が自主的な巡回警備等を実施していた。その後、昭和23年から門前町の有志の人々が集まり、巡回警備等に加わり、清水寺警備団が結成され、現在に至っている。</p> <p>通常は清水寺とその周辺地域で毎日2名1組で行う夜間巡回警備を行っている。この他、夜間特別拝観や御開帳など各種祭礼時等には特別警備を行い、年末には徹夜警備を実施している。なお、東山自衛消防連絡協議会にも所属し、毎年の訓練大会では優秀な成績をおさめている。また、東山消防署とは年2回の文化財防火運動の期間中に消防訓練を合同で実施し、防火防災の協力体制を強固にしている。</p> <p>京都市には、全国の国宝建造物の約20パーセント、重要文化財建造物の約14パーセントがある。その大切な国民の財産を火災等から守ることを目的として、文化財市民レスキュー体制の構築と育成指導を平成12年度から鋭意推進しているところである。しかし、当団体は昭和23年から先駆的な活動を展開しており、この地道でかつ継続した活動が、現在の文化財市民レスキュー体制の構築につながったものである。なお、清水寺を世界文化遺産として後世に残すためには、自助、共助及び公助が一体となって進められることが前提であり、そのモデルケースがこの歴史ある清水寺警備団である。</p>

64	高知市立 大津小学 校	<p>高知市は、平成 10 年 9 月 24 日から 25 日にかけて秋雨前線の停滞に伴う集中豪雨により大規模な被害を受けた。大津小学校校区内では、4, 164 世帯のうち 2, 594 世帯が床上浸水し、168 世帯に床下浸水の被害が発生した。また、大津小学校では、校舎・屋内運動場とも床上 150cm の浸水に見舞われ、ライフラインの復旧も含めて 10 月 1 日まで臨時休校となった。</p> <p>その時の経験をもとに大津小学校では、平成 13 年 9 月より総合的な学習の時間を活用し、本格的に「災害に強いまちづくりプロジェクト」の活動を行っている。</p> <p>具体的には、災害に対する意識付けを行うため、日本赤十字社及び高知市防災対策室から防災やボランティアについての全体的な話を聞いた。また、夏休みに地域や防災関係機関を訪問し、災害に対するインタビューや調べ学習をすることを課題として与えた。</p> <p>また、高知地方気象台・日本赤十字社・高知大学・高知市防災対策室等で防災に関する専門的な知識や情報の調査収集を実施した。また、地域の人の体験談や危険場所のチェック等も実施した。防災関係機関等での情報収集・調査・体験を付箋に書き出し、情報を整理してまとめた。それを凝縮したものを再構築し、防災パンフレットを制作した。大津地区で平成 13 年度新たに結成された自主防災組織 4 組織と合同で防災訓練を実施し、次年度からは毎年継続して子どもたちが企画・運営する「大津子ども防災訓練」を実施している。平成 16 年度には改訂版の防災パンフレットを作成し、平成 17 年度も継続してプロジェクトを進めている。</p>
65	東久留米 自主防災 研究会	<p>東久留米自主防災研究会は、市民大学“災害に強いまちづくり” 東久留米をもっと知ろう を受講した有志で平成 14 年 1 月 30 日に結成した。講座終了後、自主防災の勉強をもう少し続けてみようという人たち 14 人（男性 6 人、女性 8 人）で発足した。男性は全員サラリーマン定年退職者で、女性は専業主婦で自治会や民生委員、赤十字などでボランティア活動に参加している人たちが多い。</p> <p>「防災まちづくり学校」の開設は、例会で研究会の活動目標やスケジュールについての話し合いを続けるなかから出てきた。東久留米市を災害に強いまちにするには「防災まちづくり学校」の設立が有効であるとの結論になった。</p> <p>「防災まちづくり学校」は 9 月 25 日～12 月 18 日までの毎週木曜日に開くことになった。「自分たちのまちは自分たちで守る」という考えから合計 13 回のカリキュラムを組んだ。経費を削減するために、純然たる外部講師は「図上防災訓練」「東久留米市の農業」「先進地区の自主防災組織」の 3 回だけにし、「災害時の行政の対応」「東久留米市の都市計画・防災体制」「救急救護の講義と実習」などは市役所の関係職員にお願いした。さらに、「阪神大震災に学ぶ」「地震だ！ あなたならどうする」「家庭の安全対策」などは会員自身が講師になり、講座を受け持つことにした。</p> <p>講師の依頼、広報、会場運営などは会員が行う。自治会にダイレクトメールを送り、受講生を募集したところ、自治会や自主防災組織などから 24 人の受講希望者があった。市会議員も受講生として参加している。</p>

66	株式会社 エフエム あまがさ き	<p>尼崎市は、平成7年1月17日午前5時46分に発生したM7.2の兵庫県南部地震により推定震度6に見舞われ、甚大な被害を受けた。この震災時の教訓としては、大規模な災害が発生した直後の緊急対応期の情報、一定期間が経過した後の生活安心情報を提供することの必要性を痛感させられ、また、継続して実施していくことの重要性を認識させられた。この教訓を災害対策に生かすため、尼崎市では、震災後直ちにコミュニティFM放送局の開局に向けて取組み、平成8年10月に開局した。FM局の開設は、平常時は地域の方への様々な生活関連情報の提供を目的とするが、震災の教訓を生かし、災害の予防広報、災害発生時の緊急放送に主眼を置いたものである。そのため、尼崎市との「災害情報に関する放送の実施に関する協定書」を締結するとともに、月～金曜日の午前10時45分から防災時間として消防、防災関係者の出演とその後消防通信指令室とのホットラインをはじめ、防災週間や防災とボランティアの日にちなんだ特別番組等を企画し放送している。災害関連情報については、4時間体制で対応ができるとともに、耳の不自由な方への文字放送を実施するなど、万人に親しまれる放送番組を提供している。防火協会、防災支援隊、自主防災組織、婦人防火クラブなど、防災ボランティアに支えられたエフエム局である。</p>
----	---------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

4) 様々な視点からの防災まちづくり事例の整理

防災まちづくり事例を、様々な関心から調べ、まちづくり活動の参考事例として活用していただくため、防災まちづくり事例を様々な角度から分類整理し、活用しやすいポータルサイトの構築を図る。

地域特性別の分類

過疎地域から大丸有地区のような業務集積地区まで全国には様々な市街地がある。当然、市街地の特性に応じて、防災まちづくりの課題が変わることから市街地の特性に応じた分類を行う。また、市街地の特性の違いを明確に示すため、大都市圏と地方都市圏を分けて整理すると以下のような結果になった。

表 市街地特性による分類

市街地の分類	大都市圏 注1)	地方都市圏 注2)
都市より広域的な地域	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定非営利活動法人都市防災研究会 ・ こうべまちづくり学校 ・ 北九州市立大学、小倉南消防署、小倉南区役所、小倉南区市民防災会連合会 ・ 株式会社エフエムあまがさき ・ 防災安心まちづくり委員会、および名古屋市 ・ 「災害時の日本語」研究グループ、弘前大学人文学部社会言語学研究室 ・ 守口市門真市消防組合消防本部、(株)エフエムもりぐち ・ 兵庫県災害対策センター ・ 埼玉県 ・ ナパサクラブ(FM湘南ナパサ放送ボランティア)、S C Nクラブ(湘南ケーブルネットワーク放送) ・ 毎日放送 ・ オルタナビ防災ドットコム政策実行委員会 	<ul style="list-style-type: none"> ・ NPO 法人豊前の国建設倶楽部、 ・ NPO 法人ながおか生活情報交流ネット ・ 春日井市安全なまちづくり協議会 ・ INS 岩手山火山防災検討会 ・ 駒ヶ岳火山防災会議協議会 ・ 「災害時の日本語」研究グループ、弘前大学人文学部社会言語学研究室 ・ 八戸消防設備協会 ・ 福島県郡山市 ・ 松山市防災センター
業務系市街地	<ul style="list-style-type: none"> ・ 東京駅周辺防災隣組(千代田区) ・ 特定非営利活動法人江東区の水辺に親しむ会 ・ 臨港工場消防協議会 ・ 横須賀危険物安全協会、神奈川県石油商業組合横須賀支部 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 徳島県徳島市内町自主防災会
商業系・商住複合市街地	<ul style="list-style-type: none"> ・ 早稲田商店会(新宿区) ・ NPO 法人 江東区の水辺に親しむ会 ・ 横須賀危険物安全協会、神奈川県石油商業組合横須賀支部 ・ 目白駅周辺地区整備推進協議会 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 岩手県遠野地区防火管理者協議会(岩手県遠野地区消防事務組合)

住宅系市街地	既成市街地	<ul style="list-style-type: none"> ・大岩二丁目自主防災会 ・NPO 法人日本公開庭園機構 ・ひらつか防災まちづくりの会(平塚市) ・江東区の水辺に親しむ会(江東区) ・市民防災まちづくり学校(国分寺市) ・心のあかりを灯す会 ・明親校区防災福祉コミュニティ ・御蔵通 5・6 丁目町づくり協議会、ボランティアグループまちコミュニケーション ・東久留米自主防災会 ・豊橋市立津田小学校 ・特定非営利活動法人 日本災害救援ボランティアネットワーク ・玉川田園調布会 ・まちなかの会 ・横須賀危険物安全協会、神奈川県石油商業組合横須賀支部 ・埼玉大学教育学部附属中学校 防災推進講座 ・東京消防庁災害時ボランティア(東村山消防ボランティア) ・神奈川県愛川町 ・東京都世田谷区 若林町会 ・北九州市消防局 ・北九州市防災協会 小倉北支部 ・目白駅周辺地区整備推進協議会 	<ul style="list-style-type: none"> ・大水崎自主防災会(和歌山県串本町) ・相島少年消防クラブ(相島BFC) ・生島婦人防火ひまわりクラブ ・八代環境パトロール隊 ・伴地区自主防災連絡会 ・宝塚市視聴覚センター自主研究会「視聴覚教育研究会」 ・三重県大紀町 ・岩手県宮古市(旧田老町) ・静岡県焼津市 ・山形県鶴岡市 ・福島県下郷町 大内宿防災会 ・岩手県遠野地区防火管理者協議会(岩手県遠野地区消防事務組合) ・那賀郡消防組合 ・玄界中学校少年少女消防クラブ ・赤十字防災ボランティア「ましき」 ・高知市立大津小学校
	新市街地(ニュータウン等)	<ul style="list-style-type: none"> ・安心安全情報連絡協議会(多摩田園都市) ・なぎさニュータウンなぎさ防災会 ・北須磨団地自治会 ・八潮地区防災協議会 ・特定非営利活動法人 エヌピーオー・フュージョン長池 	

注 1)政令指定都市以上の都市及び、首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備区域

注 2)上記以外の地方都市

活動主体による分類

防災まちづくり事例が、どのような活動主体によって担われているのか、防災まちづくりの主体の分類を行った。

活動主体は、地域防災計画などに基づく住民防災組織、NPO 法人、消防署等地方自治

体など、多岐に渡る。

表 主体の特徴による分類

防災まちづくり主体の分類		組織の例
NPO、 任意団体	企業系	企業町内会 など
	住民系	まちづくりNPO など
既往の 地域組織	商工系	商店街振興組合など
	住民防災組織	自主防災会、自治会など
	その他(学校等)	小中学校,高校,大学等、公益組織(専門家組織も含む)
地方自治 体	本庁	
	消防	消防署

想定する災害による分類

防災まちづくりの支援内容の検討においては、想定する災害によって対策が異なり、それに対応する支援方策も異なることから、災害による分類を行った。

具体的には、地震対策(建物倒壊・耐震化対策、住民対応力の強化、帰宅困難者対策、津波対策)、火山対策(避難対策、住民対応力の強化)、水害対策(住民対応力の強化)である。

表 想定する災害の特徴による分類

想定する災害の分類	防災まちづくりの例
地震対策	建物倒壊・不燃化対策(市街地整備など)
	住民対応力の強化(啓発活動、情報共有など)
	帰宅困難者対策
	津波対策(避難路整備など)
火山対策	避難対策
	住民対応力の強化(啓発活動、情報共有など)
水害対策	住民対応力の強化(啓発活動、情報共有など)

防災まちづくりの内容による分類

防災情報提供、資格認定、防災技術の啓発を行うなど地域に限定されない都市を超えた広域的防災まちづくり活動と、地区の危険度把握、防災施設の設置・維持管理など地域に限定した防災まちづくり活動とに分類した。(次ページ参照)

表 防災まちづくりの内容による分類

防災まちづくり活動の分類		防災まちづくり活動の例
都市を超えた広域的防災まちづくり活動	防災情報・技術の普及・啓発	シンポジウム、講習会、防災関連技術の展示 等
	防災情報の共有・発信	ポータルサイトの構築、BLOG による情報共有、情報リンク集の運営 等
	防災ボランティアのネットワーク化、リーダー育成	防災まちづくりリーダーやコーディネータ育成、ボランティア団体、企業とのネットワークづくり
	過疎地域での広域連携による災害時要援護者支援	行政域を超えた合同訓練、過疎地高齢者の避難訓練
	専門家ネットワークによる技術支援	専門家による技術支援（耐震診断研修、相談、診断ソフトの提供 等）
地区～都市レベルでの防災まちづくり活動	地区の現状（危険度）把握	地域危険度を把握する調査の実施（街歩き、図上訓練、危険場所を示す地図の作成など）
	地区防災計画の検討・策定	地区防災計画の検討・策定
	防災施設の設置・維持管理	防災機能を持つ施設の設置（路地尊、安全緑地、避難路 など）
	子供の教育・啓発活動	防災教育（防災キャンプ、総合学習の活用、絵本、防災カルタ作成 など）
	災害時要援護者の支援	地域の見守り活動（お年寄りのお宅訪問、見守り など）
	人材の育成	防災まちづくりリーダーやコーディネータの育成（研修会、講習会など）
	防災をテーマに取込んだ地域活性化	震災疎開パッケージ、防災グッズや防災技術の啓発 など
	帰宅困難者支援対策	帰宅困難者避難訓練、市民救命士の養成 など
防犯活動	防犯パトロール など	

支援制度による事例分類

支援制度や地方自治体の委託事業により、防災まちづくり活動を行っているのか、活動の費用の確保方法を把握するため、どのような支援制度を活用して、活動を行っているかを分類したところ、以下のような分類ができることが明らかになった。

（次ページ参照）

表 支援制度から見た事例分類

防災まちづくり活動の分類	活用した支援制度
支援制度にある助成金の活用	財団、専門家組織による助成金の活用
	市町村の NPO 等活用支援制度による助成
	市街地整備等に関するハード事業補助金の活用
	国、県レベルのソフトなまちづくり支援事業の活用
支援制度にある人材派遣制度の活用	財団、専門家組織による人材派遣
	市町村の NPO 等活用支援制度による人災派遣
	市街地整備に関するハード事業による人材派遣
	国、県レベルのソフトなまちづくり支援事業の活用

活動ニーズによる事例分類

防災まちづくりが、どのような活動ニーズに基づいて行われているかを検討した結果、以下のような活動ニーズに応じ、防災まちづくりの分類ができることが明らかになった。

表 活動ニーズによる事例分類

活動の段階	活動ニーズ
初動期	防災に関する基礎知識をつけたい
	専門家と協力関係を作りたい
	街のどこが危険かを知りたい
	防災訓練を活発にしたい
	防災への関心を高めたい
充実期	仲間と協力して防災まちづくり組織を立ち上げたい
	防災まちづくりの担い手を増やしたい
	目に見える防災まちづくりの成果を上げたい
	幅広く、活動内容を広報したい
発展期	広域的な交流をしたい
	防災にも役立つコミュニティビジネスを行いたい
	新たな技術を活用して、地域の防災力を高めたい
	防災施設の維持・管理を担いたい

-2 番外ワーキング及び現地ヒアリングによる先進的事例の調査

以下に示す日程で、番外ワーキング及び、現地ヒアリングを行い、先進的な防災まちづくり事例を調査し、その取組みの概要とそこから得られたノウハウや教訓を明らかにした。

表 番外ワーキング及び現地ヒアリングの実施日程

	日 時	場 所
現地 ヒアリング 1	平成 16 年 12 月 21 日 (木) 13:00 ~ 15:30	国立市役所、 国立市安全緑地設置場所
第 1 回番外 ワーキング	平成 17 年 2 月 10 日 (木) 14:00 ~ 17:00	長池ネイチャーセンター
現地 ヒアリング 2	平成 17 年 4 月 7 日 (木) 9:50 ~ 11:50	静岡市大岩二丁目
第 2 回番外 ワーキング	平成 17 年 5 月 17 日 (火) 13:00 ~ 16:00	東京海洋大学海洋工学部 1 号館 3 階 会議室 (江東区水辺視察)
現地 ヒアリング 3	平成 17 年 6 月 3 日 (木) 13:00 ~ 15:00	国分寺市役所
現地 ヒアリング 4	平成 17 年 6 月 10 日 (月) 13:30 ~ 15:30	大分県中津市、豊前の国建設倶楽部 代表宅
現地 ヒアリング 5	平成 17 年 6 月 15 日 (水) 12:30 ~ 15:30	和歌山県串本町大水崎区

第1回番外ワーキング「FUSION長池」

実施日時：2005年2月10日（木）14：00～15：00

場 所：長池ネイチャーセンター（多摩ニュータウン内）

参加者：委員（坂本，田畑代理（関田），須永，大国（一部参加），富永，伊藤代理（守））

NPO法人フュージョン長池関係者（鈴木、高橋、平井）

地元関係者（株）エイビット（檜山，平井，橋本），サイバーシルクロード（叶）

オブザーバー：内閣官房都市再生本部事務局（三橋，鈴木，南原）

八王子市役所（原田） 多摩市役所（中村）

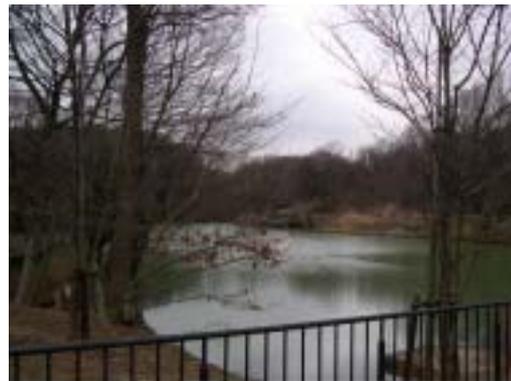
内閣府防災担当（丸谷、藤井、木村、松田）（財）都市防災研究所（守、鈴木、関口、土肥）（敬称略）

1．視察（14：00～15：00）

- ・長池ネイチャーセンター（富永一夫館長より設立の経緯、施設内容・活動の説明）
- ・周辺散策（炭焼き小屋、耕作地など：センタースタッフ、里山を守る住民活動関係者より、活動内容などの説明）



長池公園周辺



長池ネイチャーセンター方面
（左写真の反対側：谷戸・里山を保全）



長池ネイチャーセンター内部



地域の模型による説明（富永氏）



炭焼き小屋と谷戸の耕作地（手前）
（長池ネイチャーセンター隣接地）



水車小屋（右）と谷戸の耕作地
（炭焼き小屋に続く地域）

地域と防災についての意見交換会（15：00～：長池ネイチャーセンター展示室にて）



ア．鈴木亨氏

- ・インターネットを活用する“牧場のおっさん”。インターネットを学び、HPを作成。地域のメーリングリスト「ぼんぼこネット」を活用、人の輪を広げてきた。牧場の装置が壊れたときにはMLから多くの人がミルクをもらいに来て助かった。
- ・三宅島からニュータウン内の都営住宅に疎開している高齢者（農業者）へ、遊休耕作地を貸すなどの支援も行なっている（「元気牧場」）。
- ・地域の情報は大事。黙っていたらつまらない。ITを活用した活動は、はじめてみると面白い。行政はこうした活動の足を引っ張らず、援護射撃をしてくれたら幸せだ。

イ．高橋陽子氏

- ・UR都市再生機構勤務。公団職員として多摩ニュータウンに関わり、地域に転居。長池里山活動の立ち上げに関わるなど、地域活動を行っている。
 - ・地域のメーリングリストでは良質な情報のやりとりができています。人と人との信頼関係がもとになって構築されているので、ネットのチャットなどとはレベルが違う。
 - ・通信インフラを日常で楽しく使っているから、いざというときも使える。当施設が建設中火災に遭った際、MLから情報が入り、その後もMLメンバーが「見守り」をして状況を知らせてくれた。防災無線をたまの訓練時にだけ使ってもできないことだ。
- （富永氏補足）MLは「良質の使い手」がいなければこうしたことはできない。匿名で悪口などを書き込まれたら、結果ここに住めなくなる。絶対に喧嘩や議論をしない人を自分で確認して広げてきた。現在約450人が参加（まちの0.1～1%）。文章を使う人は人数に限りがあるが、その力が地域のエネルギーになった。

ウ．平井氏（エイビット檜山）

- ・インターネットカメラの開発実用化を行なうベンチャー企業代表。実用実験の場として、長池ネイチャーセンターにカメラを設置。ここでの活動状況、高尾山（平時）や八王子市街を24時間中継。「火の見やぐら」の現代版になっている。

- ・アドホック通信について、小学校の校門やマンホールなど、そばを通ると通ったことが分かる仕組みを使い「電子お守り」を開発している。防犯に使える。カナダバンクーバーで取り上げられているが、国内では制度的な問題なども含め、採用はない。
- ・安全なまちのため地域貢献が会社の利益にもなる。自分たちの技術、資金をフュージョン長池に投資していくことで、会社の知名度も上がる。
- ・テクノロジーの活用においても「平時に何をするか」が大事だ。地域の防災ネットは防災無線よりももう少し効率のいい方法で、かつ平時にも使えるようにしてほしい（防災の関係は平時には使えないという話になっていることが多い）

（富永氏補足）インターネットカメラはエイビット社の所有物で置いてあるだけという形にしている。市の管理運営施設では融通が利かないが、NPOなら言い訳がきく。防犯についてのニーズが高まっている。バス停などに電子お守りを置き、タクシー会社コールセンターなどと連携するなどアイデアはあるが、使用の許可や予算が欲しい。



センター展示室壁面に設置されたカメラ。実験により、全体が分かり、かつプライバシーが守られるカメラ位置がここ

2. 質疑

【「元気牧場」について】

（鈴木）都営住宅で「鳥のケージ」にいる感覚で元気をなくしていた三宅の人々を畑の手伝いに呼んだのがきっかけ。三宅村の福祉課長とインターネットで知り合い、何ができるかを話したことからアイデアが出た。三宅の人々の状況は、地域の人はよく知っていても、表現手段がなければ、表現できない。

【「ぼんぼこネット」について】

（鈴木）多摩ニュータウン周辺には大学がたくさんあり、インターネットの使い方を先生方が教えてくれた。ツールを得て、みんなに知らせたい地域情報をぼんぼこネットに載せることができた。（リアクションが短時間で大量にあるので）あることについてニュータウンの人がどう考えているかなど地元議員が聞いてくることもある。

（参加住民：高齢男性）ここは電線は全て地中化され、光ケーブルが玄関まで来ているので、引っ越してきてからインターネットをするようになった。（＝インフラは整っているので、やる気がある人ならすぐ始められる）

（高橋）若い人は主婦でもネットを普通に使う。PTAの知らせなど実務的な話は皆メールを使う。このまちでは地域住民の8～9割はHPをみることができる。

ただし、ぼんぼこネットは実務的な使い方とは違うものだ。今は他にもMLはいろいろ

るあり、最盛期ほど活発ではないが。

こうしたものは、最初に集まった人が実証して見せることが大切。仕組みをなげて「使いなさい」はダメだ。人が活動しているところに、応援する形で仕組みを投げる
ことが重要だ。

このまちは昼間、人がほとんど歩いていないベッドタウン。「目線」がないので、ゴミや放置自転車が溜まり、花が抜かれたりする。「良質な目線」を育てる努力が重要だが、その土地に住んでいる人しか「目線」の性質は分からないし、やれない。役所にやってくれというのはダメだ。

(富永) 東京都の職員がぼんぼこネットをはじめ、我々の活動をPRしてくれたので、社会的信用を得られた面は大きい。

【これからの計画・夢】

(富永) 多摩ニュータウンの人口統計をGIS情報にしたいと思っている。夢としては、GISに電子お守りや交通情報なども載せ、防災防犯を含めた地域まるごと平時も非常時も使える情報として発信していきたい。

3. ワーキング結果のまとめ

防災技術の普及・啓発による防災・コミュニティビジネスの促進

フュージョン長池では、新たな防災技術としてインターネットカメラを活用し、地域の防犯、防災に役立てることを検討し、実際民間企業と協力し、長池ネイチャーセンター展示室や、高尾山頂上部にインターネットカメラを設置、現代の『火の見やぐら』として、リアルタイムの現場状況をHPを通じて公開している。このような新たな防災技術の活用は、従来のまちづくり活動に防災風味のまちづくりを拡げ、防災・コミュニティビジネスの展望を拓いていく新たな可能性を示すものである。

メーリングリストの効果的活用による、地域交流とコミュニティの強化

フュージョン長池では、活動の立ち上げ期に、メーリングリストを活用した情報共有・発信に大きな効果を挙げた。

完成直前にフュージョン長池が燃えた際も、メーリングリストを通じた、火災発生時の情報共有と発信が、その後の再建に向けての地域の動きにも、プラスに働いたという指摘がされている。

このような、メーリングリストの活用のあり方は、防災を核とした、コミュニティ形成や地域交流の促進に示唆を与えるものである。

第2回番外ワーキング「NPO 法人江東区の水辺に親しむ会」

実施日時：2005年5月17日（火）13：00～16：00

場 所：東京海洋大学海洋工学部及び江東区水辺視察

参加者：委員（青山、大国、須永、井野、田畑代理（関田））

NPO法人江東区水辺に親しむ会（須永、斎藤、吉田）、東京海洋大学（庄司）
内閣府防災担当（武田、柴田、上総、西川、丸谷、地下、荘田、木村）、（財）都市
防災研究所（守、鈴木、関口、土肥）（敬称略）

1. 活動内容についての説明（13：00～13：30）

- ・2000（平成12）年9月、旧東京商船大学で開催した『水彩フェスティバル』をきっかけに、活動が拡がり、東京海洋大学と協力し、河川や水辺の視察見学会、勉強会を実施している。
- ・江東区には数多くの河川・運河があり、水辺に接している地域の住民の方々に対して、今以上に水辺を身近に感じる機会を提供し、地域がさらに豊かで楽しいものとなるよう、河川や水辺に関するまちづくり、環境、景観、交流の活動を行っている。活動は主に江東区民の意識啓発を目的としている。
- ・2002（平成14）年NPO法人化。須永淑子氏を代表として、江東区在住の住民を中心に活動、会員67名。

【活動内容についての紹介】

勉強会、見学会の実施

- ・各地の河川の状況を水害などの防災の観点や、景観形成の観点から勉強会する会議や見学会（宮村河川塾）を実施している。

交流イベントの実施

- ・商店街振興組合や観光協会、東京海洋大学などと協力して、区民や関係者の方に水辺からまちづくりを考え、地域の活性化に活かすための機会として「お江戸深川さくらまつり」、「水彩フェスティバル」などの交流イベントを実施している。

「水辺を活かしたまちづくり」の提案活動

- ・平成16年度の都市再生モデル調査の一環で『江東区の水辺と緑を活かしたまちづくり考える懇談会』を実施、具体的な防災にも資するまちづくりとして、水辺を活かしたまちづくり（塩浜地区）の企画・提案活動を実施している。

全国都市再生モデル調査の実施

- ・平成15年度の都市再生モデル調査『防災対策を考慮した水と緑のネットワーク再生事業検討業務』の中で『江東区の水辺と緑を活かしたまちづくり考える懇談会』、災害に関する意識と水と緑の利用に関するアンケート調査を実施するとともに、内部河川沿いの緑地・散策路の災害時活用に向けた実地調査を実施した。

塩浜地区における水辺を活かしたまちづくりの提案

- ・江東区の実情を受けて、水路に囲まれた塩浜地区において陸地側と水辺側の接点で、どのような防災まちづくりを進めるべきかの検討・提案活動を実施している。林立するマンションの景観の規制方策や、防災拠点となっている公園等への川側からのアクセスの確保方策などの検討を行っている。

非常時の情報提供方策の検討

- ・ベイネットワーク（江東 FM、江東ケーブルテレビ）と協力し、非常時の区民への災害情報提供の仕組みの検討を始める予定となっている。

水辺側から防災等を考える見学会の実施

- ・陸地側から見ているだけでは、気がつくことない防災面、景観面でのまちづくりの視点を得ることを目的として、東京海洋大学の協力を得て水辺から江東区の陸側を見る見学を実施している。

懇談会の実施

- ・都市再生モデル調査後も『江東区の水辺と緑を活かしたまちづくりを考える懇談会』を継続、水上交通と陸上交通を活用した周遊ネットワーク構想などを提案、検討している。

2. 運河からの水辺視察（13：30～16：00）

- ・東京海洋大学の協力を得て、2 艘の船で、江東区の運河で巡る視察を行った。東京商船大学から、運河を北に巡り、扇橋閘門でルートは、管理を委託されている東京都公園協会より、説明を受け、実際に扇橋閘門を船で通過し、再び、東京商船大学に戻った。



松尾芭蕉史跡展望公園を水辺側から眺めたところ



扇橋閘門（内水面が低いため通過する船舶のため、ここで水面の高さを調節する）



閘門操作の説明の様子



清川橋

3. まとめ

水辺側からの視点の転換による新たな防災まちづくりの

発災時陸上交通が遮断された場合、水路・河川を活用した水上交通を確保することが可能であれば、発災直後の緊急支援物資運搬に役立つ。このような観点から平常時には観光に緊急時には物資等の搬送に活用できる周遊ネットワークの提案を行っている。このような発想は、水辺側からまちを学び、研究、交流する活動から生まれている。防災まちづくりに複眼的な視点を持ち込んだ活動として注目すべき取り組みである。

現地ヒアリング1「日本公開庭園機構」

実施日時：2004年12月21日（木）13：00～15：30

場 所：国立市安全緑地設置場所、国立市役所

参加者：NPO法人日本公開庭園機構関係者（佐藤、坂井）

国立市役所 環境部 田邊、嶋崎、中島 企画部 大沼、木藤、松澤

内閣府防災担当（丸谷、木村、松田）

（財）都市防災研究所、守、鈴木、土肥）（敬称略）

1．視察（13：00～14：00）

- ・大学通り（景観を守り、緑化活動が盛んになった経緯の説明）
- ・安全緑地（設置経緯、安全緑地の整備内容の説明）



大学通り沿道（植栽帯に囲まれた緑地は市民により管理）



道路買収残地を活用した安全緑地（石材、木材は全て、リサイクルによるもの）



公園の一部を活用した設けられた安全緑地、不要な石材をベンチに活用できる配置。植栽帯をどれにしたら良いか、高さが分かるような工夫もされている。

2. 日本公開庭園機構の取り組みについての意見交換会

(14:00～16:00: 国立市役所にて)

【安全緑地提案の趣旨と経緯について】

ア. 田嶋氏 (国立市)

- ・ 国立市では、大学通りとのシンボリックな緑地空間を軸に、市域の緑を守る取り組みを積極的に進めていた。
- ・ そこに協力いただいたのが、NPO 法人日本公開庭園機構の佐藤氏であった。佐藤氏も検討に参加された国立市都市計画マスタープラン、国立市緑の基本計画の策定作業を通じて、安全緑地整備を実現しようということになり、市内に安全緑地を設置することとなった。
- ・ 佐藤氏には、これ以外も防災ボランティアの組織化などについても協力をしていただいている。

イ. 佐藤哲信氏 (NPO 法人日本公開庭園機構)

- ・ 元々、住宅デベロッパーにあり、その頃から環境共生の仕組みを組み込んだ住宅づくり、まちづくりを進めていた。
- ・ イギリスでの視察体験が核となって、ガーデニングを切り口として、一般の人たちが、身近な環境の緑化に関わっていく方策として、安全緑地という考えにたどりついた。
- ・ 安全緑地とは民地の一部を公開空地として提供することにより、防災、環境、景観、など、様々な面から地域の環境改善を実現するもの。
- ・ 大工、植木職人、建築家など、様々な専門家の協力により、実際に安全緑地を設置・整備する取り組みを進めている。
- ・ 活動を続けてきて分かったことは、ガーデニングに対しては身近な市民の関心が高まっていることである。最近、近所の主婦方がこのような活動に参加する輪が広がっている。
- ・ 成城学園では、住宅展示場の整備を行うにあたって、土地の一部を提供頂き、様々な企業からの支援を受けて、安全緑地を整備した。



成城住宅展示場内に完成した「安全緑地見本園」(環境事業団と企業の支援による整備)

【防災を切り口にした取り組みの可能性について】

- ・ 資料に防災という切り口が入っていないという指摘を受けたが、当初の発想から、街を安全にしようという防災の視点は持っていた。
- ・ 実際に、多摩地域を対象に、生活道路の安全をチェックし、これを報告書やパネルにまとめたり、個人の住宅で優れた緑化を行っている事例を取り上げ、まとめるという取り組みを行った。
- ・ 地震の時に、ブロック塀が倒れると大変危険というような、具体の事例を示し、防災意識を高めながら、安全緑地を作り出す取り組みを進めていきたい。

3.まとめ

コミュニティビジネスをインキュベートする行政・企業とのコラボレーション

日本公開庭園機構では、国立市に働きかけ、安全緑地整備を受託整備を行い、また、その後も、安全緑化を推進するため国立市からの委託を受け、ガーデン相談会・講習会を実施している。

また、成城住宅展示場内に整備された「安全緑地見本園」については、環境事業団による補助(240万円)だけでなく、10社を超える企業の支援を受け、安全緑地整備を行っている。こういった取り組みが周辺自治体にも波及し、急速に公開庭園の整備が進みはじめている。行政・企業とのコラボレーションの成功が、防災・コミュニティビジネス開始のスプリングボードとなっている稀有な事例である。

現地ヒアリング2「大岩二丁目自主防災会」

1. 活動地域の概要

- ・ 静岡県静岡市大岩二丁目は、昭和 30 年代後半から急速に宅地化が進んだ地域であり、閑静な住宅地となっている。
- ・ 840 世帯、人口 3,000 人を越える、静岡市安東学区の中でも最も大きな町内会である。転入者はほぼ全員町会に加わるが、単身赴任者は住民票を移さない者も多く、町会には加入していない。
- ・ 自主防災会へ防災委員 558 名が参加する、防災活動の活発な自主防災組織である。

図 大岩二丁目自主防災会の位置



【参考：ヒアリングについて】

- ・ 上記町会のリーダーとして活躍してこられた鈴木氏へのヒアリングを通じて、大岩 2 丁目自主防災会の活動状況を把握した。以下、ヒアリング結果を整理する。
- ・ 実施日時：2005 年 4 月 7 日（木）9：50～11：50
- ・ ヒアリング対象者：大岩 2 丁目町内会顧問 鈴木 昭二
参加者： 内閣府防災担当（丸谷、地下、木村、松田）
（財）都市防災研究所（守、鈴木、土肥） （敬称略）

2 . 防災まちづくり活動の経緯

- ・ 行政に手が廻らない活動を住民がやる主旨で昭和 56 年 5 月 1 日に、『大岩 2 丁目自主防災会』を設立した。
- ・ 防災訓練を核に、普段の町会活動との連携を図っていった。
- ・ 840 世帯あまりが在住し、世帯を持っている住人はほとんどが町会に加入している。
- ・ 初期の頃、子供会活動を活発に行っていたメンバーを中心に、防災訓練、福祉活動が広がっていった。規約（別紙 1：大岩二丁目自主防災会規約参照）を作り、それに沿った訓練を行い、集合訓練を中心に活動を開始した。



毛布と物干し竿で担架を作る訓練風景



消火器を正しく使うための訓練風景

3 . 大岩二丁目自主防災会の取り組み

- (1) 班毎に防災まちづくり活動を任せ、防災まちづくりに主体的に参加できる環境づくり
- ・ 多人数が参加する集合訓練は一般住民が一部の人の訓練を見ている、見学者的な態度になりがちである。阪神・淡路大震災を契機として参加型訓練とするために、班別防災会を作り班毎に独立した訓練を行う方向で活動を行い、それまで参加者が 8 百人規模であったものを 1,200 人規模まで増やすことができた。
 - ・ 各班内では自主防災会での役割（救出、救護など）を担うメンバーが相互に協力して防災訓練を実施している。
 - ・ 班別訓練は、距離的に身近な場所で訓練が行われるため近隣住民の出席率が上昇し、マンションのような非定住型の若年住民の多い場所でも、近くの駐車場で訓練を実施することで多人数の参加者に訓練に参加することができた。

表 大岩二丁目自主防災会の組織構成

班別防災会	世帯数	防災委員
第 1 班防災会	9 5	4 5
第 2 班防災会	7 4	7 4
第 3 班防災会	9 4	6 1
第 4 班防災会	1 0 1	6 3
第 5 班防災会	8 9	6 5
第 6 班防災会	1 2 2	8 3

第7班防災会	110	61
第8班防災会	62	52
第9班防災会	83	54
計	830	558

(2) 『自主防災台帳』の作成

- ・ 防災まちづくり活動を進める上で、地域にどの程度災害時要援護者が居るかを把握することは大変に重要であり、行政からの要請を受けて、自主防災台帳の作成を行った。
- ・ 初年度は、プライバシー保護の観点から、自主防災台帳の作成に反対する人は居た。反対する人は参加しなくても良いというスタンスでできるところから自主防災台帳の作成を進めていった。
- ・ 結果的に、地域内に様々な人材が居ることがわかり、緊急時に救護、医療など、専門的な技能を必要とする活動の担い手が見えた。
- ・ その後、毎年自主防災台帳の記入票を配り、記入、提出してもらい、台帳のメンテナンスを行っている。

図 大岩2丁目自主防災会が配布した自主防災台帳

自主防災台帳

班 組 大岩2丁目自主防災会

住所	静岡市	電話	
----	-----	----	--

No.	氏名	続柄	生年月日 M.T.S.H	血液型	昼間の居場所 (平日)	緊急時自主防へ協力 可能○ 不可能×			防災上の参考事項、 役立つ資格、技能、 要介護者、介護理由等
						平日	休日	夜間	
1									
2									
3									
4									
5									

(記入上の注意)

- (1) 緊急時の自主防への協力……小学生以下は除く。
- (2) 防災上役立つ資格、技能など……(例) 元消防団員、班団員、保健婦、看護婦、元警察官、自衛官、整体師、栄養士、調理師、救急・水難救助資格者、アマチュア無線有資格者

(3) 災害弱者の救出、避難計画の作成

- ・ 防災台帳作成の結果、災害時に援護を必要するお年寄りや障害者が把握されたことから、向こう三軒両隣の助けあいを行う、住民のリスト化を行うとともに、隣組でどう助け合うかを相談することを行っている。

図 「向こう三軒両隣援護活動」の記入表

「向こう三軒両隣援護活動」について

班 組		組長名		備 考
No	氏 名	誰が避難・救出するか記入してください		
		昼 間	夜 間	
1				
2				
3				
4				
5				

(1) 避難・救出する人を2名～3名記入してください。

(2) 備考欄には、寝たきり・歩行困難・またはどんな障害を持っているかなどを記入してください。

(4) 地域安全の会（自警団）の結成

- ・ 災害時における初期火災の発見、連絡、消火、または盗難防止など、住民の力で行うため「大岩2丁目地域安全の会」を結成し、地震対策のグループ、防犯対策のグループ、防火対策のグループに分かれて、活動を実施している。

地震対策の活動内容

- ・ 市防災課との連絡、防災用具のアンケート、使用できる家庭井戸の調査、家具転倒防止のアンケート、消火器の有無と設置場所の調査

防犯対策の活動内容

- ・ 安東交番との連絡、痴漢、悪質な訪問販売などの連絡、自転車の盗難防止、不法駐輪、放置自転車の連絡

防火対策

- ・消防署との連絡、消火栓の調査、防災週間における子どもの作文・図画、町内巡回、火の用心

(5)「自主防災会」とボランティア活動を組み合わせた組織づくり

- ・ ボランティア活動を通じて、人と人とのつながりを持ち、災害時にはボランティア活動を担う組織がそのまま自主防災会に移行できるよう、自主防災会及び、大岩2丁目福祉協力会の組織の見直しを行った。
- ・ 自主防災会は表3に示すように、自主防災台帳の作成で把握された、町内の人材活用を前提に、情報班、救出班、救護班、医療班、輸送班、物資班、消火班の7つの班に分けた。
- ・ 福祉活動と連携した取り組みを整理すると、以下のようである。

温泉の会 = 消火班

手足の不自由なお年寄りのいるお宅に梅ヶ島金山温泉よりトラック2台で、約3.5トンの源泉を運び、各家庭のお風呂に直接給湯している。

町内にたまたま梅ヶ島金山温泉の関係者が居たことから、温泉の無料提供を受け、福祉活動を実施している。偶数月の第一日曜日午前8時半から午後4時半までをかけて運搬、給湯を行っている。休日に多くの時間を割く温泉宅配活動は無償のボランティアでは長続きしないことから、有償で活動を行ってもらっており、その費用は町会費の中から出す形となっている。

車で送る会 = 輸送班

足腰の悪いお年寄りの方々が朝病院に行く時に、車で送るボランティア活動を行っている。

福祉会 = 炊き出し班

70才以上の一人暮らし老人と80才以上2人暮らし老人に毎月第3木曜日に給食サービスを行っている。材料費の実費は町会費から負担する形になっている。

こそくり会 = 救出班

お年寄りのお宅で、「戸が動きにくい」、「棚を作りたい」、「タンスが倒れないように止めて欲しい」といった要望を受けて、簡単な修理を行うなどの活動を行っている。

表 自主防災会とボランティア活動の組織の組み合わせ

No.	自主防災会での活動担当	ボランティア活動グループの名称	参加者の特徴・ボランティア活動の内容
1	情報班	アマチュア無線の会 バイクの会	アマチュア無線の有資格者 バイク、オートバイなどの所有者
2	救出班	こそくり会	大工、左官、電気、木工、塗装等建築関係で組織する。老人宅の簡単な修理等のボランティアを実施

3	救護班	訪問看護	看護婦、保健婦の有資格者。寝たきり、一人暮らしの老人のお宅を訪問、血圧測定・健康相談をする
4	医療班	訪問医療	医師の有資格者（内科、外科、整形外科、歯科）
5	輸送班	車で送る会	老人が朝病院などに行く時に車で送るボランティア
6	物資班	福社会	毎月第 木曜日に一人暮らし老人、80 才以上 2 人暮らし老人に給食宅配サービスのボランティア
7	消火班	温泉の会	偶数月第 1 日曜日に体の不自由なお年寄りのいるお宅に温泉宅配サービスを実施

表 自主防災台帳により把握された有資格者の人数

資格内容	人数
アマチュア無線有資格者	29 名
看護婦、保健婦有資格者	18 名
医師、薬剤師	9 名

(6) 防災訓練参加を促すため、参加して楽しくなるような工夫を

- ・ 防災訓練は決まりきったことを繰り返すことで、訓練参加者が飽きてしまうことも多い。このため、参加者を飽きさせない、参加して楽しくなる工夫も必要である。
- ・ 具体的には、救助犬協会から救助犬を呼んだところ非常に評判が良かった。
- ・ また、中学校で行った防災訓練では県警のレスキュー隊を呼び、バイクが障害物を越えてジャンプする実演を行った。更に、4 階からの避難訓練の際、救助袋の使用も児童には人气的であった。



防災訓練で倒壊家屋から救助する救助犬



小中学生を対象した三角巾の講習会

(8) 今後、防災まちづくりを進めていく上での課題

家庭の自助努力強化

- ・ 今後、更に充実されるべきことは各家庭の防災対応力である。ガラス飛散防止フィルム、耐震診断、耐震補修、最低3日分水と食料の備蓄などの自助努力が必要であり、アンケート調査などを通じて、意識啓発に努めている。
- ・ なお、耐震診断は無償の一方で、耐震補修にあたって県から30万円の助成制度注)があるが、かなりレベルの高い補修を行うことが要件となっており、改修費用が大きくなり、実態として助成制度を活用することが困難な状況である。

地域間相互交流による防災まちづくりの知恵の共有

- ・ 静岡県下に現在6000余りの町会があるが、その三分の二は訓練をやってはいない。また、静岡市内でも自主防災組織が無い町内会もある。
- ・ 今後、訓練活動を普及するためには個人表彰や団体表彰を受けた人々を集め、組織化し訓練を進めていくが必要であると感じている。
- ・ その上で、交流会で得た他の地域のアイデアをすぐに行うことが、活動の活性化に必要であり、大岩2丁目自主防災会での活動は他の地域の知恵を借りて行ったところも多い。

小中学校における防災対応施設の充実化

- ・ 避難所としては、学校施設を活用することになる。避難所運営も考慮に入れ、例えば、防災備品としてバケツを50個準備し、避難所生活者がトイレなどを活用する時の雑用水運搬に活用できるように準備している。
- ・ 避難所運営は、食料と水とトイレがあればできる。例えば、中学校に非常時に炊き出しを行うスペースを確保しておくことなどを通じて、小中学校と地域と結びつきの中で、防災対応力を強くしていくことも考えてみてはどうか。

注) 静岡県ではプロジェクト「TOUKAI(東海・倒壊)-0」事業の一環として、個人木造住宅耐震性強化のための支援事業を実施している。

1981年以前に建てられた個人用木造住宅の無料耐震診断

耐震診断で補修が必要になった場合、一棟当たり上限三十万円の助成

建て替えに対する融資

4 . 大岩町 2 丁目自主防災会の活動から学ぶ点

- (1) 班 (百世帯規模) ベースで防災訓練が行われ、地区レベルにリーダーの活動ノウハウが継承されている。
- ・ 防災訓練は、自主防災会全体として大枠を決めるだけで、訓練の実質的な展開は、各班に任されている。
 - ・ 従来の大規模な防災訓練では、見学するだけで実際に役立つ防災の体験にはなっていないことが多い。このため、百世帯規模の班レベルまで防災訓練の規模を小さくして、各班独自の防災訓練を行っている。
 - ・ その結果、各班の創意工夫が自由に行われ、(例えば、炊き出しの時に、熾した火を使った焼き芋を作るなど) 結果的に、町会長にリーダーシップに依存するのではなく、地区レベルで防災まちづくり活動の担い手が育っており、防災を担う人づくりに成功している。
- (2) 平常時のボランティア活動と防災活動の連携化
- ・ 大工等、建築関係の技能を持つ住民が、高齢者住宅の一部補修を行う、医者などの参加する医療班が町内在住の高齢者の健康診断を行う、消火班が温泉の宅配サービスを行うというように、平常時のボランティア活動と防災活動を連携化させることで、自主防災会への参加者が、町内住民の 2 0 % 近くにまで達する、町内ぐるみの防災活動となっている。
 - ・ 平常時のボランティア活動を、防災活動と連携化はさせていく取り組みに注目すべきである。
- (3) 町会予算の中に自主防災組織の予算が組まれている。
- ・ 大岩 2 丁目自主防災会の場合、自治会の予算枠として、防災活動の予算枠が確保されており、その中から温泉宅配サービスの活動費や、炊き出し用の材料費などが手当てされている。
 - ・ 経年的に防災まちづくり活動を行うためには、一定の活動費用を確保できるための仕組みが不可欠であり、防災活動が町会活動の一環として位置づけられ、町会において手当ての支給や実費を負担する仕掛けが組み込まれていることに注目すべきである。
- (4) 自治会の人事と並行して防災担当役職が決められている。
- ・ 自治会の人事とは別個に並行して、自主防災会の役職が決められており、防災活動の積み重ねを踏まえ、リーダーシップをとれる人材が、各班で選ばれる仕組みとなっている。
 - ・ このため、自治会人事と切り離して、各班ごとに、顔の見える人間関係の中で、防災まちづくりの担い手に参加してもらうことが可能となっている。

(別紙1：大岩二丁目自主防災会規約)

大岩二丁目自主防災会規約

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は大岩二丁目自主防災会(以下、「本会」という。)と称する。

(組 織)

第2条 本会は大岩二丁目町内会にある世帯をもって構成する。

(事務所)

第3条 本会の事務所は会長宅に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第4条 本会は、地域住民の防災意識の高揚をはかると共に、地震等の災害防止に努める。

(事 業)

第5条 本会は、前条の目的達成のため次の事業を行う。

- (1) 官庁及び上部災害対策機関との連絡調整に関する事。
- (2) 自主防災組織の編成に関する事。
- (3) 情報及び広報に関する事。
- (4) 住民の教育訓練に関する事。
- (5) 防災資機材の調達及び保管に関する事。

第3章 役 員

(役 員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 本部長 1名
- (2) 副本部長 1名
- (3) 防災委員 2名

2. 役員は、会員の互選とする。

3. 役員の任期は防災委員は2年、他は1年とする。ただし、再任することができる。

4. 必要に応じ、役員は町内会役員と兼務することができる。

(役員の仕事)

第7条 本部長は、本会を代表し、会務を総括する。

2. 副本部長は、本部長を補佐し本部長に事故あるときはその職務を代行する。
3. 防災委員は、関係機関との連絡及び会務の運営の任に当たる。

第4章 会 議

(会 議)

第8条 会議は次の事項を審議する。

- (1) 規則の改正に関する事。
- (2) 防災計画書の作成及び改正に関する事。
- (3) 事業計画に関する事。
- (4) その他会議に関する事。

第9条 地震等の災害の発生に備え、情報の伝達、初期消火等が円滑に行われるため、次の訓練を実施するものとする。

- (1) 情報伝達訓練
- (2) 初期消火訓練
- (3) 避難誘導訓練
- (4) 炊き出し訓練
- (5) 救出訓練
- (6) 救護訓練
- (7) トリアージ訓練
- (8) 警備訓練

一市街地発災型防災訓練一

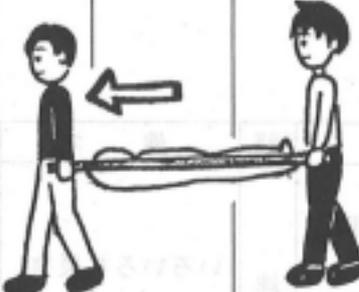
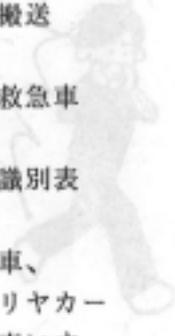
大岩2丁目自主防災会

1. 日 時 平成15年11月16日(日)
2. 場 所 町内9ヶ所が訓練会場となる。
3. 訓練内容 班別市街地発災型防災訓練
 - 訓練場所はあなたが住んでいる街です。
「どこで火災が発生するのか」「建物の倒壊はどこか」「けが人は」等は訓練開始までわかりません。
 - 発災の合図はメガホンのサイレンです。
 - 発煙筒の煙が見えたら、消火器やバケツで初期消火をします。
 - けが人がいたら応急手当をして、町内に設置した救護所に搬送します。
 - 倒壊家屋があれば皆で協力して建物の下敷きになった人を救助します。
 - 通行障害のパネルが置いてある道は通れませんので迂回して下さい。

～訓練実施要領～

時間	訓練	内容	要 領	班 報 情	備 考
9:00	情報伝達訓練	地震発生 1分後	メガホンのサイレンを合図に訓練を開始 (車道目、歩道) 火の元、家庭内の安全を確かめて訓練会場へ「つまり外に出て下さい」。 大声で住民に知らせる 消火作業、救出・救護に必要な人員、資機材の確保をする。	情 報 班	いろいろな災害に に 出 会 う ・火災の発生 ・けが人 ・家屋の倒壊



時間	訓練	内容	要領	班	備考
9:05	初期消火訓練	火災の発生 発煙筒をもって火災とする 	「消火器を集める」 必ず声を出し合う。 ●3分以内に5本の消火器を集める。 ●必要な消火器が集まったら消火班々長の指示に従う。 ●必要な消火器が集まったらホースを構えて、声を出して20数える。 ●数え終わったら手を上げて、消火したという意味表示をする。 ●消火器がない場合はバケツ2杯で消火器1本とする。	消火班	ビニール袋に水を入れて、投げて火を消すのもよい。 消火器は放射しない。 消火器・バケツ等は町内会又は自宅のものを使用する。
9:15	救出訓練	けが人の応急処置をする。 	「けが人がいるぞー」と大声を出して、助けを求める。 「必要な人員を集める」 「安全に」 歩行不能な場合…担架・車いすで救護所へ運ぶ。 動けるようであれば介添えして救護所へつれていく。	救出班	訓練開始前にけが人を指定の位置に配置する。 タンカ 車いす 
	警備訓練	班内のパトロール パトロール路線の決定	2人1組で行う。(徒歩、自転車) 不審者の発見 火災の発見 消火 パトロール実施結果…報告	警備班	ヘルメット 腕章 身分証明書 筆記具
	トリアージ訓練	負傷者の応急処置をする。	治療の救急度に応じてケガ人を処置する。 第1救護所…戸田書店駐車場 ●軽症者については各班防災本部で処置する。 ●重症者については安東小学校へ搬送する。 ●各班より救護所に搬送する。	医療班	搬送 救急車 識別表 車、リヤカー 車いす 

時間	訓練	内容	要領	経	備考
10:00	体験訓練	<p>けが人の応急処置</p> <p>小型動力ポンプによる放水訓練</p>	<p>消防救急隊による応急処置訓練</p> <p>場所…中小企業金融公庫静岡寮 駐車場（予定）</p> <p>小型動力ポンプの取扱い方について</p> <p>記念碑…………… 1. 3. 8班 大和銀行横…… 2. 4. 5班 杉山理容店北側… 6. 7. 9班</p>	<p>救護班</p> <p>消火班</p>	<p>三角巾 …東消防署</p> <p>小型動力ポンプ 3台 大岩2丁目1台 安東北部 1台 大岩本町1区 1台</p>
10:50	 <p>簡易間仕切り マジックパネル</p>	<p>家屋の倒壊による救助訓練</p>	<p>阪神淡路大震災でもこれによって多くの方が犠牲になりました。</p> <p>倒壊家屋の下にいる人を救助犬により発見する。</p> <p>救助に必要な身近かな道具と人員を確保するため、まわりに助けを求める。</p> <p>集団避難生活では弱者のプライバシーが守られる</p> <p>簡易間仕切り組立</p>	<p>救出班</p>	<p>木材、ロープ 災害救助犬協会の協力 ジャック・バル 人員確保</p> <p>4. 5 畳</p> 
11:30					
11:40	講評		各班毎に防災委員長より		
11:50	炊き出し訓練	<p>炊き出し準備</p> <p>参加者に給食を配布する</p>	<p>炊き出しの道具 食糧の運搬 8:30</p> <p>1. 炊き出し訓練 9:00～11:00 2. 給食、ウーロン茶の配布 3. 終了後、会長宅まで運ぶ。</p>	炊き出し班	<p>会長宅⇔各班</p> <p>釜、米、まきはし、コンテナ その他</p>

現地ヒアリング3「市民防災まちづくり学校」

1. 活動地域の概要

- ・ 国分寺市は、東京都西部の多摩地域に位置し、戦後に東京近郊の住宅地として急速に市街化され、昭和39年に市制施行、現在は人口約11万人、面積約11.48km²の住宅都市となっている。全市域的に市街化しており、大規模な地震に伴う火災の同時発生、延焼などの災害への対策が求められている。

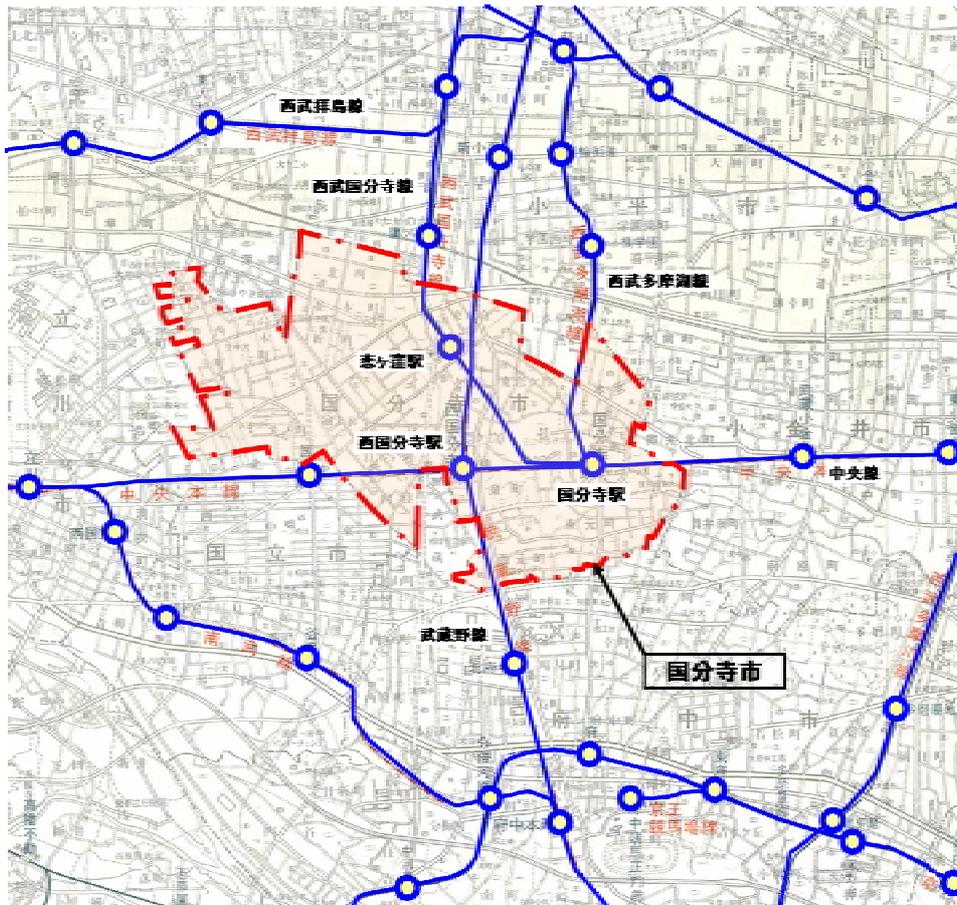


図 国分寺市の位置

【参考：ヒアリング方法について】

- ・ 市民防災まちづくり学校の担当課である国分寺市都市計画課へのヒアリングを行った。
- ・ 実施日時：2005年6月3日（木）13：00～15：00
- ・ ヒアリング対象者：国分寺市都市建設部都市計画課 課長黒木秀一、まちづくり推進担当係長 小山則夫

参加者： 内閣府地震火山担当（地下）、

（財）都市防災研究所（守、鈴木、土肥） （敬称略）

2 . 概要

- ・市が地域での防災活動のリーダーを育成するため、市民講座として「市民防災まちづくり学校」を開講。30年近くに渡ってほぼ毎年のように受講生を募り、これまでの修了者はのべ800人以上になるが、そのほとんどの者が承諾の上で「防災推進委員」としての認定を市から受けている。こうした公的な位置づけが与えられることによって他の地域住民から信頼を得、リーダーとして活動しやすくなるという効果が見られ、地域活動の円滑な展開に寄与しているという。

3 . 経緯

- ・1975（昭和50）年から翌年にかけて設置された『都市の安全性を考える委員会』によって『国分寺市における防災都市のあり方』が答申され、「地域における防災まちづくりの推進」、「市民の自主的参加」を含めた国分寺市の防災都市づくりが方向づけられ、本答申を受けて、市民防災まちづくり学校をはじめとした市民参加に基づく事業展開が図られることとなった。

4 . 活動体制

- ・国分寺市都市計画課が事務局となって、消防や建設部局などからも講師を出してもらうとともに、施設見学を企画してもらうなど、庁内の他部局からも応援を得つつ市民防災まちづくり学校を運営。

5 . 取り組みの内容

（1）市民防災まちづくり学校

- ・1978（昭和53）年に第1回の防災学校が開始され、その後、平成16年度までに24回開講し、途中1992（平成4年）年から名称も市民防災まちづくり学校に変更された。平成16年6月時点で修了者は880名となっている。これまで5年程度ごとに講座内容、開催曜日などを見直し、内容の充実化を図ってきたところで、現在では年間11回程度の講座や見学会が実施されている。



写真 街の危険を知るワークの様子

写真 救命講習の様子



- ・講座は、午前が室内での講義、午後が見学や講習などの実践的な学習の場を設ける形で行っている。

表 平成16年度 第24回市民防災まちづくり学校の講座

平成16年度 第24回 市民防災まちづくり学校 講座予定表

回	開講日		午前 9:30 ~ 12:00		午後 13:00 ~ 16:30
	会場	学習事項	講座	講師	見学会 など
1	7月3日(土) 市役所	国分寺市の概要と災害危険	国分寺市の“みどり”の現状 農地の現状 みどりの効果		開講式 国分寺市はどんなまち など
2	7月27日(火) ひかりプラザ	都市環境とみどり			水と緑と公園課 経済課 東京都環境科学研究所
3	8月24日(火) 清掃センター	都市生活と生活環境	清掃センターの見学 家庭ゴミの流れ	生活環境課 生活環境課	施設見学(バスにて移動) 二ツ塚廃棄物広域処分場・谷戸沢廃棄物広域処分場
4	9月11日(土) 市役所	水とくらしと安全	国分寺市の上水道 生活水、都市の水を問う	水道課 循環資源研究所長	施設見学(バスにて移動) 浄水場、ふれあい下水道館、真姿の池湧水群 など
5	10月16日(土) いきいきセンター	まちづくり、都市づくり	国分寺市の都市計画 国分寺市の都市づくり・まちづくりの色々	都市計画課 都市計画課	市内見学(徒歩) 国分寺の地形・地区計画・建築協定・宅地開発指導要綱
6	11月13日(土) 本町・南町地域センター	災害事例と災害危険	ビデオ「阪神・淡路大震災」 地震災害から学ぶ	環境・災害対策研究所	市内見学(徒歩) 南町、泉町、東元町周辺
7	12月11日(土) ひかりプラザ	住まいの安全対策	家庭の安全対策 火災とまちづくり	都市計画課 国分寺消防署	一般住宅を地震破壊から守る 我が家の耐震診断(ワークショップ)
8	1月15日(土) スポーツセンター	災害対策の現状	防災法制度と災害時の行政対応 防災まちづくりのすすめ 市民防災推進委員会と市民防災推進委員	くらしの安全課 都市計画課 市民防災推進委員会	市内防災施設見学(バスにて移動) けやき公園・防災行政無線・震度計 など
9	2月5日(土) 本多公民館	我が町の現状を知る	防災診断地図とは? まち歩き	まちづくり コンサルタント	防災診断地図づくり(ワークショップ) 発表とまとめ
10	2月26日(土) ひかりプラザ・立川防災館	生活安全講習	普通救命講習	国分寺消防署	立川防災館へ移動・体験学習(バスにて移動) 初期消火法、地震体験、煙体験
11	3月26日(土) Lホール	私にとっての防災、そして、まちづくり			意見交流会および自由課題発表 閉講式

(2) 市民防災まちづくり学校に深く関連する取り組み

①市民防災推進委員の認定

- ・1980（昭和55）年に、講座を受講した市民を防災の担い手に位置づける「市民防災推進委員」への認定制度を創設した。また、1984（昭和59）年に、推進委員が参加する「国分寺市市民防災推進委員会」が設置され、防災訓練の実施や機関誌の発行、委員の研修としての講演会や施設見学会の開催などが実施されている。これまで792名の市民を推進委員に認定してきているが、平成16年6月時点では、このうち市外転出者や故人を除いた585名が実際に活動している。

②防災まちづくり推進地区制度

- ・地域が「やる気」と「まとまり」をもっていることが本制度適用の条件。このような地域団体と市が協定を交わすことであらかじめ設定されたプログラムが開始される。協定締結後、3年間は市が地区にコンサルタントを派遣し、1年目は災害危険地図作成などの実態の把握と共有、2年目は防災課題の整理、3年目は防災施設の整備や訓練実施などを定める「地区防災計画」の策定といった具合にプログラムにそって活動し、4年後以降その「地区防災計画」を実施していくこととなる。制度活用開始から実施まで、一貫して地域住民が主体となって進められ、行政は専門的な情報や技術の提供、防災器具貸与などの裏方的な支援に徹することになる。そのため、本制度による地域活動では、市民である**防災推進委員が計画のとりまとめや実施にあたってリーダーとして活躍することになるという**。平成16年6月時点で、防災まちづくり推進地区として本制度のスキームに沿って活動している地域は、面積で市域の22%、人口では25%を占めるまでになっている。

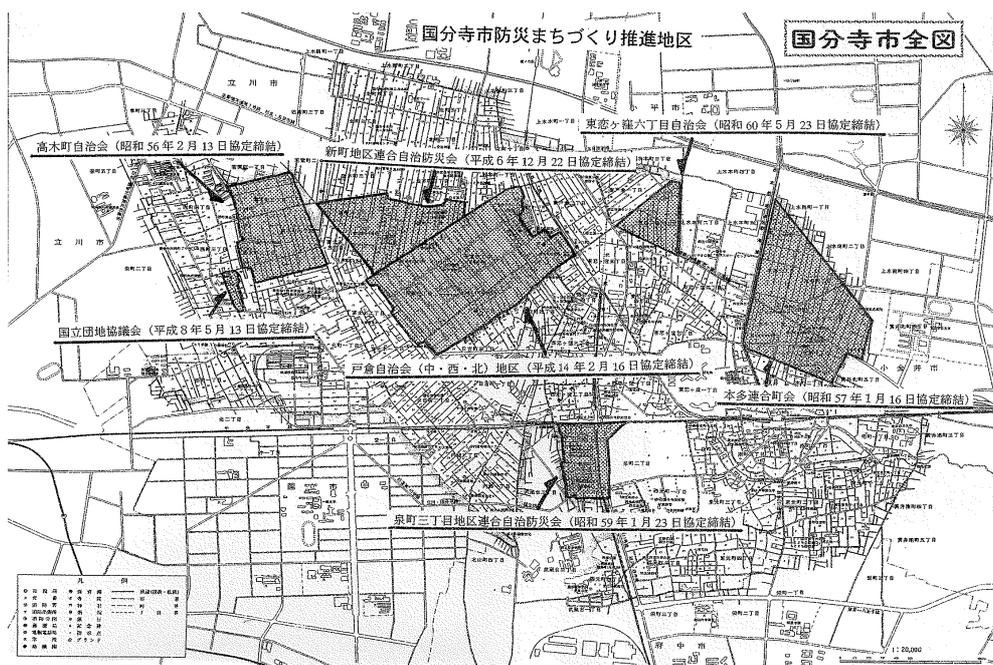


図 防災まちづくり推進地区の指定状況（平成16年6月時点）

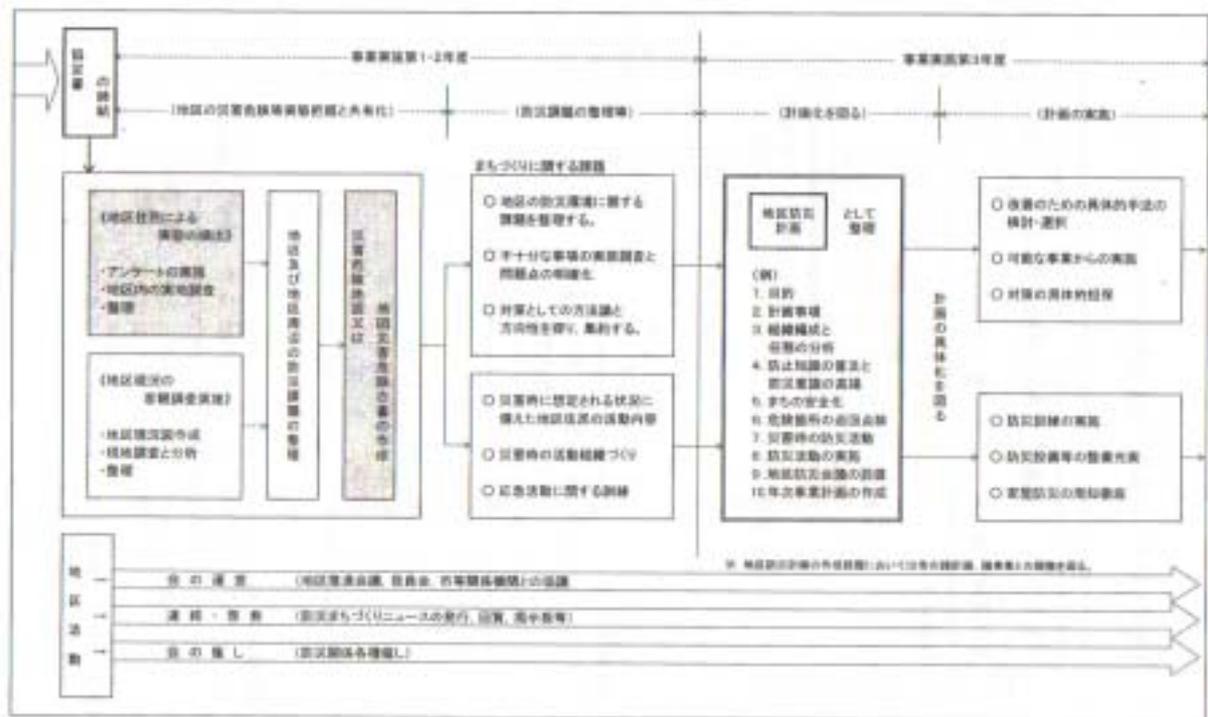


図 防災まちづくり推進地区に指定された後の防災まちづくりの流れ

(3) その他の取り組み

①防災データの公表

- 市が積極的に防災関係の情報を公開・提供し、現状の認識共有を図りながら住民自らの自発的な行動を喚起することがねらい。例えば、延焼危険区域、消火活動困難区域、崖擁壁崩壊危険区域などを地図上に落としたもので、自分の家がこうした区域に含まれるかどうか判別できる程度の詳細な情報となっている。行政として住民に公表することを躊躇するような内容も含まれているという認識もあったが、住民の正確な危険状況認識、日常の備え、避難行動の事前検討の喚起などにとって貴重であることから公開、提供に踏み切っている。

②「むかしの井戸」整備

- 災害時の自然水の確保や地域のふれあいと憩いの場づくりなどを目的に、平成元年から14年にかけて、手押しポンプの「むかしの井戸」を市内15箇所に整備した。整備された井戸のうち8箇所の井戸では、市民防災推進委員が中心となって、月に1回、1時間程度の「井戸端会議」が開催されている。簡単な水質検査やポンプの手入れを行いつつ、防災を含めた様々な話題で隣近所とのコミュニケーションが図られている。

『井戸端会議』開催中

一部の「むかしの井戸」で、月に1回・1時間程度、お近くにお住まいの方や市民防災推進委員の方が中心となって「井戸端会議」を聞いています。

「井戸端会議」では、簡単な水質検査を行ったり、ポンプの手入れなどをしています。水を汲み上げながら、井戸や水の話はもちろん、防災や生活環境、最近のニュースやご近所のちょっとした話などに話が広がります。地域の方とのコミュニケーションのためにも参加してみたい方が多いでしょうか？

今後はこの「井戸端会議」をすべての井戸に広げていきたいと考えています。

災害など万が一の場合には、どんな人でもパニックに陥りがちです。そんな時、井戸の場所を覚えていたり、助け合える関係であれば心強いですね。



ただ今、「井戸端会議」開催中



図 井戸端会議の案内

6. 補足

- ・ 防災まちづくり推進地区制度が本格的にスタートする前の2年間において、モデル地区での試みがあった。この段階では、防災学校もスタートしたばかりで、まだ修了者がおらず、当然推進委員の認定制度も始まっていなかった。つまり、住民側にリーダーが育っていなかったため、行政が積極的に手をかけて防災まちづくりを進めようとする事となった。しかし、この地区での取り組みはまとまらず、現在でも防災まちづくり推進地区としての活動に至っていない。市には「地域住民が中心で、行政は裏方的な支援に徹する」という教訓が残され、その後の防災まちづくりは、市民防災まちづくり学校、推進委員の認定制度が有効に機能したこともあり、地域住民が中心となって展開するスキームとして制度運用されてきたところである。そうした工夫の結果として、モデル地区では到達できなかった計画策定や実施にまでいたる地区を育てることができたと言える。

ヒアリング4「豊前の国建設倶楽部」

1. 活動地区の概要

大分県と福岡県の県境にまたがって流れる山国川流域を中心に活動する地域おこしグループである。

1999年9月、NPO法人格を取得。現在、会員は大分県民35名、福岡県民15名、計50名である。



図 山国川流域の位置

【参考：ヒアリング方法について】

- ・NPO法人豊前の国建設倶楽部代表理事の木ノ下勝矢氏の自宅にうかがい、NPO法人豊前の国建設倶楽部の活動概要についてヒアリングを行った。
- ・実施日時：2005年6月10日(月)13:30～15:30
- ・ヒアリング対象者：NPO法人豊前の国建設倶楽部代表理事木ノ下勝矢氏
参加者：内閣府地震火山担当(木村)
(財)都市防災研究所(守、土肥) (敬称略)

2 . 概要

- ・ 県境を越えて大綱引きやサイクリングイベントなどの地域おこしを行なってきたグループの活動が、地域の防災力向上にも寄与。災害時の避難は行政区画の中で行うことが想定されていることが一般的だが、ここでは県境を跨いで消防団とNPOが合同で防災訓練を企画し、県境を超えての避難訓練が実施されている。また、持ち前のメンバーの行動力で阪神・淡路大震災被災地への炊き出しボランティアも実施。

3 . 経緯

- ・ 平松元大分県知事の提唱する「一村一品運動」の一貫である「豊の国づくり塾」に参加したメンバーが中心となって、地域づくりグループ「豊の国中津落ちこぼれ塾」を仲間 13 人で結成。
- ・ 空き缶を拾いながら山国川の下流から上流まで歩いてみる活動を行ううちに、大分県側の他の地域おこし活動団体や福岡県側の青年団や商工会青年部との交流が始まり、1986（昭和 61）年にNPOの前進となる任意団体の「豊前の国建設倶楽部」が発足。活動が広がり、大分と福岡の県境を流れる山国川を舞台にした“大綱引き”のイベントを開催することで、「県境を越えた」交流が一気に深まり、県境を越える避難訓練などの防災の取り組みにも繋がっていく。
- ・ また、1995 年の阪神淡路大震災では、地域活動で得た経験を生かし、40 名で 1000 人分の炊き出しを行なった。

4 . 活動体制

- ・ 代表である木ノ下勝矢氏を中心に約 30 名ほどが主要メンバーとして活動。また、イベントなどの大掛かりに活動については、県境中津・豊前・築上広域観光連携推進協議会などを通じて、地域の様々な組織との連携・協力の下で活動を行っている。

5 . 取り組みの内容

（ 1 ） 県境を越える地域おこし活動

次のような県境を跨いで地域おこしイベント開催を通じて、県境を越えた防災の取り組み実現の環境が整えられていった。

大綱引イベントの実施

- ・ 長さ 400m、直径 10cm、重さ 2 トンのロープを、仲間 10 名で銀行から資金を借りて、200 万円で購入。「県境」をテーマにイベント「大分県対福岡県山国川水上大綱引き合

戦」をまさに県境上で行い、3万人の人出を集めた。

- ・1988（昭和63）年には、茨城県龍ヶ崎市龍ヶ崎商店街で「九州対常陸の国対抗綱引き合戦」、県境はなくなりつつあるので今度は国境をなくそうと、1991（平成3）年「日米大綱引き合戦」を2千人が参加し、ロサンゼルス市郊外のズームビーチで実施。
- ・その他、北海道レンガ庁舎前での平松大分県知事（当時）、横溝北海道知事（当時）を入れての大綱引き合戦を始め、山口、熊本、博多など全国20箇所以上での綱引き交流をしている。

写真 「大分県対福岡県山国川水上大綱引き合戦」の様子



ママチャリロードレースの実施

- ・2004（平成16年）11月、福岡県側である吉富町から大分県側に位置する旧山国町役場まで、山国川沿いのサイクリングロードを活用して県境を跨るルートを設定し、ママチャリでも参加できるサイクリングの行事を行った。「日本自転車振興会」の補助金を得て、ハンディ・キャップを持つ方々と協働運営で、イベントを実施した。

（2）県境を越える防災の取り組み

上記のような県境を跨いで地域おこしイベントを通じて県境を越えた交流が活発になり、次のような県境を越える防災の取り組みも展開されるようになった。

消防団との合同訓練

- ・NPO 法人豊前の国建設倶楽部が企画を行い、行政区域を超えて各市町村の消防団に呼

びかけて協力を得、隔年で合同訓練を実施している。

- ・ボートを使って川を越える越境避難や、病院などで緊急時に必要な情報を県境を越えられ共有するなど、県境を跨る内容の訓練も行われている。
- ・また、地域の様々なNPOが参加し、一緒に土嚢積みなどの訓練を行っている。



写真 合同訓練の様子



図 訓練会場の位置

写真 消防団との土嚢積み訓練の様子



過疎地高齢者の支援

- ・災害時要援護者に対する訓練は、隔年の合同訓練以外にも日頃から実施。安否確認を近隣で確実にを行う訓練や、緊急時の連絡体制を確立するため、親戚やかかりつけの病院などの連絡体制を確認する訓練などを行った。
- ・これに関連して、災害時に孤立する不安がある県境の集落に対しては、実際どの家に災害時要援護者となる高齢者がお住まいかを調べる調査も行っている。

阪神・淡路大震災における炊き出し等支援

- ・阪神・淡路大震災が発生した時に、千人分の豚汁とご飯の炊き出しを4箇所（東灘区、小学校・中学校・高校・公会堂、合計4千人分）で実施した。水3トン、米、味噌、しいたけ、肉、その他の必要な材料を4トントラック2台で持参し、マイクロバス二台で48名が被災地に乗り込んで活動した。
- ・全国的に地域づくり交流を展開していた時期でもあり、「自分たちの地域だけ良くなるうと考えてもけしてよくならない、広い地域で考えることが必要」という考え方が共有されていたところから、何か支援しようということになった。それまでのイベントで使っていた大なべ（豚汁千人分）などの機材もあり、温かい食べ物がほしい時期だと思ったのでやろうと思った。

写真 阪神・淡路大震災での炊き出し支援の様子



(3) 防災力向上も狙いとした地域おこし活動

かわりん丸（足こぎボート）の活用

- ・山国川に親しむことができるように、オールでも足こぎでもボートが使えるボート「かわりん丸」を独自に購入。このボートを活用して、子どもが川に親しむイベントを行うだけでなく、救助訓練も行っている。
- ・災害時に対応力を持つことも目的としている。ゴムボートは素人が漕ぐことは難しいが、かわりん丸は足こぎで普通の人にも扱え、いざという時は救援用にも使えることを意図して作ったものである。

写真 かわりん丸 (隣の同型ボートは、
国土交通省が購入した))



写真 かわりん丸を使った訓練の様子



(4) その他の活動

山国学習館の運営

- ・国土交通省山国川河川事務所のなかに山国川の自然、水循環、生態系などを紹介する「山国学習館」が整備され、本 NPO のスタッフが常駐し、その運営・管理を担っている。

写真 山国川学習館外観



写真 山国川学習館内部



ペロタクシーの社会実験の実施

- ・2004 (平成 16) 年 1 月、山国川の青の洞門周辺において、ペロタクシー (「ペロ」はラテン語で「自転車」を意味し、自転車のタクシーということになる。環境に優しい交通というコンセプトのもとでドイツでこう呼ばれている。本 NPO の社会実験ではドイツで開発された坂道用の補助動力がついているものが扱われた。) の社会実験を、ペロタクシーの普及活動を行っている NPO 法人ペロタクシージャパンの協力を得て実施した。

現地ヒアリング5「大水崎自主防災組織」

1. 活動地域の概要

- 和歌山県串本町は、本州の紀伊半島の最南端の潮岬を有する町。海岸線沿いの狭い崖下の土地を埋め立て、市街地を形成されており、その埋立地にあるのが、大水崎区である。昭和の東南海、南海地震でも津波により大きな被害を受けており、津波に対する危機意識が高い地域である。



図 串本町大水崎区の位置

【参考：ヒアリング方法について】

- 大水崎区の区長である多屋義三氏の案内で現場の説明を受け、その後、串本町役場で、防災対策課へのヒアリングを行った。
- 実施日時：2005年6月15日（水）12：30～15：30
- ヒアリング対象者：大水崎区長 多屋義三氏、串本町防災対策課長 橋本新蔵氏、総務課 杉本隆晴氏

参加者： 内閣府地震火山担当（木村）
（財）都市防災研究所（守、土肥） （敬称略）

2. 概要

- ・東南海・南海地震により津波が発生した場合、安全に高台に避難するための避難路が無いことに気がつき、危機感を持った大水崎地区の住民が、自ら木材等を集めて手作業での避難路づくりに着手。高台に向かって途中まで造られた避難路を町長が視察し、町による残りの区間の整備を決断。住民と行政が整備したそれぞれの区間がひと続きの避難路となり、地域の防災力向上が図られている。

3. 経緯

- ・1993（平成5年）7月、北海道南西沖地震が発生し、奥尻島をはじめ渡島半島各地が津波に襲われ大被害を受けた。同島と似たような地形であることから、この災害を人ごとではないと思った町民は多く、串本町青年会議所が奥尻町長を招いて被災報告講演会を翌年12月に開催した。
- ・この講演をきっかけに、自分たちの居住地のほとんどが海拔3メートル以下で津波の被害をまともに受ける危険があるにもかかわらず、短時間で高台に避難できる通路がないことを住民が認識し、大きな危機感を持った。その結果、住民の発意と行動力により、避難路が作られることになった。

4. 運営体制

- ・大水崎自主防災組織は、組織としての規約等は持っていない。（平成17年6月現在、自主防災組織としての規約等の検討を行っている。）町内会にあたる大水崎区（約320世帯）を基礎として、区長である多屋義三区長をリーダーに防災まちづくり活動が行われている。

5. 取り組みの概要

（1）津波避難マップの作成と避難路整備の要望

- ・大水崎区では講演会后、「津波避難マップ」作成に取り組んだ。その結果、

避難路として位置づけられている道路は区から離れており、津波から避難するには遠回りをしなければならないこと

遠回りせずに高台に逃げるには、線路を越えなくてはならないこと

線路を越えても湿地帯があり、安全に高台まではたどり着けないこと

などがわかり、区として新たな避難路を整備していきたいという意見がまとまった。

- ・そこでまずは、串本町役場へ避難路整備を要望に行った。要望を受けた町は、JRと協議を行ったところ、線路横断にあたっての安全性の確保などの課題が生じ、全ての課題を解決していくには相当の時間を要することになった。

写真 避難路を検討する住民



(2) 手作りの避難路整備

- ・一方の大水崎区では、津波はいつ来るかわからないという認識があり、避難路整備まで時間がかかることには危機意識を感じていた。そのため、自分たちの力で避難路を作ろうと、「避難路整備実行委員会」を立ち上げ、地区の住民たちの理解を得て、避難路建設の計画をまとめ、自主建設を行うこととした。当時、区の予算は潤沢であり、設計費についても区費が活用された。
- ・工事は日曜日などの仕事のない時間にみんなで集まって、住民の手弁当で作業を行った。当初は、単に板を敷いただけの簡単な避難路（下写真）であったが、その後、試行錯誤をしつつ、土台を組んで湿地を越える木製の橋を架け、2000(平成12)年9月に着手した工事は、10ヶ月ほどで完成した。
- ・避難路を整備した場所に資機材を運び込むためには、見通しの悪いカーブ付近で線路を横断する必要があるため、事故が発生しないようにJRの時刻表を確認しつつ、線路には見張り番もつけ、列車が通る時には作業を中止するという安全対策を講じながら作業を進めた。

写真 湿地の上に板を敷いただけの初期の避難路



(3) 高台の上までの避難路延長は町が実施

- ・湿地帯を越える部分の避難路が完成したものの、更に崖を登って高台の上にたどり着くまでの避難路整備を、これまでの住民自らの手作業方式で続けることは技術的に困難な状況にあった。
- ・その後、町長が現場を視察し、町長の決断で町が残りの避難路建設を行うことになった。当時の町長は、奥尻町長を講演会に呼んだ時の青年会議所理事長でもあり、地震に伴う津波被害に対する意識も高かった。
- ・避難路は一続きの経路として繋がっていることが通常であり、これに合致しない今回のケースでは、町の開発公社所有の崖の土地の維持管理用通路として位置づけるなどの工夫も行われた。
- ・更に、宝くじ助成金を活用して、夜間でも避難しやすいように足元を照らすソーラーを活用した蓄電式の非常灯や案内板が設置された。

(4) その他の避難路整備

- ・先の湿地を跨る避難路以外にも、2箇所の避難路が整備されている。このうち北側の避難路については、町がまず避難路の路盤のコンクリートを打ち、その後、住民が通路から水路に落ちないようにフェンスの設置を行っている。
- ・一方、南側の避難路については、町が水路に蓋をする工事を行い、避難路として整備されている。



図 避難路の設置場所

(5) 避難路の安全管理

- ・避難路の完成後、避難路を近道に使い住民が線路を横切って、列車を緊急停車させることが2、3回あった。
- ・そこで、津波発生時や訓練時以外は使用しないように、大水崎区が入口に扉をつけるとともに、「災害時の避難路です」と書いた看板を立てて注意を呼びかけている。
- ・また、避難路の草刈りや点検などの維持管理は、避難路整備の中心となった大水崎区の推進委員会が行っている。

6 . 補足

- ・大水崎区での活動から刺激を受け、平成 16 年 11 月時点で串本町内に13の「自主防災会」が新たに誕生している。
- ・また、平成 16 年度には、財産区の財産を活用して、周辺の区においても避難路や案内板などの防災施設の整備が行われている。

(2) 防災まちづくりに活用できる支援制度の整理

- ・どのような支援制度が活用可能かを調べられるように、人材派遣、助成、委託事業の実施など、防災まちづくりを支援する制度を整理した。

①NPO や企業など、民間組織が有する支援制度

- ・代表的な支援制度をレビューすると以下の通りであり、支援は助成が中心となっている実態が明らかになった。ただし、支援費は100万円に満たないものが大半であり、組織として自立できる程の支援が可能な制度は、コミュニティビジネス立ち上げ支援を主眼とした制度が新たに立ち上がって程度になっている。
- ・なお、『防災まちづくり』というテーマに限定し、助成を行っている組織は見当たらなかった。

表 NPO 等、民間系組織が有する防災まちづくりに活用可能な支援制度

支援策	支援内容	支援主体／アドレス
地域社会プログラム	基本テーマ「地域社会の再構築を目指して-支え合う暮らしといのち-」のもと市民活動助成と活動成果普及助成を実施	(財)トヨタ財団 http://www.toyotafound.or.jp/shimin.html
環境市民ボランティア活動助成制度	環境をテーマにした環境NPO法人や環境市民ボランティア団体に対し4分野(活動、育成、事業、パートナーシップ)において助成	セブン-イレブンみどりの基金 http://www.7midori.org/josei/koubo.html
住まいとコミュニティづくり活動助成	住まいづくり・まちづくり分野のNPO・市民活動団体を助成	(財)ハウジング・アクト・コミュニティ財団 http://www.hc-zaidan.or.jp/promotion/promotion.html
青少年育成に関するNPO助成事業	「青少年の育成」をテーマとした、分野を問わない助成プログラム	(株)日本たばこ産業 http://www.jti.co.jp/JTI/contribution/np/index.html
フィリップモリスジャパン市民活動～住民活動助成	地域社会の課題を解決し、地域に暮らす人たちが共に安心して生活を送れるコミュニティづくりを支援する助成プログラム	(株)フィリップモリスジャパン http://www.civilfund.org/
マイクロソフト NPO 支援プログラム	ITを活用したNPO・市民活動助成プログラム	(株)マイクロソフト http://www.microsoft.com/japan/mscorp/citizenship/ca/np/
中央労金助成プログラム	ひとづくり、まちづくり、くらしづくりをテーマに市民活動への助成を行うプログラム	中央ろうきん社会貢献基金 http://www.rokin-ikiiki.com/kouken/j-proguram2005.html
公募による市民活動団体への活動資金の助成事業	「子どもを守る」をキーワードに様々な取り組みをしている市民活動団体を助成	NPO法人モバイル・コミュニケーション・ファンド http://www.mcfund.or.jp/jyosei01.html
地球環境基金助成金	草の根の環境保全活動を支援する助成プログラム	独立行政法人環境再生保全機構 http://www.erca.go.jp/jfge/index.html

街なか再生NPO助成金	中心市街地活性化の問題解決に関して自発的に取り組む市民参加型の活動・事業を支援	街なか再生全国支援センター http://www.sokusin.or.jp/machinaka/
健やかコミュニティモデル地区育成事業	コミュニティが主体となって行う健やかな地域社会づくりを推進することを目的とした他のコミュニティのモデルとなるような事業を助成	財団法人 地域社会振興財団 http://www.jichi.ac.jp/fdc
人材派遣プログラム	優れたまちづくり活動企画の実践活動のために必要な専門家とその活動資金を助成	NPO 法人日本都市計画家協会 http://www.mmjp.or.jp/jsurp/
地域づくりアドバイザー事業	地域の活性化を推進するために適切な助言を行う各分野の専門家等の紹介を行い、その受入れにつき当該経費を助成	財団法人地域活性化センター http://www.chiiki-dukuri-hyakka.or.jp/jcrd/b.htm 1

②国等有する支援制度

通常は、国の支援は地方自治体を經由して、住民組織やNPO等の活動団体に提供されることとなる。ただし、近年、全国都市再生モデル調査のように、提案型のもので直接、NPO等への支援が可能な支援制度も現れている。

表 国等公的機関が有する防災まちづくりにも活用可能な支援制度

支援策名	支援主体	支援内容	活用事例
自主防災組織活性化事業	総務省消防庁 防災課	自主防災組織等による自主的な防災活動を活性化し、地域における防災力向上を図るため、自主防災組織における資機材の充実を図るための支援を実施	全国に多数
地域安心安全ステーション整備モデル事業	総務省消防庁 総務課、総務省自治行政局 自治政策課	公民館や消防団詰所、交番コミュニティルーム等に資機材や情報を集約した安心・安全活動の拠点施設である地域安心安全ステーションを整備するとともに地域パトロールを支援 ・具体的には、モデル市町村を通じて、必要な資機材整備等の経費について1団体あたり250万円を上限に助成。	全国に多数
わがまちづくり支援事業	総務省自治行政局自治政策課	住民の方々の自主的な取組みをさらに拡大し、住民と行政が役割を分担して行う地域づくりを支援する制度	「コミュニティー活動等事業」(岩手県田野畑村) 自主防災体制の整備と意識啓発にも活用

全国都市再生モデル調査	内閣官房都市再生本部事務局	全国の都市を対象に、市町村やNPOなど地域が「自ら考え自ら行動する」都市の再生に関する取組を支援	「コミュニティカとGISシミュレーションを活用した密集市街地の防災まちづくり調査」NPO法人東京いのちのポータルサイト（東京都板橋区）
			「防災を考慮した水と緑のネットワーク再生事業検討業務」NPO法人江東区の水辺に親しむ会（東京都江東区）
まちづくり交付金	国土交通省都市・地域整備局	市町村が作成した都市再生整備計画に基づき実施される事業費用を支援、市町村の裁量によるハード・ソフト事業を展開	「災害時の避難路確保及び物資等の輸送路確保」ぼうさいの丘公園周辺地区（神奈川県厚木市）
			「地域防災のまちづくりを目標にハード施設整備に人手防災啓発活動、ボランティアコーディネーター養成を実施」豊川街なか地区（愛知県豊川市）
自主防災組織活性化事業	総務省 消防庁	市町村が行う自主防災組織の活動支援に対する補助金制度（消防防災施設整備費に対する補助）	

5 . 防災まちづくりポータルサイトの構築

(1) トップページの構成

- ・ポータルにアクセスした際、サイトの全貌が一目で見えるように、コンパクトにトップページをデザインした。
- ・また、コンテンツが一目でわかるように、防災まちづくりポータルサイトのメニューを簡単な説明をつけるとともに、親しみやすいアイコンでコンテンツへのアクセスを呼び込むよう、トップページのデザインを行った。
- ・冒頭に文章が並び、とっつき難いイメージにならないように、「防災まちづくりポータルサイト」の趣旨については、【防災まちづくりへの期待】という項目でコラム的に紹介を行う。
- ・全国防災まちづくりフォーラムなど、随時新しい話題を取り上げるコーナー【トピックス】を設けた。

*以下、コメント内にある下線部がリンクページに飛ぶボタンである。

<p>【防災まちづくりの拡がりへの期待】～内閣府から皆様へ～</p> <h1 style="color: red;">防災まちづくりポータル</h1> <h2 style="color: magenta;">サイトへようこそ</h2>			<p>■トピックス</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ITを活用したコミュニケーションツール ・全国防災まちづくりフォーラム(仮称)
 <p>■「防災まちづくり」とは何?</p> <p>ここから始めてみよう防災まちづくり。</p>	 <p>■事務のご案内</p> <p>防災まちづくりの具体的なイメージを持てるよう、先進事例を紹介。</p>	 <p>■支援策のご案内</p> <p>具体的な運用例も含め、支援制度を整理し、何に役立つ制度なのかが分かるように構成。</p>	
 <p>■防災まちづくり道具箱</p> <p>初心者から防災まちづくり専門家まで、幅広い層に必要な情報を紹介。</p>	 <p>■子どもと一緒に</p> <p>防災まちづくりを子供と一緒に進めるための材料を紹介。</p>	 <p>■交流の広場</p> <p>防災まちづくりに参加している方々、様々な情報交流や質問などを通じて、交流する場を提供。</p>	
<p>■総合検索</p> <p>複数のキーワードを使って事例、支援制度全体を横断的に検索する</p>	 <p>■関連リンク</p>	 <p>■問い合わせ先</p>	

図 トップページの構成

(2) 【防災まちづくりとは何?】～ここから始めてみよう防災まちづくり～のページ構成

- ・防災まちづくりとは、どんな活動なのか、まちづくりを知らない人にもイメージをしやすいうように、活動内容から、防災まちづくりを概説するページを設ける。

①構成の考え方

- ・ページ冒頭に全体の見出しを置き、そこから、各々の活動内容を示すページに移るよう、ページ全体を構成する。

<まず、最初に>

i. 学ぶ

まちをつくる前に、自分のまちを知らなければ始まりません。

ii. 調べる

まちをつくるために、必要な情報は集めなければなりません。

<日頃の心がけ>

iii. 付き合う

日頃から付き合っていないと、いざという時に助け合うのは難しいものです。

iv. 連携する

いざという時に、様々な組織が力を合わせる必要があります。

v. 訓練する

体が覚えていなければ、いざという時に使えません。

vi. 交流する

お互いを励ましあうことは、お互いの活力を保つために有効です。

vii. 啓発する

自分が学ぶだけでなく、他人が学ぶお手伝いをすることも大切です。

viii. 広報する

人に知られていればこそ、協力もあり、援助も出てきます。

ix. 発信する

情報発信ツールを活かすことで、防災まちづくりは一段と活発さを増します。

<何かを生み出す>

x. 計画を作る

多くの人を巻き込み、成果を上げるには、活動の計画を練ることが一番です。

x i. 施設を作る

それを全員で活用することは素晴らしいことです。

x ii. 管理する

施設を持ち、運営に使える活動では、施設の管理も行わなければなりません。

②コンテンツの作成内容

<まず、最初に>

i. 学ぶ

まちをつくる前に、自分のまちを知らなければ始まりません。
まちをつくる前に、どういうまちが素晴らしいのか、知らなければ始まらないのです。
素晴らしいまちは、誰がどうやって作ったか、知らなければ始まりません。
何事も始めに勉強ありきです。さて、とりあえず、何から勉強しましょう。

【活動内容 1】

地域のテーマが地震であれば、例えば阪神・淡路大震災、津波であれば、例えば北海道南西沖地震といったように、地域の課題に合致する大災害を経験した人の話を聞く取り組みが行われている。

【事例】：大水崎自主防災会（和歌山県串本町）

ひらつか防災まちづくりの会（神奈川県平塚市） など

【活動内容 2】

専門家にテーマを持って連続的な講義を受け、防災まちづくりの内容や活動を進めていく上でのコツなどを学ぶ取り組みが行われている。

【事例】：市民防災まちづくり学校（東京都国分寺市） など

ii. 調べる

まちを作るために、必要な情報は集めなければなりません。
まちを作るために、普通はどんな情報が必要でしょう。そして、それはどんな風を集めるのでしょうか。情報を集めて、何を知ればよいのでしょうか。

【活動内容 3】

一緒に街歩きをして、地域の危険度を調べる。調べた結果は、安全マップなどの形で共有できる成果としてまとめる取り組みが行われている。

【事例】：ひらつか防災まちづくりの会（神奈川県平塚市）

清水安全・安心まちづくり実行委員会（京都府京都市）

目白まちづくり倶楽部（東京都豊島区） など

【活動内容 4】

I Tを活用して、防災関連の様々な情報を GIS 上に集約し、とりまとめ、まちづくりの課題を把握する取り組みが行われている。

【事例】：目白まちづくり倶楽部（東京都豊島区）

<日頃の心がけ>

iii. 付き合う

日頃から付き合っていないければ、いざというとき助け合うのは難しいです。
日頃から付き合っていないければ、いざというとき誰を助けたらいいのかわかりません。
防災まちづくりの盛んな地区では、日頃のお付き合いって、どう育てているのでしょうか。

【活動内容 5】

いざという時に助け合いができるように、防災活動での役割も意識しながら、例えば、温泉の宅配サービス、給食サービスなど、地域の福祉ボランティア活動を行う取り組みが行われている。

【事例】：大岩二丁目自主防災会（静岡県静岡市）
春日住民福祉協議会（京都府京都市）
北須磨団地自治会（兵庫県神戸市） など

【活動内容 6】

自主防災台帳づくりを通じて、地域に居る人材（医者、看護婦、大工など）を把握し、いざという時に活動できるよう、組織化をする取り組みが行われている。

【事例】：大岩二丁目自主防災会（静岡県静岡市）

iv. 連携する

いざというときに、様々な組織が力を合わせる必要があります。
いざというときのために、日頃から連携している組織がたくさんあります。
どんな形の連携がよく行われているか、そのノウハウを知りましょう。

【活動内容 7】

商店街や大学と連携し、独居高齢者宅の窓ガラスに学生ボランティアを活用して飛散防止フィルムを貼るなどの、地域の福祉活動を行うとともに、防災力向上にもつながる地域活性化への取り組みが行われている。

【事例】：早稲田商店会（東京都新宿区）
清水安全・安心まちづくり実行委員会（京都府京都市） など

【活動内容 8】

遠隔地のある姉妹都市などと連携し、震災の被災者が一時的に疎開できる仕組みづくりや、防災訓練の際の特産品提供等を通じた地域間交流などの取り組みが行われている。

【事例】：早稲田商店街（静岡県静岡市）

東京駅周辺防災隣組（兵庫県神戸市） など

v. 訓練する

被災時のちょっとした知恵でも、体が覚えていなければ、いざというときに使えません。身近な関係者と一緒に日頃から訓練をしていることが重要です。防災まちづくりの盛んな地区では、どんな訓練をやっているのでしょうか。

【活動内容 9】

防災訓練の参加者が見学、観察者のな立場にならず、本人として参加することができるよう、町会よりも細かい単位で防災訓練を実施し、防災活動を身近なものとする試みが行われている。

【事例】：大岩二丁目自主防災会（静岡県静岡市） など

【活動内容 10】

昼間人口の多い業務系市街地では、災害発生時に多数の帰宅困難者の発生が予想される。このため、業務地区内の事業所、従業者等に呼びかけて、サラリーマンが参加する帰宅困難者訓練が実施されている。

【事例】：東京駅周辺防災隣組（東京都千代田区）

旧居留地連絡協議会防災委員会（兵庫県神戸市）

vi. 交流する

防災まちづくりは地味な努力の積み重ねです。努力をしている者同士が交流し、お互いを励ましあうことは、お互いの活力を保つために有効です。今、防災まちづくりの関係者には、どんな交流の場があるのでしょうか。

【活動内容 11】

BLOG による広域都市圏の情報共有、地震関連情報リンク集等の運営等通じ、IT を通じて地域内外の住民が情報を共有し、交流する試みが行われている。

【事例】：NPO 法人ながおか生活情報交流ネット（新潟県新潟市）

NPO 法人豊前の国建設倶楽部（大分県中津市） など

【活動内容 12】

幅広いネットワークを持っている NPO 等の防災活動組織では、シンポジウムやワークショップ、チャリティーイベントの開催し、情報交換や交流が行われている。

【事例】：東京いのちのポータルサイト（東京都足立区）

NPO法人都市防災研究会（神奈川県横浜市）

NPO 法人ながおか生活情報交流ネット（新潟県新潟市） など

【活動内容 13】

防災に関心を持つ人が気軽に集まることのできる場を確保し、防災活動の担い手交流を進める取り組みが行われている。

【事例】：安全安心まちづくり協議会（神奈川県横浜市など） など

vii. 啓発する

自分が学ぶだけでなく、他人が防災まちづくりを学ぶお手伝いをする 것도大切です。防災まちづくりのノウハウを地域の人に伝授する方法に、どんなやり方があるでしょう。

【活動内容 14】

研修会の開催を通じて、防災ノウハウの幅広く伝える取り組みが行われている。

【事例】：NPO 法人東京いのちのポータルサイト（東京都足立区）

NPO 法人都市防災研究会（神奈川県横浜市） など

【活動内容 15】

防災活動のリーダー研修を行うことで、防災活動を担う人材を育成し、防災活動を拡げていく、取り組みが行われている。

【事例】：災害ボランティアコーディネータ西部連絡会（静岡県）

NPO 法人防災ネットワークうべ（山口県宇部市）

安全・安心まちづくりモニター（愛知県春日井市） など

【活動内容 16】

住宅の耐震補強工事を公開で行なうことによって、住宅耐震化の技術やノウハウを地域に知ってもらい取り組みが行われている。

【事例】：ひらつか防災まちづくり会（神奈川県平塚市） など

viii. 広報する

自分のまちの防災まちづくり活動を多くの関係者に知らせる努力は大切です。人に知られていればこそ、協力もあり、援助も出てきます。防災まちづくりの盛んな地域ではどんな広報をしているでしょう。

【活動内容 17】

ニューズペーパーや、会報など、定期的に活動内容を広報するとともに、ホームページなどを通じ、活動内容を広く知らせる取り組みを行っている組織が増えている。

【事例】：NPO 法人フュージョン長池（東京都多摩市） 他多数

【活動内容 18】

ブックレットや活動内容をまとめた本を出版し、活動費の一部に充当するとともに、より深く活動内容を広報する取り組みも見られる。

【事例】：NPO 法人東京いのちのポータルサイト（東京都足立区）

NPO 法人都市防災研究会（神奈川県横浜市） など

ix. 発信する

I Tの時代、防災まちづくりに活動する人には多くの情報発信ツールがあります。これらの道具を生かすことで、防災まちづくりは一段と活発さを増します。防災まちづくりの盛んな地域では、どんなI Tの使い方をしているでしょう。

【活動内容 19】

コミュニティ FM を活用して、防災知識啓発や、防災関連イベント情報の発信など、地域に密着した情報を提供する取り組みが行われている。

【事例】：多摩田園都市防災まちづくり協議会（神奈川県横浜市など） など

【活動内容 20】

BLOG を活用することで、各地域の質の高い防災情報を集め、発信する試みが行われている。

【事例】：NPO 法人ながおか生活情報交流ネット（新潟県新潟市） など

<何かを生み出す>

x. 計画を作る

漠然と防災まちづくりを始めるのもひとつのやり方ですが、多くの人を巻き込み、効率的に成果を上げるのは、活動の計画をよく練ることが一番です。防災まちづくりの

活発な地域では、どんな活動計画を立てているでしょう。

【活動内容 21】

地域危険度を把握し、課題をワークショップを活用し、住民参加でまとめ、地域の防災まちづくり計画を作る取り組みが行われている。

【事例】：目白まちづくり倶楽部（東京都豊島区）

一寺言問を防災のまちにする会（東京都墨田区） など

x i. 施設を作る

みんなで集まるだけでも防災まちづくりには十分有効ですが、何かの施設を作り、それを全員で活用していけたら、これほど素晴らしいことはありません。施設の建設に成功した防災まちづくりの例を十分に勉強しましょう。

【活動内容 22】

津波からの避難路整備や、防災拠点となる公園整備など、地域で緊急の課題となっている防災施設づくりを自らの手で行う取り組みがされている。

【事例】：大水崎自主防災会（和歌山県串本町）

一寺言問を防災のまちにする会（東京都墨田区）

NPO 法人日本公開庭園機構（東京都国立市） など

x ii. 管理する

幸運にも施設を持ち、運営に使える防災まちづくり活動は、施設の管理も行わなければなりません。どのように負担なく、施設のメンテナンスを行うのか、施設の運営を行っている防災まちづくり活動の例を十分に勉強しましょう。

【活動内容 23】

防災関連施設（避難路、公園など）の管理、地域のまちづくり組織が受け、その場所を拠点として活動を行う取り組みがされている。

【事例】：NPO 法人フュージョン長池（東京都多摩市）

大水崎自主防災会（和歌山県串本町） など

(3) 【事例のご案内】のページ構成

①対象とする事例

- ・防災まちづくり事例検討のために、作成したデータベースを活用し、防災まちづくり事例の紹介を行った。(P 11～P 88参照)

②構成の考え方

- ・関心のあるところから、防災まちづくり事例を調べられるように、○分類別検索、○ニーズ別検索等、様々なアプローチから防災まちづくり事例を調べることができるように、サイトを構築した。
- ・なお、データについては、記載年月日を掲載し、1年ごとに更新、確認をすることとした。
- ・データの更新作業の簡素化を図るため、ホームページを持つ団体については、リンクにより、当該団体へアクセスできるよう、サイトの構築を行った。
- ・ワーキングで取り上げた先進的な事例については、ホームページの有無に関わらず、その成果を紹介するよう、サイトの構築を行っている。

【ホームページを持つ団体について】

- i. データベースフォーマットでその内容を確認し
- ii. 当該団体のホームページでより詳細な情報にアクセスする

【ホームページを持たない団体について】

- i. データベースフォーマットでその内容を確認し
- ii. 事務局がヒアリング調査・整理した内容にアクセスする

③[分類別検索]を通じ、得たい状況を検索するシステムの構築

- ・分類別検索については、事例分析で活用した以下の6分類から事例検索ができるようにホームページを構築した。

○活動対象とする市街地の属性分類

○想定する災害の分類

○活動内容による分類

○組織の特徴による分類

○活用した支援制度の有無及び支援内容による分類

○発展段階別ニーズによる分類

④防災まちづくり事例をデータベース化し、総合検索も可能に

- ・データベースソフトを活用し、収集した防災まちづくり事例をデータベース化し、キーワードを活用して総合検索できるよう、サイト構築を行った。(次ページ図参照)

(4) 【支援策のご案内】のページ構成

- ・支援制度を様々な分類を手がかりに調べられるよう紹介する。
- ・支援策の整理にあたっては、支援策の活用事例の提示など、制度を活用しやすくなるような工夫を行う。
- ・なお、都道府県、市町村の支援策については、先行的制度を一部紹介することとする。

[分類別検索]

○支援対象別

○支援内容別

○支援主体別

[支援策活用にあたっての留意事項]

- ・支援制度活用にあたってのポイント等を解説するページを作成した。

(5) 【防災まちづくり道具箱】のページ構成

- ・防災まちづくりを進める上で知っておくと役に立つトピックを紹介する。

[ITを活用したコミュニケーションツール]

i. GISを活用し、マップづくりを行いたい

- ・カキコマップ

→リンク (都市計画協会)

<http://www.tokeikyuu.or.jp/bousai/com/kakiko-P1-01.htm>

- ・WEBGIS (豊中市地図情報提供サービス)

→リンク (豊中市)

<http://web02.city.toyonaka.osaka.jp/gis/mainmenu.asp>

[実の回りの危険に備えたい] ・危険度チェックを行うソフトの紹介

○地域の危険度を調べる

i. 地震時の火災延焼危険度を調べる

- ・火災延焼シミュレーションソフトを紹介

→リンク (防災まちづくり支援システム (都市防災推進協議会))

<http://www.toshibou.jp/torikumi/sien.html>

ii. 土砂災害の危険度を調べる

- ・土砂災害に対する防災力を自己診断するツールを紹介

→リンク (土砂災害に対する地域防災力の診断 (内閣府))

<http://www.bousai.go.jp/dosha/shindan/>

iii. 災害時要援護者を調べる

- ・災害時要援護者登録制度を持つ、豊田市の取り組みを紹介
- リンク（豊田市災害時要援護者 支援体制の整備について（豊田市））
<http://www.bousai.go.jp/oshirase/h16/041214giji/1-2toyota.pdf>

iv. 身近な生活環境の危険度を調べる

- ・耐震補強（家具、ブロック塀等）の方法の解説を紹介
- リンク（静岡県耐震ナビ 耐震補強について）
<http://www.taishinnavi.pref.shizuoka.jp/>
- ・地域の危険についてチェックするポイント、調査の進め方を解説
- 地域の安全マップを作ろう（財あしたの日本を創る協会）
<http://www.ashita.or.jp/index.htm>

○我が家の耐震性をチェックする

- ・自らの家の簡易な耐震診断解説など、知っておくべき知識を紹介
- 住宅の耐震化関連ポータルサイトへリンク

(6) 【交流の広場】のページ構成

- ・防災フェアと併せて行われる、全国防災まちづくりフォーラムとの連携し、ネット上で防災まちづくりの担い手が情報交換・交流を行う場の提供するため、ブログによる、情報発信の場を設けることを検討する。
- テーマ別防災まちづくり掲示板
 - i. 地震対策
 - ・地震対策に役立つ防災まちづくり活動（耐震化等を中心に）の情報交流を行う BLOG を立ち上げることを検討する。
 - ii. 津波対策
 - ・津波対策に役立つ防災まちづくり活動の情報交流を行う BLOG を立ち上げることを検討する。
 - iii. 風水害対策
 - ・風水害対策に役立つ防災まちづくり活動の情報交流を行う BLOG を立ち上げることを検討する。
- 質問コーナー
 - ・防災まちづくりに関する質問を受けつけ、回答するページを設けることを検討する。
- 全国防災まちづくりフォーラム
 - ・今後、毎年防災フェアに併せて、実施する全国防災まちづくりフォーラムに、参加し、交流する防災まちづくり活動グループの掘り起こし等を行うため、全国防災まちづくりフォーラム開催の告知を行うとともに、その成果を発信するページを設ける。

【3-2.支援策活用にあたっての留意事項】

【4.防災まちづくり道具箱】・防災まちづくりを知っておくと役に立つトピックを紹介。

【4-1.ITを活用したコミュニケーションツール】

【4-2.身の回りの危険に備えたい】

【4-2-1.地域の危険度を調べる】・危険度チェックを行うソフトを紹介。

【4-2-1-1.地震時の火災延焼危険度を調べる】

【4-2-1-2.土砂災害の危険度を調べる】

【4-2-1-3.災害時要援護者を調べる】

【4-2-1-4.家具転倒等、身近な生活環境の危険度を調べる】

【4-2-2.我が家の耐震性をチェックする】・住宅の耐震化関連ポータルとリンク。

【4-3.防災に関する知識を得たい】・防災に役立つ知識を得る窓口、専門家を紹介。

【4-4.専門家の応援を受けたい】・建築士会等の相談窓口の紹介。

【5.子どもと一緒に】・防災まちづくりの担い手が情報交換・交流を行う場の提供。

【5-1.防災まちづくり学習】

【5-1-1.紙芝居】・「稲むらの火」関連ポータルとのリンク。

【5-1-2.防災まちづくり学習のすすめ】

・(社)再開発コードネットワーク協会による小中学生の総合学習向け防災まちづくりガイドブック紹介。

【5-2.防災教育】・防災教育の実践例を紹介。

【5-2-1.防災教育チャレンジプラン】・【防災教育チャレンジプラン】とのリンク。

【5-2-2.子ども防災甲子園】・【子ども防災甲子園】とのリンク。

【5-2-3.ぼうさい探検隊マップコンクール】

・【ぼうさい探検隊マップコンクール】(社)日本損害保険協会とのリンク。

【6.交流の広場】・防災まちづくりの担い手が情報交換・交流を行う場の提供。

【6-1.テーマ別防災まちづくり掲示板】

【6-1-1.地震対策】・地震対策に役立つ防災まちづくり活動の情報交流。

【6-1-2.津波対策】・津波対策に役立つ防災まちづくり活動の情報交流。

【6-1-3.風水害対策】・風水害対策に役立つ防災まちづくり活動の情報交流。

【6-2.質問コーナー】・防災まちづくりに関する質問を受けつけ、回答。

【6-3.全国防災まちづくりフォーラム(仮称)】

【7.総合検索】・複数のキーワードを使って事例等を横断的に検索。

【8.関連リンク】

【9.お問合せ先】

第 章

全国防災まちづくりフォーラム

目 次

1 . 「第 1 回全国防災まちづくりフォーラム」の概要	1
(1) 実施要領	1
「全国防災まちづくりフォーラム」の開催趣旨	1
実施要領	1
(2) 実施内容	2
全国防災まちづくりフォーラム活動発表会	2
全国防災まちづくりフォーラム審査講評会	2 7
(3) 関連プログラム	2 9
N P O 日本公開庭園機構のリレーシンポジウム	2 9
(社) 日本損害保険協会プレゼンテーション	
「“ ぼうさい探検隊 ” マップコンクールの紹介」	3 0
2 . 企画・準備	3 1
(1) 企画・準備の経緯	3 1
(2) プレイベント「地域住民の手で行う防災まちづくりを考える会」	3 2
3 . 仙台を中心とする地域の防災まちづくり活動の現状	3 3
4 . 開催の成果と今後の検討課題	3 4
(1) 開催の成果	3 4
(2) 今後に向けた課題	3 4
参考 「防災フェア 2005」の概要	3 7

1. 「第1回全国防災まちづくりフォーラム」の概要

(1) 実施要領

「全国防災まちづくりフォーラム」の開催趣旨

近年、個人や地域の諸団体、NPO等の防災まちづくりの活動が広がりを見せてきている。その中には、防災を主目的として始まったものでない地域の活動が、何かのきっかけで防災の関心を高めた例も少なくない。一方、大災害から時間が経つと防災意識が低下しがちとなり、市民の手による防災活動は継続面で苦勞が多い。このような状況を踏まえ、平成16年10月に「民間と市場の力を活かした防災力向上に関する専門調査会」がとりまとめた「民間と市場の力を活かした防災戦略の基本的提言」では、防災まちづくりの動きを支援するため、先進事例等の情報提供や地域内・地域間の支援などへの取り組みを提言している。

これを受け、内閣府では全国の防災まちづくりに関わる推進者が集う場として「全国防災まちづくりフォーラム」を開催し、各地域における防災まちづくりの状況を報告し合い、知識・ノウハウを交換し、相互に励ましあう機会を提供することとした。これにより防災まちづくりに関連した地域内及び地域間の交流を支援し、防災まちづくり活動を活性化させ、関係する市民・団体に持続的な活力を養っていただくことをめざすものである。

本年は9月2日～5日に仙台市で行なわれる「防災フェア2005」(参考参照)にあわせ、「第1回全国防災まちづくりフォーラム」と題し、防災まちづくり関係者が自らのすすめる防災まちづくり活動を相互に発表しあうイベントを、講演会や展示とともに開催した。

実施要領

日 程

平成17年9月4日(日) 10:00～18:00

場 所

ア エ ル
A E R 5階 仙台市情報・産業プラザ ネットU多目的ホール(仙台駅直近)

実施主体

主催：内閣府、仙台市、(社)日本損害保険協会、防災週間推進協議会
後援：仙台商工会議所、仙台防火委員会

プログラム

【午前】(参加者数 約50名)

・NPO法人日本公開庭園機構のリレーシンポジウム

【午後】(参加者数 約120名)

・全国防災まちづくりフォーラム活動発表会

- (2 2 団体：仙台市及び宮城県内団体 9、県外団体 1 3)
- ・(社)日本損害保険協会 “ ぼうさい探検隊 ” マップコンクールの紹介
- ・全国防災まちづくりフォーラム審査講評会
- ・懇親会 (参加者等の交流会) (17:40 ~ 18:00)

展示 (防災まちづくりフォーラム関連展示)

- ・防災まちづくりフォーラム参加団体(一部)の展示



図 A E R 5 階会場のレイアウト

(2) 実施内容

全国防災まちづくりフォーラム活動発表会（13:00～15:50 時間は実施時間 / 以下同様）

1) 主催者挨拶

- ・内閣府大臣官房審議官 武田文男氏
- ・仙台市副市長 櫻井正孝氏
- ・(社)日本損害保険協会常務理事 吉田浩二氏

2) 活動発表

発表の順番、方法

類似の活動を行なっている仙台市及び宮城県内の活動グループと県外の活動グループが交代で発表する。1グループ5分間。発表の形、方法は自由。

発表者

(*番号は発表順)

	活動地域(県内)	グループの属性			
		自主防災組織	NPO	任意団体	その他
1	大岩2丁目自主防災会				
2	木ノ下町内会				
3	目白まちづくり倶楽部				
4	上町東町町内会				
5	ひらつか防災まちづくりの会				
6	霊屋下町内会				
7	早稲田商店会				
8	ひとりでも安全・安心まちづくり実行委員会				
9	まちづくり政策フォーラム				
10	NPO豊前の国建設倶楽部				
11	福住町町内会				
12	NPOながおか生活情報交流ネット				
13	鉤取ニュータウン町内会				
14	東京駅周辺防災隣組(審査対象外)				
15	泉中央地区防災協議会				
16	NPO江東区の水辺に親しむ会				
17	(社)宮城県建築士会				
18	安心安全情報連絡協議会				
19	国分町交番支援システム分町A-Net運営委員会				
20	NPO日本公開庭園機構				
21	NPO都市防災研究会				
22	国分寺防災まちづくり学校				

発表 1

グループ名称	大岩2丁目自主防災会		
グループの属性	自主防災組織	活動地域	静岡県静岡市
テーマ	東海地震必至といわれる静岡市における町会の防災活動		
発表者	大岩2丁目町内会顧問 鈴木昭二氏		
発表方法	発表者による説明	ビジュアルプレゼンテーション	なし
発表内容	<p>・昭和56年に自主防災組織をつくり、以来活動を続けてきたが、阪神・淡路大震災以降、活動を大幅に見直した。</p> <p>・ひとつは「自主防災台帳」づくりで、災害時に役立つ資格や技能を持つ人、及び独居老人や障害者など災害時要援護者について、各自の承諾を得てリストアップ、台帳を作成した。</p> <p>・これによって、町内にはアマチュア無線免許取得者19名、看護師18名、医師9名などさまざまな資格や技能を持つ人がたくさんいることが分かった。そうした人たちもアマチュア無線の会を作るなど自発的な活動を始めるようになった。「防災組織」も、看護師は救護班、医師は医療班、アマチュア無線グループは情報班というように町内の有資格者、技能者を活用できるよう見直しをした。</p> <p>・また、台帳作成によって災害時要援護者の所在や寝所の位置が分かったので、隣組で相談し、誰が誰を救出するのか役割分担を決めておくことにした。</p> <p>・さらに「防災訓練」も見直した。以前は小学校などに集まる「集合訓練」であったが、ひとりでも多くが体験できるよう、町内の班(9班)ごとに防災組織をつくり、訓練もそれぞれ9箇所で実施するようになった。こうすることで、参加者は900人から1200人に増えた。</p> <p>・若い世代を参加させる工夫としては、若い世代はマンションや社宅にいたので、マンションの駐車場を使えるよう交渉して実施したところ、マンション内の子供や親たちのほとんどが参加し、大成功だった。</p> <p>・防災訓練に参加することにより、子供や親の意識も向上するので、「見学訓練」から「体験訓練」の形にするよう、行政にも話している。また、町内会だけの訓練でなく、市役所・消防署分団・企業等と共同で実施するようになっており、訓練内容も決まりきった訓練を繰り返すのではなく、一人でも多くの人々が楽しく参加できるよう常に工夫をしている。</p>		
資料	配布資料	なし	ブース展示
			有



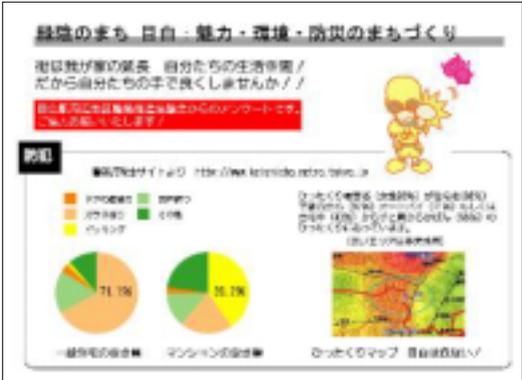
発表2

グループ名称	木ノ下町内会			
グループの属性	自主防災組織	活動地域	仙台市若林区	
テーマ	地域ぐるみで取り組んでいる夜間防災訓練の概要と安否確認について			
発表者	木ノ下町内会長 高橋みさを氏			
発表方法	発表者による説明	ビジュアルプレゼンテーション	なし	
発表内容	<p>・木ノ下町内会は1,000世帯の大きな町会で、長い間地域ぐるみで防災活動に取り組んでいる。今は「災害は忘れた頃にやってくる」という呑気な例えの状況ではなく、「災害は来るときには来る」という状態にある。町の回覧板には必ず「災害は来るときには来る」と書いておいて、私たちは常に災害に備えている。</p> <p>・常時携帯品について：会場で今、ホイッスル、ラジオ、ライトを持っている人はいるか？（誰もいない）私たちはこの3つはいつも持って歩けと呼びかけている。私は阪神・淡路大震災や雲仙普賢岳などいろいろな被災地に行って教訓を学んでいるが、地震の時はデパートなどは真っ暗になる。ホイッスルは阪神・淡路大震災の教訓から、どこでも自分の居場所を分ってもらえるよう、市販のものに名前・電話・住所・血液型を記載したシールを貼るものにして、全世帯に配布している。</p> <p>・「安否確認」について：町では全世帯を16に分け、いざと言うときに消防団OBや婦人防火クラブリーダーなどが中心となって、班毎に救助に当たることにしているが、家に被災者がいるかどうかすぐ分かるよう、全戸にこの札（表：木ノ下町内会、裏：赤字で「防」）を配布している。これは表側を出して常に家の前に下げておき、災害時に家族全員が家を離れる場合には裏（「防」）に返すことにしている。札が裏返っていない家は「人がまだいる」という目印になる。ただ、災害時には全国からレスキュー隊が来るから何の目印か分からないのでは、と言われたので、市の消防隊にだけでも分ってもらえるよう、市消防局にこの札をお渡ししておく。</p> <p>・「夜間防災訓練」について：通常の防災訓練では参加者がいつも同じなので、15年前から「夜間防災訓練」を始めた。この工夫で勤め人や高校生も訓練に参加するようになった。</p>			
資料	配布資料	なし	ブース展示	なし



発表3

グループ名称	目白まちづくり倶楽部		
グループの属性	任意団体	活動地域	東京都豊島区
テーマ	住宅地のまちづくり活動が実を結んだ防災上の成果		
発表者	柴田いづみ氏		
発表方法	発表者による説明	ビジュアルプレゼンテーション	有
発表内容	<p>・「目白まちづくり倶楽部」は建築家、都市計画家、商店主、主婦などがコミュニティ活動を行なう集まりであったが、目白駅前の再開発に際してできた目白駅周辺地区整備推進協議会に加わり、専門知識を活かして駅前広場等の計画を作り具体的な提案を行なった。普通そういう協議会は御用協議会だが、目白は元気な人たちがばかりなので、常に「市民主導、行政参加」で活動してきた。</p> <p>・私たちの活動の特徴は「日常的に実用的に機能しないまちは、非常時に機能しない」という発想、そしてボランティア活動など含む全ての活動が駅前目白通り長さ2km、幅600mの中で行われている点だ。そして、いろいろな活動が目白駅周辺地区整備推進協議会を中心に、グルーピングされている。</p> <p>・目白は地盤がよく関東大震災時にも被害が少なかった。「そこそこ安全なので、誰も助けてくれないだろうから、自分たちで防災まちづくりプランを作らなければいけない。そこでまちの調査をしたところ、自分の家から小学校へ行く間でさえ、危ないところがあると分った。対策を考えるため、住民へのアンケート調査を考えていたところ、「官民の協調による災害に強いまちづくりに関する検討調査」(内閣府・国土交通省)のモデル地区に選定された。そこで「目白レンジャー」「一つ目小悪魔」という目白の防災まちづくりのイメージキャラクターをつくり、アンケート調査を行なった。</p> <p>・目白は今、防犯面では危ないところだ。一般市民や新しくまちに入ってきた人たちは「防災」は町内会や消防団という既存組織の活動もあって、なかなか関わりにくい面があるが、「防犯」をキーワードにしたところ、60名もの活動メンバーが集まった。防犯をメインに据え、防災面については、目白は東京都「わが町の地域危険度」で評価が低いなど一定の情報を提供しつつ、アンケート調査やヒアリング調査をした。</p> <p>・その結果で得られたまちの情報は「カキコマップ」という形で整理して皆が使えるようにしている(都市計画協会のカバーページに今でもなっている)。</p>		
資料	配布資料	なし	ブース展示 有



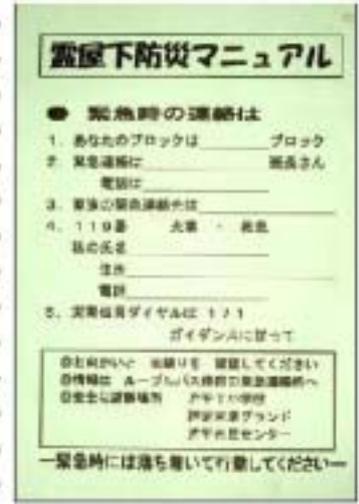
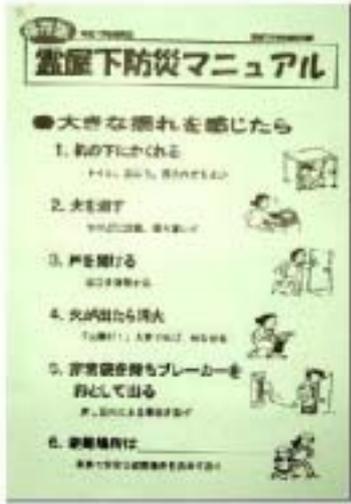
発表4

グループ名称	上町東町町内会			
グループの属性	自主防災組織	活動地域	仙台市青葉区	
テーマ	「小さな備え 大きな安心」防災用品の日常的な活用を工夫			
発表者	庄子リエ氏			
発表方法	発表者による説明	ビジュアルプレゼンテーション	なし	
発表内容	<p>・私たちの町は世帯数約1300戸、東・西・南の3町からなっている。各町は班に分かれている。</p> <p>・防災用品を揃えたきっかけは、平成15年11月、班長さんのところに2～3名が集まってお茶を飲んでいたとき、防災の準備をしたらどうかという話になり、すぐ行動に移すことになったことに始まる。</p> <p>・お金を掛けないように、100円ショップで買える物や手作りの品などを揃えた。内容は、リヤカー1台(班で利用)、各戸に配布したものは避難表示板、防災マップ、避難札、防災リュック(ラジオ付き懐中電灯、笛、防災頭巾、家族連絡帳、靴、乾パン、水が入っている)で、最小限必要なものをそろえた。費用は1戸当たり1050円だった。避難札は普段は玄関先に掛け、避難するときは裏返して、安否確認に使うものだ。</p> <p>・これが河北新報に、「防災訓練と備えで、安心満載、アイデア次第の手本」として取り上げられた(平成16年1月1日朝刊)。</p> <p>・その後班の防災訓練が仙台放送の取材を受けた。「実践訓練でおばあちゃんがタンスの下敷きになったが、笛で助けを求め、素早く応急手当を受け、リヤカーに乗せられて避難所に」「備えあれば憂いなし、というスローガンで訓練を終えた」として放送された。</p> <p>・私達の班はその後、町単位の防災訓練にリヤカーと防災用品一式を持って参加している。また、防災頭巾の指導など、体験訓練は大変身に付くものだ。</p> <p>・この経験を踏まえて、安全を守りたい。</p>			
資料	配布資料	なし	ブース展示	なし



発表6

グループ名称	霊屋下町内会			
グループの属性	自主防災組織	活動地域	仙台市青葉区	
テーマ	フェイス・トゥ・フェイスの啓発活動			
発表者	長内一彦氏			
発表方法	発表者による説明	ビジュアルプレゼンテーション	有	
発表内容	<p>・災害に対しては地域が鍵を握っている。私たちにできることはどんなことがあるか、という問題意識から活動をすすめてきた。宮城県沖地震の危険が言われているが、毎年地震が起きている。私達はもっと対策を急がねばならない。</p> <p>・霊屋(おたまや)とは伊達政宗の霊廟があることからついた地名だ。私たちの活動はまだ歴史が浅く、平成15年三陸南地震発生後、町民から「もっと情報がほしい」という話があったので、消防署から防災のパンフレットをもらってきて全戸に配布したことが始まりだ。次に、より地域の生活に密着したものをつくらうということで、児童を含む町民有志で「防災マップ」を作り、全戸に配布した。</p> <p>・町内会としての活動は「防災を考える会」開催と、「防災アンケート」の実施が最初だ。地震の被害を受けるだろうと考えている人がほとんどなのに、何も準備していないというひとが多かったため、本格的な活動を開始した。</p> <p>・平成16年には「災害に強い町づくり」というテーマで「青葉区まちづくり助成事業」に応募し認定された。災害に強い町はどうやって作るかだが、個々が災害に強くなるのが地域の防災力を高めると考え、防災知識普及、家庭内での防災意識向上、防災準備、防災訓練を行った。</p> <p>・町内会では「緊急災害連絡所」を万一の時には必ず設置するようにした。平成17年には「防災マニュアル」保存版を配布(冷蔵庫にでも貼れるようなもの)。</p> <p>・体制面では、町内を6ブロックに分けたところ、連絡が円滑になった。</p> <p>・最近「高齢者の防災準備推進活動」(家具固定など)を宮城県建築士会の協力を得て開始した。8月の地震後、アンケートを実施したところ、身の安全対策はほとんどの人がとれてきた感じを持った。今後も「意識づくり」「まちづくり」を進めていきたい。</p>			
資料	配布資料	有(A4 1ページ)	ブース展示	なし



発表7

グループ名称	早稲田商店会(早稲田いのちのまちづくり実行委員会)			
グループの属性	商店会	活動地域	東京都新宿区	
テーマ	商店街の活性化が達成する防災まちづくり活動			
発表者	久保里砂子氏			
発表方法	発表者による説明	ビジュアルプレゼンテーション	有	
発表内容	<p>・早稲田の町にはいろいろな人、いろいろなグループがあるが、今日発表の 22 グループの活動が皆違うように、「それぞれの人や組織は考え方が違う」ということを前提に、「それぞれが少しずつ動いてくれればいい」「そんな中に商店会としての動きもある」という考え方でやっている。</p> <p>・なぜ防災まちづくりか：早稲田の町は大学が2万人、周辺人口が2万～2万5千人くらいだが、夏休みに学生がいなくなるととても静かな町になる。10年前のそんな夏、お客さんがいないから何かやろうよ、といったのが始まりだ。1996年夏に「夏枯れ対策」として大学を借りてイベントをやったが、大学を借りる理屈として当時関心を持たれていた環境リサイクルを掲げた。空き缶とペットボトルの回収機「エコステーション」は缶などを入れるとゲームを始め、当たると餃子サービスなど商店会の割引券が出るようになっている。子どもは外を走り回って空き缶などを拾ってくるようになる。結果としてまちがきれいになる。子どもは1週間位で飽きてしまうものの、このときに落ちていた缶がどんなに汚いかということを実感すると、ポイ捨てをしなくなる。</p> <p>・こういうことを通して、自分たちのやりやすいやり方で、面白いと思うことをすれば皆ついてきてくれる、何かちょっと得するなということがあれば次もやってみよう、ということになる、ということを実感した。</p> <p>・エコステーションは全国90箇所あり、神戸の長田にもある。長田の人たちに自分たちのまちを守るのは自分たちしかないと聞き、そこから防災に入ってきた。</p> <p>・今私たちのやっているのは年5千円払うと30万円分の疎開費用が出る「震災疎開パッケージ」だ。何かあったとき他のところに助けてもらおう、ということだが、1年間何もなければ各地から特産品が届く。何か面白い、わくわくする切り口で災害を考えようというイメージだ。</p> <p>・この8月に実施した「防災キャンプ」では損保協会の「まち歩きキット」を使った。今回はまち歩きだけでなく、小学生が防災劇を作るということをやったが、小学生でも真剣に劇を作って保護者の前で上演することができた。</p> <p>・早稲田のまちではこんないろいろなことをやっている。</p>			
資料	配布資料	なし	ブース展示	なし



発表 8

グループ名称	ひとりでも安全・安心まちづくり実行委員会			
グループの属性	任意団体	活動地域	福岡県北九州市	
テーマ	ひとり暮らしの女性でもまちの安全安心に積極的に取り組む活動			
発表者	山口ひろこ氏他1名			
発表方法	寸劇形式	ビジュアルプレゼンテーション	有	
発表内容	<p>【寸劇形式】二人の女性が福岡県西方沖地震での体験などを語り合う形で、平成17年度全国都市再生モデル調査事業～ひとりでも安全・安心まちづくり～の趣旨、活動を紹介。(会話の背景を示すデータ、写真等をスクリーンに映写)</p> <p>(Y:会社社長) Sさん、取材に来るといったのに遅いわね。 (S:フリーライター) お久しぶりです。よろしくお願いします。(名刺を渡す) (Y) 名刺が旧姓のままだわ。まだ独身なのね。 (S) ええ、あなたもまだ独身ですか? (Y) 私はもう大独身よ。うちは母と二人暮らし。 (S) 独居世帯が多くなるという新聞記事、ご覧になりました? (Y) 身につまされるわね。どうする? 私たち! (S) ところで3月の地震の時はどうでした? (Y) 私は休日で、母と二人でいたの。 (S) 私はマンションの11階で一人暮らし。あわてて出たら隣の人に初めて会ったんですよ。新築マンションで組合もないし、顔を合わせることもなくて。 (Y) 今はどこもそうよ。 (Y) 私の事務所なんてこんなになっちゃった(床にものが散乱した写真提示)。本棚も倒れてしまって、片付けが大変で...。 (S) 家具の固定なんてしてないですもんね。 (Y) 固定金具をあわてて買いに行ったもの。たぶん皆こういう備えはしてないと思う。初めて経験する地震だったので、すごい恐怖感があったよね。私たち北九州には地震はないと自信を持って思っていました。私は安全安心をキーワードに実行委員会を作ったから、市役所の安全安心課というところに、いろいろ聞きに行ったら、このマップをくれたの(小倉地区安全安心マップ)。 (S) これは犯罪状況で、防災じゃないですね。 (Y) 小倉は中心部が空洞化してひたたくりとか犯罪が増えているから...。 私は「ひとりでも安全・安心まちづくり」をテーマにセミナーやフォーラムを開いているの。7月のフォーラムでは「3月の地震のときあなたはどうしていたか」ということでいろんな議論をしました。今度の日曜日は「私たち自身でマニュアルを作りましょう」というのをやるので、あなたも、ぜひ参加して! (S) 分かりました。がんばりましょう。</p>			
資料	配布資料	なし	ブース展示	なし



発表9

グループ名称	まちづくり政策フォーラム		
グループの属性	NPO法人	活動地域	宮城県白石市など
テーマ	車イス生活者、障害者、高齢者の立場からの防災まちづくり (シルバーハウジング居住)		
発表者	佐藤公宥氏(まちづくり政策フォーラム(仮称)福祉部会代表)		
発表方法	発表者による説明	ビジュアルプレゼンテーション	有
発表内容	<p>・まちづくり政策フォーラムはまちづくりのさまざまな分野についての調査研究や政策提言などを行なっているグループだ。ここでは福祉と防災に関する取組みについてご紹介する。</p> <p>・私が生活している白石市シルバーハウジングは、一般世帯、高齢者、障害者の合同住宅だが、ここでの防災のあり方について、これから取り組む目標や内容をお話する。</p> <p>・シルバーハウジングはユニバーサルデザイン住宅で、段差が全くなく、洗面所・浴室・トイレなども広さが十分あって車椅子の利用が可能になっている。避難に関しては、私の部屋は車椅子で通るので邪魔なものを省いている。各居室には緊急用ブザーが設置されており、普段はライフサポートアドバイザー(LSA)という管理者が常駐している(平日8時~17時)。</p> <p style="text-align: right;">(施設、設備を写真で紹介)</p> <p>・8月16日の地震では、私や高齢者など、居住者自身がウッドテラスに出て確認を行なった後、市役所職員に点検してもらったが、夜間休日対策など、いろいろ課題があると感じた。つまり、実際に災害が起きてみると、シルバーハウジングといえども防災面では不十分な点もあった。</p> <p>・これからの私たちの展開としては、まず、ライフサポートカード、ヘルプカードなどを自分自身で作っておくことが大切と感じた。また、自分の居場所を皆さんにお知らせする上で、GPS携帯電話をどういうふう利用するか、住宅も耐震から免震にどうやって進めていったらいいか。また私たち自身が使いやすい防災マニュアルを作るなど、普及面についても考えていきたいと思っている。</p>		
資料	配布資料	なし	ブース展示
			なし



発表 1 0

グループ名称	NPO豊前の国建設倶楽部			
グループの属性	NPO法人	活動地域	大分県中津市	
テーマ	県境を越えた地域協力活動が生み出した防災まちづくり			
発表者	代表理事 木ノ下勝矢氏			
発表方法	発表者による説明	ビジュアルプレゼンテーション	有	
発表内容	<p>・私たちの住む場所は大分県と福岡県の県境にあり、行政の谷間地域になっている。県境では交通事故にあっても、少しでも大分県側だと福岡県の救急車は帰ってしまったり、ということが昔はあったそうだ。豊前の国建設倶楽部は 20 年ほど前から、県境を跨いだ地域おこしイベントを契機に、今では防災面でも両県の消防団と協力した活動など、県境を越えて活動を行なっている。</p> <p>・私達は「遊び心」をテーマに地域づくりをやっている。例えば、うまくいく訓練を 100 回やっても、あまり意味がなくて、訓練は失敗する方がいい。失敗する訓練をやろうということいろいろやっている。</p> <p>・阪神・淡路大震災では、1週間後に仲間 40 人が集まり、完結型のボランティアとして、2トントラックを2台調達し、1回 1,000 人分の豚汁が作れる鍋を持って行って、東灘区で4000人分の炊き出しをした。米や味噌も皆持参したが、こちらには「いいちこ」の製造元があるので協力を求めたところ、当初「災害時に焼酎なんて、会社のイメージが悪くなる」といってなかなかくれなかったが、粘って4,000本の焼酎をもらい差し入れした。日本では理解が得にくい、外国ではアルコールは消毒や精神安定にもよいといって使うようだ。お配りしたところ「本当は飲みたかったんだ」と言って大事そうに受け取られた。</p> <p>・日本人はどうもかしこまって、訓練のための練習をしたりとか、いろいろやるが、失敗してもいいから楽しくやろう。普通はピラミッドのような組織を作り、責任者が上にたくさんいて、人数は何人来たとか言う話になるが、「顔の見える訓練」というか、遊び心を持って日頃から関わる、ということの方が大事なのではないか。</p> <p>・防災マップづくり：日頃から使っていないといざというとき役立たないものなので、普段は「観光マップ」として使い、いざという時は災害マップになる。どういうことかという、いろいろな人の名前が載っていて、観光ではその人に連絡すると地域を案内してくれ、災害時にはその人に連絡するとその辺の安全を教えてくれる。そういう人と人とを結びつけるようなしくみづくりをやっている。</p> <p>・災害時に「遊び心」ということをいうと抵抗があると思うが、私達は「遊び心」を中心とした防災に取り組んでいる。</p>			
資料	配布資料	なし	ブース展示	なし



発表 1 1

グループ名称	福住町町内会		
グループの属性	自主防災組織	活動地域	仙台市宮城野区
テーマ	「生命の分水嶺・生と死を分けるもの」 ～ 住民参加型の町内会防災マニュアルの作成～		
発表者	町内会長 菅原 康雄氏		
発表方法	発表者による説明	ビジュアルプレゼンテーション	なし
発表内容	<p>・自分たちの住むまちが地震で崩壊するという現実に向き合った時から、行政に頼らない、いわゆる自主管理意識が生まれる。</p> <p>・福住町町内会は会員927名、戸数332戸の規模であるが、個人情報をあえて盛り込み、各自の役割を明記した防災マニュアル(防災わがまち 自主管理マニュアル)を全戸に配布している。名簿作りは、町内会が普段から夏祭りや灯籠流しなどを通して住民の交流に力を注いできた経緯もあり、難しいと言われるものが2ヶ月で作成できた。</p> <p>・年1回の防災訓練は住民全員に役割があるため全員参加で実施している。また、災害時要援護者対策では、独居老人に対し家具転倒防止対策など、できる限りの防止対策を行ってきた。行政の援助を待っているのではだめで、まず自分たちが動き出すことだ、という意識も定着してきた。</p> <p>・中越地震の際には発災 10 日後に、町内会で集めた支援物資を車2台で、直接小千谷の町内会まで、寸断した道を迂回しながら届けたが、被災地で「生命の分水嶺・生と死を分けるもの」が何なのかを考えさせられた。防火防災訓練は万全であったとしても、一抹の不安がぬぐえない。被災地からの教訓では3日間は公助は望めず、自分の命は自分で守るということ、余震が続く暗闇の中で一番ほしかったのは「明かりと火」、そして時間の経過がとても知りたいということだった。助かるか否かの境界線はその「空白の3日間」(発災から3日間)の恐怖心をいかに乗り切るかにあるということだ。</p> <p>・そのためには、いざというとき助け合える姉妹町内会を近隣市町村で作作り、平常時からお互いの交流と親睦を図り、「顔見知り」になっておく必要がある。</p> <p>・近隣の町内会と防火・防災協定を結ぶ姉妹町内会提携はまだ実現していないが、近隣近県による町内会のネットワーク作りが急務であること、小さな町内会でも「住民の強い結束と危機感があれば大きな力になりうる」という新しい町内会のあり方を、仙台市福住町より全国に発信したい。</p>		
資料	配布資料	A4 2ページの文書	ブース展示 有(資料配布)



発表12

グループ名称	NPOながおか生活情報交流ネット		
グループの属性	NPO法人	活動地域	新潟県長岡市
テーマ	市民の情報まちづくり活動が役立った新潟水害		
発表者	理事長 桑原眞二氏		
発表方法	発表者による説明	ビジュアルプレゼンテーション	有
発表内容	<p>・私どもは普段はまちづくりのイベントや交流活動をやっ、イベントや祭りのレポートをインターネット上に公開するというをやってきた。</p> <p>・昨年の大水害時、以前まちづくり交流などをしていて人的交流があったまちを見に行ったところ、その町はインターネットでの情報発信ができなくなっていた。そこで私どもは簡単に情報アップできるシステム(ブログ)で、自治体に代わり、NPOの責任ということで情報発信した。TVやラジオの情報と併せて、インターネット上の情報から、ボランティアの方などに大勢来ていただくことができた。普段から人の交流をやっておくと、助け合うことができる。</p> <p>・今回の水害発生直後は、ラジオ以外は情報遮断となった。防災無線もよく聞こえなかった。音声情報は聞き漏らしたり間違えたりするので役立たない。実は、インターネットやアナログの紙情報が一番役に立つ。そこで考えたのが、災害情報員 + ボランティアで、アナログの紙情報を地震直後に配布する仕組みを作り、自主防災に役立てる。配布用紙には二次元バーコードを付け、インターネット上の情報にもたどり着けるというようなものを作りたい。インターネット上にたどり着いたときに、そこに情報が集約されているというシステムを作り、紙とインターネットの融合というような展開をしていきたい。</p> <p>・また、インターネットの最先端の技術を使い、RSSという自動的に情報交流するシステムがあるが、これを表示できるシステムができれば、と考えている。</p> <p>・「町内連絡帳」について：災害時には千枚通しのようなもので該当項目に穴を開けるだけで、大量に配布できるようなものができたら、と考えた。</p> <p>私の住む長岡越路地域は地震の5～6日後に全国に災害情報を配布した。印刷物は何回も繰り返し見ることができ、とても便利だった。私どもは地震直後に配布できるものはないか、と考えた。ただ紙情報は、災害時には電気が止まり、プリンターが使えなくなるので、あらかじめ町内のいろいろな連絡に使う用紙を印刷しておき、災害時にはチェックを入れるだけで、大量に配布できるようなものができたら、と考えている。</p>		
資料	配布資料	なし	ブース展示 有

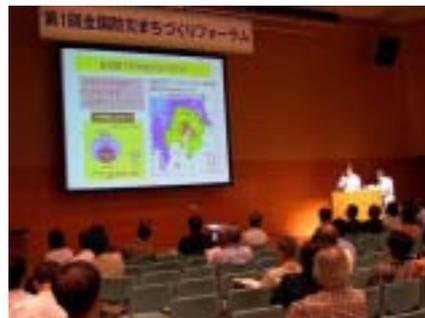


発表 1 3

グループ名称	鉤取ニュータウン町内会		
グループの属性	自主防災組織	活動地域	仙台市太白区
テーマ	死傷者を出さない、崩壊建物を出さない、火災を出さない「出さない君」の活動		
発表者	町内会長 京谷国雄氏		
発表方法	発表者による説明	ビジュアルプレゼンテーション	有
発表内容	<p>・「出さない君」という活動は、地震が来た場合大きなテーマとなる「死傷者」「倒壊建物」「火災」を「出さない」ということだ。ではどうするか。当町内会は10何年前から防災体制をとっているが、一昨年の宮城県北部地震を契機に「出さない君」の活動を始めた。</p> <p>・いろいろ対策があるが、今日は時間がないので、一番大切な「死傷者を出さない」ためにはどうするかについてお話しする。</p> <p>・まず、全世帯の家族調査をする。これはなかなかプライベートのことで出してくれないが、家族構成、障害の有無、職業なども書いてもらうようにし、一昨年12月に完成した。</p> <p>・データを作ってみると、うちの町内会の年齢層は50～60代が多く(38%)、数年経てば高齢化を迎える。そのとき防災組織をどうするか。60歳以上が全員入会する「ひまわり会」というものを作っているが、これ単なる老人会ではなく、連絡や救命などの手伝いをする。現在、152名が賛同して入っている。災害時には向こう三軒両隣をチェックし、自分たちの命は自分たちで守るというものだ。</p> <p>・「災害弱者居住マップ」は要介護者、一人暮らし70歳以上、支援者70歳以上の居場所に印を記入している。個人名はこのマップ上にはなく、透明シートに印刷した「住民マップ」を重ねると分るようになっている。</p> <p>・なお、こうした名簿の管理などは「出さない君」防災庫というものがあって、その中に入れている。</p> <p>・今お見せしているものは啓蒙運動のために作っているものだ。皆さん各ご家庭でこういうものをぜひ用意してもらいたい。</p>		
			
資料	配布資料	有(町内会だよりなど A4 11ページ)	ブース展示 有

発表14

グループ名称	東京駅周辺防災隣組(東京駅・有楽町駅周辺地区帰宅困難者対策地域協力会) (* 審査対象外)		
グループの属性	任意団体	活動地域	東京都千代田区
テーマ	業務市街地で展開する防災まちづくり		
発表者	(財)都市防災研究所(防災隣組事務局) 土肥英生氏		
発表方法	発表者による説明	ビジュアルプレゼンテーション	有
発表内容	<p>・防災隣組を作った背景:首都直下型地震が迫っており、その際には一都三県で650万人の帰宅困難者が発生するとの予測がある。鉄道は全面的に止まり、自動車は環7の内側は通行禁止になる。千代田区は昼間人口が100万人(夜間人口の2.5倍)あり、東京駅周辺には約20万人の帰宅困難者が流入する見込みであるということが明らかになっている。</p> <p>そこで千代田区では皇居前広場など4箇所を帰宅困難者支援場所に指定し、情報提供などを行い、道路の通行が可能になったら、がんばって帰宅していただく、ということを考えている。このため、帰宅困難者避難訓練の実施のほか、大学との応援協定、防災情報システムの構築などを進めている。</p> <p>・大手町・丸の内・有楽町地区には大手企業などが集まっており、そういう中で公に任せるのではなく、基本的に自社の社員・顧客の救護は自己責任であり、事業所同士が相互扶助をしていくべきである、ということを考え、2年前防災隣組を立ち上げた。</p> <p>・これは、当地区はわが国を代表する業務地域であり、ここが災害時に危ないのではないかという海外の懸念に対して答えを出していくということ。また国内の他の業務地域に対抗して、我々の地域は安全で魅力的であるということを示していくこと。加えて事業の継続性を確保していくこと(BCP)も考えている。</p> <p>・現在61の企業・団体が参加しており、具体的な活動としては、帰宅困難者避難訓練を千代田区と共に実施するなど、さまざまな活動に着手している。</p> <p>・先日の千葉北西部を震源とする地震や宮城県沖を震源とする地震の後には会員企業担当者にアンケート調査を行った。千葉県北西部の地震では、休日でもあり、会社と連絡が取りにくい状況が目立ったが、宮城県沖では、平日で会社にいたということもあるが、先の地震の教訓を元に多様な通信手段を使って、仙台周辺の関連事業所も含めて比較的すぐに連絡、安否確認ができたという結果がでた。</p> <p>こうした経験などを共有し、ノウハウを積み重ね、安全に仕事のできる環境を実現していきたいと考えている。</p>		
資料	配布資料	なし	ブース展示 有(パンフレット配布)



発表15

グループ名称	泉中央地区防災協議会		
グループの属性	任意団体	活動地域	仙台市泉区
テーマ	泉中央駅周辺の6事業所による応援協力協定と地域支援活動		
発表者	山田郁夫氏		
発表方法	発表者による説明	ビジュアルプレゼンテーション	なし
発表内容	<p>・泉中央駅周辺に建っている大型の6つの建物・施設の事業所が集まって、災害対策としてどういことをやっていったらいいか、ということ話し合った。</p> <p>・泉中央は仙台副都心の商業集積地域で、泉中央駅は仙台駅について乗降客の多い駅である。大型の商業ビルは大規模な集客があるので、大地震でもあったら自分のところだけで精一杯という状況があるが、自分のところの被害が比較的軽くて、隣のビルや周辺が大変なことになっている場合、大型商業ビルであるということを活かした支援もできるのではないかと。</p> <p>・そこでビルごとに、建物のエントランスホールの開放や被災情報の提供といった自分のところではできる地域支援活動内容をそれぞれがピックアップした。行政の支援が届く前にできることを挙げ、防災訓練などを通じた日常的な訓練の実施や、普段の意識面でもプラスになることがあるのではないかと、ということやってきている。</p> <p>・まだ結成1年半で訓練もこの秋で2回目ということで、今後続けていく中ではもっと高度なこともできるかもしれないが、今のところはこういった「情報を共有する」レベルだ。ただ、今まで関心の薄かった隣のビルの防災対策について、こうした会を作ったことで情報交換ができるなど既に成果が出ており、いろいろな面で有意義な試みであると考えている。</p>		
資料	配布資料	有(A4 2ページ)	ブース展示 なし



発表 1 6

グループ名称	NPO江東区の水辺に親しむ会		
グループの属性	NPO法人	活動地域	東京都江東区
テーマ	防災対策を考慮した水と緑のネットワーク再生構想		
発表者	奈良朋彦氏		
発表方法	発表者による説明	ビジュアルプレゼンテーション	有
発表内容	<p>・仙台は杜の都というが、東京はたくさんの川と運河に囲まれた都市だ。特に東京駅 お台場 浦安 浅草の間は運河が多いが、徳川家康が江戸に入った時に運河を作ったという歴史的な経緯がある。運河の半分以上は水害の危険で埋められたが、江東区にはまだ残っているものも多い。こうした江東区の水辺の魅力を楽しみながらまちづくりをしていこうというのが、この団体の目的だ。</p> <p>・船を使ったり、緑を使ったりして遊ぶのだが、お隣の中央区の神田川・隅田川を守る会と共同でイベントをやったりもする。船にお客を乗せて、東京の水辺を知ってもらうイベントもやったが、「常盤橋船着場」(東京都が防災のために指定している)周辺で船が座礁してしまった。</p> <p>・そこで「防災に使える船着場」とはどういうものかということ进行调查した。川べりの防災公園(清澄公園)の近くなら、公園に避難する人も多く、こちらがいいのではないかと、運河沿いは火が回ってこないで、歩けるようにしたらいいのではないかと、といった防災上の提案をしてきた。</p> <p>・同時に、意識調査をしたり、行政・大学・小学校・商店街とで話し合ったりして、いろいろなことが分ってきた。例えば 非常時に使えるようにするためには普段から使っていないとダメ。防災船着場といっても災害時だけ使うのではなく、普段から使おうという意見を共有 使うためにはきれいだけでなく、マンション建設時に水辺空間を意識した開発をしたり、船に客をもっと乗せてアピールしたり、ということをした方がいい などだ。</p> <p>・私たちは楽しみながらこうした検討を重ね、防災対策を考慮した水と緑のネットワークの再生や、普段も楽しい水辺空間の提案などを行なっている。</p>		
資料	配布資料	なし	ブース展示
			有

発表17

グループ名称	(社)宮城県建築士会		
グループの属性	社団法人	活動地域	仙台市青葉区
テーマ	「世代継続する地震に強いまちづくり委員会」の活動		
発表者	松島支部支部長 土井儀憲氏		
発表方法	発表者による説明	ビジュアルプレゼンテーション	有
発表内容	<p>・建築士会には各種委員会があるが、今年度に立ち上げた「世代継続する地震に強いまちづくり委員会」についてお話しする。</p> <p>・建築士会は耐震診断や応急危険度判定などハード的な事業を手がけてきたが、いずれも必要とされるときに出向く、自主的でない対応型の事業だ。</p> <p>・防災は広く誰もが長く意識することが大切だ。この委員会は耐震診断をバックアップしながら、広く長く耐震意識を持っていただくにはどうしたらよいかと考え、そのためのソフト事業を展開するために立ち上げた。</p> <p>・委員会のメインテーマはあくまでも「世代継続」だ。大人から子供へ、子供から孫へ、お年寄りも中学生も誰もが共通の話題による防災意識を持ち、それを伝承することが、防災意識を高める1つと考えた。いかに「世代継続」をさせるか。「まず若者と大人を会話させること」「話題は木造住宅の耐震診断」我々は物事を単純明快に考えた。大人は経験と知識と情報をたくさん持っている。しかし年が増すにつれ、これらをオープンにする機会は減り、閉鎖的になってくる。子どもは経験や情報量は乏しいが、行動力や発想力は豊富で限りがない。世代の違うものが1つのテーマで話合えればすばらしい会話が成り立つのではないか。そこで「世代継続」をさせる3つのステップを考えた。</p> <p>・実際に取組みを行った松島町の経験をご紹介します。</p>		
	<p>(ステップ1)若者へは松島中学校で耐震診断の授業を行なった。1クラスに建築士会会員が3名付き、2年生4クラスに3時間授業した。また、松島町で大人への講習会を行なった。(ステップ2)松島町の地区集会所で若者参加型の合同講習会を行なった。大人は基礎や筋交いなどは経験上知っており、若者はそうした知識はないが耐震診断の基礎となる面積計算は得意、ということで大人</p>		

に教える光景をよく見た。共通のテーマのもと、世代ごとに持つ知識・能力を出し合い、協力して成果を出した。(ステップ3)世代間を越え世代継続する地震に強いまちづくりに取り組む。子供達は自ら耐震診断の実践に臨み、大人はそれに協力するようになった。今年の夏休みには耐震診断とともに、通学路のブロック塀・看板の危険性チェック、及びそれらを含めた防災マップを作った。

・私たちは建築士なので、耐震診断で世代継続に取り組もうとしているが、防災意識を継続させるお手伝いはいろいろあると思う。非常連絡方法などは今はいろいろなものが出ているので子供に聞いた方が確実のようだが、常日頃世代を超えて防災を話題にし、若者も参加する自主防災組織ができれば理想だ。

・当委員会は松島町での経験を全県に展開できるよう立ち上げたばかりだ。これからは学校や地域社会で防災教育や耐震化の促進を図り、その上で防災意識の異なる世代の共通の話題となるよう環境を整え、地域全体の防災力を向上させたいと考えている。



資料	配布資料	なし	ブース展示	有
----	------	----	-------	---

発表19

グループ名称	国分町交番支援システム分町A - Net運営委員会		
グループの属性	任意団体	活動地域	仙台市青葉区
テーマ	地域の安心、安全を図るために防犯協会、安全協会、町内会、警察が連携して作り上げた会員制メール配信システム		
発表者	白津守康氏		
発表方法	発表者による説明	ビジュアルプレゼンテーション	有
発表内容	<p>・国分町は東北1の繁華街、24時間眠らない街だ。私どもはそこを舞台にメールマガジンの配信をしている。</p> <p>・皆さんが旅行に行って何かの災害に遭ったら何をまずするか？ まず「情報を得たい」とは誰しも思うこと。情報があってはじめて人は安心する。</p> <p>・今年の4月にこの近くの中央通でトラック暴走事件があり、3人が亡くなった。私はその時家族で一番町にいたが、友達から携帯に、「3人が通り魔に襲われ犯人は逃走中」という連絡が入った。小さい子どもを連れていたので戦慄して国分町交番に電話したところ、全く間違った情報だった。「情報の正確さ」は非常に大切と実感させられた。</p> <p>・A-Netの「A」は「安心安全のエリア」のAだ。国分町交番と国分町連絡協議会(防犯、交通、PTA、街の役員、ピルのオーナー、商店主など。会員数500名を目指している)により、防犯情報・火災情報・地震情報などについてメールマガジンが配信されるシステムだ。例えば、8月5日はボヤ鎮火情報が出ていた。先日の地震では、「国分町管区内では現在のところ被害は確認されておりません」というものが来た。私どもは国分町に店舗を持ちながら、近隣に住んでいるので、こういう情報が来ると安心できる。</p> <p>・この方法では一瞬で情報を配信でき、非常に有効だ。これは商店主など限られた人に配信されるが、商店主は店に来られた観光客や買い物客に身近な災害情報や交通情報を正確に提供できる。このメール配信システムはひとつのプラットフォーム、情報を集めて配信する、ということであるから、(防犯のために作ったものだが)防災にも役に立つと思う。例えば消防署さんも提携していただき、いろいろな細かい情報を流していただければ、私たち市民もいい情報を得られるのではないか。結局市民はいい情報なら誰から得てもいい。</p> <p>・5250円/月なので、ぜひ皆さんも活用して頂きたい。</p>		
資料	配布資料	なし	ブース展示 有



発表 2 0

グループ名称	NPO日本公開庭園機構		
グループの属性	NPO法人	活動地域	東京都国立市
テーマ	緑地の普及推進が貢献するまちの防災性能		
発表者	代表 佐藤哲信氏		
発表方法	発表者による説明	ビジュアルプレゼンテーション	有
発表内容	<p>・客席両側に並べてあるパネルは私たちのもので、セミナーなどに利用しているものなので、ぜひ見て頂きたい。</p> <p>・先ほどからいくつかの発表で「ブロック塀」という話があったが、私どもはそれをとことんつきつめている。私たちが街歩きをするとき、大人の目線で物事を見るが、私はいい風景、気になる風景があると、立ったままと、しゃがんだものと同じ風景を写真に撮る。しゃがむと10歳くらいの子どもや車椅子利用者の目線になる。子どもたちが集うはずのところで危険がたくさんある。首都直下型地震の被害想定を国立市に当てはめると、1000件のブロック塀が倒壊することになる。</p> <p>・「安全緑地の提唱」を見て頂きたいが、ブロック塀を生垣にするだけでなく、「角地の1m、道沿いの30cm」を低い植え込みにする。というのは、その場所は何かのとき、子どもも大人も頭や心臓が隠せる空間になるからだ。</p> <p>・私たちの家は皆、道に面している。道がないと建築確認がとれない。自分の家が接している道を、自分の家や庭を掃除したり、打ち水や雪かきをしたりするように、自分たち一人ひとりで安全な道として守ってほしい。</p> <div data-bbox="620 1189 1233 1630" data-label="Image"> </div>		
資料	配布資料	なし	ブース展示 有(パンフレット等配布)

発表 2 1

グループ名称	NPO都市防災研究会			
グループの属性	NPO法人	活動地域	神奈川県横浜市	
テーマ	想定外の想定			
発表者	事務局長 中村栄助氏			
発表方法	発表者による説明	ビジュアルプレゼンテーション	なし	
発表内容	<p>・当会は阪神・淡路大震災直後に震災についてよく考えようということで設立され、昨年2月にNPO法人となった。</p> <p>・活動は、ニュースレター(年4回)、小冊子(2年に1回)、研究会(年1回)行なっている。小冊子はどう減災するか、といったテーマのものを出しており、研究会は横浜市内で一般参加者を募り行なう。</p> <p>・活動の中心は、町内会が訓練や地域マップづくりを実施するときなどにお手伝いをする。行政、企業、町内会の連携をとることにある。まだ完全な形にはなっていないが、HPで「相談箱」を作っている。災害は経験者の意見は非常に貴重だ。神戸の方は「阪神・淡路大震災のとき、タンスの下に入った子供を助けようとしたが、スリッパがなかったので足が血まみれになった。やっとの思いで傍に行くと、テコになるものがなかったのでタンスが持ち上がらなかった。そのときどうするか、ということ常を常に考えておくことは必要だよ」といわれた。</p> <p>・防災訓練はいろいろなことが行なわれているが、やはり「想定外の想定」はある。災害時には地域、地形、人、住まいの構造など、それぞれ置かれた条件が違う。そういう場面場面の想定をしっかりとる。もう一つは、訓練はリピートが大事だ。私は訓練のあとに「自分の身につけてくださいよ」と必ず言う。</p> <p>・東京から横浜までサバイバルウォークがあったが、水を持ってリュックを背負って一番に着いたという人がいるが、歩く競争ではない。一番重要なことは、いざというときはメインの道を歩くこと、昼間歩くことだ。瓦礫があっけいづもの道と違うということもよく想定しておいたほうがいい。</p> <p>・当会は防災まちづくり活動をいつでもお手伝いをする。ご連絡いただければ一緒に活動していきたい。</p>			
資料	配布資料	なし	ブース展示	なし



発表 2 2

グループ名称	国分寺市民防災まちづくり学校		
グループの属性	自治体	活動地域	東京都国分寺市
テーマ	市役所が誘発に成功した市民主体の防災まちづくり活動		
発表者	国分寺市都市建設部都市計画課まちづくり推進担当係長 小山則夫氏		
発表方法	発表者による説明	ビジュアルプレゼンテーション	有
発表内容	<p>・国分寺市は東京都の真ん中辺に位置している。市では30年ほど前から「市民防災まちづくり学校」というものをやっている。これは、市民が知識を得るだけでなく、得たものを何らかの形で地域で活かすきっかけ作りになることを目的にしている。</p> <p>・6月～3月まで11回開講している。午前は講義、午後は市職員が説明しながら現場の確認をする。外部講師の専門的な講座もあるが、実際に現場を知っている市の職員が、細かい内容を説明する。</p> <p>・防災だけでなく、環境もやっている。午後は外で午前中の座学を確認する。まち歩きをして、危険な場所を確認しようとする人もいる。また、応急救護の方法を学ぶということもやっている。</p> <p>・効果としては、市民と市職員が1年間同じ時間、同じ場所を共有するということでお互いを分かり合い、自然に理解できるようになることだ。この人間関係は、地域で活動するときにも非常に役に立つ。また、個人の知識の蓄積でなく、学校終了後は地域に戻って防災活動を促す。修了者の中から承諾を得て、市民防災推進委員として、市長認定を行なっている。これは地域で活動するときにしやすいように、という市民の要望を受けたものだ。</p> <p>・大切なことは、市職員の対応だ。自主的な活動だからといって、全部を民間に投げるのではなく、ずっと関わり続けることが大事だ。これが市民と職員の協働に大きく繋がってくる。なぜなら、最終的には「人間関係」が非常に大事で、防災まちづくり学校はそれを作る上で、市民にとっても、職員にとっても非常に重要な役割を果たしているのではないかと思う。</p>		
			
資料	配布資料	有:メモ欄付きビジュアルプレゼンテーション内容	ブース展示 なし

全国防災まちづくりフォーラム審査講評会（17:20～17:35）

1) 審査方法・審査員

- ・審査員と発表グループによる投票結果を踏まえて、審査員による各賞の審査が行なわれた。（16:20～17:20）

審査員

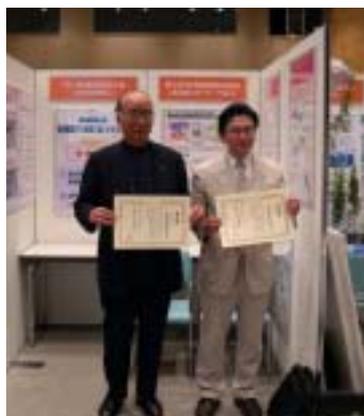
審査員長	伊藤 滋	早稲田大学教授、(財)都市防災研究所会長
審査員	京 英次郎	仙台市消防局消防司令長、地震防災アドバイザー
	小松 洋吉	東北福祉大学ボランティアセンター教授
	高橋 郁男	仙台市消防局危機管理監
	武田 文男	内閣府大臣官房審議官(防災担当)
	増田 聡	東北大学大学院教授
	丸谷 浩明	京都大学経済研究所教授、前内閣府災害予防担当企画官
	村主 竹子	仙台市婦人防火クラブ連絡協議会
	吉田 浩二	(社)日本損害保険協会常務理事

2) 表彰式

最優秀賞及び日本損害保険協会賞	今後の活動展開の中で、地域社会の災害に対する耐性向上の効果を最も期待できる防災まちづくり活動に授与	大岩2丁目自主防災会
応用賞	活動目的、手法等、他地域で応用可能な利点を有している活動に授与	(社)宮城県建築士会
発案賞	活動目的、手法等に新奇性があり、他地域でも参考にしうる活動に授与	早稲田商店会
表現賞	プレゼンテーションが最も優れているものに授与	ひとりでも安全・安心まちづくり実行委員会
最多得票賞	審査員の累積得票数が最も多い活動に授与	(社)宮城県建築士会
審査特別賞		鉤取ニュータウン町内会



大岩2丁目自主防災会(左)は最優秀賞・日本損害保険協会賞を受賞



応用賞、最多得票賞のダブル受賞の宮城県建築士会土井氏(右)と、審査特別賞受賞鉤取ニュータウン町内会京

3) 伊藤滋審査員長講評

今日は22の事例を私たちは本当に勉強させていただいた。専門家といえども知らないことがこんなにもあったのかという印象を審査員の皆さんもお持ちと思う。私は今日の話をお聞きしながら、時代は変わっていると思った。防災とか防犯とか、安心と安全に関わることは、役人と学校の先生がもっともらしいことを言って20世紀は済んできた。21世紀はNPOのような非常に元気な活動が展開され、役人と教師はそれを勉強するという状況になってきたかと思っている。

もう一つ重要なことは、今日発表なさった方は比較的高齢で、私と同じ世代の方がきちっと発表なされていて、ああ我々はまだ大丈夫だ、高齢者も世の中にい続けられる領域がこんなにも広く展開していると思った。これも21世紀になって新しい生きざまが展開されたということで、今日はいい機会を皆様から与えて頂き感謝している。

小泉総理が日本の自然災害に関し、「国民の皆様方がいろいろな点で準備をすることを継続するように、災害に取り組む活動を“国民運動”として長く展開するように」と言われた。その第1回が仙台からスタートする。そういう意味でも今回のフォーラムは意義のある機会になった。こういう意味でも皆様のご協力に感謝いたします。

最優秀賞の「大岩2丁目自主防災会」は長い歴史を背負う自主防災組織で、「東海地震で静岡は大変だ」といわれたときから活動されてきた。最近取り組み方を改められたと言われたが、取組みを変えるという節目節目の仕事は非常に大事だ。いってみれば日本の巨大地震対策のスタートからずっと防災まちづくり活動を継続されてきた“正統派中の正統派”の活動ということで最優秀賞にさせていただいた。

審査特別賞は当初の予定にはなかった賞だが、鉤取ニュータウン町内会の『出さない君』が審査員の中で非常に分りやすいと好評で、表彰の対象とすることになった。



審査員長:伊藤滋早稲田大学教授



応用賞、最多得票賞のダブル受賞をした
(社)宮城県建築士会(左)

3) 懇親会(17:40~18:00)

- ・審査講評会后、発表グループや参加者、審査員等フォーラム関係者の交流を目的に、発表会場で立食パーティ形式の懇親会が行なわれた。



(3) 関連プログラム

NPO日本公開庭園機構のリレーシンポジウム「緑化による防災の道づくり・まちづくり～太平洋沿岸リレーシンポジウム～」(10:00～12:00)

リレーシンポジウムについて(NPO法人日本公開庭園機構 佐藤哲信代表)

このリレーシンポジウムは本日の仙台市を皮切りに、次年度以降、南海・東南海・東海・首都直下地震への対策が求められている高知市、名古屋市、浜松市、東京都国立市で毎年順次開催していく予定である。開催主旨は、道、まちの安全に対して、地震で倒壊の危険があるブロック塀を緑化して「安全緑地」を作り、地域道路とまちの安全確保と美しい景観づくりを進めることを提唱するもので、「安全緑地」の考え方、作り方の紹介とともに、国立市、世田谷区、小金井市、日野市に作られた「安全緑地見本園」など事例を、パネル展示を含めて紹介する。また、各開催地でオープンガーデン、「安全緑地」づくりに取り組んでいるグループによる発表なども行なう。

「仙台の緑、道沿いの緑、オープンガーデン」

(オープンガーデンみやぎ次期会長 瀬上氏、

(株)泉緑化社長 蒲田秀夫氏(「オープンガーデンみやぎ」協賛企業))

「オープンガーデンみやぎ」(事務局仙台市 1998年発足)は庭造りが大好きな人たちが集まって、自宅の庭を公開し合い楽しむグループで、会員数は現在320名おり、その他に造園や園芸材料等の企業36社が協賛企業となっている。具体的な活動としては、自宅の庭を公開してくれる庭主(46名)のガイドブックの配布、講演会、庭づくりに関わる講習会、海外視察などである。ガーデニングを楽しむ人の交流と同時に、「小さな社会貢献」として、自分の庭を美しくすることで住んでいる地域を美しくし、植物を育てることでまちの自然環境を学び、守ることを目指している。

「防災まちづくり」としては、美しい庭を作り、通る人に庭が見えるようにしつらえるという個人の行動は、塀の緑化だけに留まらず、近所づきあいの活発化や子供の見守りへと発展する。こうしたことがいざというときの助け合いに繋がると考えている。また、個人の庭づくりが隣近所にも影響を与え、あちこちの家で庭づくりが盛んになっただけでなく、皆で道路に花を植えてきれいに管理する活動へと発展した地域があり、マスコミにも取り上げられた。道路のメンテナンスを市民がするため行政にも好評で、今では行政・市民・企業のパートナーシップにより、駅東口宮城野通りの緑化、本町2丁目の公開空地の花壇化(建て主を説得)などが行なわれた。私たちの活動は公共の場にも広がっている。



「緑化による防災の道づくり・まちづくり」(日本公開庭園機構佐藤哲信代表)

ブロック塀の大震災時の危険や交通安全上の問題点を紹介。その対策として、「緑化による防災の道づくり・まちづくり」の考え方とともに、東京都国立市などでの市民が作るまちの緑「道沿いガーデン」や、東京都多摩地区でのブロック塀の生垣化と隅切りによる「安全緑地」、通学路遊休地などを利用した「安全緑地見本園」をスクリーン及びパネルによって紹介。



(社)日本損害保険協会プレゼンテーション「“ぼうさい探検隊”マップコンクールの紹介」
((社)日本損害保険協会生活サービス部NPO・防災グループ担当課長宇田川智弘氏)
(15:55 ~ 16:20 / 活動発表会と審査講評会の間に実施)

(社)日本損害保険協会が推進している“ぼうさい探検隊”活動の主旨、活動事例について講演とビデオにより紹介。

また“ぼうさい探検隊”活動を実施した宮城県内小学校関係者より「この活動は子どもたちが自分たちのまち、人を知るものとなった。中学生くらいになると、今の子供は(塾に通うことなどが増え)まちに顔が見えなくなってしまうが、自分の身は自分で守れるように、私は今、子供の成長に応じたステップアップを企図している。具体的には、家具転倒防止技術講習を実施し、製作した器具を自宅に取り付けさせ、次に親子で地域の高齢者宅に訪問して取り付けるというものだ。“ぼうさい探検隊”の経験はこうした防災教育の第一歩としても、大変よい体験であった」という実施体験談が語られた。



2. 企画・準備

(1) 企画・準備の経緯

月日 (平成17年)		内容
3月4日	民間と市場を活かした防災力向上に関する専門調査会第2回防災まちづくりワーキンググループ	・防災フェア 2005 の場を活用した防災まちづくり関係者の相互発表会、表彰制度、フェイス・トゥ・フェイスのネットワーク構築活動について提案(内閣府)
3月～		・企画骨子の検討、及び仙台市消防局防災フェア 2005 担当部署への趣旨説明、開催準備要請(内閣府)
4月21日	民間と市場を活かした防災力向上に関する専門調査会第3回防災まちづくりワーキンググループ	・「全国防災まちづくりフォーラム」開催を決定
5月	防災まちづくりに関わる仙台市内関係団体等への趣旨説明、開催準備協力依頼	・仙台市震災対策市民会議、東北福祉大学ボランティアセンター、安全・安心まちづくり女性フォーラムin仙台関係者への趣旨説明、及び企画・準備に関わる協力依頼
6月2日	「地域住民の手で行う防災まちづくりを考える会」開催	・全国防災まちづくりフォーラム開催気運醸成のためのイベント(内閣府、都市防災研究所主催) (*イベント概要は次頁参照)
6月～	企画運営の詳細検討 地元市民団体、専門家等による開催PR活動等	・メーリングリスト立ち上げ(県内NPO「まちづくり政策フォーラム」スタッフが設営管理) (参加者)防災まちづくりに関心のある市民団体関係者・研究者・企業関係者、及び仙台市・内閣府・事務局((財)都市防災研究所)担当者 (趣旨)フォーラム開催に向けた交流、フォーラム企画提案検討、事務連絡 ・地元開催イベント等で防災まちづくりへの関心喚起と「全国防災まちづくりフォーラム」開催PR
7月21日	民間と市場を活かした防災力向上に関する専門調査会第4回ワーキンググループ	・「全国防災まちづくりフォーラム」企画案の検討
8月		・企画、運営の詳細確定 ・参加団体募集(宮城県内) ・宮城県外の防災まちづくり活動団体への参加要請
9月4日	第1回全国防災まちづくりフォーラム開催	

(2) プレイベント「地域住民の手で行う防災まちづくりを考える会」

- ・ 開催日時：平成 17 年 6 月 2 日（木）14:00～17:00
- ・ 場所：せんだいメディアテーク スタジオシアター
- ・ 主催：内閣府、(財)都市防災研究所
- ・ 参加者数：約 80 名（仙台市震災対策市民会議関係者、安全・安心まちづくり女性フォーラムin仙台関係者、東北福祉大学ボランティアセンター関係者、地元建築業界関係者等）
- ・ 開催のねらい
 - ・ 仙台で防災まちづくりを行なっている、または防災まちづくりに関心のある市民グループや研究者などに対し、「全国防災まちづくりフォーラム」の開催をアピールし、幅広い参加を促進する。
 - ・ 本年の「防災フェア 2005」の主要テーマのひとつに予定されている住宅の耐震補修について、市民による活動事例を紹介し、防災まちづくり関係者及び建築関係者の関心を喚起する。
- ・ プログラム
 - ショートレクチャー（14:00～15:30）
 - ・ 「地域住民の手で進める防災まちづくりに期待するもの」
内閣府防災統括官付企画官（当時） 丸谷 浩明氏
（中央防災会議民間と市場の力を活かした防災力向上に関する専門調査会、及びワーキンググループについて。同ワーキンググループで開催を決定した「全国防災まちづくりフォーラム」の趣旨と企画内容について）
 - ・ 「耐震補修普及の住民運動顛末記」
ひらつか防災まちづくりの会代表 篠原 憲一氏
顧問 中橋 徹也氏
（ひらつか防災まちづくりの会が行なう住民による耐震補修普及運動の紹介）
 - 意見交換会（15:40～17:00）
 - ・ 東北福祉大学ボランティアセンターにおける行政、町内会等と連携した防災まちづくりの取り組み紹介（東北福祉大学ボランティアセンター教授 小松洋吉氏他）
 - ・ ショートレクチャー講師と会場の市民との意見交換



3 . 仙台を中心とする地域の防災まちづくり活動の現状

仙台市では市民による防災まちづくり活動は自主防災組織の活動が中心となっている。仙台市の自主防災組織の組織率は大都市としては組織率が高く、89.9%（平成17年1月現在）にのぼる。自主防災組織の中には今回の全国防災まちづくりフォーラムで発表を行った団体のように、地域の実情を踏まえて活動内容を工夫するなど積極的な取組みを進めている団体もある。ただしこのような積極的な活動組織は多くはなく、活動のマンネリ化や活動参加者が同じ顔ぶれから広がらないなどの悩みを抱えているところも多い。宮城県沖地震の発生確率が高く、自治体等関係機関による防災に関わる情報提供や啓発活動などがたびたび行なわれていながら、市民一般の防災対策や防災まちづくりへの関心は必ずしも高まっているとはいえない状況にある。

防災に関わるボランティアな市民団体については、災害救援ボランティア分野では宮城レスキュー・サポート・バイク・ネットワーク等地域内外によく知られた団体やサポート組織が存在し、中越地震などでも活発な支援活動を行っている。しかし、防災まちづくり分野では、近年、東北福祉大学ボランティアセンターが町内会や市消防局等と連携して地域防災コーディネーター養成講座や防災に関するフォーラムを開催するなど、一部で取組みが始められているものの、現在のところ「防災まちづくり」を活動の主目的またはそのひとつとする市民団体は少ない。また、自主防災組織（地縁型組織でリーダー層の年齢が比較的高い）と、ボランティアなグループ（若者や勤労者が比較的多い）との交流連携はこれまであまり行なわれてこなかった。

こうした実態を踏まえて、仙台市消防局では想定される宮城県沖地震における市民の防災活動について話し合うため、多様な市民団体からなる「仙台市震災対策市民会議」を組織し、本年1月より2年間にわたる検討を開始した（会長：増田聡東北大学大学院教授、委員：自治会町内会、PTA、老人クラブ、社会福祉協議会、商工会議所、NPO（みやぎ災害救援ボランティアセンター、宮城レスキュー・サポート・バイク・ネットワーク）関係者）。

なお、女性を起爆剤に地域住民の防災まちづくり活動誘発をねらった「安全・安心まちづくり女性フォーラム（平成9～11年度）」プロジェクトに仙台は全国23の地域・団体の1つとして参加、ワークショップを実施した。これは老若男女の市民が積極的に参加したことで他の地域からも注目を集め、その後の発展が期待された。しかし、プロジェクト終了後の現在全国23のうち約3割の地域でこのプロジェクトを契機とした防災まちづくり活動が継続する中、仙台の場合はキーパーソンの異動などにより求心力を失い、早い段階で活動は停止した。ただし、当時の実行委員会メンバーやワークショップ参加者の防災まちづくり活動への関心は持続しており、6月に実施したイベントを契機に、多くの人が現在のネットワークも活用し、開催PRやメーリングリスト立ち上げ、参加者募集などに協力し、さらに当日発表を行なったグループもあった。

こうしたことから、「第1回全国防災まちづくりフォーラム」開催が仙台の防災まちづくり活発化の契機となる下地はあると考えられる。

4 . 開催の成果と今後の検討課題

(1) 開催の成果

地域に密着した取組みの掘り起こしと評価

当地域の防災まちづくりは自治防災組織が中心となっており、これらの中には名簿づくりや防災組織、防災訓練の見直しなど地域密着型ならではの手直しを行うことで参加者を増やし、発災時の対応力を強めているものがある。最優秀賞を受賞した「大岩2丁目自主防災会」はこれらの先行モデルともいえる。今回のフォーラムでは地元の5つの自主防災組織から発表があったが、防災まちづくり活動が発災時要援護者の名簿作成に効力を発揮することが伺えるなど、全国的にから見ても参考となるさまざまな活動内容が紹介された。

自由度が高くユニークな取組みを行なうボランタリーグループが注目を集めがちな中、「第1回全国防災まちづくりフォーラム」では、自主防災組織による地に足のついた活動が掘り起こされ、地域活動の担い手を励まし、学び合う良い機会となった。

地域内及び地域間の交流の促進

今回の発表団体は主体・活動内容共に、多様性に富み、かつバランスの取れた構成で、終了後、地域内の参加者からは「市内も含めて、いろいろな団体の活動を知ることができてよかった」「これを契機に活動の活発化や連携が強まると思う」という声が数多く聞かれた。「全国防災まちづくりフォーラム」開催のねらいである防災まちづくりに関連した地域内及び地域間の交流支援については、その目的を一定程度達成できたといえる。

防災まちづくり意識の高まりと新たな防災まちづくり活動の芽生え

防災フェアプログラム終了時には、防災まちづくりに関わる交流ネットワーク「みやぎ防災フォーラム(仮称)」立ち上げの提案がなされ、メーリングリストへの参加呼びかけが行なわれた。

当地では市民一般の防災対策や防災まちづくりへの関心はあまり高くないといわれているが、このフォーラムは市民の防災まちづくりへの意識を高め、個人やグループによる防災まちづくり活動活性化のよいきっかけとなった。

(2) 今後に向けた課題

地元自治体等との連携について

第1回全国防災まちづくりフォーラムは、防災フェア2005における開催の形をとったため、自治体の防災関係部局(消防局)が「全国防災まちづくりフォーラム」についても担当となった。同部局は限られた準備時間の中での的確に対応したが、発表等の内容面からすると、他に都市計画、建設、商工、福祉等、関係すると思われる部局は多い。今後はこれら関係部局ともできる限り連携をとり、早い段階でNPO団体等

の動向把握を始め、準備段階からの協力を求めていく必要がある。

一般市民を含む集客拡大

今回の聴衆は発表団体関係者が主で、一般市民の参加は残念ながら少なかった。各団体間の交流が主目的であったとはいえ、「防災」で一般の人々を集めることの難しさが改めて浮き彫りになった。また各方面へのパブリシティを行なったにも関わらず、マスコミの取材も多くはなかった。今後は一般市民が防災まちづくりを意識する気づきの機会ともなるよう、より積極的な集客拡大を図る必要がある。

防災まちづくりの担い手にターゲットを絞った対策としては、開催地・周辺地域の自治会・町内会を通じた参加呼びかけを行なうことなどが考えられる。さらに、一般市民に対しては、「民間と市場の力を活かした防災力向上に関する専門調査会」による「民間と市場の力を活かした防災戦略の基本的提言」で「防災が主目的でなくてもよい」との提言を行なっていることを踏まえて、一般市民が入りやすい“防災風味”を持った企画（例：ガーデニングをテーマにブロック塀対策へ関心を拡大させる催しなど。単なる人寄せイベントとは異なる）をもっと工夫する必要もある。

準備・開催への市民参加

今回は準備期間の短さなどから、開催の企画・準備・運営について、防災まちづくりに関わる地元の市民グループや個人・企業などの協力を十分得ることはできなかった。市民自ら開催に関わることは、主体的な開催意識が芽生え、参加団体募集や一般市民の集客などについて、地域特性に根ざしたより積極的なアプローチを行ないやすくなる。また、企画自体も地域らしさがより強く発揮され、他地域の参加者や全国発信についてアピール性の高いものとなる可能性がある。今後は、地元行政・市民等による実行委員会方式の採用など、より参加性の高いものとするべきではないか。

発表時間・発表サポート

今回のフォーラムでは1団体の発表時間が5分間であったことや、プレゼンテーション用機器のトラブルで、活動内容が十分伝わらないケースもあった。何らかの交流活動を積み上げた後のファイナルイベントではないため、活動紹介や相互交流の機会提供としては時間的に物足りないとの声も聞かれた。丸1日を発表会に当てるなどプログラム全体の時間配分やテーマ別分科会方式といった発表方法など、企画運営についてはさらに練り上げていく必要がある。

また、限られた発表時間で効果的な活動アピールが行なえるよう、発表団体紹介資料の配布、全ての発表団体への展示ブース提供、発表リハーサルや、OA機器が使えない高齢者等への映像資料活用のサポートなど、技術的な支援の工夫が必要である。

審査講評会について

「表彰」については、参加者からは「さまざまな賞があってよかった」との声が聞かれ、また受賞団体からは後日、ここでの表彰が活動に対する地域での理解に大変効

果があったとの報告もあるなど、「表彰」方式はおおむね好評であった。

他方、発表者からは「(表彰団体以外を含む)それぞれの活動に対してもっと講評がほしかった」との声も聞かれた。「民間と市場の力を活かした防災力向上に関する専門調査会」での議論においては「活動を褒めることが有効」と言われてきた。多様な活動に取り組む団体への評価は難しいが、「講評をもっと」という感想は、活動主体が何らかの形で活動を評価されたい(褒めてもらいたい)という気持ちの現われともみえる。今後に向けては、このフォーラム自体のステイタスを高めることはもとより、講評をよりていねいに行なうなど、参加者の一層の励みとなるよう、すすめ方の工夫もあってよいと考えられる。

防災まちづくりポータルサイトとの連携強化

防災まちづくりポータルサイトから見れば、定期的な実施が予定されている「全国防災まちづくりフォーラム」はホットなコンテンツとしての価値があるだけでなく、ポータルサイトの防災まちづくり事例がフォーラムによって活動の担い手の顔が見えるものとなる。特に、フォーラムの様態をインターネットを活用して動画で全国に発信すれば、活動主体自らが活動内容を説明する理解しやすい形となる。他方、フォーラムは文字情報だけでは分りにくい活動の経緯等の情報を直接交換できる場としての意義も加わり、「全国防災まちづくりフォーラム」自体の価値も高まっていく。

こうしたことから、「防災まちづくりポータルサイト」と「全国防災まちづくりフォーラム」との連携を強化し、IT技術を活用した全国への情報発信を検討する必要がある。

参考 「防災フェア 2005」の概要

主催 / 「防災フェア 2005」実行委員会（内閣府、仙台市、防災週間推進協議会）

後援 / 警察庁、防衛庁、総務省、総務省消防庁、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、気象庁、海上保安庁、宮城県

特別協力 / 仙台ライフライン防災情報ネットワーク

協力団体 / 国土交通省東北地方整備局、東北技術事務所・仙台河川国道事務所、仙台管区気象台、国土地理院東北地方測量部、陸上自衛隊第22普通科連隊、日本赤十字社宮城県支部、宮城県土木部、宮城県警察、住宅金融公庫東北支店、（社）日本損害保険協会、東北大学総合学術博物館、NTT東日本宮城支店、NTTドコモ東北、東北電力(株)仙台営業所、NHK仙台放送局、FM仙台、（社）宮城県建築士会仙台支部、（社）ジャビック、仙台市水道局、仙台市ガス局、(株)バンテック、ミドリ安全宮城(株)、(株)エアンドエイティ、(株)ウェザーニュース

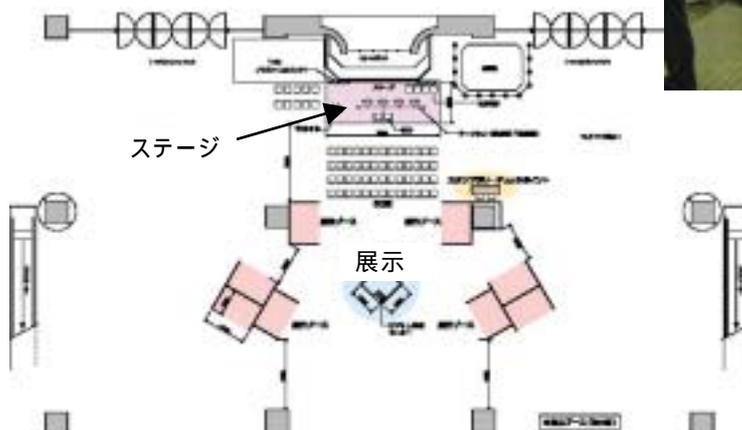
開催日：平成17年9月2日（金）～9月5日（月）

プログラム

・JR仙台駅2階コンコース会場

〔テーマ〕防災に関する情報のコミュニティ

2日（金）	14:00	・オープニングセレモニー	防災担当大臣、仙台市長、防災週間推進協議会会長によるテープカット
	14:00～17:00	・防災情報局	
3日（土）	10:00～17:00		ステージにてミニ市民講座、クイズ大会等 情報通信関連企業等による展示
～			
5日（月）			



・仙台市勾当台公園会場

〔テーマ〕来場者が<見て><触れて><感じて>防災のいろいろを体験・体感

3日(土) 10:00~17:00 ~ 4日(日)	・防災フェスティバル ステージ ・防災ランド・防災体験 ・防災関連機器・車両展示	・防災クイズ、音楽隊の演奏、キャラクターショー、ミニ防災講座など ・豪雨体験車、地震体験車による災害体験、救急法等の体験 ・災害時の非常食炊き出し訓練実演配布 ・防災関係機関、企業の取り組み・装備・災害対策車等の車両の展示
---------------------------------	---------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------



・A E R会場

〔テーマ〕防災について考え、語り合い交流する場

5階仙台市情報・産業プラザ ネットU多目的ホール		
3日(土) 14:30 ~17:00	・防災講演会	「来るべき地震と災害時要援護者対応」 日本海溝型地震により想定される津波とその対策 / 東北大学大学院工学研究科教授 今村文彦氏 災害弱者対策: 社会的意味と現状 / 東洋大学社会学部社会心理学科教授 田中淳氏 災害時要援護者の登録について / 安城市保健福祉部障害援護課長 成瀬行夫氏
4日(日) 10:00 ~17:00	第1回防災まちづくりフォーラム	
5日(月) 10:00 ~12:00	・防災講演会	「住宅耐震補強の推進に向けて」 住宅の耐震補強を推進する上での課題と解決策 / 東京大学生産技術研究所教授 目黒公郎氏 耐震補強運動体験記 / 松崎建設株式会社 松崎孝平氏 住民による住宅耐震補強運動の取り組み / ひらつか防災まちづくりの会 篠原憲一氏
13:00 ~16:00	・防災講演会	「商店街と企業の防災」 (コメンテーター: 板橋区役所福祉事務局長 鍵屋一氏) 早稲田商店会における防災まちづくりの取り組み / 早稲田商店会エコステーション事業部長 藤村望洋氏 災害時の事業継続(BCP)と防災まちづくり / 京都大学経済研究所教授(前内閣府防災統括官付企画官) 丸谷浩明氏 ディスカッション



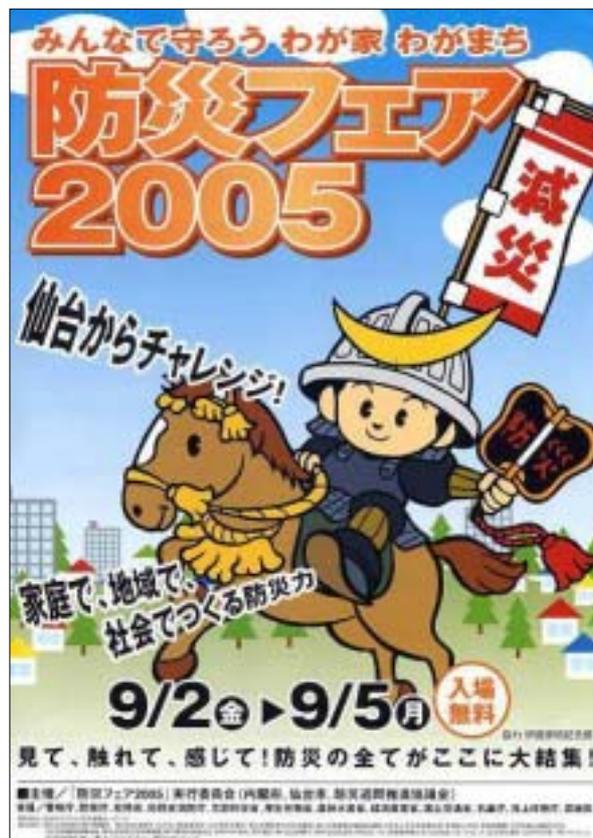
防災講演会



「稲むらの火」上映

5階仙台市情報・産業プラザ ネ！ットU多目的ホール 関連展示ブース		
3～5日	10:00～17:00	防災ポスター展(第20回防災ポスターコンクール入賞作品展示) DVD「稲むらの火」上映 耐震診断、ブロック塀関係の展示、相談 防災関係機関・企業の展示 全国防災まちづくりフォーラム発表団体による展示

2階アトリウム		
2日(金)	14:00～17:00	防災関係機関等によるパネル展示
3～5日	10:00～17:00	



「防災フェア2005」チラシ

第 章

事業継続ガイドライン 第一版

わが国企業の減災と災害対応の向上のために

中央防災会議「民間と市場の力を活かした防災力向上に関する専門調査会」

敬称略・五十音順

座長	樋口 公啓	日本経済団体連合会 顧問 (東京海上日動火災保険株式会社 相談役)
委員	伊藤 滋	財団法人都市防災研究所 会長
	青山 佳世	フリーアナウンサー
	大林 厚臣	慶應義塾大学 助教授
	齋藤 忠衛	セブンイレブンジャパン総括マネジャー
	柴田 いづみ	滋賀県立大学 教授
	田畑 日出男	東京商工会議所まちづくり委員長 (国土環境株式会社 代表取締役会長)
	中谷 幸俊	アクセンチュア株式会社 ディレクター
	中林 一樹	東京都立大学 教授
	西浦 英次	日本損害保険協会 専務理事
	福澤 武	大手町・丸の内・有楽町地区再開発計画推進協議会長 (三菱地所株式会社 会長)
	前田 正尚	日本政策投資銀行 政策企画部長
	松岡 和良	前中部経済連合会 常務理事
	松岡 勝博	那須大学 教授
	松原 武久	名古屋市長
	目加田 説子	中央大学 教授
	安井潤一郎	全国商店街震災対策連絡協議会 理事長 (早稲田商店会長)
	山口ひろこ	イゴス環境・色彩研究所 所長

「企業評価・業務継続ワーキンググループ」

座長 委員	大林 厚臣	慶應義塾大学 助教授	
	加賀谷 哲之	一橋大学大学院 助教授	
オブザーバー	田中 誠	公認会計士	
	中谷 幸俊	アクセンチュア株式会社 ディレクター	
	野田 健太郎	日本政策投資銀行 政策企画部課長	
	細坪 信二	NPO法人危機管理対策機構 事務局長	
	水口 雅清	東京駅・有楽町駅周辺地区帰宅困難者対策地域協力会 事務局長	
	坂本 仁一	社団法人日本損害保険協会	
	森 泰成	アクセンチュア株式会社	
	企業オブザーバー	株式会社インターリスク総研	
		KPMGビジネスアシュアランス株式会社	
		SEMIジャパン	
株式会社損保ジャパン・リスクマネジメント			
帝商株式会社			
東京海上日動リスクコンサルティング株式会社			
東京電力株式会社			
日産自動車株式会社			
日本電気株式会社			
株式会社野村総合研究所			
株式会社日立製作所			
富士通株式会社			
三菱重工業株式会社			
株式会社三菱総合研究所			
株式会社ワンピシアーカイブズ			

目 次

【ポイント】

1．事業継続の取組みとは	1
2．事業継続の取組みの特徴	2
3．本ガイドラインの特徴	2
4．取組みを促進する趣旨と論点	3
5．本ガイドラインの位置づけ	4
6．チェックリストの活用	4

事業継続の必要性と基本的考え方	5
-----------------	---

1.1 事業継続の必要性とポイント	5
1.1.1 災害時の事業継続に努力する必要性	5
1.1.2 事業継続の考え方のポイント	5
1.1.3 広域的自然災害へ備えるべきわが国の事業継続計画の特徴	6
1.2 基本的考え方	6
1.2.1 想定する災害リスク	6
1.2.2 事業継続と共に求められるもの	7
1.2.3 本ガイドラインにあげた各項目の位置づけ	8
1.3 継続的改善	9

事業継続計画および取組みの内容	10
-----------------	----

2.1 方針	11
2.2 計画	11
2.2.1 検討対象とする災害の特定	11
2.2.2 影響度の評価	12
2.2.2.1 停止期間と対応力の見積もり	12
2.2.2.2 重要業務の決定	12
2.2.2.3 目標復旧時間の設定	13
2.2.3 重要業務が受ける被害の想定	13
2.2.4 重要な要素の抽出	15

2.2.5	事業継続計画の策定	16
2.2.5.1	指揮命令系統の明確化	16
2.2.5.2	本社等重要拠点の機能の確保	17
2.2.5.3	対外的な情報発信および情報共有	17
2.2.5.4	情報システムのバックアップ	18
2.2.5.5	製品・サービスの供給関係	18
2.2.6	事業継続と共に求められるもの	19
2.2.6.1	生命の安全確保と安否確認	19
2.2.6.2	事務所・事業所および設備の災害被害軽減	19
2.2.6.3	二次災害の防止	20
2.2.6.4	地域との協調・地域貢献	21
2.2.6.5	共助、相互扶助	22
2.2.6.6	その他の考慮項目	22
2.3	実施および運用	22
2.3.1	事業継続計画に従った対応の実施	22
2.3.2	文書の作成	23
2.3.2.1	計画書およびマニュアルの作成	23
2.3.2.2	チェックリストの作成	23
2.3.3	財務手当て	23
2.3.4	計画が本当に機能するかの確認	23
2.3.5	災害時の経営判断の重要性	24
2.4	教育・訓練の実施	24
2.5	点検および是正措置	25
2.6	経営層による見直し	25
	経営者および経済社会への提言	26
付録1	用語の解説	27
付録2	参考文献	31
付録3	国際規格との関連性	33

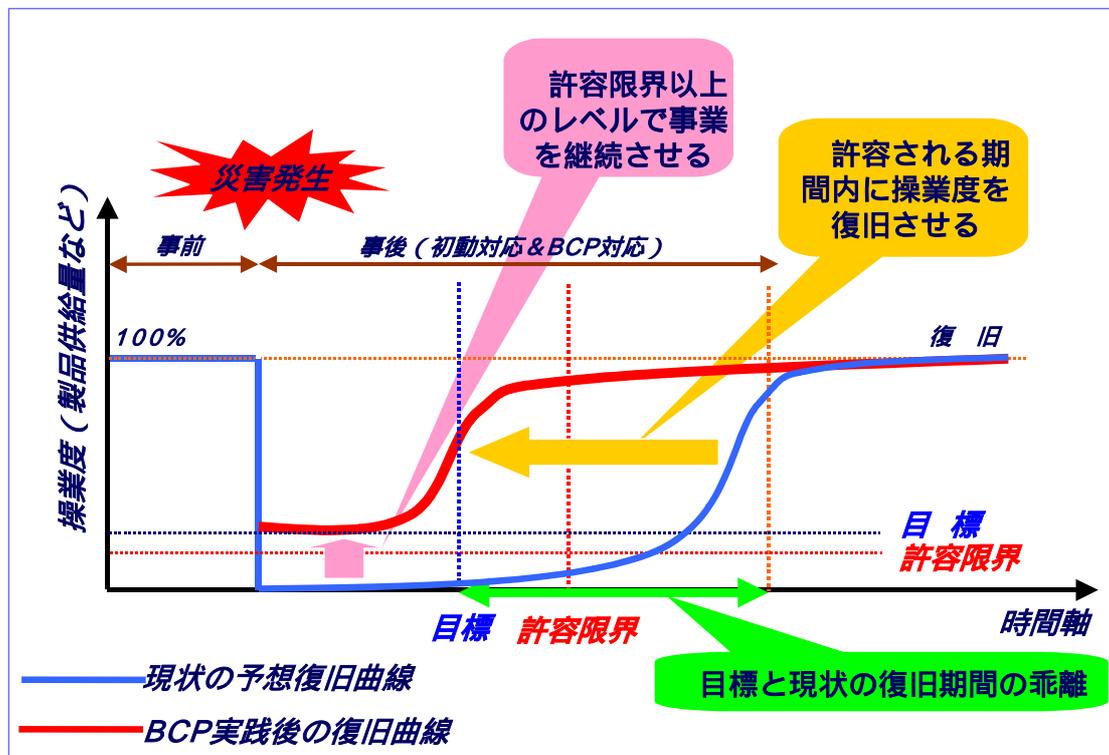
別添 事業継続ガイドライン 第一版 チェックリスト

【ポイント】

1. 事業継続の取組みとは

企業は、災害や事故で被害を受けても、取引先等の利害関係者から、重要業務が中断しないこと、中断しても可能な限り短い期間で再開することが望まれている。また、事業継続は企業自らにとっても、重要業務中断に伴う顧客の他社への流出、マーケットシェアの低下、企業評価の低下などから企業を守る経営レベルの戦略的課題と位置づけられる。

この事業継続を追求する計画を「事業継続計画」(BCP: Business Continuity Plan)と呼び、内容としては、バックアップのシステムやオフィスの確保、即応した要員の確保、迅速な安否確認などが典型である。それらは、事業内容や企業規模に応じた取組みでよく、多額の出費を伴わずとも一定の対応は可能なことから、すべての企業に相応した取組みが望まれている。



事業継続計画 (B C P) の概念

この事業継続の取組みは欧米が先行しているといえる。その内容は、従来のが国企業の一般的な防災対策とかなりの部分で重なるものの、中心的な発想やアプローチが異なると見た方がよいと思われる部分もある。したがって、この分野で既に先進的な企業は別として、まず一度、自社の防災の取組みが事業継続の考え方に合致するか慎重に見直すことを推奨する。

2. 事業継続の取組みの特徴

企業が必要な検討を行って事業継続計画を策定し、訓練し、計画の見直しを行っていくという事業継続の取組みは、従来の防災対策と異なる以下の特徴をもっている。

- (1) 事業に著しいダメージを与えかねない重大被害を想定して計画を作成する。
- (2) 災害後に活用できる資源に制限があると認識し、継続すべき重要業務を絞り込む。
- (3) 各重要業務の担当ごとに、どのような被害が生じるとその重要業務の継続が危うくなるかを抽出して検討を進める。結果としてあらゆる災害が想定される。
- (4) 重要業務の継続に不可欠で、再調達や復旧に時間や手間がかかり、復旧の制約となりにかねない重要な要素（ボトルネック）を洗い出し、重点的に対処する。
- (5) 重要業務の目標復旧時間を設定し、その達成に向け知恵を結集し事前準備をする。
- (6) 緊急時の経営や意思決定、管理などのマネジメント手法の1つに位置づけられ、指揮命令系統の維持、情報の発信・共有、災害時の経営判断の重要性など、危機管理や緊急時対応の要素を含んでいる。

3. 本ガイドラインの特徴

- (1) 自然災害を熟知する日本企業は、事業継続計画を作っても実際の被害は様々で想定どおりの被害にならず無駄と感じやすいのではないかと認識に立ち、計画策定の意義を説明し、着手方法を提案している。具体的には、はじめに想定する災害として重大な災害リスクで海外からも懸念の強い「地震」を推奨し、その後、段階的に想定する災害の種類を増やしていく現実的なアプローチを例示している。
- (2) 備えの充実には必ず多大な投資やコストが不可欠とする立場をとらず、できることから具体的な検討を進めてみることを、既存の資源を活かすこと、知恵を出しあうことを推奨している。（耐震改修等と密接に関係させつつ平行して取り組むことを推奨。）
- (3) サプライチェーンに組み込まれた中堅中小企業が事業継続の取組みを求められている状況も踏まえ、当面、（欧米における）事業継続のすべての要素に適合することを求めず、できる部分からの取組みを推奨している。一方、今後予想される国際規格化の動きも見据え、本ガイドラインへの対応とは別に国際的な対応が求められるといった二重投資の要因にならないよう、対策の方向が合致するよう工夫している。
- (4) 企業にとっても事業継続が最優先ではなく、特に災害発生直後は生命の安全確保、二次災害の防止などを重視し、その後も事業継続の対応に地域との連携を意識して取り組むべきことを明確にし、従来の災害対策との整合性を確保している。
- (5) 広域な自然災害に多く直面してきた日本企業は、地域との協調、地域貢献、共助・相互扶助などを防災対策に含めてきた。また、行政も広域災害の被害予測を発表し、地域全体の取組みを促している。本ガイドラインは、このような特徴を要素に取り入れている。また、これらを含めることをむしろ国際的にも発信すべきとの立場に立って

いる。

- (6) はじめから完璧を求めるのではなく、継続的改善を行うことを推奨している。また、企業全体のマネジメントとして体系的に取り組むことの重要性を指摘し、既存のマネジメントシステムが導入されている場合は、そのシステムと整合性のある活動をするよう推奨している。

4. 取組みを促進する趣旨と論点

わが国企業は、地震等の自然災害の経験を踏まえ、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定などの対策を政府の諸制度や事業とも連動して進めてきており、防災対策は諸外国に比べて先進的と評価されている。しかし、どのような災害・事故に遭遇しても重要業務を中断させないという経営戦略である事業継続の面では遅れていると言わざるを得ない。事業継続の取組みを進めれば、その企業自身のメリットのほか、取引による連鎖的な影響も少なくなり、災害の間接的被害額を減らすことができる。それが本ガイドライン策定の動機である。

事業所ごとに懸念の大きい災害に備えて被害軽減策を講ずるこれまでの防災対策は今後とも極めて重要であるが、その発想とアプローチにおいて事業継続の取組みとは異なるところが多い。対策内容には双方に重なる部分もあり、「双方ともに推進すべき」と考えると分かりやすい。(政府・地方公共団体としても、前者の防災対策のため、懸念の大きい災害の被害想定やインフラ回復見込み等を推定・公表、防災事業への投資等の努力を引き続き行っていく。)

この事業継続の取組みを促進するうえで、本ガイドラインの検討課程において論点となった幾つかの点について、あらかじめ考え方を整理し、以下に示しておく。

第一に、企業が自らの事業継続を重要な目標として追及することを奨励するとはいえ、まず災害時には生命の安全確保を考えることが大切であると繰り返しておきたい。

第二に、事業継続計画において、想定されるリスクとしてテロなどの人為的なものを重要視している欧米に比べ、わが国は自然災害を中心としている。自然災害は人為的なリスクよりも一般に被害が広域的で、未然防止も難しく、有効な対策が少なからず異なると考えられる。そこで、わが国企業は、欧米の事業継続計画をそのまま模倣するのではなく、わが国の事情に合ったものを策定すればよい。一方で、国際的に見てわが国企業による事業継続の取組みが高いレベルにあると認識されるよう、共通の骨格を維持した計画を目指すべきであろう。

第三に、本ガイドラインは民間企業を主な対象とし、サプライチェーンを意識しつつ企業が協調して取り組む必要性・有効性を強調しているが、事業継続計画が実効性あるものとするためには、行政側の理解と適切な対応も求められる。例えば、企業の業務再開に必要な設備補修等に行政の許認可が必要な場合において、各行政主体が災害被害軽減における企業の事業継続の重要性をよく認識した上で対処することが望まれる。

5．本ガイドラインの位置づけ

本ガイドラインは、わが国企業に対して事業継続の取組みの概要および効果を示し、防災のための社会的な意義や取引における重要性の増大、自社の受けるメリット等を踏まえて企業が自主的に判断するのを促すものである。もちろん、取組みの普及について政府・専門調査会としての期待は大きく、各企業における積極的な検討を願うものである。

6．チェックリストの活用

本ガイドラインの具体的な取組みを簡易にチェックできるよう、「事業継続ガイドライン チェックリスト」を用意した（別添参照）。

本チェックリストは、事業継続の取組みには何が必要かを確認するうえでも有用である。その上で事業継続の取組みを企業内に浸透させるため、継続的な改善を実施するのに合わせて繰り返し活用していただくことを期待している。

事業継続の必要性と基本的考え方

1.1 事業継続の必要性とポイント

1.1.1 災害時の事業継続に努力する必要性

災害の多いわが国では、政府はもちろん、企業、市民が協力して災害に強い国を作ることが求められている。特に、経済の国際化が進み企業活動の停止が世界的に影響を及ぼしかねない状況下では、企業部門も、災害時にも事業が継続でき、かつ、重要業務の操業レベルを早急に災害前に近づけられるよう、事前の備えを行うことの重要性が一層高まっている。また、地域に目を移せば、被災地の雇用やサプライチェーンを確保するうえでも「災害に強い企業」が望まれている。

一方、近年、企業が計画的・組織的に災害への備えを行っていることが、取引先の企業や市場から高く評価されてきていることも重視すべきである。中でも、欧米企業も重視している事業継続の取組みを企業が推進することが、企業価値を高める観点から有効であるとの認識が広がってきている。

1.1.2 事業継続の考え方のポイント¹

日本企業の自然災害への備えは世界の中でも全般的に進んでいる。しかし、その自信を持ってしても、欧米で発展してきた「原因となる災害・リスクの種類を問わず事業継続を重視し備える」という考え方は学ぶべきであろう。

自然災害が多いわが国では、企業が防災に取り組む場合、災害想定をまず行って、その災害を前提に対策を講じている企業が多いと思われる。また、自然災害の経験から、被災後の具体的な対応は、実際の被害を把握した後に判断するしかないとの考え方が強いと思われる。しかし、このことが、事業継続の考え方のポイントである「災害の種類にかかわらず事前の備えをもっと進められること」²の認識不足を招いていなかったか、省みる必要がある。

日本企業でも、各重要業務の担当部署において仮に地震を想定して事業継続の対策を具体的に考えてみると、他の自然的・人為的災害の場合における事業継続の対策と共通する部分が多いことに気づくはずである。そこに至れば、相対的にリスクに占める自然災害のウエイトが低い外国の企業が、この「共通する部分が多い」ことを活かし、原因となる災害等の種類を問わずに事業継続計画をつくってきた意義は、日本企業にも理解できるはずである。

¹ 本ガイドラインでは、BC(Business Continuity)を「事業継続」と表記し、従来の本専門調査会での「業務継続」から変更した。変更理由は、わが国で最近出された諸文書の表記に合わせること、および「事業」は複数の「業務」から構成されるとして説明するのが分かりやすいと判断したことがあげられる。

² 災害の種類にかかわらず実施する事前の備えとは事業継続の取組みの多くが該当するが、ここでわかりやすい例を挙げれば、安否確認の実施、緊急連絡、オフィスに入れなくなることに備えたバックアップ、目標復旧時間を考えること、等がある。

1.1.3 広域的自然災害へ備えるべきわが国の事業継続計画の特徴

上述のように、事業継続計画は、どのようなリスクが現実化しやすいかを明らかにしてからスタートするのではなく、どのようなリスク³が現実化したとしても重要業務を継続していく、という目的意識をもって策定されるものである。

しかし、わが国では諸外国に比べて地震や風水害が多く、かつ、これらは広域的な被害をもたらすため、わが国企業の災害対応では、地元地域や他企業と協調した取組みが必要になる可能性が高いことが特徴となろう。企業の地域貢献への期待も高く、また、過去の災害時には商品の供給などにおける同業者との連携も行われてきた。そこで、わが国企業の具体的な事業継続計画の内容としては、諸外国企業よりも以上のような点が積極的に盛り込まれる可能性が高いと考えられる。

本ガイドラインは、事業継続についての国際規格化の動きを視野に入れながら策定しているが、このような地域との協調を事業継続計画に任意項目として盛り込んでも国際規格合致の上で問題にならないはずであるし、むしろ、自然災害が多い地域はわが国以外にも世界中で広く存在することから、この特徴を海外に向けて発信し、その重要性を主張していくことが日本に求められていると考えられる。

1.2 基本的考え方

1.2.1 想定する災害リスク

企業が防災対策の計画を立てようとする場合、まずリスクとして何を想定しようかと考えはじめると、それ自体が大きな問いになる。

上述のように、事業継続計画は、事業の中断の原因となるリスクを問わず重要業務を継続していく、という目的意識をもって策定される。しかし、この「事業の中断の原因となるリスクの種類を問わず」を「いかなるリスクをも検討すべき」と最初から捉えてしまうと、多くの災害リスクを思い浮かべる日本企業は躊躇しそうである。したがって、これから取り組もうとする企業には、もう少し分かりやすい入り方が提案されるべきであろう。

一方、事業継続の国際規格化が進むとしても(これまでの国際規格の例から想像されるどころでは)、各企業がどのような想定リスクを選ぶかは、規格に合致するか否かの判定要素に含まれず、企業自らの判断に委ねられることになるとみられる。

そこで、幅広い企業に基本的取組みを促すことを目的とする本ガイドラインでは、日本企業にとって想像が付きやすく、対峙すべき最も大きな自然災害リスクである(と諸外国からもそう思われている)地震を想定リスクとして、社内の取組みをスタートさせることを推奨する。もちろん、懸念が大きい他のリスクを一つ(又は少数)選んでスタートしてもよい。⁴

³ 自らの事業において何ら手の打ちようのない極端に大きな災害は除外して考えてもよい。

⁴ 台風や集中豪雨など他の自然災害リスクでも、疾病による事業所の閉鎖、テロ、火災、暴動、広域停電などの人為的なリスクでもよい。

要は、各重要業務の現場に対して取り組みやすい作業目標を示し、事業継続に必要な具体策の検討をとにかくまず始めることであり、そのためにまず地震(又は他のリスク)を例示する。そして、具体策が浮かんできた段階で、地震以外の懸念されるリスクにもその対策が有効かどうかを考えさせるか、あるいは定期的な計画の見直しの際に検証すれば、十分な事業継続計画に着実に近づいていくこととなる⁵。

1.2.2 事業継続と共に求められるもの

これまで事業継続の意義や重要性について述べてきたが、災害時に企業が考慮すべき重要事項としては、事業継続の他に、少なくとも以下の3点がある。これらは、従来わが国において行われてきた災害対応の基本的要求事項といえる。これらは重なり合う部分も大きいのも事実であり、一方、事業継続のみを極端に優先する考えは理解を得られない可能性が高い。実際にどれをどの程度優先させるかは個々の企業の判断に委ねられ、その責任を自ら負うことになる。

生命の安全確保

顧客が来店したり、施設内に留まったりすることが想定されている業種においては、まず顧客の生命の安全確保が求められる。

企業の役員、従業員、関連会社、派遣社員、協力会社など、業務に携わる人々の生命の安全を確保することがその次に重要なのは言うまでもない。⁶

二次災害の防止

例えば製造業などにおいて、火災の防止、建築物・構築物の周辺への倒壊阻止、薬液の漏洩防止など、周辺地域の安全確保の観点から二次災害防止のための取り組みが必要である。⁷

地域貢献・地域との共生

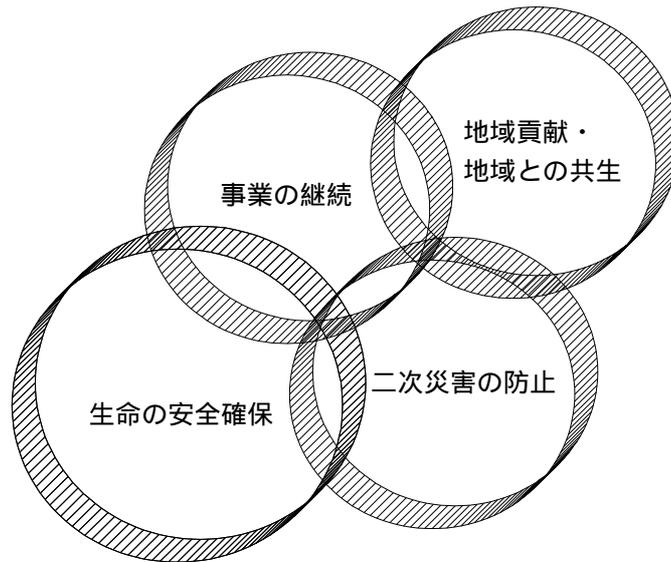
災害が発生した際には、市民、行政、取引先企業などと連携し、地域の一日も早い復旧を目指したい。地域貢献には、援助金、敷地の提供、物資の提供などが一般的であるが、このほかにも技術者の派遣、ボランティア活動など企業の特徴を活かしたサポートが望まれる。平常時からこれら主体との連携を密にしておくことも望まれる。⁸

⁵ 実際、欧米企業における事業継続計画においても、想定リスクは説明相手から疑問だと言われない限りそれでよく、重要なのは、事業継続計画を有し、訓練し、見直すプロセスを持つことというのが一般的認識のようである。

⁶ 具体策としては、避難誘導、安否確認、水、カンパン、トイレなどの備蓄、耐震補強、救助用資材の備蓄および教育・訓練などがある。

⁷ 例えば、危険物を保有する企業は、法令等に定められた取扱いを常時遵守することは当然であるが、災害時に一層の重大性を持つことになるのは当然である。危険物の状況について、迅速な状況確認等はもちろんのこと、周辺地域へコミュニケーションを図ることも不可欠になる。

⁸ 地元地方公共団体の意向にもよるが、可能であれば、地域貢献に関する協定をあらかじめ締結することも考えられる。



事業継続と共に求められるもの

1.2.3 本ガイドラインにあげた各項目の位置づけ

本ガイドラインは、大企業、中堅・中小企業までを対象⁹に、災害に係る事前対応と事業継続の対策を進めるために必要な共通かつ基本的な項目をあげることをめざしたものである。しかし、強制的な規格として定める意図ではもちろんなく、各項目の実施は任意である。したがって、各項目は、各企業の立地条件、社風、体力などに合わせて取捨選択されてよい。

また、はじめに強調したいのは、本ガイドラインにより政府として望ましいと考えている対策とは、多額の投資が不可欠なものを必須としているのではなく、むしろ、企業が自らの事業を点検し、工夫し、計画を立て、資源を有効に活用するような対策を中心に想定していることである。したがって、なるべく広い範囲の企業において、本ガイドラインに基づく対応が具体的に考慮されることが望まれる。

なお、国内では、例えば、(財)金融情報システムセンター(FISC)発刊の「金融機関等におけるコンティンジェンシープラン策定のための手引書」や、経済産業省の「事業継続計画策定ガイドライン」(企業における情報セキュリティガバナンスのあり方に関する研究会報告書・参考資料)など、事業継続に関する手引き等が既に存在している。本ガイドラインは、すべての企業に共通する基本的な部分を説明するものであり、これらの既存の手引書等が対象とする事業分野でそれらが尊重されるのが当然と考えており、また、これらの手引書等がそれ以外の事業分野でも参考になるものと考えている。

⁹ 本ガイドラインは企業を対象に作成されているが、事業継続の考え方は政府・自治体をはじめすべての組織体に有用なものである。

1.3 継続的改善

本ガイドラインは、はじめから完璧な事業継続計画の策定・実施を求めるものではない。まず、それぞれの企業ができるところから着手し、継続的な取り組みによって徐々に災害に強い体制を築いていくことを期待している。

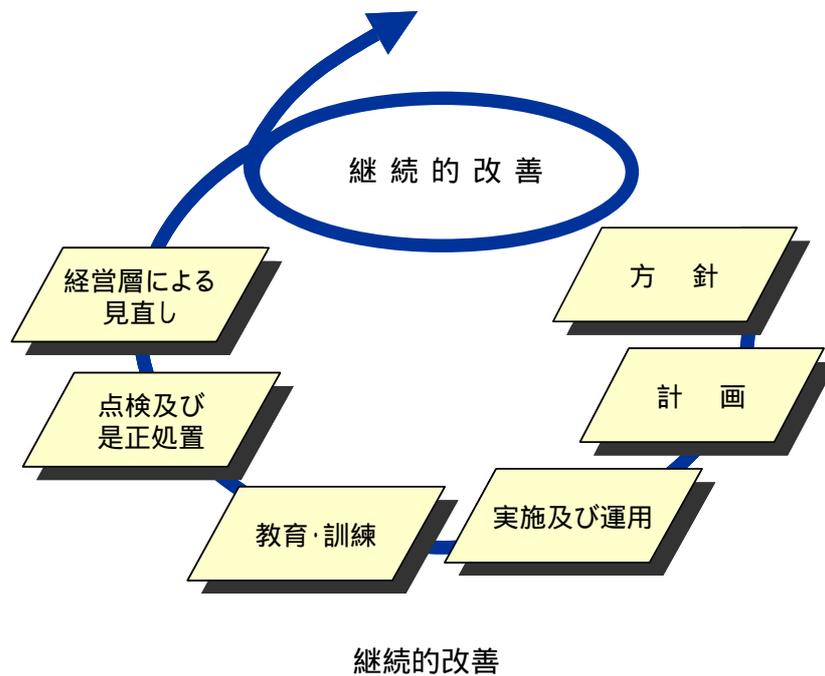
一般的に計画や対策を発展・定着させるためには、継続的な取り組みが有効である。その手法のひとつにマネジメントシステムがあり、それは災害対策においても有用である。

マネジメントシステムは、すでに国内外で品質管理、環境マネジメント、情報セキュリティなどの分野に取り入れられている経営管理手法であり、経営者が取り組む、実施する内容は企業自身で決定する、継続的改善を行う、の3つの特徴がある。

マネジメントシステムにおける継続的改善とは、下図に示すように、経営者が方針を立て、計画を立案し、日常業務として実施・運用し、従業員の教育・訓練を行い、結果を点検・是正し、経営層が見直すことを繰り返すものである。

マネジメントシステムのメリットは、本ガイドラインにもあるように経営者が関与すること、企業が比較的苦手な自己評価や振り返りのステップを定期的な活動に組み入れることで対策の定着を図れること、教育・訓練¹⁰を重視した人づくりが可能となることなどが挙げられる。¹¹

12 13



¹⁰ 後述 2.4 教育・訓練の実施参照。

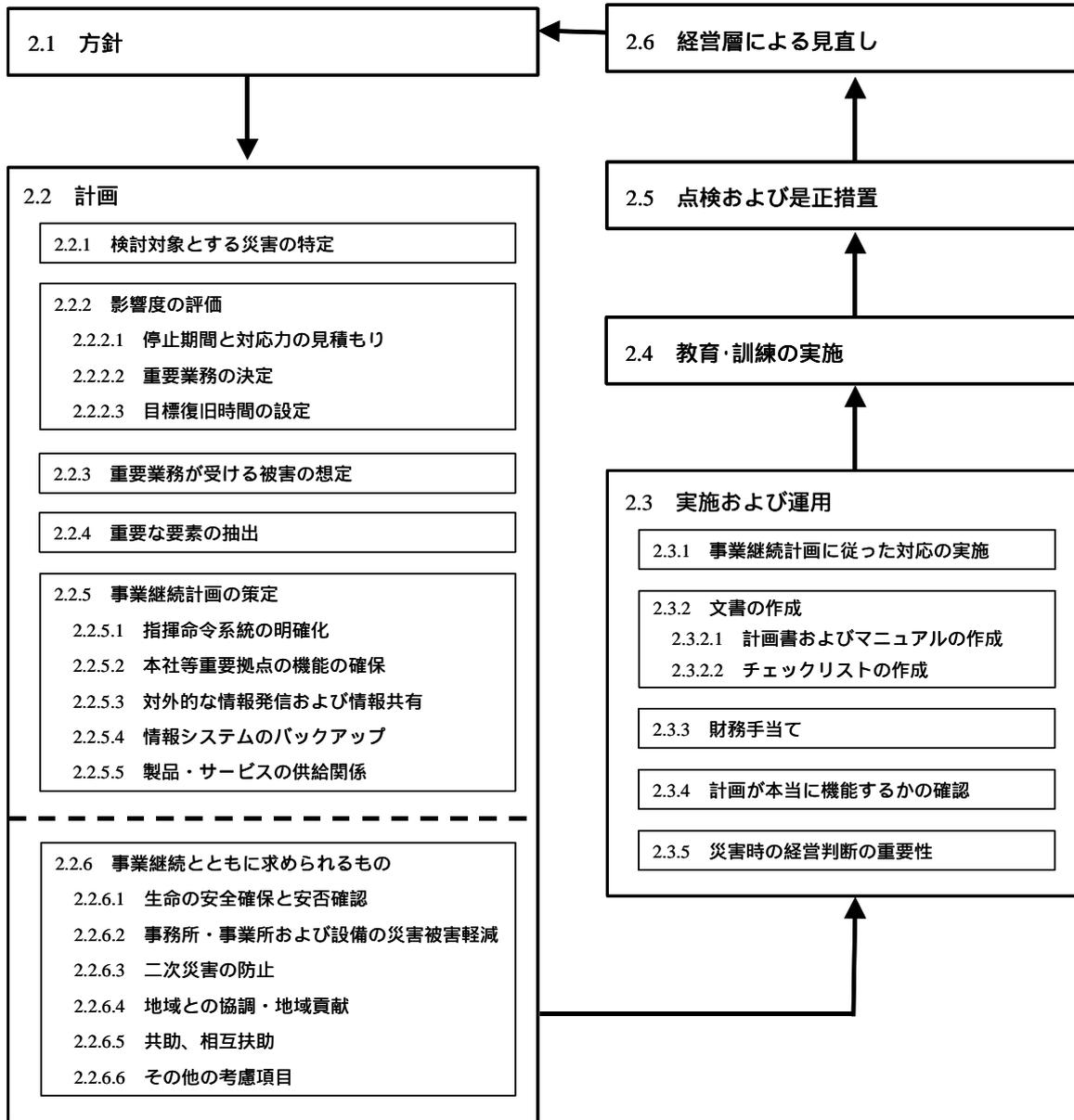
¹¹ 災害対策や事業継続の定着への取り組み手法はマネジメントシステム以外でも達成できるが、改善運動は日本企業が比較的得意としている分野でありなじみやすいといえる。

¹² マネジメントシステムには監査が必要であるが、本ガイドラインでは「取り組みが進んでいる企業においては実施することが好ましい」と位置づける。

¹³ マネジメントシステムでは第三者認証制度が議論となりがちであるが、本ガイドラインでは認証制度を構築することを意図していない。

事業継続計画および取組みの内容

事業継続の取組みの流れ



2.1 方針

経営者は、災害時の事業継続について計画づくりに取り組んでいくことを決定し、周知し、その基本方針を策定する必要がある。また、経営者は社内外の関係者に対して事業継続に関する活動について説明し、了解をとりつけることが必要である。¹⁴この場合、経営トップ自らが関与することが必要であり、そうでないと計画の実効性が問われ、事業継続への対応を当然と考える内外の企業からの信頼は得られない。

なお、この方針は、取締役会または経営会議の決議を経るべきである。さらに、承認された方針を公表することが望まれる。

また、経営者は、基本方針に沿った活動を行うために、必要な予算や要員などの経営資源を確保する必要があり、自社の計画策定に際して、自ら参画するスケジュールを確保することも必要である。

2.2 計画

企業が年次計画を立てる際に、併せて災害時の事業継続についてどのように取り組んでいくかの年次計画を作成する必要がある。¹⁵(この計画は定期的に見直す必要がある(2.6参照)。

なお、この計画は、経営トップが了承した企業全体の経営計画の中に含まれるべきものである。¹⁶

2.2.1 検討対象とする災害の特定

1.2.1でも述べたとおり、本来、事業継続計画は、どのようなリスクが現実化しても重要業務を継続していく、という目的意識をもって策定されるものである。そして、各企業がどのようなリスクを想定するかは、企業自らの判断に委ねられる。しかし、これから取り組もうとする企業には、分かりやすい入り方が提案されるべきであろう。

そこで、本ガイドラインでは、地震を想定リスクとして特定し、社内の取組みをスタートさせることを推奨する。わが国では、どこでも地震の被害にあう可能性があるといっよよいことから、先ず自らの主要な施設、本社、主力工場などに影響を及ぼす可能性のある想定地震を一つ選ぶなどの方法である。もちろん、余裕があれば複数の想定地震について検討してもよいし、他のリスクを一つ(又は少数)選んでスタートしてもよい。もちろん考え得るすべてのリスクを対象に検討を始めても構わないが、基本的なレベルとしては、「継続的改善」の中で、順次、

¹⁴ 関係者への説明は、5W(誰が・何を・いつ・どこで・なぜ) 2H(どうやって・いくらかけて)に沿って行うことが望ましい。

¹⁵ 例えば、会社の主な経営サイクル(会計年度・決算期・営業報告・・・)に合わせて事業継続計画策定～点検や見直しのサイクルを実施することが望ましい。

¹⁶ 着実な取組みを企業全体に浸透させることが必要である。計画の位置づけが不明確で取組みがずるずると遅れば、前提条件が変わること等から、せっかく作った計画が陳腐化してしまうことも懸念される。

想定リスクを増やしていくことでよいであろう。

2.2.2 影響度の評価

事業継続の考え方の特徴として、理由を問わず企業が事業を停止した場合に、その停止期間がどの程度企業に影響を与えるのかを評価し、事業としていつまで耐えられるのかの目標復旧時間を設定することがある。この影響度の評価の結果を踏まえて、継続が求められる重要業務は何かを決定し、復旧の優先順位を設定する。また目標復旧時間を確保するために障害となる重要な要素（ボトルネック）を抽出する。¹⁷

2.2.2.1 停止期間と対応力の見積もり

まず、主だった製品やサービスの供給停止が発生したと仮定する。¹⁸そして、その供給停止が企業経営に及ぼす影響を評価する。具体的には、生産量の減少、利益損失、賠償責任金額、信用失墜（顧客離れ）、資金繰りの悪化などの面から評価し、企業がどの程度までの停止期間に耐えられるかの判断を行う。

この影響度評価は、事業を継続するために優先的に継続が必要となる重要業務（2.2.2.2）を見極めるために必要なものである。精緻な分析を期せば相当なコストと時間がかかるが、その評価の目的からして精緻な分析が不可欠ではなく、例えば1日あたりの売上げや事務処理量を用いた簡易な定量的な評価であっても一定の目的は達せられる。さらに、賠償責任や信用失墜など定量化が難しい場合は、経営に与える影響の大小などで評価してもよい。

基本的な取組みにおいては、各部門のリーダーに対するアンケートやヒアリング調査に経営層の考えを加味するなどの方法により一通りの分析をし、適宜次のステップに進むこともよい。その後の継続的な改善を加えれば、より精緻な計画となり得る。

なお、影響度評価に時間をかけすぎると、その間に事業内容が変化してしまい、せっかくの取組みが無意味になることも懸念されることに留意が必要である。

2.2.2.2 重要業務の決定

通常、災害により何らかの被害が発生すれば、すべての業務を行うことは困難となるため、重要な業務から優先順位をつけて継続するよう検討することが実践的である。そこで、特定した災害も念頭に置きつつ、企業として、優先的に継続を必要とする重要業務を慎重に選び、決定する必要がある。この重要業務の決定に当たっては、停止期間と対応力の見積もりを踏まえ、人命にかかわる業務、利益の大きい業務、生産量が多い業務、供給先に大きな影響を与える業務などから決定するのがまずは妥当なところである。

余裕があれば、停止期間に伴う各業務の影響度の定量的評価を実施する。整理するポイント

¹⁷ 欧米の規格に合致する事業継続計画の策定手順においては、この影響度の評価はビジネス・インパクト分析（Business Impact Analysis）と呼ばれ、重要視されている。

¹⁸ 2.2.1 検討対象とする災害の特定 において地震等災害を特定して検討を開始した場合は、その特定の災害が発生したことによる製品やサービスの供給停止を検討することでよい。

は、供給できない商品名、供給量、売上減少額、利益減少額、供給先への影響、従業員への影響、社会への影響、その他市民などへの影響などである。

基本的な取組みにおいては、当初は代表的な業務を1つ、又は少数選択し検討することにより、ここでも継続的な改善で、順次、対象業務を増やすよう努めればよい。

2.2.2.3 目標復旧時間の設定

上記の影響度評価の結果や、取引先や行政との関係、社会的使命等を踏まえ、企業にとってその重要業務の停止が許されると考える目標時間を設定する。これは、事業継続計画を策定していくに当たっての前提を設定する作業である。

実際の災害では、被災地域の範囲やインフラの被害状況などから、重要業務が実際に回復できる期間は相当変動する可能性があるのは当然である。したがって、できるだけ妥当と思われる目標復旧時間を設定するよう努めれば足りる。例えば、3時間後、3日後、あるいは10日後などを設定する。

重要業務を目標復旧時間内に復旧させるためには、求められる様々な経営資源の調達・配備もこの目標復旧時間内に完了させる必要がある。

なお、目標復旧時間に関しては、社会から早期の復旧期間が求められているライフライン企業、金融システムの安定性確保の観点から復旧目標があらかじめ要請されている金融機関、サービスレベルアグリーメントに復旧予定時間を契約者に約束しているITサービス業など、契約や特別な法律、条例等で定められている場合には、それらに準じた目標復旧時間とする必要がある。¹⁹

この回復をめざす目標時間を明確に定めることには、その目標に到達するよう企業の担当者が積極的に工夫して取り組むようになるため、防災対策が進展しやすいという効果がある。

2.2.3 重要業務が受ける被害の想定

次のステップとして、決定した重要業務が特定した災害などのリスクにさらされて受ける被害の程度を想定する。²⁰ 2.2.2の影響度の評価においては、理由を問わず事業が停止した場合の影響度を想定したが、ここでは具体的な対策を立てるために被害想定を行う。被害想定を行う際には、事務所・工場、機材、要員、原料、輸送、梱包、顧客など様々な対象に与える影響を考慮する。²¹

なお、本ガイドラインでは2.2.1で述べたように、地震を特定して社内の取組をスタートさせることを推奨してきたが、影響度の評価を検討するにあたり災害を特定せずに進めてきた場

¹⁹ この目標を決定する際には、後述する地域との協調も考慮する必要がある。

²⁰ 業務の中断を招くおそれのある特定の災害の発生の可能性や影響について検討することをリスク分析と呼ぶ。具体的な進め方については、JISQ2001（リスクマネジメントシステム構築のための指針）等を参照。

²¹ テロ対策では、主要な拠点（工場、本社、ITセンターなど）の大半が全損するとの想定にそれなりの妥当性が感じられ、テロを含めて事業継続を検討する場合、その想定を前提に検討を進めることも多い。しかし、すべての日本企業に、複数ある拠点の大半が全損することを前提に対策を検討するまでの必要はないであろう。

合には、ここで被害想定的前提条件を設定する。地震、水害、火災、SARS、テロなどの中から発生の可能性や検討のしやすさなどを考慮して前提となる災害を決定する。継続的改善の立場から、はじめから可能性のあるすべての災害の被害想定を行うのではなく、どれか一つを選んで想定を行ってみることを推奨する。

地震被害を想定する

日本において企業の事業継続を脅かす最大の脅威は地震である。想定される被害は、震度等によって変化する。しかし、被害想定といっても、拠点を広域的に複数持つ企業が、そのすべての拠点到震度7を想定することは現実的に必要性が高いとはいえない。また、拠点が一つの企業においても、震度7に遭う可能性は震度5や6のそれより小さく、震度が低ければ全損にならない可能性が高くなり、自力で対応できる事業継続の方法を検討する余地が大きくなる。

そこで、とりあえず、重要施設が震度6強の地震に見舞われることを想定するなどにより検討を始めることを推奨する。政府や自治体が発表した各種の地震被害想定を参考に、本社、主力工場の想定震度を決定してもよい（なお、この点は水害についても同様である）。

また、事業に影響のあるライフラインの停止期間などの情報収集も欠かせない。もっとも、ライフラインの停止なども考慮に入れると想定自体が容易ではないが、自社で妥当と思われる前提を決めるとの理解でよい。²²

なお、自然災害に慣れている日本企業は、地震をはじめ、個々の災害ごとに被害は大きく変動するので、被害を仮定して対応計画を策定することに疑問を感じるかもしれない。しかし、事業継続のための対策は、想定と相当違う被害に対しても役に立つ部分があり、さらに、計画を有し、訓練し、定期的に見直すことによって、社員や企業全体の防災力が高まることも事実と考えられ、欧米で事業継続計画が重要視されていることも理解できる。

²² 地震などの広域災害の被害想定では、自社の施設は被害が無いものとして、停電や断水などライフラインの停止期間の見積もりにのみ関心が向けられがちであるが、その前に自社の施設に被害が発生することを認識しなければならない。

地震を想定リスク(の重要な一つ)と考える場合、震度を決定した後は、それによる自社の被害を想定する。詳細な被害想定ができない場合は、耐震性のない社屋が全壊する(立ち入れない)、主力生産機器の故障により復旧に1ヶ月かかるなど、最低ひとつは自社の生産に影響が生じる被災要因を検討することを推奨する。²³

被害想定シナリオとして、どの社屋がどの程度破損するか、どの設備・什器備品がどの程度損壊するか、機器類の修復・調整にどれくらいかかるか、従業員はどの程度出勤できるか、在庫はどの程度無事か、ライフラインの停止期間はいつまでかなどを決定する。

シナリオの決定にあたっては、最初はあまり神経質になる必要はない。要は着手することが重要であり、被害想定の妥当性や精緻さは継続的に改善することによりよい。^{24 25}

一般的に、リスクマネジメントや事業継続の検討にあたっては、最悪のシナリオを検討することが主流となっている(従来は、発生確率と損害度合いを考慮して一番あり得るシナリオを想定して検討すればよいとされていた)。しかし、ここでの基本的レベルの検討としては、まず、一番あり得るシナリオより一段階あるいはそれ以上悪いシナリオをひとつ検討することによりよい。

企業によっては、結果として想定したシナリオに対する対応策が取れないこともありうるが、そこで思考を停止してしまうのではなく、その状態を認識した上でより被害の軽微な対処可能なシナリオを準備し、対応を進めることが重要である。つまり、対応する地震を震度6強ではなく震度6弱、震度5強など、自社が自力で対応できる少し小さめの地震への対応を想定することも現実的といえる。少しでも多くの企業が地震対策に取り組むことが、地域の地震防災力の向上につながる。

2.2.4 重要な要素の抽出

重要業務が受ける被害の想定に基づき、そこが復旧しない限り生産の再開や業務復旧ができない主要な生産設備や情報などの資源を、重要な要素(復旧時間が一番長いクリティカルパス、

²³ 継続的改善として被害想定を高度化する場合は、発生する曜日、時間帯の変更、被災場所の変更、想定地震の変更、対象とする主力製品の変更、企業の置かれている立場や立脚基盤の変化、同業他社の被災状況の想定などを行うことを推奨する。

²⁴ 例示としては震度を特定して周囲の被害想定を行うことを推奨しているが、建物等の調査が企業にとって負担であれば、調査をせずに建物の使用の可否を被害想定として決める等の簡易の手続きを取ってもよい。

²⁵ リスクマネジメントの標準手法では、リスクの洗い出し、リスクの特定、リスク算定(発生頻度の推定、脆弱性の分析、損害程度や影響度の推定)、リスク評価(許容できるか否かの判定)、優先順位付けなどのステップがあるが、ここでは省略している。事業継続への対応に慣れてきたら、継続的改善の中でリスクマネジメントの標準手法(JISQ2001: リスクマネジメントシステム構築のための指針)を導入し、より合理的な対策を導入することが望ましい。

あるいは生産量を限定させてしまうボトルネック²⁶など)として把握する。実際の復旧日数はこの重要な資源の回復日数に依存してしまうため、いかにこの回復日数を短縮するかについての対策を検討する。

ここで留意が必要なのは、対策を実施することにより、重要な要素が他の資源に変化することである。このため対策の対象とする重要な要素は複数のものを想定しておき、継続的に見直していくことが必要である。

なお、実務上、2.2.2の影響度の評価から重要な要素の抽出までのステップは、行きつ戻りつして検討を繰り返すことが多い。

2.2.5 事業継続計画の策定

経営者は、会社の事業を継続するために重要業務を目標復旧時間までに必ず回復させるよう事業継続計画を策定する。その場合、企業のおかれた環境、規模や業種の特性を活かした様々な対応が可能である。

具体的な対策の策定は、重要な要素をいかに防御するか、また重要な要素が万一被災した場合にどのように対応をするかの二つの観点から実施することが必要である。

企業が災害時に実際に事業を継続していくためには、以下の項目が特に重要である。

- 指揮命令系統の明確化
- 本社等重要拠点の機能の確保
- 対外的な情報発信および情報共有
- 情報システムのバックアップ
- 製品・サービスの供給

なお、製品の供給が一時停止したとしても、上記～ができており、かつ、その停止時間が製品の供給についての許容時間内であればよい。

以下に、上記～の事業継続の重要事項について説明する。

2.2.5.1 指揮命令系統の明確化

事業継続の取組みの推進や災害発生時の対応には、事業継続の組織体制の構築とその役割および指揮命令系統を明確にしておく必要がある。また、これら事業継続対応組織の責任者は、経営層の中から任命される必要がある。対策は決して経営企画部門や総務部門といった一部の部門の対策に限られるものではなく、非日常的な様々な業務が発生するため、全社の各部門に、災害対策の横断組織を作ってもよい。また、非日常的な業務を実施するために必要な経営資源が発生するので、その資源の明確化と調達も必要である。なお、中小企業においては、経営者自らが事業継続を率先して行うことが多くなると考えられる。いずれにしろ責任の所在を明確にして対策に取り組む必要がある。

²⁶ ボトルネックの例としては、事業を構成する業務・工程・部門、物流、キーパーソン、データ、システム、さらに製品製造に用いる機械、金型、工具、原料などがある。

指揮命令系統の明確化に関し、事業継続計画を検討する際に十分に考慮すべき点を例示する。

- 災害時の組織体制について、災害対策本部長、事務局、各部門の対策実施本部などを組織化することが望ましい。
- 災害時には日常の業務と全く異なる業務が発生するため、部門を越えた動員体制を構築しておくことが望ましい。²⁷
- 災害対策本部長に連絡が付かなかった場合や不在の場合の権限委譲や代行順位をあらかじめ決定しておく必要がある。
- 各部門の対策実施本部長も権限委譲や代行順位を決定する必要がある。

2.2.5.2 本社等重要拠点の機能の確保

災害時には、対策を検討・指揮するため、災害対策本部長および幹部社員等が集合する場所が必要であるが、本社、あるいは支店、支社などの重要な拠点が被災した場合に備え、あらかじめどのような場合にはどこに集合し、どの業務を継続するかを決めておく。²⁸

本社等の重要拠点の機能の確保に関し、事業継続計画を検討する際に十分に考慮すべき点を例示する。

- 被災地での業務の再開以外に、非被災地での業務の継続も検討。(例えば、被災地以外の拠点や工場に指揮命令権を移すなど)なお、被災地以外に拠点を移すことの検討は必須ではないが、その検討をせずに利害関係者の理解が得られるかを慎重に考慮する必要がある。
- 遠隔地の文書・電子データ保存サービスの活用
- 時差を考慮する。(日本が休日・夜間であっても海外は営業時間であることもあるため海外への情報発信が必要)
- 自治体等の各種制度や防災隣組の機能など、地域の資源を活用する。

2.2.5.3 対外的な情報発信および情報共有

災害発生後は、取引先、消費者、従業員、株主、市民、自治体などと情報を共有すること²⁹が重要である。企業活動が関係者から見えなくなる、何をしているのか全然わからないといった、いわゆるブラックアウトを防ぐための対策を講じる必要がある。³⁰ そのためにも、関係者との事前の協議が重要となる。

²⁷ 組織は日常の組織をそのまま用いる方法と、情報収集、分析評価、後方支援、実施対応、情報発信などの機能別に組織を考える方法がある。被害程度に応じて現地対策本部を構築したり、お客様対応チーム、復旧チーム、被災社員支援チームなど状況に応じて柔軟に組織を変更したりする臨機応変の対応が望まれる。

²⁸ 集合場所は、企業の営業所、同業他社や取引先の事務所、商工会議所、社宅、寮などでもよい。

²⁹ 一般に、平時から関係者同士が情報を共有することをリスクコミュニケーションと呼ぶ。また、事後の情報共有をクライシスコミュニケーションという場合もある。

³⁰ 特に、国際的に取引を行っている企業においては、地震発生ニュースを機に取引停止や契約の締結延期、あるいは国際金融市場における為替や株価などの急激な変動などが起こる可能性があり、適切に対応する必要がある。

中堅中小企業でも取引先企業やサプライチェーンの発注者への情報提供が必要である。

対外的な情報発信および情報共有に関し、事業継続計画を検討する際に十分に考慮すべき点を例示する。

- 情報収集・伝達、広報体制の確立
- 関係当局、周辺住民、サプライチェーン等の関係者との連絡体制の構築
- 通信・情報連絡手段の確保

2.2.5.4 情報システムのバックアップ

情報システムは事業を支える重要なインフラとなっている。必要な情報のバックアップを取得し、同じ災害で同時に被災しない場所に保存することはもとより、特に重要な業務を支える情報システムについては、バックアップシステムの整備が必要となる。³¹また、災害時の事業継続計画の実践時においては、重要な業務のみを先行して実施するため、災害対応が落ち着き、いよいよ全面復旧へ向け、代替設備・手段から平常運用へ切り替える際に、通常業務に必要なデータの欠落や不整合による障害が発生するおそれがある。これらを防ぐための詳細な復帰計画をあらかじめ策定しておく必要がある。³²

情報システムのバックアップに関し、事業継続計画を検討する際に十分に考慮すべき点を例示する。

- 守るべき重要業務と情報システムの関係の明確化
- バックアップ稼働・切り替え計画、復帰計画の策定
- 自家発電装置、電源や回線など各種設備の二重化対策の実施
- 遠隔地の文書・電子データ保存サービスの活用

2.2.5.5 製品・サービスの供給関係

現在は、部品から完成品まで1つの製品を1社のみ単独で製作するのはむしろまれである。したがって、原材料の供給、部品の供給、輸送、生産、販売などに携わる複数の企業（サプライチェーン）の中のどこかが被災すると、その製品は市場に提供されないことになる。このことは、事業継続計画が自社だけで完結しなくなっていることを意味している。したがって、平時から自社に関連のある企業の事業継続に関する情報を集めるとともに、自社の事業継続計画の現状についてあらかじめ取引先に理解を求めておくことも重要である。

製品・サービスの供給が行われている状態とは、製品についていえば、工場の早期復旧、代替生産の実施、OEMその他の他社工場での生産など、何らかの形で生産が継続されればよく、

³¹ バックアップシステムに関しては、(財)金融情報システムセンター(FISC)発刊の「金融機関等におけるコンティンジェンシープラン策定のための手引書」や、経済産業省の「事業継続計画策定ガイドライン」(企業における情報セキュリティガバナンスのあり方に関する研究会報告書・参考資料)などを参照。

³² 例えば、受発注システムのバックアップシステムを稼働させた場合に決算システムとの整合性をとる、手作業で事務処理を行った場合、情報システム復旧後もすぐにエントリーは行わず、手作業部分の正しいエントリーの終了を確認するなどがある。

また、在庫を活用し製品を供給できればそれでもよい。工場が被災すると生産の再開には時間がかかるが、事業継続の手段が無いわけではない。

製品・サービスの供給関係に関し、事業継続計画を検討する際に十分に考慮すべき点を例示する。

- 被災工場を早期復旧する以外に、被災地以外の工場・拠点で代替生産を実施することも検討する。
- 部品や材料の供給元となる会社の被災状況予想の把握、それら会社の代替性の確保、あるいはそれら会社と協力して事業継続計画を作成することなどが重要である。³³
- サプライチェーン発注元・発注先の協力をあらかじめ得ておく。(特に、拠点が分散していない場合)
- OEMの実施・同業他社との応援協定を利用する。(特に、拠点が分散していない場合)
- 適正在庫の考え方の見直し。(特に、代替品のない1社のみが生産している部品材料の場合)

2.2.6 事業継続と共に求められるもの

災害対応は、非常に多岐にわたる。³⁴そして、事業継続とともに、生命の安全確保、二次災害の防止、地域貢献・地域との共生に、あわせて対応することが必要である。

2.2.6.1 生命の安全確保と安否確認

お客様および役員・従業員、協力会社、派遣会社社員などの命を助けるために、救急救命ができる要員をできるだけ多く確保する必要がある。また、事務所・事業所の耐震化は、生命の安全確保に大きく貢献する(2.2.6.2)。これらのことは、多くのお客様が来店される業種ではさらに重要となる。³⁵ ³⁶

さらに、災害発生直後は、役員および従業員の安否確認を速やかに行うことが必要である。平時から安否確認の実施手順を定めて、定期的に訓練することが有事の際に役立つ。³⁷

2.2.6.2 事務所・事業所および設備の災害被害軽減

重要業務の継続において代替場所の検討は重要であるが、可能ならば本社の事務所、工場等の事業所および設備が被災しないことが望ましい。事務所・事業所や設備が被災を免れること

³³ リスクマネジメントでは、対策に、回避、低減、移転、保有の区分けがあるが、区分けに過度にこだわる必要はないのでここでは省略する。

³⁴ 地震対策を例にとってみても、震動による被害を受けないための被害抑止策、被害が発生した際に火災や薬液の漏洩などを防ぐ直接被害の軽減策、利益損失や損害賠償等の間接被害の軽減策などが考えられる。

³⁵ 被災後のメンタルケアの必要性も考慮に入れることが望ましい。

³⁶ 地震や火災に備えるほか、津波への考慮も必要である。訓練の必要性については教育・訓練の項で説明する。

³⁷ 企業の安否確認の具体策の例としては、連絡網の作成、安否確認システムの導入、あらかじめ何日後どこに集まるかを指定しておくラリーポイント制度などがある。

は、生命の安全を確保し、ひいては復旧速度を早めることにもつながる。

特に、わが国においては、建物の耐震化が極めて重要であり、製造機器、付帯設備、什器備品等の転倒防止に努めることも重要である。また、被災の可能性の高さの面では風水害への備えも望まれる。³⁸

耐震化等による災害への事前の備え

わが国においては、生命の安全を確保し、火災等の二次災害の発生を抑制し、事業の継続や業務復旧を速やかに実施するためには、事務所・事業所に耐震性があることが基本的な要求事項である。旧耐震基準の建物を使用している場合は、企業の体力に応じ、中期的な計画に基づき、耐震診断、耐震補強を行うことを政府として強く推奨する。もちろん、耐震化の優先順位は、本ガイドラインでも示した影響度評価やリスク評価などを踏まえ、費用対効果を勘案して決定していくことでよい。

また、地震に際して建物は無事であっても、製造機器が被災したり、空調機などの付帯設備が被災したりすると復旧に時間がかかる。機器の固定には万全を期し、ロッカーなどの什器備品にも転倒防止策を施すことが重要である。³⁹

一方、耐震補強や設備の耐震化には相当の投資が必要となるため早急な対応が困難でも、それを理由に、各社が事業継続計画の策定を放棄したり、対応を遅らせたりすることは望ましくない。事業継続計画の策定は、実際の投資とは切り離して実施が可能なものである。

わが国で想定される災害には、地震のほかに台風等の豪雨（河川氾濫等）、高潮、津波災害なども考えられる。自治体から被害想定（ハザードマップ等）が発表されている場合は、それらを参考に対策を講ずることを推奨する。風水害の危険地域に事務所・事業所がある場合には、製造機器、付帯設備、什器備品などに水の害が及ばないように重要機器の設置場所を嵩上げする、あるいは2階に移すなどの対策も選択肢のひとつである。

2.2.6.3 二次災害の防止

地域社会に迷惑をかけないため、火災の防止、延焼防止、薬液などの噴出・漏洩防止などの安全対策を実施する。災害発生後は、これらの問題が発生していないか、建物や構築物が敷地外に倒壊する危険がないかの確認を至急行う体制をとること、危険が周辺に及ぶ可能性のある

³⁸ 情報社会において、データやITインフラの喪失は企業に大きな影響を及ぼしかねない。サーバー・ディスクなど、重要装置の災害対策も重要である。

³⁹ 端末機の転倒防止策は盗難防止対策もかねて行うことを推奨する。

場合には周辺住民への危険周知や避難の要請、行政当局への連絡と連携した対応をとることを、計画の中に盛り込む。

また、安全対策を実施する要員をあらかじめ確保し、要員の招集訓練も実施する。

2.2.6.4 地域との協調・地域貢献

災害の中には、自然災害をはじめとして、企業のみならず自治体や地域住民にも同時に襲いかかるものが多い。したがって、災害後の企業の円滑な復旧のためには、地域住民や周辺自治体との協調が不可欠である。

企業が事業継続を徹底して追求すると、復旧に必要な外部資源の確保などを至上命題とするような計画になってしまう可能性がある。しかし、各企業が自己の利益のみを優先させた行動をとると、激しい交通渋滞の発生や物資の買占めなど地域の復旧を妨げることになりかねない。したがって、そのような事態を避けるべきであろうし、本ガイドラインを作成する政府としても是非、そのような事態にならないよう、各企業に理解と協力を求めるものである。

また、企業の施設や設備に被害が発生した場合、復旧には資材や機械の搬入や工事の騒音・振動など、周辺地域の理解を得なければ実施できない事柄も多く、相互理解が必要である。

例えば、人の命が助かる可能性が高い災害直後の期間内（例えば、震災後3日間程度）は、ライフライン企業などを除き、応急対応要員以外の従業員に出勤を求めず自宅待機を要請すれば、自宅周辺の人命救助、火災防止、弱者支援など地域の安全確保に貢献する機会をつくることにもなる。⁴⁰都市中心部にある企業であれば、都市中心部の混雑要因も緩和できる。

さらに、企業としても、災害が発生した際には、市民、行政、取引先企業などと連携し、地域の一日も早い復旧を目指すことが望まれる。企業がその特色を活かして地元地域の早期復旧や災害救援業務に貢献できる場合には、有事に備え、平時から地元地方公共団体と合意し、あらかじめ協定を結ぶことなどが社会的にも望まれている。⁴¹平常時からこれら主体との連携を密にしておくことも望まれる。⁴²

企業の地域貢献には、義援金を提供する、避難者へ自社の敷地や建物の一部を開放する、⁴³ 保有する水、食料その他の物資を提供するなどが一般的であるが、地元地域の災害救援業務を支援するために必要とされる技術者の派遣、社員のボランティア活動への参加など、様々な方法がある。企業価値の向上という面でも可能な対応を行うことが望ましい。

また、社員個人の自主的なボランティア活動を促進させるうえで、企業におけるボランティ

⁴⁰ 特に大都市圏では、ライフラインが復旧しない状況の中で多くの社員に無理な出勤指示を出すと、水や食料の不足や、トイレやゴミなどの対応の混乱を招くことが予想される。もし多くの社員に出勤指示を出すのであれば、当然企業自身でゴミやトイレ等の対応を行い、地域に迷惑をかけないことが望まれる。

⁴¹ 実費を有料とする災害時協定を締結することもある。協定には水・食料の提供などのほか、道路啓開や機器の修理、物資の運送、通訳など様々な業務がある。

⁴² 平時から NPO や地元自治会と連絡を取り合い、自治会や NPO の活動へ集会場所を提供したり、市民を対象にセミナーを共催したりするなど日常活動の充実を図ることも望まれる。

⁴³ 病院、ホテル、ターミナルビルなど、被災時に救護場所や避難場所となる可能性が高い施設を企業が有する場合には、電気・ガス・水道などの公的ライフラインの広域破断に備えて、自家発電・自家水源・代替燃料などを平常時から確保しておくことが望ましい。

ア休暇制度の普及が期待される。

2.2.6.5 共助、相互扶助

地域が広く被災した場合には、自助だけの復旧には限界がある。したがって、有効な事業継続の観点から、工業団地をはじめ企業の隣組での共助、サプライチェーン関係の企業では発注元などとの共助、同業他社との共助などの仕組みを作っておくことが望ましい。⁴⁴

2.2.6.6 その他の考慮項目

就業時間内に被災した場合には、従業員が自宅に戻るまでに必要な水・カンパン、トイレなどの手当が望まれる。業務復旧に必要なコアメンバー用には、復旧期間中の業務・生活のための備蓄を確保すべきである。さらに、建物や設備の倒壊などにより閉じこめられた従業員を救出するためのバールなどの機材も、ある程度備えておくことが必要である。⁴⁵

また、従業員の家庭における被害を軽減することは、そのこと自体が重要であるが、復旧に必要なコアメンバーをはじめとする従業員が企業業務に携われる可能性を高める意味もあるので、企業として取り組むことも考えられる。⁴⁶

2.3 実施および運用

2.3.1 事業継続計画に従った対応の実施

事業継続計画を策定した後は、しかるべき予算を確保し、中長期計画も含めて年次計画の中で事業継続計画に従った対応を実施する必要がある。事業継続計画の対応においては、2.2.4の「重要な要素」の復旧計画の策定に特に注力することがポイントとなる。⁴⁷

⁴⁴ OEMでの製品供給や事務所の利用、復旧要員の派遣など対応は多々ある。

⁴⁵ 広域災害時には救急、消防、警察などの公的機関は早期に駆けつけることが困難な場合も考えられるため、仲間の救出は自助努力で実施せざるを得ない場合があり、必要な機材を備えておくことが望ましい。バール、のこぎり、スコップ、ハンマー、番線カッター、ジャッキ、簡易ウインチ、ロープ、はしご、防塵マスク等。

⁴⁶ 住宅の耐震改修や家具の転倒防止、水、食料、トイレの備蓄、地震保険などの知識教育も重要である。また、従業員の家族との安否確認の徹底には、災害時伝言ダイヤル171の利用体験などが望ましい。

⁴⁷ 対応策の基本的事項を例示すると以下のとおり。

- 対応する組織とその役割を明確にする。
- 事業継続手順を明確にする。
- 事業継続に必要な資源および調達先を明確にする。
- 事務所のバックアップ先を選定し、事務所のバックアップ先にマニュアル、パソコン、電話回線、机、各種書類、事務機器などが確保できる段取りをつける。
- 情報システムのバックアップの手段を決め、バックアップするデータを決定し、バックアップシステムや代替場所からの復旧する手順も考えておく。
- 企業の存続に関わる文書や代替情報が他に求められない文書(バイタルレコードと呼ばれる：末尾参照)のバックアップを行う。
- 生産拠点の分散化を検討する。
- 在庫の増強や在庫保管場所の分散を検討する。
- 取引先を複数とすることを検討する。
- 同業他社とのOEM協定を検討する。
- 緊急時の連絡網を作成する。複数の連絡手段を確保しておく。

計画は実践されなければ意味をもたない。日常の業務において、既存の計画をいかに当初の目標どおり実施し、またいかに新たな計画を実行に移していくかが重要である。⁴⁸

2.3.2 文書の作成⁴⁹

2.3.2.1 計画書およびマニュアルの作成

事業継続の対策の方針、被害の想定、事業継続計画、事前準備、災害時の業務、日常の組織体制、非常時の組織体制と指揮命令系統、継続的改善要領などを含めたすべてについて、部門別や役割別に、計画書およびそれを実現するための手順を記したマニュアルを作成する。⁵⁰

計画書には、重要業務を目標復旧時間内にどうやって実現するかという方法論が記載されていなければならない。

マニュアルは、対応方針や対応策の社内での確認・周知と、人事異動時のノウハウの継承、さらには日常の勉強用に用いるものである。

2.3.2.2 チェックリストの作成

災害発生時には、分厚いマニュアルをその場で紐解いている時間がない。そこで、指揮をとる責任者は、方針や方向性の確認、最低限の実施項目および進捗管理用に、また、重要業務を継続するための手順を定めたチェックリストを準備しておくことが望ましい。

2.3.3 財務手当て

企業が被災した場合には、事務所・事業所の損壊焼失の復旧および財務面の信用維持のための資金が必要になる。財務手当てとしては、必要に応じ保険や銀行の災害時融資予約などを検討することも考えられる。また、災害発生後に自治体が提供する災害時ローンなどについてあらかじめ適用可能かどうかを検討しておくことも有効である。

2.3.4 計画が本当に機能するかの確認

重要業務が目標復旧時間内に本当に復旧できるか実際に確認しておくことが必要である。例えば、復旧に必要な資機材が定めた時間内に調達できるかどうかを確認したり、また、システ

-
- マニュアルは幹部の自宅にも配布する。
 - 顧客、取引先、関連先、行政、新聞広告先などの連絡先一覧を作成する。
 - 復旧業者との契約を行っておく。
 - 手作業代替の場合の手順を作成する。

バイタルレコードには、設計図、見取図、品質管理資料等、災害時に直接的に必要な文書やコーポレートガバナンス・内部統制維持、法令遵守、説明責任確保のための文書、権利義務確定、債権債務確保のための文書等、間接的に必要な文書がある。

⁴⁸ 既にマネジメントシステムに慣れ親しんでいる企業では、本項で掲げた各項目に加えて、実施記録の取得、運用管理、文書管理などマネジメントシステムの標準的な項目を実施することでよい。

⁴⁹ ここでいう文書とは、計画書、マニュアル等のほか、稟議書、議事録、訓練記録、災害対応記録など、すべての文書を含む。

⁵⁰ 通常、マニュアルは、「方針」、「規程」、「基準」、「手順」等の階層構造をもって作られる。

ム停止に備えて手作業で業務処理を行うなどと定めている場合は、その業務処理量が現実的であるかどうかを模擬訓練（シミュレーション）も含めて確認しておく必要がある。

2.3.5 災害時の経営判断の重要性

以上のように一定の被害を想定して対応策を検討し、備えておいても、災害はこれらの予測を超えて発生する場合がある。⁵¹このような状況下では、策定していた計画に固執せず、その計画をたたき台に臨機応変に経営者（災害対策本部長）およびこれを支える事務局部門が判断していくことが重要である。⁵²

2.4 教育・訓練の実施

事業継続を実践するためには、経営者をはじめとする全従業員が事業継続の重要性を共通の認識として持つこと、つまり「文化」として定着していることが大切である。こういった観点からも平時から教育・訓練を継続的に実施する必要がある。⁵³

災害時に実施すべき業務をすべて紙面に記載しただけで、すべての関係者がその業務を確実に実践できると考えることは現実的ではない。そのため、日常の訓練が不可欠であり、基礎知識を与える教育のほか、幹部職員を対象とした机上訓練や意思決定訓練、実際に体を動かす避難訓練、消防訓練、バックアップシステム稼働訓練、対策本部設営訓練など、様々な訓練が重要である。

⁵¹ 例えば、新潟県中越地震では想定外の強い連続した余震が発生した。

⁵² 災害時の判断で考慮すべき点としては、時系列に沿って、以下の点を例示できる。

- 早期の被害状況の確認。
- 被害状況が入手できない場合は最悪を考える。
- サプライチェーンの被災状況の把握。
- 事務局要員の早期動員と遊撃部隊の創設。
- 先遣隊の派遣。
- 業務の影響範囲の確認。
- 災害時対処の基本方針の決定。
- 対策の優先順位付け。
- 復旧目標の明示。
- 初期対応の指示および進捗管理。
- 各種組織または臨時チームの創設と責任者の任命。
- 代替先への移転可否の決定。
- バックアップシステム稼働の可否。
- 復旧資材の確保。
- 再開した業務の状況把握。
- 追加として必要な資材の把握。
- 現状への復帰の判断。
- 再発防止策の検討。
- 臨時予算の確保。
- 関係者への説明。
- 総括および反省。

⁵³ 企業では人事異動が常であるほか、最近は企業分割や合併などが多いため、ノウハウの維持が重要であり、そのためにも教育訓練の継続が必要である。

また、有事にはマニュアルを読んで理解するだけの時間的余裕が無いため、災害対応業務の実施にはマニュアルの内容を熟知した要員をあらかじめ育成しておく必要がある。

2.5 点検および是正措置

企業として1年間の業務を振り返る機会に併せて（あるいは年1回以上定期的に）、事業継続の取組状況を評価する必要がある。実施できているところとできていないところを把握し、日常業務の中で取り組めるところはその都度改善しなければならない。また、評価結果や改善内容は経営者に報告されなければならない。

2.6 経営層による見直し

経営者は、定期的な点検結果を踏まえて改善点を洗い出し、事業継続の取組み全体を見直し、次年度以降の方向性を打ち出す必要がある。その際に、正しい現状認識を持ち、事業活動の変化を十分踏まえることも求められる。災害等のリスクに強い企業となるためには、この見直しを定期的に繰り返す必要がある。⁵⁴

なお、業務が変化するスピードが速いため、経営者による定例の見直しのほかに、事業の大幅な変更・再構築、事業拡大、新製品の導入、事業所の移転など重要業務に変更などが生じた場合にもその都度事業継続の取組み全体を見直す必要がある。

⁵⁴ 2.5、2.6については、すでに品質マネジメントシステム ISO9000、環境マネジメントシステム ISO14001、リスクマネジメントシステム JISQ2001、情報セキュリティマネジメントシステム ISO17799などを導入している場合は、既存のマネジメントシステムの活動（「監視」、「評価」、「是正・改善」、「監査」）に沿った進め方をすればよい。

経営者および経済社会への提言

本ガイドラインでは、企業が事業継続の対策を講じていくうえで必要なこと、望ましいこと等を、主に欧米で発展してきた事業継続の対策の枠組みも踏まえながら記述してきた。その中でも、災害対応における経営者の的確な判断が各所に求められている。

そして、本ガイドラインの最後にあたり、政府・中央防災会議専門調査会として、企業の経営者の方々および広く経済社会に対し、災害対策に取り組むうえで考慮していただきたいことを提言する。

- (1) 株主、取引先、消費者、行政、従業員などから、災害時の事業継続の対策ができている企業であると評価されることが取引の拡大や企業価値の向上につながる可能性があることについて、理解が広がることが望まれる。また、今後、そのような可能性を積極的に大きくしていくべきである。
- (2) 企業が災害で被害を被った場合、企業は重要な業務を絞り込み、限られた要員を集中的に投入することが、経営判断として必要である。そして、この重要業務の絞り込みは、災害後の事業継続の対策期間内に限らず、その後の期間を見据えた中期的・長期的な観点においても必要となる可能性が高いことを認識すべきである。
- (3) 災害時の事業継続の対策を検討することで、企業にとって重要な業務、プロセス、資材等の優先順位を把握することができ、かつ、その重要度を踏まえ、リスクに応じたメリハリのある災害対策を行うことが可能となり、対策の費用対効果、投資効果を高められるため経営上も有益であることについて、理解が広がることが望まれる。
- (4) 日本企業の地震リスクは、海外投資家の関心も高い。そこで、投資家の懸念を払拭するためにも、地震リスクは、その対応策とともに、何らかの方法で（有価証券報告書や営業報告書、社会環境報告書その他）積極的に開示することが望まれる。また、このような姿勢が企業の評価を高めると考えられる。
- (5) 災害発生への備えと災害発生時の対応は、まず企業の経営者の責任との認識が広がるべきである。
また、それらは企業の社会的責任の観点からも必要との認識も広がるべきである。経済性の観点では、被害の軽減および事業継続ができることにより、株主への経済的損失を軽減でき、復興需要を得るチャンスともなる。環境の観点では、環境汚染などの二次災害の防止対策が評価される。そして、社会性においては、早期の業務回復が地域の雇用確保につながり、生命の安全なども評価される。

付録 1 . 用語の解説

BCP (Business Continuity Plan)

事業継続計画のこと。

ISO (International Organization for Standardization)

国際標準化機構。各国の代表的標準化機関からなる国際標準化機関であり、電気、電子技術及び通信分野を除く全産業分野（鉱工業、農業、医薬品等）に関する国際規格の開発・改正を行っている。

JIS (Japanese Industrial Standards)

日本工業規格。我が国の工業標準化の促進を目的とする工業標準化法（昭和 24 年）に基づき制定される国家規格。

NPO (Non-profit Organization)

非営利組織（団体）。継続的、自発的に社会貢献活動を行う、営利を目的としない団体の総称。特定非営利活動促進法（NPO 法）は、これらの団体が簡易な手続きで法人格を取得する道を開くための法人格付与制度などを定めている。

OEM (Original Equipment Manufacturing)

相手先商標製品。相手のブランド名で部品や完成品を供給する委託生産方式。

意思決定訓練

事件や事故が発生したことを想定し、それに対しどのような方針で望むのか、また組織、要員、資金等をどう手当するかなどを短時間で決定し、指示する訓練。

営業停止損失

事業が継続できなくなったことにより発生する売上の減少やそれに伴う利益損失。

机上訓練

意思決定訓練のひとつ。事件や事故のシナリオを基に時間軸に沿って重要な場面を研修すること。

旧耐震基準

1950 年に施行された建築基準法の耐震規定は、十勝沖地震（1968 年）や宮城県沖地震（1978 年）などの被害地震の経験を踏まえ、1971 年と 1981 年の 2 度にわたって改定された。ここでは、1981 年以前に用いられた建築基準を指す。旧耐震基準による建物の耐震性を危ぶむ声も多い。

クライシスコミュニケーション

緊急事態が発生した場合の情報の共有化。緊急時の記者会見を含む。クライシスコミュニケーションはリスクコミュニケーションに含まれる。

クリティカルパス

プロジェクトの作業工程にいくつかの分岐がある場合、最短時間ですべての工程を終了できる作業経路のこと。この経路上で遅れが生じると他の工程にも影響が出るため、重点的に監視する必要がある。

コンティンジェンシープラン

緊急事態が発生した場合の対応手順をあらかじめ定めたもの。

災害時ローン

自治体によっては、災害貸付制度を持ち、地震、大火、風水害等の被災者に融資を行っている。融資対象および融資条件は自治体のホームページなどに掲載されている。中小企業に対する融資については、政府系金融機関が災害復旧貸付制度を設けている。

サプライチェーン

供給者から消費者までを結ぶ、開発・調達・製造・配送・販売の一連の業務のつながりのこと。サプライチェーンには、供給業者、メーカー、流通業者（卸売業者）、小売業者、消費者などが関係する。また、取引先との間の受発注、資材・部品の調達、在庫、生産、製品の配達などを統合的に管理、効率化し、企業収益を高めようとする管理手法を「サプライチェーン・マネジメント」と呼ぶ。

サービスレベルアグリーメント

契約を締結する際に、提供するサービスの範囲・内容及び前提となる諸事項を踏まえた上で、サービスの品質に対する要求水準を規定するとともに、規定した内容が適正に実現されるための運営ルールを両者の合意として明文化したもの。

支援協定

自治体と企業が災害後に発生する業務について事前に締結する協定。食料の供給、避難場所の提供、道路啓開支援などがある。

事業継続計画

災害時に特定された重要業務が中断しないこと、また万一事業活動が中断した場合に目標復旧時間内に重要な機能を再開させ、業務中断に伴う顧客取引の競合他社への流出、マーケットシェアの低下、企業評価の低下などから企業を守るための経営戦略。バックアップシステムの整備、バックアップオフィスの確保、安否確認の迅速化、要員の確保、生産設備の代替などの対策を実施する。（Business Continuity Plan: BCP）ここでいう計画とは、単なる計画書の意味ではなく、マネジメント全般を含むニュアンスで用いられている。マネジメントを強調する場合は、BCM（Business Continuity Management）とする場合もある。

初動体制

事故・災害が発生した直後の体制を指す。対策本部長を決定し、意思決定ができる組織。現場への指揮命令・情報収集機能を有する。

情報セキュリティガバナンス

社会的責任にも配慮したコーポレートガバナンス（企業的意思決定の仕組み）とそれを支えるメカニズムである内部統制の仕組み（企業が業務を適正かつ効率的に遂行するために構築・運用される社内体制及びプロセス）を、情報セキュリティの観点から企業内に構築・運用すること。

耐震改修促進法（建築物の耐震改修の促進に関する法律）

平成7年12月25日に施行された法律で、地震による建築物の倒壊等から国民の生命、身体及び財産を保護するため、建築物の耐震改修促進のための措置を講ずることにより、建築物の地震に対する安全性の向上を図り、公共の福祉の確保に資することを目的としている。

第三者認証制度

ある組織又は個人が規格の要求事項に適合した活動をしているか否かについて、その組織又は個人と直接の取引等がない機関（第三者）が審査し証明する制度。企業や自治体等の各組織又は個人が自分自身で審査し認証することを第一者認証、組織又は個人の取引先等の相手先が審査し認証することを第三者認証という。

道路啓開

通行上の障害となる道路上の障害物を除去し、交通路を確保すること。

ハザードマップ

被害予測図。地域や都市の状況に合わせ、危険情報を公開・掲載する取組みが自治体で進んでいる。項目としては、火山噴火、土砂災害や浸水の危険区域、あるいは地震時の避難地、避難路などが該当。

バックアップオフィス

メインオフィスが自然災害やテロ等により使用不能となった場合に備えてあらかじめ確保したオフィス。事業継続に必要な要員を収容し、業務に必要な設備や機能を備えている。

ビジネス・インパクト分析（BIA：Business Impact Analysis）

事業の中断による、業務上や財務上の影響を確認するプロセス。重要な事業・業務・プロセスおよびそれに関連する経営資源を特定し、事業継続に及ぼす影響の分析を行う。例えば、重要な事業の洗い出し、ビジネスプロセスの分析、事業継続にあたっての重要な要素（ボトルネック）の特定、復旧優先順位の決定、目標復旧時間の設定の手順を踏む。

ブラックアウト

組織と関係者の間で双方向の情報交換ができない状態をいう。

ボトルネック

本来の意味は、瓶の首の細くなったところ。事業の継続や業務復旧の際にその要素がないと全体の進行が立ちゆかなくなってしまうもの。

マネジメントシステム

経営におけるひとつの標準化された手法。経営者が参加し、方針、計画(Plan) 実施(Do) 評価(Check) 見直し(Act) を繰り返す。

ラリーポイント制度

時間と場所を指定してそこに集合するしくみ。例えば、あらかじめ災害発生後48時間後に へ集合することを従業員に周知徹底しておき、その集合場所で企業側の今後の対応等を伝えること。

リスクコミュニケーション

リスク情報の送り手と受け手間における共有を通じ、リスクに関わる相互理解をするための活動・プロセスをいう。情報の共有は、組織間、組織内の双方を含む(クライシスコミュニケーション参照)。

リスクの定量化

客観的な評価を行うために、リスクの発生頻度と影響度をそれぞれ何らかの手法によって数値化すること。

リスクマネジメント

リスクを予想し、リスクが現実のものになってもその影響を最小限に抑えるように工夫すること。リスク克服に関するマネジメント、ノウハウ、システム、対策などを意味する。

リスク分析

利用可能な情報を体系的に用いて原因となる事象を特定し、その特定した事象の発生確率と影響度を分析すること。

付録2 . 参考文献

- 金融機関等におけるコンティンジェンシープラン策定のための手引書 : (財) 金融情報システムセンター (FISC)
- 事業継続計画策定ガイドライン (企業における情報セキュリティガバナンスのあり方に関する研究会報告書・参考資料): 経済産業省
- JISQ2001 (リスクマネジメントシステム構築のための指針) (2001年): 日本規格協会
- PAS56 (Guide to Business Continuity Management) :BCI (The Business Continuity Institute) : 英国国家標準
- NFPA1600 (Standard on Disaster/Emergency Management and Business Continuity Programs 2004 Edition) : 米国国家標準
- JISX5080 (情報技術 - 情報セキュリティマネジメントの実践のための規範) (2002年): 日本規格協会
- ISO17799 (情報技術 - 情報セキュリティマネジメントの実践のための規範): 国際標準化機構
- オーストラリア・ニュージーランドBCP規格:AS/NZS HB221
- BCP/DRP基本要件チェックリスト (外資系企業/概略版): (株)ワンビシアークイブズ
- 業務継続計画レベルチェックシート (「リスクマネジメントがよ~くわかる本」より): 東京海上日動リスクコンサルティング (株)
- 事業継続マネジメント入門 - 自然災害や事故に備える、製造業のためのリスクマネジメント: SEMI 日本地区 BCM 研究会 編
- 当取引所のBCP (緊急時事業継続計画) について: (株)東京証券取引所
- コーポレート・クライシスマネジメント - ビジネスコンティニュイティの本質: 知的資産創造 / 2002年10月号; 野村総合研究所
- 情報セキュリティで企業は守れるのか - 企業危機管理マニュアル: 国際社会経済研究所、危機管理対策機構
- DRII (Disaster Recovery Institute International) : <http://www.drii.org/>
- BCI (The Business Continuity Institute) : <http://www.thebci.org/>
- 業務継続計画目次例:内閣府企業と防災に関する検討会議第3回参考資料
- 米国における民間金融機関のバックアップ体制: 内閣府中央防災会議首都直下地震対策専門調査会第4回事務局説明資料
- 防災情報のページ (内閣府防災担当のホームページ): <http://www.bousai.go.jp/>
- 平成16年版 防災白書: 内閣府 編
- 企業の地震対策の手引き: 社団法人 日本経済団体連合会
- 企業における地震対策ガイドライン: 社団法人 中部経済連合会
- 地域防災力の診断: 内閣府 <http://www.bousai.go.jp/bousairyoku/index.html>

- JIPDEC リスクマネジメントシステム解説書：財団法人情報処理開発協会
- 調査 第 80 号（防災マネジメントによる企業価値向上に向けて - 防災 SRI（社会的責任投資）の可能性 - ）：日本政策投資銀行
- 地方公共団体の地域防災力・危機管理能力評価指針：総務省
- 阪神大震災 その時企業は（徹底検証・危機管理）：日本経済新聞社 編
- 地震被害想定 例）平成 14 年度仙台市地震被害想定（概要）：仙台市消防局ホームページ
<http://www.city.sendai.jp/syoubou/bousai/yuresoutei.html>
- 災害時伝言ダイヤルインターネット情報（疑似体験コーナー）：NTT 東日本
<http://www.ntt-east.co.jp/voiceml/pseudo/index.html>
- ISO9000 シリーズ（品質マネジメントシステム）：国際標準化機構
- ISO14001（環境マネジメントシステム - 仕様及び利用の手引）：国際標準化機構
- 平成 16 年度 ビジネス継続性技術調査報告書：（財）情報処理相互運用技術協会
- Open for Business：IBHS (Institute for Business & Home Safety)
<http://www.ibhs.org/docs/OpenForBusiness.pdf>
- Ready Business：DHS (Department of Homeland Security)
<http://www.ready.gov/business/index.html>
- 救出・救護資機材 東京消防庁 <生活安心情報・地震に備えて>
http://www.tfd.metro.tokyo.jp/lfe/bou_topic/jisin/sonae10.htm#hijou

付録3．国際規格との関連性

事業継続に関する最近の国際規格化の動きを考える場合には、英米等の関連規格が取り上げている要素をみるのが有効であり、本ガイドラインの項目のうち、英米等の関連規格において重要な要素とされている項目は以下のとおりである。

- 2.1 方針
- 2.2 計画
 - 2.2.2 影響度の評価
 - 2.2.2.1 停止期間と対応力の見積もり
 - 2.2.2.2 重要業務の決定
 - 2.2.2.3 目標復旧時間の設定
 - 2.2.3 重要業務が受ける被害の想定
 - 2.2.4 重要な要素の抽出
 - 2.2.5 事業継続計画の策定
 - 2.2.5.1 指揮命令系統の明確化
 - 2.2.5.2 本社等重要拠点の機能の確保
 - 2.2.5.3 対外的な情報発信および情報共有
 - 2.2.5.4 情報システムのバックアップ
 - 2.2.5.5 製品・サービスの供給関係
 - 2.2.6.1 生命の安全確保と安否確認
 - (2.2.6.4 地域との協調・地域貢献)
 - 2.2.6.5 共助、相互扶助
- 2.3 実施および運用
 - 2.3.1 事業継続計画に従った対応の実施
 - 2.3.2 文書の作成
 - 2.3.3 財務手当て
 - 2.3.4 計画が本当に機能するかの確認
 - 2.3.5 災害時の経営判断の重要性
- 2.4 教育・訓練の実施
- 2.5 点検および是正措置
- 2.6 経営層による見直し

平成17年8月1日

事業継続ガイドライン 第一版 チェックリスト

本チェックリストは、事業継続ガイドライン 第一版 【第2章事業継続計画および取組みの内容】に沿って、企業の事業継続の取組みを簡易にチェックできるように用意したものである。加えて、事業継続の取組みには何が必要かを見渡すにも有用である。

また、本チェックリストは、企業の自主的な取組みを推進するためのものであるが、これを用いた点検結果については、経営者自らが把握すべきである。

ここで*印をつけた重要項目は、ガイドライン本文で必要であるとした項目およびそれに準じた項目である。ガイドラインに沿って事業継続に取り組んでいると表明した場合、これら重要項目を満たしていると予期されることに留意が必要である。

なお、設問内容の詳細については、ガイドライン本文を参照願いたい。

*印がついている項目は、重要項目

2.1 方針

- * 経営者は災害時の事業継続計画づくりに取り組むことを決定し、かつ、これを社内に周知しているか。
- * 経営者は事業継続の基本方針を策定しているか。
- * 経営者は社内外の関係者に対して事業継続に関する活動について説明しているか。
- * 事業継続の基本方針は、取締役会または経営会議の決議を経ているか。
承認された事業継続の基本方針を公表しているか。
- * 経営者は基本方針に沿った活動を行うために、必要な予算や要員などの経営資源を確保しているか。
- * 経営者は自社の計画策定に際して、自ら参画するスケジュールを確保しているか。

2.2 計画

- * 企業が年次計画を立てる際に、併せて災害時の事業継続に関する年次計画を作成しているか。
- * 事業継続の年次計画は、経営トップが了承した企業全体の経営計画の中に含まれているか。

2.2.2.1 停止期間と対応力の見積もり

- * 主だった製品やサービスの供給停止が、生産量の減少、利益損失、賠償責任金額、信用失墜（顧客離れ）、資金繰りの悪化などの面から企業経営に及ぼす影響を評価し、どの程度までの停止期間に耐えられるかを判断しているか。

2.2.2.2 重要業務の決定

- * 影響度評価を踏まえ、災害時に優先的に継続すべき重要業務を選定しているか。
停止期間に伴う各業務への影響を定量的に評価しているか。

2.2.2.3 目標復旧時間の設定

- * 影響度評価の結果や、取引先や行政との関係、社会的使命等を踏まえ、その重要業務の停止が許されると考える目標復旧時間を設定しているか。
- * 目標復旧時間が契約や特別な法律・条例等で定められている場合、それに準じて目標復旧時間を設定しているか。

2.2.3 重要業務が受ける被害の想定

- * 事務所・工場、機材、要員、原料、輸送、梱包、顧客など様々な対象に与える影響を考慮して、重要業務の被害の程度を想定しているか。

2.2.4 重要な要素の抽出

- * 重要業務が受ける被害の想定に基づき、生産の再開や業務復旧に欠かせない主要な生産設備や情報などの資源を重要な要素として把握しているか。
- * 重要な要素は複数のものを想定し、継続的に見直しを行っているか。

2.2.5.1 指揮命令系統の明確化

- * 事業継続の組織体制と役割および指揮命令系統を明確にしているか。
- * 事業継続の組織体制において、経営層の中から対策責任者を任命しているか。
部門を越えた動員体制を構築しているか。
- * 災害対策本部長や各部門の対策実施本部長の権限委譲や代行順位についてあらかじめ定めているか。

2.2.5.2 本社等重要拠点の機能の確保

- * 災害発生時に災害対策本部長や幹部社員などが集合する場所を複数選定しているか。
- * 被災地での業務の再開以外に、非被災地での業務の継続も検討しているか。(例えば、被災地以外の拠点や工場に指揮命令権を移すなど。)

2.2.5.3 対外的な情報発信および情報共有

- * 災害発生後、関係者との情報共有を図り、いわゆるブラックアウト(企業活動が関係者から見えなくなる、何をしているのか全然わからない状況)を防ぐための対策を講じているか。
- * 情報収集・伝達、広報体制の確立につき十分に考慮されているか。

2.2.5.4 情報システムのバックアップ

- * 必要な情報のバックアップを取得し、同じ災害で同時に被災しない場所に保存しているか。
遠隔地の文書・電子データ保存サービスを活用しているか。
- * 特に重要な業務を支える情報システムについては、バックアップシステムを整備しているか。
- * 平常運用へ切り換える際に障害が発生するのを防ぐため、情報システムの詳細な復帰計画を策定しているか。
自家発電装置、電源や回線など、設備の二重化を実施しているか。

2.2.5.5 製品・サービスの供給関係

- * 平時から原材料・部品の供給、輸送、生産、販売などに携わる関連企業の事業継続に関する情報を収集するとともに、自社の事業継続計画について関連企業の理解を得るよう努めているか。
被災地以外での代替生産を検討しているか。
部品・材料の供給元の代替性を確保しているか。
サプライチェーン発注元・発注先の協力をあらかじめ取りつけているか。
OEMの実施・同業他社との応援協定を利用しているか。
適正在庫の考え方を見直しているか。

2.2.6.1 生命の安全確保と安否確認

- * お客様および役員・従業員、協力会社、派遣会社社員などの命を助けるために、救急救命ができる要員を検討しているか。
- * 災害発生直後、役員および従業員の安否確認を速やかに行うことができるか。

2.2.6.2 事務所・事業所および設備の災害被害軽減

- * 事務所・事業所や設備の耐震化に努めているか。
- * 製造機器、付帯設備、什器備品の転倒防止に努めているか。
風水害の危険地域に事務所・事業所がある場合には、製造機器、付帯設備、什器備品などに対策を講じているか。

2.2.6.3 二次災害の防止

- * 火災・延焼防止、薬液などの噴出・漏洩防止などの安全対策を実施しているか。
- * 危険が周辺に及ぶ可能性のある場合、周辺住民への危険周知や避難の要請、行政当局への連絡・連携を事業継続計画の中に盛り込んでいるか。
- * 安全対策を実施する要員をあらかじめ確保するとともに、招集訓練を実施しているか。

2.2.6.4 地域との協調・地域貢献

- * 事業継続計画の策定・実施にあたり、交通渋滞の発生や物資の買占めなど地域の復旧を妨げることをないよう留意しているか。
- * 災害直後の期間内は、応急対応要員以外の従業員に出勤を求めず、自宅周辺の人命救助、火災防止、弱者支援など地域の安全確保に貢献する機会をつくることを検討しているか。
地元地域の早期復旧や災害救援業務に貢献するため、市民、行政、取引先企業などとの連携を検討しているか。

2.2.6.5 共助、相互扶助

企業の隣組、サプライチェーン、同業他社などとの共助の仕組みを作っているか。

2.2.6.6 その他の考慮項目

就業時間内の被災を想定し、従業員が自宅に戻るまでに必要な水・カンパン、トイレなどを準備しているか。

- * 業務復旧に従事するコアメンバー用に、業務・生活のための備蓄を確保しているか。
- * 従業員を救出するための機材（バールなど）をある程度備えているか。
従業員の家庭における被害の軽減に取り組んでいるか。

2.3.1 事業継続計画の対応の実施

- * 事業継続計画の運用のための予算を確保しているか。
- * 年次計画の中で事業継続計画に従った対応を実施しているか。

2.3.2.1 計画書およびマニュアルの作成

- * 事業継続に係る部門別や役割別の計画書を作成しているか。（重要業務を目標復旧時間内にいかに実現するかという方法論を含むもの）
- * 事業継続を実現するための手順を記したマニュアルを作成しているか。

2.3.2.2 チェックリストの作成

事業継続に最低限必要な実施項目を網羅したチェックリストを準備しているか。

2.3.3 財務手当て

事務所・事業所が被災した場合に備えて、保険や銀行の災害時融資予約および自治体の災害時ローンなどを検討しているか。

2.3.4 計画が本当に機能するかの確認

- * 重要業務が目標復旧時間内に復旧できるかどうか実際に確認しているか。
- * 復旧に必要な資機材が定めた時間内に調達できるかどうかを確認しているか。
- * 手作業で業務処理を行う場合、業務処理量が現実的かどうかを模擬訓練(シミュレーション)も含めて確認しているか。

2.3.5 災害時の経営判断の重要性

経営者(災害対策本部長)および事務局部門は、予測を越えた事態が発生した場合には、策定していた計画に固執せず、その計画をたたき台に臨機応変に判断していくことの重要性を認識しているか。

2.4 教育・訓練の実施

- * 事業継続が実践できるよう、教育・訓練を継続的に行っているか。
- * マニュアルの内容を熟知した要員を育成しているか。

2.5 点検および是正措置

- * 業務を振り返る機会に併せて、定期的に(年1回以上)事業継続の取組状況を評価しているか。
- * 実施できていないところを把握し、日常業務の中で取り組めるところはその都度改善しているか。
- * 事業継続の取組状況の評価結果や改善内容が経営者に報告されているか。

2.6 経営層による見直し

- * 経営者は定期的な点検結果を踏まえて改善点を洗い出し、事業継続の取組み全体を見直し、次年度以降の方向性を打ち出しているか。
- * 事業の大幅な変更・再構築、事業拡大、新製品の導入、事業所の移転など重要業務に変更などが生じた場合、その都度事業継続の取組み全体を見直しているか。

第 章

事業継続計画の文書構成モデル例 第一版（案）

事業継続計画(BCP)の文書構成モデル例 第一版(案)

説明

- 本モデル例は、「事業継続ガイドライン」の理解を助ける補足資料であり、各項目の詳細については、同ガイドラインの理解を前提としている。
- 事業継続計画(BCP)はその企業の事業活動の縮図であるため、個々の企業によって内容や構成に個性が現れる。本モデル例はあくまでも一つの例であり、例示した文書がすべての企業にとって必要ということではない¹。
- 本モデル例は、理解を容易にするため、国内2ヶ所に拠点をもち、サプライチェーンの発注者(最終組立メーカー)1社への部品供給を主力事業としている製造業を想定し²、このモデル企業が事業継続計画(BCP)を策定した場合の文書の一覧を例示している³。また、小売業を例にとり、製造業パターンの文書構成との比較表をまとめている。
- なお、緊急連絡網や防災マニュアルなどは既に策定済みの企業も多いと考えられる。これら既存の文書を積極的に活用することで、立ち上げ時の負担を軽くして、まずは事業継続計画(BCP)への取組みをスタートさせることが最も重要である。

¹ 文書構成についても同様に、一つの例であって汎用的なものではない。例えば、網羅されている内容が同じならば、一つの文書にまとめるか、または別々に分割するかは、個々の企業の判断である。致命的な事業中断を回避しつつ、目標時間内に事業を復旧させることができれば、個々の文書の有無を問わず、事業継続計画(BCP)としての要件は満たしている。

² 事業規模としては一般的に中堅企業と呼ばれる程度を想定している。詳細はモデル企業プロフィールを参照。

³ 大企業は、同業種の中堅・中小企業に比べて、拠点多い、分野の異なる重要業務(主力事業)が複数存在する、業務フローが複雑である、といった特徴があり、BCP策定においてもその点を考慮する必要があるものの、大企業と中堅・中小企業で求められる文書の種類が異なるわけではない。

目次

1. モデル企業プロフィール	4
2. 事業継続計画(BCP)起案の流れ	6
3. 文書構成例	10
3.1. 文書体系	10
3.2. 事業継続計画書	11
3.2.1. 基本方針	11
3.2.2. 想定リスク	11
3.2.3. 影響度評価	11
3.2.4. 被害想定	12
3.2.5. 重要な要素	13
3.2.6. 組織体制と指揮命令系統	13
3.2.7. 重要拠点の確保	13
3.2.8. 対外的な情報発信および情報共有	14
3.2.9. バックアップ	14
3.2.10. 製品・サービス供給	14
3.2.11. 生命の安全確保と安否確認	15
3.2.12. 事務所・事業所および設備の災害被害軽減	15
3.2.13. 二次災害の防止	15
3.2.14. 地域との協調・地域貢献	15
3.2.15. 共助、相互扶助	16
3.2.16. 備蓄、救命機材、家庭における防災	16
3.2.17. 財務手当て	16
3.2.18. 教育・訓練	16
3.2.19. 点検および是正措置	17
3.2.20. 経営層による見直し	17
3.3. マニュアル類	18
3.3.1. 事前対策マニュアル類	18
3.3.2. 緊急時対策マニュアル類	19
3.3.3. 継続・復旧対策マニュアル類	19
3.3.4. その他の文書	20
3.4. 参照情報	22

3.4.1. 内部参照情報.....	22
3.4.2. 外部参照情報.....	24
4. 小売業パターン(製造業パターンとの比較).....	25

1. モデル企業プロフィール

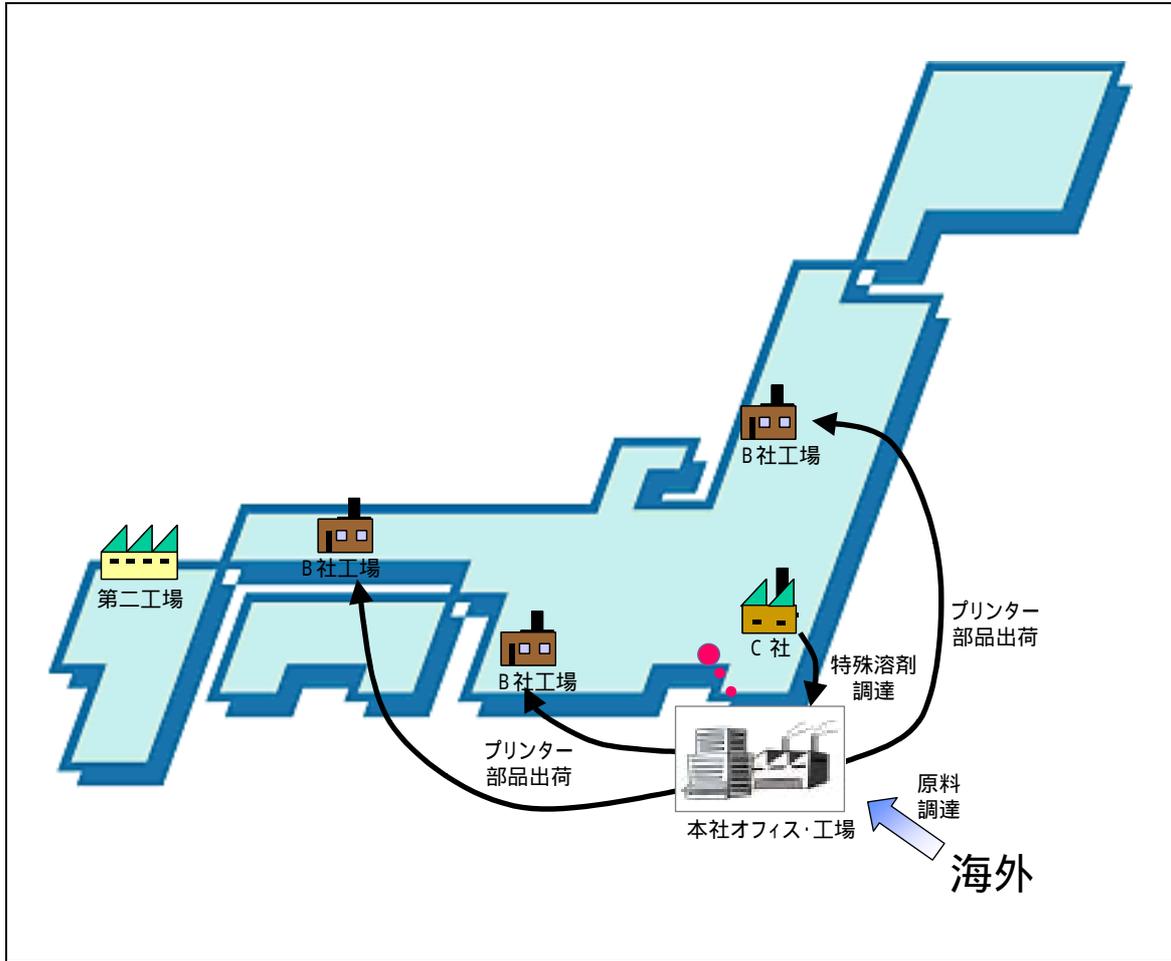
A 機械工業株式会社⁴

- 業種分類：機械部品
- 従業員：300人
- 売上：100億円
- 製品：金属製精密パイプ
 - 各完成品メーカーへの部品供給が中心
 - ・プリンター(部品供給元として市場シェア80%以上)
 - ・センサー ・医療機器 ・半導体関連
 - 主力製品であるB社製プリンター部品は本社工場にて生産し、B社各工場(国内3拠点)へ直接納品
- 拠点：国内2拠点
 - ・本社オフィス・工場(例：静岡)
 - ・第二工場(例：福岡)
 - ・各工場の近隣地域に協力会社あり
- 情報システム：
 - ・受発注を一元管理するシステム
 - ・サーバーは本社オフィスに設置されている。本社および第二工場の各担当部署には端末(クライアントPC)が配備されている。
- 特色：熟練技術者の手によって支えられている同社の鍛造技術は、高硬度・高精度の金属製精密パイプ市場において高い競争力を持っている。

⁴ 「A機械工業株式会社」は実在しない仮想企業であり、モデリングのために企業の特徴付けを行っている。

同じ業種でも個々の企業によって特徴や環境はさまざま、 「A機械工業株式会社」の場合、目標復旧時間の設定は納入先の意向もふまえて行っている。一方、エンドユーザーを対象としている企業では目標復旧時間を市場を見極め自ら設定することになる。

また、調達先についても理解を容易にするために簡素化しているが、実際は多様な調達先を考慮していくこととなる。



A機械工業株式会社と取引先(納品先: B社、調達先: C社)
との関係イメージ図

2. 事業継続計画(BCP)起案の流れ

説明

- 以下で紹介する「事業継続計画(BCP)起案の流れ」は事業継続計画(BCP)を策定する際の要点を整理し、文書作成作業の手助けとなるよう具体例を示したものである。
- 本モデル企業「A機械工業株式会社」は、B社製プリンター部品の生産および供給を最重要業務と位置づけている。本社工場に設置されているB社製プリンター部品の生産ラインが被害を受けた場合は、他製品の生産に必要なリソース(生産設備、原料、要員、他)を必要に応じて振り替え、B社製プリンター部品の生産および供給の継続を最優先する。その際に予想される他製品の生産能力および供給能力の減少も含めて、経営陣は以上の方針を承認しているものとする。
- 上記のような前提条件の下で、もっとも厳しいシナリオの一つとして本社工場の操業停止による生産ライン移転を例示する。各項目の内容は、あくまでも例であり、その妥当性を保証するものではない。(例:在庫日数の設定など)

基本方針

最重要顧客向けの生産ラインが被害を受けた場合は、他製品の生産に必要なリソース(生産設備、原料、要員、他)を必要に応じて振り替え、他製品の生産を減少させても、該当製品の生産および供給の継続を最優先する。

想定リスク

本社オフィス、本社工場を含む地域における地震(震度6強以上)

影響度評価

・重要業務

B社製プリンター部品の生産・供給

主力製品であるプリンター部品の供給先の中で最も出荷量の多い大口顧客のため

・目標復旧時間

7日以内

B社の意向もふまえて、自社で検討した上で設定

被害想定

本社工場の生産ラインが壊滅的な被害を受けて操業停止

重要な要素

・サプライチェーン

協力会社 C 社が操業停止になった場合、対象製品専用の特殊溶剤が調達できなくなり、生産がストップする。(保有在庫:3日分)

・生産設備・金型・建屋

金型にバックアップがなく、再調達に6ヶ月必要である。本社工場の耐震度が不十分(震度5弱に耐えられる程度)である。

・要員(マンパワー・技術)

第二工場に常勤技術指導員がいないため、当該拠点で生産設備の立ち上げが必要となった場合に対応できない。

・倉庫・物流網

物流網が麻痺した場合、取引先への出荷がストップする。

・原料調達

原料はすべて海外からの海上輸送の為、港湾が閉鎖されると荷揚げできず、生産がストップする。

重要な要素の検討で課題が明らかになった項目に対して、事業継続のための準備(事前対策)を設定する。そして、事前対策を実施した状態での災害発生時の対策を設定する。(後述の文書構成例においても、事前対策については実施が完了しているものとして例示している。)

指揮命令系統

第二工場との連絡には2種類以上の通信手段を準備している。災害発生時は本社オフィスにて対策本部を立ち上げ、事業継続計画(BCP)を発動する。

重要拠点の確保

バックアップオフィス立ち上げに必要なスペース、備品、データ、書類等を第二工場に準備している。災害発生時、本社(オフィス、工場共)が使用できない場合は、第二工場においてバックアップオフィスを立ち上げる。

情報発信

取引先や株主への連絡、その他メディアを含めた対外的な情報発信はすべて対策本部を通して行う。

バックアップ

全てのバイタルレコード⁵は本社オフィスと第二工場において二重化している。災害発生時はバックアップシステムに切り換える。

製品・サービス供給

災害発生後から7日以内にB社製プリンター部品の生産ラインを第二工場において立ち上げ、代替生産を開始する。⁶平行して本社工場の復旧を行い、半年後を目処に生産ラインを代替生産から元の本社工場へ戻す。

・サプライチェーンの二重化

特殊溶剤の二社購買体制を整備している。災害発生時は、それぞれの調達先の状況把握を行い、購買計画を立て直す。

・拠点・設備の二重化

B社製プリンター部品に関わる最も重要な金型を新たに発注し、第二工場に保管している。⁷災害発生時はそれらの金型を代替生産ラインで使用する。

⁵ バイタルレコード・・・企業の存続に関わる重要な文書や代替情報が他に求められない文書(紙媒体の文書に限らず、電子データも含めた情報資産)

⁶ 本例では物流に要する時間について詳しく述べていないが、目標復旧時間7日以内とは、地震発生当日を1日目として、7日目までに納品できることを意味し、生産拠点の移転に伴う配送時間の増加も加味した上で設定されている。

⁷ この例では金型のバックアップを検討しているが、それが困難な場合は代替策として金型を守る方法(例:保管場所の変更、保管方法の改良、保管庫の耐震化など)を検討する必要がある。

・要員の二重化

マイスター制度⁸を導入し、第二工場においても技術指導可能な要員を育成する。災害発生時にはそれぞれの要員の技能・技術内容に従って要員配置を行う。

・製品在庫の積増し

供給の継続を目的とした製品在庫の積増しは行わない。⁹

・OEM

B社向けを除いたプリンター部品については被害状況に応じて検討する。それ以外の製品については実施しない。

・海外調達原料の荷揚先変更

海外調達原料の荷揚は(第二工場に最も近い) 港へ変更できるよう手配している。災害発生時は、代替生産ラインの立ち上げ時に荷揚先を変更する。

⁸ マイスター制度・・・従業員が保有する技能・技術の登録制度。本人の技術向上と後進の育成を通じて、社内の技術蓄積およびその継承を促進させる働きがある。

⁹ この例では製品在庫の積増しは行わないとしているが、もし供給計画に組み入れる場合は、製品在庫が被災した場合や、出荷経路(物流網)が絶たれた場合の対策も検討する必要がある。また、製品在庫の出荷においては、被災地における交通規制(緊急車両優先など)を十分考慮し、地域に迷惑をかけない配慮が最優先されるべきである。

3. 文書構成例

中堅規模の製造業パターン

3.1. 文書体系

事業継続計画書

1. 基本方針
2. 想定リスク
3. 影響度評価
4. 被害想定
5. 重要な要素
6. 組織体制と指揮命令系統
7. 重要拠点の確保
8. 対外的な情報発信および情報共有
9. バックアップ
10. 製品・サービス供給
11. 生命の安全確保と安否確認
12. 事務所・事業所および設備の災害被害軽減
13. 二次災害の防止
14. 地域との協調・地域貢献
15. 共助、相互扶助
16. 備蓄、救命機材、家庭における防災
17. 財務手当て
18. 教育・訓練
19. 点検および是正措置
20. 経営層による見直し

マニュアル類

参照情報

3.2. 事業継続計画書

主旨

事業継続に関する以下の項目についてまとめたもの。

- (1) 基本要件
- (2) 重要業務を目標復旧時間内に必ず回復し、事業を継続させるための具体的な対策
- (3) 事業継続とともに対応すべき重要事項である、生命の安全確保、二次災害の防止、地域貢献・地域との共生、についての対策
- (4) 教育・訓練、点検・見直し、継続的な改善といった事業継続計画(BCP)を運用していくために必要な対策

構成と各項目の記入例

3.2.1. 基本方針

記入項目 : 事業継続に対する基本方針

(例) 最重要顧客向けの生産ラインが被害を受けた場合は、他製品の生産に必要なリソース(生産設備、原料、要員、他)を必要に応じて振り替え、他製品の生産を減少させても、該当製品の生産および供給の継続を最優先する。

詳細はガイドライン「2.1 方針」を参照。

3.2.2. 想定リスク

記入項目 : 想定するリスク(地震を想定する場合は震度)

(例) 本社オフィス、本社工場を含む地域における地震(震度6強以上)

詳細はガイドライン「2.2.1 検討対象とする災害の特定」を参照。

3.2.3. 影響度評価

記入項目 : 重要業務

(例) B社製プリンター部品の生産・供給

記入項目 : 目標復旧時間

(例) 7日以内

詳細はガイドライン「ガイドライン:2.2.2 影響度の評価」を参照。

3.2.4. 被害想定

記入項目 : 社屋や設備・什器備品の破損状況

(例) 本社工場の生産ラインが全壊

記入項目 : 機器類の修復・調整にかかる期間

(例) 5日間(代替ライン組み立てに必要な機器類のみ)

記入項目 : 従業員の出勤率

(例) 当日は緊急対応要員のみ、2日目30%、7日目までに90%(本社工場)

記入項目 : ライフライン等の停止期間

(例) 電気・・・当日は終日停止、2日目までに回復(仮復旧も含む)

通信・・・当日は終日停止、2日目までに回復(仮復旧も含む)

水道・・・当日は終日停止、3日目までに回復(仮復旧も含む)

ガス・・・当日は終日停止、7日目までに回復(仮復旧も含む)

関係幹線道路・・・当初3日間は緊急車両優先の規制の可能性あり

(その他、橋梁の損傷、渋滞の可能性など)

詳細はガイドライン「2.2.3 重要業務が受ける被害の想定」を参照。

【補足】ライフラインの停止期間

ライフライン等の停止期間は外的要因の中でも最も影響が大きく、かつ予測が難しい要素である。これらを供給・管轄する事業者は、一定の被害想定のもとでの復旧見込みを示している場合もある。しかし、例えば地震にしても、震源地の位置、震度分布、天候、発生時刻等にも影響され、細かな地域ごとの予想停止期間を公表することは、実際には困難なのが実情である。

一方、事業継続という観点で見れば、このような不確定な外的要因の存在も織り込んだ形での被害想定が行われるべきであり、供給・管轄事業者に対して照会する等によりできるだけ情報を得たうえで、最終的には企業の自己責任において想定を決定することが必要になる。

具体的には、上記の例では、電気の停止期間を2日間と設定しているが、企業によっては、1週間停止した場合や1ヶ月停止した場合の想定も検討する必要がある。その際、想定する停止期間の幅(範囲)については、電気事業者に照会して得られた情報のほか、過去の事例(例:阪神・淡路大震災や新潟県中越地震での復旧状況)も把握するなどにより、自らの判断で設定する。また、常にこれらの最新情報を収集し、点検・見直し作業において策定した被害想定を改善していくことも忘れてはならない。

なお、一般に事業継続の検討においては、ライフラインの停止期間以上に、自社の建物や設備の被害想定の方が大きな影響を及ぼすことにも留意すべきである。

3.2.5. 重要な要素

記入項目 : サプライチェーン

(例) 協力会社 C 社が操業停止になった場合、対象製品専用の特殊溶剤が調達できなくなり、生産がストップする。(保有在庫: 3日分)

記入項目 : 要員(マンパワー・技術)

(例) 第二工場に常勤技術指導員がいないため、生産設備立ち上げが必要となった場合に対応できない。

記入項目 : 倉庫・物流網

(例) 物流網が麻痺した場合、取引先への出荷がストップする。

記入項目 : 原料調達

(例) 原料はすべて海外からの海上輸送の為、港湾が閉鎖されると荷揚げできず、生産がストップする。

記入項目 : 生産設備・金型・建屋

(例) 金型にバックアップがなく、再調達に6ヶ月必要である。本社工場の耐震度が不十分(震度5弱に耐えられる程度)である。

詳細はガイドライン「2.2.4 重要な要素の抽出」を参照。

3.2.6. 組織体制と指揮命令系統

記入項目 : 災害対策本部の組織体制

(例) (略: 災害対策本部組織図)

記入項目 : 指揮命令系統

(例) 第二工場との連絡には2種類以上の通信手段を準備している。災害発生時は本社オフィスにて対策本部を立ち上げ、事業継続計画(BCP)を発動する。

詳細はガイドライン「2.2.5.1 指揮命令系統の明確化」を参照。

3.2.7. 重要拠点の確保

記入項目 : 重要拠点の確保

(例) バックアップオフィス立ち上げに必要なスペース、備品、データ、書類等を第二工場に準備している。災害発生時、本社(オフィス、工場共)が使用できない場合は、第二工場においてバックアップオフィスを立ち上げる。

詳細はガイドライン「2.2.5.2 本社等重要拠点の機能の確保」を参照。

3.2.8. 対外的な情報発信および情報共有

記入項目 : 情報発信

(例) 取引先や株主への連絡、その他メディアを含めた対外的な情報発信はすべて対策本部を通して行う。

詳細はガイドライン「2.2.5.3 対外的な情報発信および情報共有」を参照。

3.2.9. バックアップ

記入項目 : バックアップ

(例) 全てのバイタルレコードは本社オフィスと第二工場において二重化している。災害発生時はバックアップシステムに切り換える。

詳細はガイドライン「2.2.5.4 情報システムのバックアップ」を参照。

3.2.10. 製品・サービス供給

記入項目 : 製品・サービス供給

(例) 災害発生後から7日以内にB社製プリンター部品の生産ラインを第二工場において立ち上げ、代替生産を開始する。平行して本社工場の復旧を行い、半年後を目処に生産ラインを代替生産から元の本社工場へ戻す。

記入項目 : サプライチェーンの二重化

(例) 特殊溶剤の二社購買体制を整備している。災害発生時は、それぞれの調達先の状況把握を行い、購買計画を立て直す。

記入項目 : 拠点・設備の二重化

(例) B社製プリンター部品に関わる最も重要な金型を新たに発注し、第二工場に保管している。災害発生時はそれらの金型を代替生産ラインで使用する。

記入項目 : 要員の二重化

(例) マイスター制度を導入し、第二工場においても技術指導可能な要員を育成する。災害発生時にはそれぞれの要員の技能・技術内容に従って要員配置を行う。

記入項目 : 製品在庫の積増し

(例) 供給の継続を目的とした製品在庫の積増しは行わない。

記入項目 : OEM

(例) B社向けを除いたプリンター部品については被害状況に応じて検討する。それ以外の製品については実施しない。

記入項目 : 海外調達原料の荷揚先変更

(例) 海外調達原料の荷揚は(第二工場に最も近い) 港へ変更できるよう手配している。災害発生時は、代替生産ラインの立ち上げ時に荷揚先を変更する。

詳細はガイドライン「2.2.5.5 製品・サービスの供給関係」を参照。

3.2.11. 生命の安全確保と安否確認

記入項目 : 救急救命要員

(例) 各拠点に3人ずつ、救急救命訓練を受けた要員を配備する。

記入項目 : 安否確認

(例) 安否確認システムを導入する。

詳細はガイドライン「2.2.6.1 生命の安全確保と安否確認」を参照。

3.2.12. 事務所・事業所および設備の災害被害軽減

記入項目 : 耐震化

(例) 耐震診断と、必要に応じた耐震補強を実施する。

記入項目 : 転倒防止

(例) 工場内の生産設備・機器類は原則固定する。

詳細はガイドライン「2.2.6.2 事務所・事業所および設備の災害被害軽減」を参照。

3.2.13. 二次災害の防止

記入項目 : 薬液の漏洩防止

(例) 薬液タンクには漏油堤を設置する。

記入項目 : 周辺住民への連絡手段

(例) サイレンと広報車によって通知する。

詳細はガイドライン「2.2.6.3 二次災害の防止」を参照。

3.2.14. 地域との協調・地域貢献

記入項目 : 地域住民の安全確保

(例) 災害発生後3日間は、周辺住民の人命救助を優先する。

詳細はガイドライン「2.2.6.4 地域との協調・地域貢献」を参照。

3.2.15. 共助、相互扶助

記入項目 : 防災隣組

(例) 近隣企業で構成する地域協力会(防災隣組)の活動に参加し、帰宅困難者対策を連携して実施する。

記入項目 : 要員派遣

(例) 協力会社が被災した場合は、速やかに要員を現地に派遣し、被害状況の把握、生産能力および製品在庫量を逐次報告させると共に、必要に応じて復旧作業を支援させる。

詳細はガイドライン「2.2.6.5 共助、相互扶助」を参照。

3.2.16. 備蓄、救命機材、家庭における防災

記入項目 : 備蓄

(例) 全従業員3日分の水と食料を各事業所に分散して備蓄する。

記入項目 : 救命機材

(例) 各事業所には、バール、のこぎり、スコップ、ハンマー、ロープ、はしご、を常備し、全従業員分の軍手と防塵マスクを用意している。

記入項目 : 家庭における防災

(例) 全従業員に防災ハンドブックを配布する。

詳細はガイドライン「2.2.6.6 その他の考慮項目」を参照。

3.2.17. 財務手当て

記入項目 : 財務手当て

(例) 災害時融資予約を締結する。地震保険を検討する。

詳細はガイドライン「2.3.3 財務手当て」を参照。

3.2.18. 教育・訓練

記入項目 : 避難訓練

(例) 年2回、全従業員を対象に避難訓練を行う。

記入項目 : 机上訓練

(例) 年1回、階層別に事業継続についての机上訓練を行う。

詳細はガイドライン「2.4 教育・訓練の実施」を参照。

3.2.19. 点検および是正措置

記入項目 : 職場点検

(例) 年 2 回、あらかじめ定められたチェックリストに従い、各職場単位で自己点検を行う。

記入項目 : 是正措置

(例) 訓練、教育、職場点検の評価結果と改善事項を社長に報告する。
詳細はガイドライン「2.5 点検および是正措置」を参照。

3.2.20. 経営層による見直し

記入項目 : マネジメントレビューの開催

(例) 毎年9月に実施する定例会議にて、事業継続計画全体にわたる見直しを実施する。

詳細はガイドライン「2.6 経営層による見直し」を参照。

3.3. マニュアル類

主旨

事業継続計画書で定められた事業継続の具体的な実施手順を部門別、階層別、業務別にまとめたもの、および事業継続計画書の付属文書となるもの。(本モデル例はあくまでも一つの例であり、例示した文書がすべての企業にとって必要ということではない。また、それぞれについて新たな文書の作成を意味するのではなく、既存文書を活用することにより。)

構成

1. 事前対策マニュアル類

平時の取り組みに関する手順をまとめたマニュアル類。既存の防災マニュアルの中で、事前対策や減災についてとりまとめたマニュアル類(例:防火、備蓄、耐震化など)についてもこれに当てはまる。

2. 緊急時対策マニュアル類

災害発生直後の緊急時における対応手順をまとめたマニュアル類。既存の防災マニュアルの中で、緊急時の対応手順についてとりまとめたマニュアル類(例:非常用電源、代替通信切替、消火、避難、物資配給、二次災害防止など)についてもこれに当てはまる。

3. 継続・復旧対策マニュアル類

事業継続と復旧に関する手順をまとめたマニュアル類

4. その他の文書

その他、事業継続計画書に付属する文書類

文書例

3.3.1. 事前対策マニュアル類

3.3.1.1. 情報システムバックアップマニュアル

情報システムのバックアップに関する運用マニュアル。

3.3.1.2. バイタルレコードバックアップマニュアル

バイタルレコード(設計書や契約書など、電子データを含む各種媒体の情報資産)のバックアップについての運用マニュアル。

3.3.1.3. 教育・訓練マニュアル

災害対策本部設営訓練、バックアップシステム稼動訓練などの実施手順を取りまとめたマニュアル。

(役員および災害対策本部の机上訓練、代替生産実施のための机上訓練、その他抜き打ち訓練など、事業継続や防災全般の様々な教育・訓練については訓練の度創意工夫をして実施していくため、必ずしもマニュアルの形にならない場合が多い。)

3.3.2. 緊急時対策マニュアル類

3.3.2.1. 緊急時対応マニュアル

災害発生時の初期対応、事業継続計画の発動など、緊急時の対応手順を取りまとめたマニュアル

3.3.2.2. 危機広報マニュアル

災害発生時のメディア、自治体、取引先、地域住民、従業員、他の必要な相手への情報発信についてのマニュアル

3.3.2.3. 危機保安マニュアル

災害発生時の防犯・保安についてのマニュアル

3.3.2.4. 帰宅困難者対策マニュアル

災害発生時の交通インフラ麻痺などによって帰宅が困難になった従業員に対する対応マニュアル

3.3.3. 継続・復旧対策マニュアル類

3.3.3.1. 生産ライン復旧・移転マニュアル

生産ラインの復旧(移転した生産ラインを元に戻すまでを含む)、およびバイタルレコードの非常時の取扱い手順も含めた代替生産ラインの立ち上げについてのマニュアル

3.3.3.2. 調達先被災時の代替発注マニュアル

調達先(サプライチェーン)企業が被災し、原料・部品の調達ができなくなった場合の代替発注についてのマニュアル

3.3.3.3. 情報システム停止時の作業マニュアル

情報システムが停止した場合の手作業による業務継続(例:受発注管理、在庫管理、生産管理など)の作業マニュアル

3.3.3.4. 情報システムリカバリーマニュアル

情報システムのリカバリー(復旧)、およびバックアップシステムへの切り替えについてのマニュアル

3.3.3.5. バイタルレコードリカバリーマニュアル

バイタルレコード(例:設計書や契約書など、電子データを含む各種媒体の情報資産)のリカバリー(復旧)についてのマニュアル

3.3.4. その他の文書

3.3.4.1. 事業継続計画概要説明書

重要な取引先などに対して自社の事業継続計画(BCP)を説明するために使用する概要説明書(全体像が一見して把握できるよう、簡潔にまとめたもの)

3.3.4.2. 行動計画携帯マニュアル

行動計画をコンパクトにまとめて携帯できるようにしたもの

事業継続計画書とのつながり

以下の表は、上記に例示したマニュアル類が事業継続計画書のどの項目と関連性があるのかをあらわしたものである。本表は既存のマニュアル類を有効利用しながら、事業継続計画書を策定、または理解の助けとなることを目的としている。

3.3.1. 事前対策マニュアル類	
3.3.1.1. 情報システムバックアップマニュアル	9. バックアップ
3.3.1.2. バイタルレコードバックアップマニュアル	9. バックアップ
3.3.1.3. 教育・訓練マニュアル	18. 教育・訓練
3.3.2. 緊急時対策マニュアル類	
3.3.2.1. 緊急時対応マニュアル	10. 製品・サービス供給
3.3.2.2. 危機広報マニュアル	8. 対外的な情報発信および情報共有
3.3.2.3. 危機保安マニュアル	11. 生命の安全確保と安否確認
3.3.2.4. 帰宅困難者対策マニュアル	11. 生命の安全確保と安否確認
3.3.3. 継続・復旧対策マニュアル類	
3.3.3.1. 生産ライン復旧・移転マニュアル	10. 製品・サービス供給
3.3.3.2. 調達先被災時の代替発注マニュアル	10. 製品・サービス供給
3.3.3.3. 情報システム停止時の作業マニュアル	10. 製品・サービス供給
3.3.3.4. 情報システムリカバリーマニュアル	10. 製品・サービス供給
3.3.3.5. バイタルレコードリカバリーマニュアル	10. 製品・サービス供給

3.4. 参照情報

主旨

事業継続計画(BCP)策定のために活用が可能な社内および社外の情報を例示する。既存の文書を最大限活用し、平時にそれらを一つにまとめておくことが災害発生時に慌てないための準備として重要である。(本モデル例はあくまでも一つの例であり、例示した文書がすべての企業にとって必要ということではない。また、それぞれについて新たな文書の作成を意味するのではなく、既存文書の活用でよい。)

構成

1. 内部参照情報

事業継続に必要な社内の参照情報をまとめている。

2. 外部参照情報

もしあれば事業継続計画(BCP)策定において活用が可能な社外(例:自治体や業界団体など)からの情報を例示する。

文書例

3.4.1. 内部参照情報

3.4.1.1. 全従業員緊急連絡網

全従業員および役員に対する緊急連絡網。対象として派遣、構内外注・委託先の要員も含む。安否確認作業についてのマニュアルも含む。固定電話(外線・内線)だけでなく、携帯電話、Eメール、衛星携帯電話など複数の連絡手段を準備している。ただし個人情報の管理には注意が必要。(以下の連絡網については同様。)

3.4.1.2. コアメンバー緊急連絡網

役員および管理責任者に対する緊急連絡網。社外の関係者も含む。全従業員緊急連絡網が安否確認を目的とするのに対して、コアメンバー緊急連絡網は災害対策本部の立ち上げ時や運営時に使用する。重要度の高さに応じて多様な連絡手段と緻密な連絡手順を準備している。

3.4.1.3. 取引先連絡網

サプライチェーン間および物流業者との連絡網。外注委託先も含む。

- 3.4.1.4. 工場設備一覧
設備が損壊した場合の調達先情報やリードタイムなどを含めた、工場の設備についての情報を取りまとめたもの。
- 3.4.1.5. 商品生産標準工程表
生産工程についての情報を取りまとめたもの。生産ライン復旧・移転計画の判断材料として活用が可能。
- 3.4.1.6. 最新在庫・貯蔵品一覧
原料・部品在庫および製品在庫についての情報を取りまとめたもの。
- 3.4.1.7. 原材料・部品一覧
品目、型番、数量、調達先、リードタイムなどを含めた、原材料や部品についての情報を取りまとめたもの。
- 3.4.1.8. 危険物一覧
溶剤、酸・アルカリ、可燃ガス、劇薬、など二次災害につながる危険物についての情報(取扱管理情報も含む)を取りまとめたもの。
- 3.4.1.9. 工具・治具・備品一覧
型番、数量、調達先、リードタイムなどを含めた、工具や治具および備品についての情報を取りまとめたもの。
- 3.4.1.10. 人材(技能)一覧
従業員の担当業務、職能、資格について取りまとめたもの。個々の業務(または災害発生時の対応)における遂行可能な従業員(または必要な資格を持っている従業員)の一覧。災害発生時の動員計画策定などにおける判断材料として活用が可能
- 3.4.1.11. 建物設計図、配線・配管・ダクト・消火設備等のレイアウト図
工場、オフィス、倉庫など建物や設備の情報を取りまとめたもの。避難経路や防災、減災対策の検討、災害発生時の救助、消火活動の検討、被害状況の把握、設備移設や在庫退避などの計画策定時における判断材料として活用が可能。
- 3.4.1.12. 工具・設備調達・修理業者連絡先
工具、設備の調達先や修理業者など、災害発生時の事業継続や事業復旧の際に連絡が必要となる企業や組織の連絡先。
- 3.4.1.13. 警察・消防・病院・自治体・所轄官庁・商工会議所・業界団体連絡先
警察、消防、病院、自治体、所轄官庁、商工会議所、業界団体など、緊急時対策や復旧対策において連絡が必要となるその他の組織の連絡先。

3.4.2. 外部参照情報

3.4.2.1. 地震その他の災害被害想定図

自治体などが公表している対象地域における地震その他の災害についての被害想定図等。地震等の災害発生時のインフラ被害把握、復旧予想のための情報として活用が可能。

3.4.2.2. 震災時の交通規制情報

各都道府県警などが公表している震災時の交通規制情報。地震発生時のインフラ被害把握、復旧予想の材料として活用が可能

【補足】文書の取扱い

事業継続計画(BCP)には企業にとって経営に直接関わる極めて機密性の高い内容も含まれており、その取扱いについては事前に十分検討し、厳格な運用が望まれる。

4. 小売業パターン(製造業パターンとの比較)

説明

モデル企業では業種として製造業(機械部品)を想定しているが、小売業における事業継続計画(BCP)策定のヒントとして、以下に製造業との比較表を例示する。言葉遣いは多少異なっても、ほとんどの項目は製造業パターンと同様の文書で構成されている。しかし、まとまった数の来客がある(接客サービスがある)、目標復旧時間を自ら判断する部分が多いなどといった小売業の特徴によって、文書の内容や各項目の重要度が異なってくる。

なお、前述のとおり、事業継続計画(BCP)の内容に関しては、業種の特徴に加えて個々の企業の個性が反映されることは、小売業においても同様である。

製造業パターンとの比較表

製造業	小売業
<p>3.2. 事業継続計画書</p> <p>3.2.1. 基本方針</p> <p>3.2.2. 想定リスク</p> <p>3.2.3. 影響度評価</p> <p>3.2.4. 被害想定</p> <p>3.2.5. 重要な要素</p> <p>3.2.6. 組織体制と指揮命令系統</p> <p>3.2.7. 重要拠点の確保</p> <p>3.2.8. 対外的な情報発信および情報共有</p> <p>3.2.9. バックアップ</p> <p>3.2.10. 製品・サービス供給</p> <p>3.2.11. 生命の安全確保と安否確認</p> <p>3.2.12. 事務所・事業所および設備の災害被害軽減</p> <p>3.2.13. 二次災害の防止</p> <p>3.2.14. 地域との協調・地域貢献</p> <p>3.2.15. 共助、相互扶助</p> <p>3.2.16. 備蓄、救命機材、家庭における防災</p> <p>3.2.17. 財務手当て</p> <p>3.2.18. 教育・訓練</p> <p>3.2.19. 点検および是正措置</p> <p>3.2.20. 経営層による見直し</p>	<p>小売業においても事業継続計画書に記載される項目は同じであるが、例えば以下のような点で計画の内容や考え方の違いがある。</p> <p>例えば、「3.2.3. 影響度評価」において、目標復旧時間の設定などの考え方が異なる。また、「3.2.10. 製品・サービス供給」において、仮設店舗の立ち上げ、POS レジ停止時の対応、など製造業とは異なる検討項目が考えられる。</p> <p>また、接客サービスに関する要素も製造業とは重要度が異なる点である。(例えば、従業員数あたりの救急救命要員比率)</p>
<p>3.3. マニュアル類</p> <p>3.3.1. 事前対策マニュアル類</p> <p>3.3.1.1. 情報システムバックアップマニュアル</p> <p>3.3.1.2. バイタルレコードバックアップマニュアル</p> <p>3.3.1.3. 教育・訓練マニュアル</p> <p>3.3.2. 緊急時対策マニュアル類</p> <p>3.3.2.1. 緊急時対応マニュアル</p> <p>3.3.2.2. 危機広報マニュアル</p>	<p>同左</p> <p>同左</p> <p>同左</p> <p>同左(来客者数が一般的に多い小売業は来客者の安全確保、避難誘導、救急救命が特に重要)</p> <p>同左</p> <p>同左</p>

3.3.2.3. 危機保安マニュアル	同左
3.3.2.4. 帰宅困難者対策マニュアル	
3.3.3. 継続・復旧対策マニュアル類	同左(駐車場を利用した仮設店舗計画など)
3.3.3.1. 生産ライン復旧・移転マニュアル	同左
3.3.3.2. 調達先被災時の代替発注マニュアル	同左(POS レジ停止時の対応は特に重要)
3.3.3.3. 情報システム停止時の作業マニュアル	同左
3.3.3.4. 情報システムリカバリーマニュアル	同左
3.3.3.5. バイタルレコードリカバリーマニュアル	
3.3.4. その他の文書	同左
3.3.4.1. 事業継続計画概要説明書	同左
3.3.4.2. 行動計画携帯マニュアル	
3.4. 参照情報	
3.4.1. 内部参照情報	同左
3.4.1.1. 全従業員緊急連絡網	同左
3.4.1.2. コアメンバー緊急連絡網	同左
3.4.1.3. 取引先連絡網	同左(店舗設備一覧)
3.4.1.4. 工場設備一覧	不要
3.4.1.5. 商品生産標準工程表	同左
3.4.1.6. 最新在庫・貯蔵品一覧	同左(仕入・配送に関する情報は特に重要)
3.4.1.7. 原材料・部品一覧	不要(調理設備などがある場合は要考慮)
3.4.1.8. 危険物一覧	不要(調理設備などがある場合は要考慮)
3.4.1.9. 工具・治具・備品一覧	同左(救急救命技術は特に重要)
3.4.1.10. 人材(技能)一覧	同左
3.4.1.11. 建物設計図、配線・配管・ダクト・消火設備等のレイアウト図	同左
3.4.1.12. 工具・設備調達・修理業者連絡先	同左
3.4.1.13. 警察・消防・病院・自治体・所轄官庁・商工会議所・業界団体連絡先	

<p>3.4.2. 外部参照情報</p> <p>3.4.2.1. 地震その他の災害被害想定図</p> <p>3.4.2.2. 震災時の交通規制情報</p>	<p>同左</p> <p>同左</p>
-------------------------------------------------------------------------------	---------------------

【補足】小売業における事業継続計画 (BCP)

近年、コンビニエンスストアやチェーン展開を行っているスーパーマーケットは、被災地域におけるある種のライフライン企業としての役割を要請されており、事業継続計画 (BCP) にもその点が反映されていくと考えられる。

第 章

「防災に対する企業の取組み」自己評価項目表

第一版(案)

「防災に対する企業の取組み」自己評価項目表 第一版（案）

企業評価・業務継続WG

1. 目的

- ・ 本項目表は、企業が自社の防災に対する取組みを自己評価するためのものです。
本項目表は現在の水準であり、将来は時代に合わせて見直されるものです。

2. 構成

- ・ 防災に対する取組みを5つの大項目に分け、それぞれ 章から 章としています。
各 ~ 章の対象範囲については「全体イメージ図」を参照してください。

- ・ 方針・計画
 - a . 方針
 - b . 計画
 - c . 組織体制と指揮命令系統
- ・ 具体的施策
 - a . 生命の安全確保と安否確認
 - b . 事務所・事業所および設備の災害被害軽減
 - c . バックアップ・業務復旧・財務手当
 - d . 災害時の情報発信、地域との連携・協調
 - e . 他企業との共助・相互扶助
 - f . 情報公開・社会貢献
- ・ 教育・訓練
- ・ 点検・見直し
- ・ 防災に貢献する商品・サービスの向上

- ・ 各 ~ 章の設問は「必須項目」「基礎項目」「推奨項目」から構成されています。

「必須項目」とは、業種や企業の規模を問わず、最低でもレベル1を目指して頂きたい項目です（命の安全と法律上遵守が求められているもの）。

「基礎項目」とは、一般的な企業が実施しておくべき項目です。

「推奨項目」は、より積極的な取組みに対し、プラス評価する項目です。

3. 記入方法

- 各項目は、対象範囲と実施度合いをマトリックスで示したレベル早見表に従い、該当する回答を一つ選択してください。

実態に見合った回答がない場合は、最も近いと思われるものを選択してください。

- 集計表の各設問ごとに、選択した回答に与えられたレベル（レベル0～レベル3）の部分で「」「」「」を選択してください。

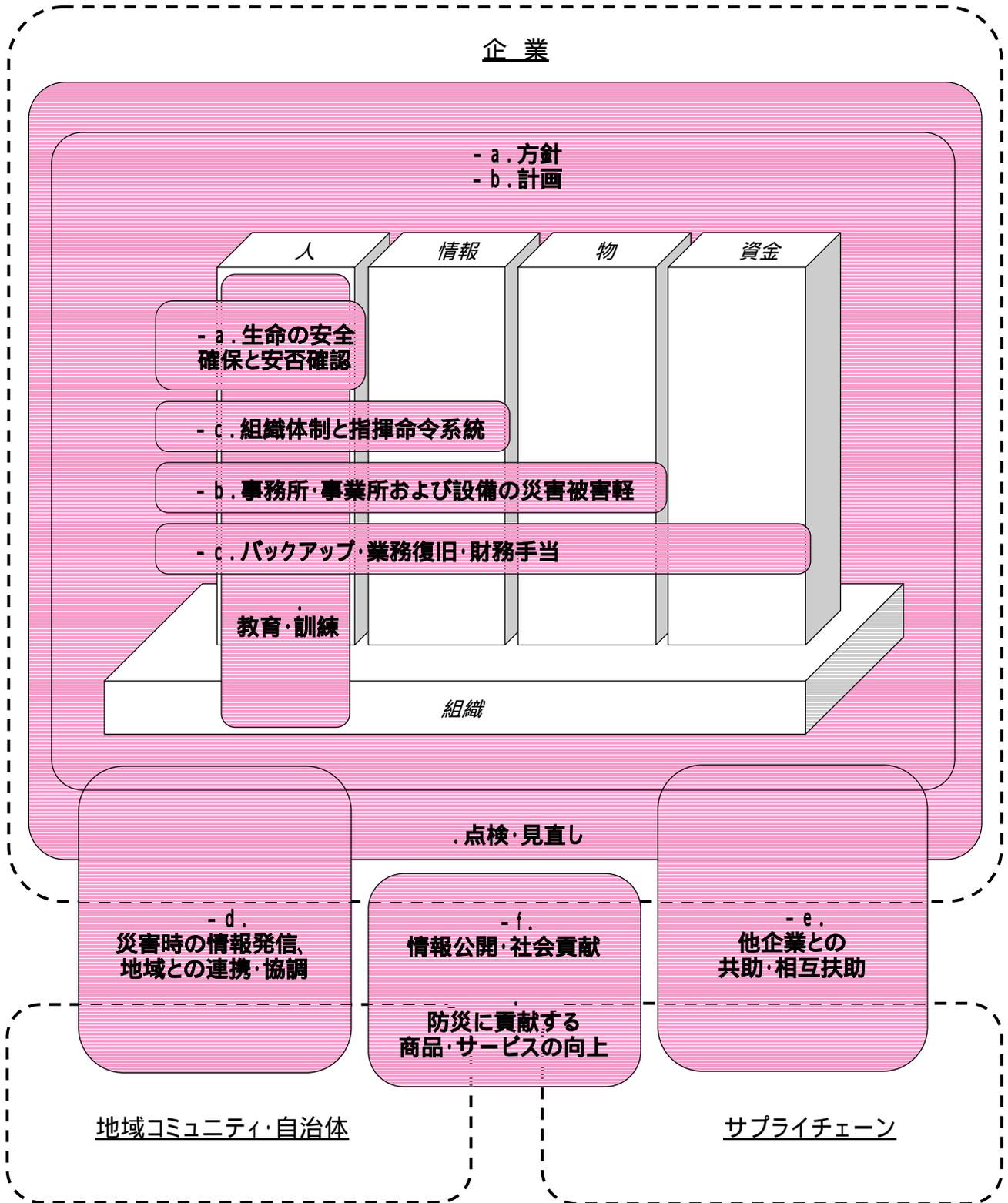
集計表において、「必須項目：」、「基礎項目：」、「推奨項目：」で表示しています。

4. 評価方法

- 集計表上において、各～章ごとの属性別（必須、基礎、推奨）レベル分布を、「」「」「」の表示で視覚的に確認できます。
- カテゴリー別（、、、）、および属性別（必須、基礎、推奨）ごとに、レベル別（レベル0～レベル3）の回答数を集計します。

5. 備考

- 「必須項目」「基礎項目」については、業種・業態を問わず、どの企業に対しても要求される共通的な内容の質問としています。それぞれの業種・業態固有の特性に応じて、質問項目を追加したり、選択肢を増やしたりすること（例えば、問 - b - 1 . 「施設の地震対策（耐震化）を実施していますか？」について、実施度合い（深さ）に耐震化等の対策の完了を選択肢に加え、レベル4を設けるなど）も可能です。
- 業態によって該当がない質問項目については、回答の対象外とし、その分を除外して評価してください。
- 各項目について重要度のウエイトは、あえて設定していません。業態、業種によって各項目の重要度のウエイトを独自に設定して評価することも有益であると考えられます。
- 各項目とも、レベル3獲得で満足することなく、さらに上位を目指して継続的改善を行ってください。



「防災に対する企業の取組み」自己評価項目
全体イメージ図

「防災に対する企業の取組み」自己評価項目表 第一版(案)
集計表

企業名:						
属性			レベル			
必須	基礎	推奨	設問			
0	1	2	0	1	2	3
			. 方針・計画			
			- a. 方針			
			- a - 1. 企業全体に対して明らかにしている経営方針に防災に関する事項が含まれていますか？			
			- b. 計画			
			- b - 1. 企業全体の経営計画に防災に関する事項が含まれていますか？			
			- b - 2. 緊急避難についての対策の策定、訓練の実施につき計画に明記されていますか？			
			- b - 3. 安否確認についての対策の策定、訓練の実施につき計画に明記されていますか？			
			- b - 4. 二次災害の防止についての対策の策定、訓練の実施につき計画に明記されていますか？			
			- b - 5. 施設が立地している地域で想定されている災害について、災害が発生した場合に経営に与える影響を評価していますか？			
			- b - 6. 災害時に優先的に継続すべき重要な事業について選定し、目標とする復旧時間を定めていますか？			
			- b - 7. 災害対策の計画を策定するにあたり、複数のシナリオ(災害の種類と程度)が想定されていますか？			
			- c. 組織体制と指揮命令系統			
			- c - 1. 平時より防災を統括する組織がありますか？また、その組織には経営層がメンバーに含まれていますか？			
			- c - 2. 防災を明示的に所管し、日常の主たる業務としている部署がありますか？			
			- c - 3. 防災に関し、経験・訓練等を通じて必要な知識を持つ要員が確保されていますか？			
			- c - 4. 災害発生時における指揮命令系統が明確に定められていますか？			
			- c - 5. 災害発生時における連絡・通信手段が確保されていますか？			
			- c - 6. 営業時間外(夜間、休日等)の指揮命令系統が整備されていますか？			
5 15 12			. 具体的施策			
			- a. 生命の安全確保と安否確認			
			- a - 1. 顧客、外来者、周辺住民、役員・従業員について、安全確保手順および緊急避難方法・経路が明確になっていますか？			
			- a - 2. 役員・従業員に対して緊急連絡網を含む安否確認体制が整備されていますか？			
			- a - 3. 救助用具をはじめとした防災用資機材を設置していますか？			
			- a - 4. 救急救命の訓練を受け、災害発生時に動員可能な人材を確保していますか？			
			- a - 5. 災害発生時における二次災害防止のための対応体制を整備していますか？			
			- a - 6. 災害発生時にすぐ必要となる生活物資(水、非常用食料・非常用生活用品等)を備蓄していますか？			
			- a - 7. 役員・従業員の家族の安全確保と安否確認の対策を実施していますか？			
			- a - 8. 帰宅困難従業員対策を実施していますか？			
			- b. 事務所・事業所および設備の災害被害軽減			
			- b - 1. 施設の地震対策(耐震化)を実施していますか？			
			- b - 2. 施設の防火対策(不燃化等)を実施していますか？			
			- b - 3. 施設の風水害対策(台風・洪水・津波・高潮等への対策)を実施していますか？			
			- b - 4. 設備・機器類の転倒防止策を実施していますか？			
			- b - 5. 必要な防災設備・資機材について定期的な安全点検を実施していますか？			
			- b - 6. 高度な耐震技術(免震・制震等)を建物や設備に導入していますか？			
			- c. バックアップ・業務復旧・財務手当			
			- c - 1. 本社オフィスが機能しなくなった場合のバックアップオフィス(場所)を確保していますか？			
			- c - 2. 基幹業務システムのバックアップ対策を実施していますか？			
			- c - 3. 基幹業務システムの各種設備(自家発電装置、電源・回線など)の二重化対策を実施していますか？			
			- c - 4. 災害発生時の設備(機器類・システム)復旧について手順が明確となっていますか？			
			- c - 5. 災害発生に備えた財務手当(保険、融資、内部留保等)を準備していますか？			
			- c - 6. 重要な書類(電子データを含む)を耐火金庫や同時に被災しない場所に写しを保管するなど、安全な場所に保管する対策を実施していますか？			
			- c - 7. 災害発生時において、事業継続計画(BCP)に基づいた事業継続について対応・手順を明確にしていますか？			

「防災に対する企業の取組み」自己評価項目表 第一版(案)
集計表

属性			設問	レベル			
必須	基礎	推奨		0	1	2	3
			- d . 災害時の情報発信、地域との連携・協調				
			- d - 1 . 災害発生時の消防署・自治体・周辺住民への情報発信手段を明確にしていますか？				
			- d - 2 . 爆発や延焼、有害物質の流出など、周辺地域に被害を及ぼすような二次災害の防止策を平時から実施していますか？				
			- d - 3 . 自治体、その他の公的機関と災害時における合意や協定について協議し、協定等の締結をしていますか？				
			- d - 4 . 防災について地域企業や地域住民と連携した取組みに参加していますか？				
			- d - 5 . 地域住民に対する被災時支援策を策定していますか？				
			- e . 他企業との共助・相互扶助				
			- e - 1 . サプライチェーン(取引先)との間で緊急避難、二次災害の防止、事業継続など防災に関する相互協力体制を構築していますか？				
			- e - 2 . 取引要件として事業継続計画を組み込んでいますか？				
			- f . 情報公開・社会貢献				
			- f - 1 . 防災全体についての積極的な情報公開を実施していますか？				
			- f - 2 . 災害時等においてボランティア活動を実施していますか？				
			- f - 3 . 災害時等において寄付を実施していますか？				
			- f - 4 . 企業・市民への防災セミナーや学校等への防災教育を行っていますか？				
2	2	2	. 教育・訓練				
			- 1 . 災害発生時の対応・手順について教育・訓練を実施していますか？				
			(1) 緊急避難について				
			(2) 緊急連絡について				
			(3) 二次災害の防止について				
			(4) 設備(機器類・システム)復旧について				
			(5) 事業継続計画(BCP)に基づいた事業継続について				
			- 2 . 役員・従業員に対し、家庭における防災対策の支援・指導を実施していますか？				
0	4	1	. 点検・見直し				
			- 1 . 防災全体についての定期的な点検・監査を行っていますか？				
			(1) 計画の内容について				
			(2) 運用状況について				
			(3) 教育・訓練について				
			- 2 . 防災全体の取組みについて経営者による定期的な見直しを行っていますか？				
			- 3 . 防災全体についての第三者の診断・監査を受けていますか？				
0	0	4	. 防災に貢献する商品・サービスの向上				
			- 1 . 自社の商品・サービスに対して、防災に貢献する工夫を行っていますか？				
			(1) 耐震性の観点				
			(2) 耐火性の観点				
			(3) その他防災に関する観点				
			- 2 . 防災に貢献する商品・サービスを普及させる活動を行っていますか？				

備考: 業態によって該当がない質問項目については、回答の対象外とし、その分を除外して評価してください。(再掲)

「防災に対する企業の取組み」自己評価項目表 第一版(案)
集計表

回答一覧			レベル			
			0	1	2	3
設問項目	回答数 / 総設問数		レベル別回答数			
. 方針・計画	必須項目	- / -				
	基礎項目	/ 12				
	推奨項目	/ 2				
. 具体的施策	必須項目	/ 5				
	基礎項目	/ 15				
	推奨項目	/ 12				
. 教育訓練	必須項目	/ 2				
	基礎項目	/ 2				
	推奨項目	/ 2				
. 点検・見直し	必須項目	- / -				
	基礎項目	/ 4				
	推奨項目	/ 1				
. 防災に貢献する商品サービスの向上	必須項目	- / -				
	基礎項目	- / -				
	推奨項目	/ 4				
合 計	必須項目	/ 7				
	基礎項目	/ 33				
	推奨項目	/ 21				

「防災に対する企業の取組み」自己評価項目表 第一版(案)
レベル早見表

方針・計画

- a. 方針

- a - 1. 企業全体に対して明らかにしている経営方針に防災に関する事項が含まれていますか？		(広さ) 方針の対象範囲		
		防災に関する事項が含まれていない。	事業継続(注1)は含まれていないが防災に関する事項が含まれている。	事業継続を含む防災に関する事項が含まれている。
(位置付け) (深さ)	経営者の承認した経営方針に防災に関する事項が含まれていない。	0	0	0
	経営者の承認した経営方針に防災に関する事項が含まれている。	0	1	2
	経営者の承認した経営方針に防災に関する事項が含まれており、対外的にも明らかにしている。	0	2	3

(注1)事業継続: 災害時に特定された重要業務が中断しないこと、また万一事業活動が中断した場合に目標復旧時間内に重要な機能を再開させ、業務中断に伴う顧客取引の競合他社への流出、マーケットシェアの低下、企業評価の低下などから企業を守るための経営戦略、バックアップシステムの整備、バックアップオフィスの確保、安否確認の迅速化、要員の確保、生産設備の代替などの対策を実施する。

- b. 計画

- b - 1. 企業全体の経営計画に防災に関する事項が含まれていますか？		(広さ) 経営計画の対象範囲		
		防災に関する事項が含まれていない。	特定の事業分野にのみ防災に関する事項が含まれている。	全ての事業分野において防災に関する事項が含まれている。
(位置付け) (深さ)	防災に関する事項を含んだ計画がない。	0	0	0
	部門レベルの計画に防災に関する事項が含まれているが、全社的な計画として経営者の承認を得たものとはなっていない。	0	1	2
	経営者の承認を得た全社的な計画に防災に関する事項が含まれている。	0	2	3

- b - 2. 緊急避難についての対策の策定、訓練の実施が計画に明記されていますか？		(広さ) 計画の対象範囲		
		主要な施設の一部(注2)(注5)のみが対象となっている。	主要な施設の半数程度(注3)(注5)が対象となっている。	大半(注4)(注5)の施設が対象となっている。
(位置付け) (深さ)	計画の検討もされていない。	0	0	0
	計画には明記されていないが期限を定めて検討中である。	0	0	1
	全社的な経営に密接につながる計画(中期計画や年度計画など)に含まれている。	0	2	3

(注2)一部: 概ね総数の3分の1以下の水準。

(注3)半数程度: 同3分の1から3分の2以下程度の水準。

(注4)大半: 概ね総数の3分の2を超える水準。

(注5)通常は拠点数で考えるが、企業によって適当でない場合は、業務量の比率や人数比で考えてよい。

- b - 3. 安否確認についての対策の策定、訓練の実施につき計画に明記されていますか？		(広さ) 計画の対象範囲		
		一部の役員や従業員のみが対象となっている。	主要幹部、主要な部門・事業所が対象となっている。	全ての役員・従業員が対象となっている。
(位置付け) (深さ)	計画の検討もされていない。	0	0	0
	計画には明記されていないが期限を定めて検討中である。	0	0	1
	全社的な経営に密接につながる計画(中期計画や年度計画など)に含まれている。	0	2	3

- b - 4. 二次災害の防止についての対策の策定、訓練の実施につき計画に明記されていますか？		(広さ) 計画の対象範囲		
		二次災害の危険性の高い(注6)施設が半数程度以下しか含まれていない。	二次災害の危険性の高い施設の大半が含まれている。	二次災害の危険性の高い施設の全てが含まれている。
(位置付け) (深さ)	計画の検討もされていない。	0	0	0
	計画には明記されていないが期限を定めて検討中である。	0	0	1
	全社的な経営に密接につながる計画(中期計画や年度計画など)に含まれている。	0	2	3

(注6)爆発や延焼、有害物質の流出などを引き起こす危険性が高いこと。一般の事務室であれば本設問を対象外としてもよい。

「防災に対する企業の取組み」自己評価項目表 第一版(案)
レベル早見表

- b - 5. 施設が立地している地域で想定されている災害(注7)について、災害が発生した場合に経営に与える影響を評価していますか？		(広さ) 影響度評価(BIA)(注8) 実施の範囲		
		主力の事業所・工場・店舗・施設が対象となっていない。	主力の事業所・工場・店舗・施設の一部を対象としている。	主力の事業所・工場・店舗・施設の全てを対象としている。
実施度合い (深さ)	想定される災害を把握していない。または把握しているが被害の想定(注9)をしていない。	0	0	0
	ある程度の被害想定は実施しているが、経営に与える影響までは評価(注10)していない。	0	1	2
	想定される災害が、経営に与える影響について評価している。	0	2	3

(注7) 地域で想定されている災害：日本においては相当程度(震度5弱程度)の地震は全国どこでも発生する可能性があるため、この程度の地震は想定されている災害に含めるものとする。このほか、当該施設が立地している自治体等が公表しているリスクマップにおいて示されている災害(火山爆発・河川氾濫など)も含める。

(注8) Business Impact Analysis: 事業の中断による、業務上や財務上の影響を確認するプロセス。重要な事業・業務・プロセスおよびそれに関連する経営資源を特定し、事業継続に及ぼす影響の分析を行うこと。

(注9) 被害の想定: 想定される災害が与える被害の程度を想定すること。被害想定を行う際には、事務所・工場、機材、要員、原料、輸送、梱包、顧客、役員・従業員など様々な対象に与える影響を考慮する。

(注10) 経営に与える影響の評価: 想定した災害による被害が発生したと仮定し、設備損壊などの物理的被害や人的被害のほか、製品やサービスの供給停止などの事業中断が経営に及ぼす影響を評価すること。事業中断の評価は、生産量の減少、利益損失、賠償責任金額、信用失墜(顧客離れ)、資金繰りの悪化などの面から評価する。事業中断の評価の方法は必ずしも精緻なものでもなく、1日あたりの売上高や事務量を用いた簡易な評価でもよい。

- b - 6. 災害時に優先的に継続すべき重要業務について選定し、目標とする復旧時間(注11)を定めていますか？		(広さ) 事業選定の範囲		
		主力の事業所・工場・店舗・施設が対象となっていない。	主力の事業所・工場・店舗・施設の一部を対象としている。	主力の事業所・工場・店舗・施設の全てを対象としている。
実施度合い (深さ)	災害時に優先的に継続すべき重要業務を選定していない。	0	0	0
	災害時に優先的に継続すべき重要業務を選定しているが、目標とする復旧時間は定めていない。	0	1	2
	災害時に優先的に継続すべき重要業務を選定し、目標とする復旧時間も定めている。	0	2	3

(注11) 目標とする復旧時間: 災害が経営に与える影響の評価、取引先や行政との関係、社会的使命等を踏まえ、企業にとって重要な業務の停止が許されると考える目標時間をいう。社会から早期の復旧期間が求められているライフライン企業、金融システムの安定性確保の観点から復旧目標があらかじめ要請されている金融機関、サービスレベルアグリーメント(サービスレベルについての取り決め)に復旧予定時間を契約者に約束しているITサービス業など、契約や特別な法律、条例等で定められている場合には、それらに準じた復旧時間となる。

推奨項目

- b - 7. 災害対策の計画を策定するにあたり、複数のシナリオ(災害の種類と程度)(注12)が想定されていますか？		(広さ) シナリオの対象範囲		
		主力の事業所・工場・店舗・施設が対象となっていない。	主力の事業所・工場・店舗・施設の一部を対象としている。	主力の事業所・工場・店舗・施設の全てを対象としている。
位置付け (深さ)	シナリオがない、または1つのシナリオのみ想定されている。	0	0	0
	2つのシナリオが想定されている。	0	1	2
	3つ以上のシナリオが想定されている。	0	2	3

(注12) 複数のシナリオとは、同じ地震でも震度6強、震度5強というように程度を変えたり、東海地震に加えて、首都直下地震のシナリオを検討したり、地震だけではなく、火災、水害、停電等災害の種類を増やしたりすること。

「防災に対する企業の取組み」自己評価項目表 第一版(案)
レベル早見表

- c . 組織体制と指揮命令系統

- c - 1 . 平時より防災を統括する組織がありますか？ また、その組織には経営層(注13)がメンバーに含まれていますか？		(広さ) 統括する防災の範囲		
		主力の事業所・工場・店舗・施設が対象となっていない。	主力の事業所・工場・店舗・施設は全て対象としている。	全社を対象としている。
実施度合い (深さ)	防災を統括する組織がない。	0	0	0
	防災を統括する組織はあるが、経営層がメンバーに含まれていない。	0	1	2
	防災を統括する組織があり、経営層がメンバーに含まれている。	0	2	3

(注13)経営層とは、社長、取締役、執行役員のほか、各社の判断で事業部長など実質上経営層と同等の権限を有する人を加えても良い。

- c - 2 . 防災を明示的に所管し、日常の主たる業務としている部署がありますか？		(広さ) 所管する防災の範囲		
		各事務所や部ごとなど、比較的小規模の単位に留まっている。	事業所・工場・店舗・施設ごとなど一定範囲にわたっているが、全社的とまでは言えない。	全社を対象とした、防災に関する企画・調整機能を有している。
実施度合い (深さ)	防災を明示的に所管している部署がない。	0	0	0
	防災を明示的に所管している部署があるが、質・人数が十分でない。(注14)	0	1	2
	防災を明示的に所管している部署があり、質・人数が十分である。(注14)	0	2	3

(注14)火災とか震度6強程度(地域特性等により6弱程度が合理的ならそれも可能)の災害に対応することを想定する。震度7など巨大災害に対応できることまでは求めていない。また、社内および社外取引先等から求められているレベルに対して十分かどうか判断すること。

- c - 3 . 防災に関し、経験・訓練等を通じて必要な知識(注15)を持つ要員が確保されていますか？		(広さ) 要員のスキルの範囲		
		防災の知識が十分とは言えない。	防災についての知識は有するが、事業継続の知識まではない。	事業継続を含んだ防災全体の知識を有する。
実施度合い (深さ)	確保していない。	0	0	0
	確保しているが、質・人数が十分ではない。(注16)	0	1	2
	質・人数を十分に確保している。(注16)	0	2	3

(注15)災害時の対応についての基礎的な知識を有し、実際に現場で指揮をとることができる知識。

(注16)注14に同じ。

- c - 4 . 災害発生時における指揮命令系統(注17)が明確に定められていますか？		(広さ) 指揮命令系統の範囲		
		主力の事業所・工場・店舗・施設の半数程度以下でしか明確に定められていない。	主力の事業所・工場・店舗・施設の大半で明確に定められている。	全社で明確に定められている。
位置付け (深さ)	指揮命令系統がない、または文書化されていない。	0	0	0
	文書化されているが、周知・徹底されているとまでは言えない。	0	1	2
	文書化され、かつ周知・徹底されている。	0	2	3

(注17)災害時には非日常的な業務が発生するため、日常の組織とは異なる全社横断の指揮命令系統が必要である。

- c - 5 . 災害発生時における連絡・通信手段が確保されていますか？		(広さ) 対象施設の範囲		
		主力の事業所・工場・店舗・施設の半数程度以下でしか確保されていない。	主力の事業所・工場・店舗・施設の大半で確保されている。	主力の事業所・工場・店舗・施設の全てで確保されている。
実施度合い (深さ)	連絡・通信手段は確保されていない。	0	0	0
	連絡・通信手段は確保されているが、代替手段は考慮されていない。	0	1	2
	代替手段も考慮して複数の連絡・通信手段が確保されている。	0	2	3

「防災に対する企業の取組み」自己評価項目表 第一版(案)
レベル早見表

推奨項目

- c - 6. 営業時間外(夜間、休日等)の指揮命令系統が整備されていますか？(注18)		(広さ) 指揮命令系統の範囲		
		主力の事業所・工場・店舗・施設の半数程度以下でしか整備されていない。	主力の事業所・工場・店舗・施設の大半で整備されている。	全社で整備されている。
(深さ) 度合い 実施	夜間、休日ともに指揮命令系統が定められていない。	0	0	0
	夜間、休日ともに指揮命令系統が定められている。	0	2	3

(注18)業種によっては推奨項目ではなく、基礎項目として評価することも必要である。

具体的施策

- a . 生命の安全確保と安否確認

必須項目

- a - 1. 顧客、外来者、周辺住民(注19)、役員・従業員について、安全確保手順および緊急避難方法・経路が明確になっていますか？		(広さ) 対象施設の範囲		
		主力の事業所・工場・店舗・施設の半数程度以下でしか明確になっていない。	主力の事業所・工場・店舗・施設の大半で明確になっている。	全社で明確になっている。
(深さ) 度合い 達成	何もしていない。または文書化だけで終わっている。	0	0	0
	文書化し、配布しているが、周知徹底(注20)するまでには至っていない。	0	1	2
	文書化し、配布しているだけでなく、周知徹底している。	0	2	3

(注19)当該企業が被災した際に周辺住民を巻き込む可能性がある場合にのみ周辺住民を対象とする。

(注20)周知徹底とは、関係者がその概要を記憶しており、必要な時に確認できるよう必要な文書を取り出すことが出来るようにすることをいう。

必須項目

- a - 2. 役員・従業員に対して緊急連絡網を含む安否確認体制が整備されていますか？		(広さ) 対象人員の範囲		
		整備されていない。または対象が明確になっていない。	役員のみ、または一部の役員および従業員を対象としている。(特定部署のみの場合も含む)	全ての役員および従業員を対象としている。
(深さ) 度合い 整備	整備されていない。または文書化だけで終わっている。	0	0	0
	文書化し、配布しているが、周知徹底するまでには至っていない。	0	1	2
	文書化し、配布しているだけでなく、周知徹底している。	0	2	3

必須項目

- a - 3. 救助用具(注21)をはじめとした防災用資機材を設置していますか？		(広さ) 対象施設の範囲		
		主力の事業所・工場・店舗・施設の半数程度以下でしか設置していない。	主力の事業所・工場・店舗・施設の大半で設置している。	全社で設置している。
(深さ) 度合い 設置	設置していない。または質的・量的に全く不十分である。	0	0	0
	その施設(環境)に最低限必要な資機材は設置している。	0	1	2
	十分な資機材を設置し、かつ、定期的に見直しを行っている。	0	2	3

(注21)パール、のこぎり、スコップ、ハンマー、番線カッター、ジャッキ、簡易ウインチ、ロープ、はしご、防塵マスク等。

- a - 4. 救急救命の訓練(注22)を受け、災害発生時に動員可能な人材を確保していますか？		(広さ) 対象施設の範囲		
		主力の事業所・工場・店舗・施設の半数程度以下でしか確保していない。	主力の事業所・工場・店舗・施設の大半で確保している。	全社で確保している。
(深さ) 度合い 訓練	救急救命に関する訓練を受けた人がいない。	0	0	0
	救急救命に関する訓練を受けた人が一定程度いる。(数十人に一人程度)	0	1	2
	救急救命に関する訓練を受けた人が十分にいる。(数十人に二人以上)	0	2	3

(注22)例えば、消防署主催の救急救命訓練を指す。

「防災に対する企業の取組み」自己評価項目表 第一版(案)
レベル早見表

		(広さ) 対象施設の範囲		
		二次災害の危険性のある(注23)施設の半数程度以下しか含んでいない。	二次災害の危険性のある施設の大半を含んでいる。	二次災害の危険性のある施設の全てを対象としている。
- a - 5. 災害発生時における二次災害防止のための対応体制を整備していますか？				
(深さ) 実施度合い	整備していない。または文書化だけで終わっている。	0	0	0
	文書化し、配布しているが、周知徹底するまでには至っていない。	0	1	2
	文書化し、配布しているだけでなく、周知徹底している。	0	2	3

(注23) 爆発や延焼、有害物資の流出に限らず、通電火災等の可能性があるため、一般の事務室も対象となる。避難時にブレーカーを落とす等の周知徹底も含む。

		主力の事業所・工場・店舗・施設の半数程度以下でしか備蓄していない。	主力の事業所・工場・店舗・施設の大半で備蓄している。	全社で備蓄している。
- a - 6. 災害発生時にすぐ必要となる生活物資(水、非常用食料・非常用生活用品等)を備蓄(注24)していますか？				
(深さ) 備蓄量	備蓄していない。または質的・量的に全く不十分である。	0	0	0
	備蓄しており、自社について十分な量を確保している。	0	1	2
	自社だけでなく、必要があれば近隣に提供できるだけの量を備蓄している。	0	2	3

(注24) 通常、備蓄は3日分を目安とする。ただし、東海地震の強化地域等の自治体の条例で例えば7日分などと定められている場合はそれに従う。なお、職住接近で従業員等がすぐ帰宅できる場合は、この限りではない。

推奨項目

		(広さ) 対象人員の範囲		
		対策がない。または対象が明確になっていない。	役員のみ、特定部署のみ、または一部の役員および従業員の家族を対象としている。	全ての役員および従業員の家族を対象としている。
- a - 7. 役員・従業員の家族の安全確保(注25)と安否確認の対策を実施していますか？				
(深さ) 体制の整備	対策を実施していない。または文書化だけで終わっている。	0	0	0
	文書化し、配布しているが、周知徹底するまでには至っていない。	0	1	2
	文書化し、配布しているだけでなく、周知徹底している。	0	2	3

(注25) 例えば、家屋の耐震化・不燃化、家具の固定、避難場所の確認、防災用資機材と生活物資の備蓄などについて指導すること。

推奨項目

		(広さ) 対象人員の範囲		
		対策がない。または対象を明確にしていない。	役員のみ、特定部署のみ、または一部の役員および従業員を対象としている。	全ての役員および従業員を対象としている。
- a - 8. 帰宅困難従業員対策(注26)を実施していますか？				
(深さ) 体制の整備	対策を実施していない。または文書化だけで終わっている。	0	0	0
	文書化し、配布しているが、周知徹底するまでには至っていない。	0	1	2
	文書化し、配布しているだけでなく、周知徹底している。	0	2	3

(注26) 帰宅困難者対策とは、徒歩帰宅が困難な従業員を把握した上、帰宅用地図を準備、帰宅困難者用の備蓄等を行うこと。

- b. 事務所・事業所および設備の災害被害軽減

		(広さ) 対象施設の範囲		
		主力の事業所・工場・店舗・施設の半数程度以下でしか実施していない。	主力の事業所・工場・店舗・施設の大半で実施している。	全社で実施している。
- b - 1. 施設の地震対策(耐震化)(注27)を実施していますか？				
(深さ) 実施度合い	耐震診断・耐震化を実施していない。または現状が把握できていない。	0	0	0
	耐震診断を実施している。または耐震化の対策を期限を定めて検討中である。	0	1	2
	耐震化の必要性の有無を決定済みであり、耐震化を実施中である。	0	2	3

(注27) 求められる耐震化のレベルは、命を守ることと重要業務を守ることの二つの観点がある。

「防災に対する企業の取組み」自己評価項目表 第一版(案)
レベル早見表

必須項目

		(広さ) 対象施設の範囲		
		主力の事業所・工場・店舗・施設 の半数程度以下でしか実施してい ない。	主力の事業所・工場・店舗・施設 の大半で実施している。	全社で実施している。
- b - 2. 施設の防火対策(不燃化等)を実施 していますか？				
実施 度 合 い (深 さ)	法定レベルを満たしていない。または現状 が把握できていない。	0	0	0
	法定レベルを満たした対策を実施してい る。	0	0	1
	法定レベルを超えた対策を実施している。	0	2	3

		(広さ) 対象施設の範囲		
		主力の事業所・工場・店舗・施設 の半数程度以下でしか実施してい ない。	主力の事業所・工場・店舗・施設 の大半で実施している。	全社で実施している。
- b - 3. 施設の風水害対策(台風・洪水・津 波・高潮等への対策)を実施していますか？				
実施 度 合 い (深 さ)	実施していない。または現状が把握できて いない。	0	0	0
	実施計画がある。	0	1	2
	実施計画をもとに対策を実施中である。	0	2	3

		(広さ) 対象施設の範囲		
		主力の事業所・工場・店舗・施設 の半数程度以下でしか実施してい ない。	主力の事業所・工場・店舗・施設 の大半で実施している。	全社で実施している。
- b - 4. 設備・機器類(注28)の地震対策を 実施していますか？				
実施 度 合 い (深 さ)	実施していない。または現状が把握できて いない。	0	0	0
	実施計画がある。	0	1	2
	実施計画をもとに対策を実施中である。	0	2	3

(注28)工場の設備・機器のみならず、事務室のパソコン、キャビネット、ロッカー等の転倒防止、窓ガラスの落下防止およびダクト・配管の損傷防止策を含む。

必須項目

		(広さ) 対象施設の範囲		
		主力の事業所・工場・店舗・施設 の半数程度以下でしか実施してい ない。	主力の事業所・工場・店舗・施設 の大半で実施している。	全社で実施している。
- b - 5. 必要な防災設備・資機材について 定期的な安全点検を実施していますか？				
対策 実 施 度 合 い (深 さ)	法定レベルを満たしていない。または現状 が把握できていない。	0	0	0
	法定レベルを満たした点検を実施してい る。	0	0	2
	法定レベルを超えた点検を実施している。 (この場合、法定レベルを満たした点検を全 社で実施していることが前提となる。)	2	3	3

推奨項目

		(広さ) 対象施設の範囲		
		主力の事業所・工場・店舗・施設 の半数程度以下でしか導入してい ない。	主力の事業所・工場・店舗・施設 の大半で導入している。	主力の事業所・工場・店舗・施設 の全てで導入している。
- b - 6. 高度な耐震技術(免震・制震等)を 建物や設備に導入していますか？				
対策 実 施 度 合 い (深 さ)	導入していない。	0	0	0
	導入を検討しており、導入計画を策定済み である。	0	1	2
	導入している。	0	2	3

「防災に対する企業の取組み」自己評価項目表 第一版(案)
レベル早見表

- c. バックアップ・業務復旧・財務手当

- c - 1. 本社オフィスが機能しなくなった場合のバックアップオフィス(場所)を確保していますか？		(広さ) 確保しているスペース		
		確保できていない。または不十分である。	一定程度のスペースを確保している。	十分なスペースを確保している。
実施度合い(深さ)	具体的な場所の確保をしていない。または確保の必要性について検討していない。	0	0	0
	具体的な場所を確保しているが、切替時や復旧時の意思決定手順や移行手順等が明確に決まっていない。	0	1	2
	具体的な場所を確保しており、切替時や復旧時の各種手順も決まっている。または、訓練により実効性を確認している。	0	2	3
- c - 2. 基幹業務システムのバックアップ対策を実施していますか？		(広さ) 対策実施の範囲		
		基幹システムの半数程度以下でしか実施していない。	基幹システムの大半で実施している。	基幹システムの全てで実施している。
実施度合い(深さ)	実施していない。または必要性の検討ができていない。	0	0	0
	実施しているが、切替時や復旧時の意思決定手順や移行手順等が明確に決まっていない。	0	1	2
	実施しており、切替時や復旧時の各種手順も決まっている。または、訓練により実効性を確認している。	0	2	3
- c - 3. 基幹業務システムの各種設備(自家発電装置、電源・回線など)の二重化対策を実施していますか？		(広さ) 対策実施の範囲		
		主力の事業所・工場・店舗・施設の半数程度以下でしか実施していない。	主力の事業所・工場・店舗・施設の大半で実施している。	主力の事業所・工場・店舗・施設の全てで実施している。
実施度合い(深さ)	実施していない。または必要性の検討ができていない。	0	0	0
	実施しているが、切替時や復旧時の意思決定手順や移行手順等が明確に決まっていない。	0	1	2
	実施しており、切替時や復旧時の各種手順も決まっている。または、訓練により実効性を確認している。	0	2	3
- c - 4. 災害発生時の設備(機器類・システム)復旧について手順が明確となっていますか？		(広さ) 対象施設の範囲		
		主力の事業所・工場・店舗・施設の半数程度以下でしか明確にしている。	主力の事業所・工場・店舗・施設の大半で明確にしている。	主力の事業所・工場・店舗・施設の全てで明確にしている。
実施度合い(深さ)	対応・手順がない。または文書化だけで終わっている。	0	0	0
	文書化し、必要な範囲に配布しているが、周知徹底するまでには至っていない。	0	1	2
	文書化し、必要な範囲に配布しているだけでなく、周知徹底している。	0	2	3
- c - 5. 災害発生に備えた財務手当(保険、融資、内部留保等)を準備していますか？		(広さ) 手当がカバーする範囲		
		物的損害をカバーするだけの手当をしていない。	物的損害はカバーしているが、非常時の操業資金の手当はしていない。	物的損害および非常時の操業資金の手当をしている。
実施度合い(深さ)	準備をしていない。	0	0	0
	何らかの準備をしている。	0	1	3

「防災に対する企業の取組み」自己評価項目表 第一版(案)
レベル早見表

- c - 6. 重要な書類(電子データを含む)を耐火金庫や同時に被災しない場所に写しを保存するなど、安全な場所に保管する対策を実施していますか？		(広さ) 対象業務の範囲		
		主要な業務や必要性の高い業務についても実施していない。	主要な業務、または必要性の高い業務においてのみ実施している。	全ての業務において実施している。
実施度合い (深さ)	実施していない。	0	0	0
	実施しているが、重要な書類の一部のみを対象としている。	0	1	2
	重要な書類が特定され、その全てを対象としている。	0	2	3

推奨項目

- c - 7. 災害発生時において、事業継続計画(BCP)(注29)に基づいた事業継続について対応・手順を明確にしていますか？		(広さ) 文書化の対象範囲		
		文書化していない。	事業継続計画上の手順の一部を明確にしている。	事業継続計画上の手順の全てを明確にしている。
実施度合い (深さ)	対応・手順を定めていない。または文書化していない。	0	0	0
	文書化しているが、周知徹底しているとまでは言えない。	0	1	2
	文書化し、周知徹底している。	0	2	3

(注29) 事業継続計画(BCP)に基づいた事業継続: 事業継続計画(BCP)とは、事業継続(注1参照)のための経営戦略に基づき、重要な業務を目標とする復旧時間(注11参照)までに必ず回復させるように策定した事業継続計画をいう。このBCPの中で定められた、災害時における具体的な行動計画(指揮命令系統の明確化、本社等重要拠点の機能の確保、体外的な情報発信および情報共有、情報システムのバックアップ、製品・サービスの供給等に関する具体的な事業継続のための対応・手順を指す。

- d . 災害時の情報発信、地域との連携・協調

- d - 1. 災害発生時の消防署・自治体・周辺住民への情報発信手段を明確にしていますか？		(広さ) 対象施設の範囲		
		主力の事業所・工場・店舗・施設の半数程度以下でしか明確にしている。	主力の事業所・工場・店舗・施設の大半で明確にしている。	主力の事業所・工場・店舗・施設の全てで明確にしている。
実施度合い (深さ)	発信手段や担当者(社内体制)が定められていない。	0	0	0
	発信手段および担当者(社内体制)が定められているが周知徹底しているとまでは言えない。	0	1	2
	発信手段および担当者(社内体制)が定められており、訓練等により周知徹底している。	0	2	3

- d - 2. 爆発や延焼、有害物質の流出など、周辺地域に被害を及ぼすような二次災害の防止策を平時から実施していますか？		(広さ) 対象施設の範囲		
		主要な施設の一部のみが対象となっており、危険性の高い施設も半数程度以下しか含んでいない。	主要な施設の半数程度を対象としており、危険性の高い施設の大半を含んでいる。	主要な施設および危険性の高い施設の全てで実施している。
実施度合い (深さ)	着手していない。または現状が把握できていない。	0	0	0
	実施計画をもとに対策に着手している。	0	1	2
	十分な対策を実施している。	0	2	3

推奨項目

- d - 3. 自治体、その他の公的機関と災害時における合意や協定について協議し、協定等の締結をしていますか？		(広さ) 協議先の範囲		
		協議していない。	主要な施設の一部が、周辺の自治体等と協議している。	主要な施設の半数以上が、周辺の自治体等と協議している。
実施度合い (深さ)	実施していない。または現状が把握できていない。	0	0	0
	合意や協定について協議中であるが、協定等の締結には至っていない。	0	1	2
	合意や協定について協議し、協定等の締結をしている。	0	2	3

「防災に対する企業の取組み」自己評価項目表 第一版(案)
レベル早見表

推奨項目

- d - 4. 防災について、地域企業や地域住民と連携した取組みに参加していますか？		(広さ) 連携先の範囲		
		参加していない。	主要な施設の一部が、周辺の地域と連携した取組みに参加している。	主要な施設の半数以上が、周辺の地域と連携した取組みに参加している。
実施度合い (深さ)	参加していない。または、現状が把握できていない。	0	0	0
	参加しているが、継続的とは言いえない。	0	1	2
	継続的に参加している。	0	2	3

推奨項目

- d - 5. 地域住民に対する被災時支援策を策定していますか？(注30)		(広さ) 策定先の範囲		
		策定していない。	主要な施設の一部が、周辺住民に対する支援策を策定している。	主要な施設の半数以上が、周辺住民に対する支援策を策定している。
実施度合い (深さ)	策定していない。または、現状が把握できていない。	0	0	0
	策定を検討中、または策定中である。	0	1	2
	策定済である。	0	2	3

(注30) 病院、ホテル、ターミナルビルなど、被災時に救護場所や避難場所となる可能性が高い施設を企業が有する場合には、電気・ガス・水道などの公的ライフラインの広域破断に備えて、自家発電・自家水源・代替燃料などを平常時から確保しておくことが望ましい。

- e. 他企業との共助・相互扶助

- e - 1. サプライチェーン(取引先)との間で緊急避難、二次災害の防止、事業継続など防災に関する相互協力体制を構築していますか？		(広さ) 対象事業の範囲		
		主力の事業所・工場・店舗・施設の半数程度以下でしか構築していない。	主力の事業所・工場・店舗・施設の大半で構築している。	主力の事業所・工場・店舗・施設の全てで構築している。
実施度合い (深さ)	構築していない。または現状が把握できていない。	0	0	0
	密接に連携の必要な取引先の大半と検討・協議中である、または1社以上と協定済みである。	0	1	2
	密接に連携の必要な取引先の半数程度以上と協定済みである。	0	2	3

推奨項目

- e - 2. 取引要件として事業継続計画を組み込んでいますか？		(広さ) 組み込み先の範囲		
		主力の事業所・工場・店舗・施設の半数程度以下でしか組み込んでいない。	主力の事業所・工場・店舗・施設の大半で組み込んでいる。	主力の事業所・工場・店舗・施設の全てで組み込んでいる。
人材の訓練 (深さ)	組み込んでいない。または現状が把握できていない。	0	0	0
	組み込みを期限を定めて検討中、または協議中である。	0	1	2
	組み込んでいる。	0	2	3

- f. 情報公開・社会貢献

推奨項目

- f - 1. 防災全体についての積極的な情報公開(注31)を実施していますか？		(広さ) 情報公開の対象範囲		
		情報公開の内容に防災を含んでいない。	情報公開の内容に防災を含んでいるが、事業継続までは含んでいない。	事業継続を含んだ防災全体の情報公開をしている。
実施度合い (深さ)	防災について情報公開を実施していない。または、現状が把握できていない。	0	0	0
	防災について情報公開を実施しているが、継続的・定期的とは言えない。	0	1	2
	防災について情報公開を継続的・定期的に実施している。	0	2	3

(注31) 事業報告書、ホームページ等で防災の取組みについて情報を開示したり、周辺住民、取引先、株主、投資家等主要な利害関係者とコミュニケーションをはかること。

「防災に対する企業の取組み」自己評価項目表 第一版(案)
レベル早見表

推奨項目

- f - 2. 災害時等においてボランティア活動(注32)を実施していますか？		(広さ) 実施部署・相手の範囲		
		実施していない。	事業所の周辺地域を対象としている。	事業所の周辺地域に限らずそれを越えた範囲で広く対象としている。
実施度合い (深さ)	実施していない。または、現状が把握できていない。	0	0	0
	実施を検討中である。	0	1	2
	実施している。または、実施できる体制にある。	0	2	3

(注32)被災地への社員ボランティアの派遣など。自社が被災した場合には、ボランティア活動が必ずしも設問通りに実施できなくとも良い。

推奨項目

- f - 3. 災害時等において寄付(注33)を実施していますか？		(広さ) 実施部署・相手の範囲		
		実施していない。	事業所の周辺地域を対象としている。	事業所の周辺地域に限らずそれを越えた範囲で広く対象としている。
実施度合い (深さ)	寄付をしたことがない。または、現状を把握していない。	0	0	0
	寄付をしたことがある。	0	1	2
	継続的に実施している。	0	2	3

(注33)被災地への救援物資や義援金の寄付など。

推奨項目

- f - 4. 企業・市民への防災セミナーや学校等(注34)への防災教育を行っていますか？		(広さ) 実施先の範囲		
		防災に関するセミナーや教育を行っていない。	事業所の周辺地域を対象としている。	事業所の周辺地域に限らずそれを越えた範囲で広く対象としている。
実施度合い (深さ)	実施していない。または、現状が把握できていない。	0	0	0
	防災セミナーや防災教育を実施したことがある。または、企画中である。	0	1	2
	防災セミナーや防災教育を実施したことがあり、今後も継続する予定である。	0	2	3

(注34)学校等:学校、幼稚園や、少年団等の地域の活動団体など。

・教育・訓練

必須項目

- 1. 災害発生時の対応・手順について教育・訓練を実施していますか？ (1) 緊急避難について		(広さ) 対象施設の範囲		
		主力の事業所・工場・店舗・施設の半数程度以下でしか実施していない。	主力の事業所・工場・店舗・施設の大半で実施している。	主力の事業所・工場・店舗・施設の全てで実施している。
実施度合い (深さ)	実施していない。	0	0	0
	実施しているが、役員を含む幹部社員は参加していない。	0	1	2
	役員を含む幹部社員も参加して実施している。	0	2	3

必須項目

- 1. 災害発生時の対応・手順について教育・訓練を実施していますか？ (2) 緊急連絡について		(広さ) 対象施設の範囲		
		主力の事業所・工場・店舗・施設の半数程度以下でしか実施していない。	主力の事業所・工場・店舗・施設の大半で実施している。	主力の事業所・工場・店舗・施設の全てで実施している。
実施度合い (深さ)	実施していない。	0	0	0
	実施しているが、役員を含む幹部社員は参加していない。	0	1	2
	役員を含む幹部社員も参加して実施している。	0	2	3

「防災に対する企業の取組み」自己評価項目表 第一版(案)
レベル早見表

- 1. 災害発生時の対応・手順について教育・訓練を実施していますか？ (3) 二次災害の防止について		(広さ) 対象施設の範囲		
		二次災害の危険性の高い(注35)施設が半数程度しか含まれていない。	二次災害の危険性の高い施設の大半が含まれている。	二次災害の危険性が高い施設が全て対象となっている。
実施度合い (深さ)	実施していない。	0	0	0
	実施しているが、現場の最高責任者は参加していない。	0	1	2
	現場の最高責任者も参加して実施している。	0	2	3

(注35)爆発や延焼、有害物の流出などを引き起こす危険性が高いこと。一般の事務室であれば本設問を対象外としてもよい。

- 1. 災害発生時の対応・手順について教育・訓練を実施していますか？ (4) 設備(機器類・システム)復旧について		(広さ) 対象設備の範囲		
		主力の事業所・工場・店舗・施設の半数程度以下でしか実施していない。	主力の事業所・工場・店舗・施設の大半で実施している。	主力の事業所・工場・店舗・施設の全てで実施している。
実施度合い (深さ)	実施していない。	0	0	0
	実施しているが、現場の最高責任者は参加していない。	0	1	2
	現場の最高責任者も参加して実施している。	0	2	3

推奨項目

- 1. 災害発生時の対応・手順について教育・訓練を実施していますか？ (5) 事業継続計画(BCP)に基づいた事業継続について		(広さ) 教育・訓練の対象範囲		
		教育・訓練を実施していない。	事業継続計画において必要な訓練の一部を実施している。	事業継続計画において必要な訓練の全てを実施している。
実施度合い (深さ)	実施していない。	0	0	0
	実施しているが、役員を含む幹部社員は参加していない。	0	1	2
	役員を含む幹部社員も参加して実施している。	0	2	3

推奨項目

- 2. 役員・従業員に対し、家庭における防災対策の支援・指導(注36)を実施していますか？		(広さ) 対象人員の範囲		
		全く実施していない、または殆ど実施していない。	役員・従業員の一部を対象に実施している。	役員・従業員を大半を対象に実施している。
実施度合い (深さ)	実施していない。	0	0	0
	備蓄や耐震化等の防災対策について情報を提供している。	0	1	2
	備蓄や耐震化等の防災対策についての情報提供に加え、支援・指導等をしている。	0	2	3

(注36)防災対策の支援・指導。例えば家庭用備蓄用品の配布、家庭防災に関する勉強会の実施、相談窓口の設置など。

「防災に対する企業の取組み」自己評価項目表 第一版(案)
レベル早見表

・点検・見直し

- 1. 防災全体についての定期的な点検・監査を行っていますか？ (1) 計画の内容について		(広さ) 点検・監査の対象範囲		
		防災に関する事項を含めていない。	事業継続は含めていないが防災に関する事項は含めている。	事業継続を含んだ防災に関する事項すべてを含めている。
意思決定の (深さ)	点検・監査を実施していない。	0	0	0
	点検・監査を実施しているが結果を経営層に報告していない。	0	1	2
	点検・監査の結果を経営層に報告している。	0	2	3

- 1. 防災全体についての定期的な点検・監査を行っていますか？ (2) 運用状況について		(広さ) 点検・監査の対象範囲		
		防災に関する事項を含めていない。	事業継続は含めていないが防災に関する事項は含めている。	事業継続を含んだ防災に関する事項すべてを含めている。
位置付け (深さ)	点検・監査を実施していない。	0	0	0
	点検・監査を実施しているが結果を経営層に報告していない。	0	1	2
	点検・監査の結果を経営層に報告している。	0	2	3

- 1. 防災全体についての定期的な点検・監査を行っていますか？ (3) 教育・訓練について		(広さ) 点検・監査の対象範囲		
		防災に関する事項を含めていない。	事業継続は含めていないが防災に関する事項は含めている。	事業継続を含んだ防災に関する事項すべてを含めている。
位置付け (深さ)	点検・監査を実施していない。	0	0	0
	点検・監査を実施しているが結果を経営層に報告していない。	0	1	2
	点検・監査の結果を経営層に報告している。	0	2	3

- 2. 防災全体の取組みについて経営者による定期的な見直しを行っていますか？		(広さ) 見直しの対象範囲		
		防災に関する事項を含めていない。	事業継続は含めていないが防災に関する事項は含めている。	事業継続を含んだ防災に関する事項すべてを含めている。
位置付け (深さ)	見直しを実施していない、または見直しを実施しているが経営者が行っていない。	0	0	0
	不定期または定期的に経営者による見直しを行っているが頻度が1年に1回未満である。	0	1	2
	定期的に年1回以上、経営者による見直しを行っている。	0	2	3

推奨項目

- 3. 防災全体についての第三者の診断・監査(注37)を受けていますか？		(広さ) 対象範囲		
		防災に関する事項を含めていない。	事業継続は含めていないが防災に関する事項は含めている。	事業継続を含んだ防災に関する事項すべてを含めている。
実施度合い (深さ)	第三者の診断・監査を受けていない。	0	0	0
	不定期または定期的に第三者の診断・監査を受けているが頻度が1年に1回未満である。	0	1	2
	定期的に年1回以上、第三者の診断・監査を受けている。	0	2	3

(注37) 第三者の診断・監査とは、防災に詳しいコンサルティング会社、監査法人などの診断・監査の他、消防署に依頼した任意の検査・指導も含む。また、ここでの「監査」とは、情報セキュリティ監査等で用いられる助言型監査を想定しており、監査法人などの第三者による保証までを要求するものではない。

「防災に対する企業の取組み」自己評価項目表 第一版(案)
レベル早見表

・防災に貢献する商品・サービスの向上

推奨項目

- 1. 自社の商品・サービスに対して防災に貢献する工夫を行っていますか？ (1) 耐震性の観点(注38)		(広さ) 商品・サービスの範囲		
		対象としている商品・サービスがない。	対象となる商品・サービスが1種類から数種類であるなど、分野が限定されている。	対象となる商品・サービスが数種類以上であるなど、広い分野にわたっている。
実施度合い (深さ)	実施していない。または、現状が把握できていない。	0	0	0
	耐震性の工夫を取り入れることを企画中、または開発中である。	0	1	2
	耐震性の工夫を取り入れた商品・サービスを提供している。	0	2	3

(注38) 耐震性の観点:例えば以下のような取組みをいう。
引越センターの家具転倒防止サービス、免震住宅の開発、商品への耐震性能付加(テレビの転倒防止用フック採用)、防災ベッド など。

推奨項目

- 1. 自社の商品・サービスに対して防災に貢献する工夫を行っていますか？ (2) 耐火性の観点(注39)		(広さ) 商品・サービスの範囲		
		対象としている商品・サービスがない。	対象となる商品・サービスが1種類から数種類であるなど、分野が限定されている。	対象となる商品・サービスが数種類以上であるなど、広い分野にわたっている。
実施度合い (深さ)	実施していない。または、現状が把握できていない。	0	0	0
	耐火性の工夫を取り入れることを企画中、または開発中である。	0	1	2
	防災に貢献する工夫を取り入れた商品・サービスを提供している。	0	2	3

(注39) 耐火性の観点:例えば以下のような取組みをいう。なお、消防法上の規制など、法令上当然に防火性を要求されるものは除く。
難燃性の内装を標準装備した老人ホーム、難燃性素材を採用した日用品、震度5で自動遮断されるコンセント など。

推奨項目

- 1. 自社の商品・サービスに対して防災に貢献する工夫を行っていますか？ (3) その他防災に関する観点(注40)		(広さ) 商品・サービスの範囲		
		対象としている商品・サービスがない。	対象となる商品・サービスが1種類から数種類であるなど、分野が限定されている。	対象となる商品・サービスが数種類以上であるなど、広い分野にわたっている。
実施度合い (深さ)	実施していない。または、現状が把握できていない。	0	0	0
	防災に貢献する工夫を取り入れることを企画中、または開発中である。	0	1	2
	防災に貢献する工夫を取り入れた商品・サービスを提供している。	0	2	3

(注40) その他防災に関する観点:例えば以下のような取組みをいう。
震災などで燃料の天然ガスの配管が破壊されても備蓄の灯油で最大72時間電気を供給できる商業ビル、敷地の中に防災トイレ・災害用カマド等を準備したマンション、コンビニ端末による災害情報の提供、災害時に無料となる自動販売機、飲料自動販売機に表示機能をつけて防災情報を提供など。

推奨項目

- 2. 防災に貢献する商品・サービスを普及させる活動(注41)を行っていますか？		(広さ) 商品・サービスの範囲		
		対象としている商品・サービスがない。	対象となる商品・サービスが1種類から数種類であるなど、分野が限定されている。	対象となる商品・サービスが数種類以上あるなど、広い分野にわたっている。
実施度合い (深さ)	実施していない。または、現状が把握できていない。	0	0	0
	普及活動は行なっているが、積極的に実施しているとまでは言えない。	0	1	2
	普及活動を積極的に実施している。	0	2	3

(注41) 商品・サービスを普及させる活動:防災に関する商品・サービスを自社が導入する、自社社員や取引関係者に対して斡旋をするなどの活動をいう。なお、自社が防災に関する商品・サービスを販売している場合はこれに該当しないものとする。

第 章

企業の防災の取組みの P R 文書

「防災報告書（仮称）」 第一版（案）

企業の防災の取組みのPR文書「防災報告書(仮称)」

第一版(案)

本企業評価・業務継続ワーキンググループでは、企業の防災への取組み内容を具体的に記述し、広く社会に対して公表・報告するための仕組みとして、企業の防災の取組みのPR文書「防災報告書(仮称)」を検討してきた。

(基)基礎項目：

会社概要や防災体制など、防災に関して最低限求められる基礎的な項目。

企業にとって機密性が高いと思われる情報(個人情報や営業機密など)について公表を求めるものではない。

(奨)できれば記載が望ましい奨励項目：

事故・被災報告や社会貢献活動など、環境報告書等で防災への取組み事例として既に公表事例があり、中小企業等でも比較的記載しやすい項目。

(選)自由選択項目：

防災戦略や防災会計、防災に配慮した新技術等の研究開発など、防災への取組みをよりPRする場合に選択できる項目。

また、上記記載項目に基づき、架空の企業を想定して具体的な記載イメージ例(サンプル)を作成した。

なお、このPR文書は防災報告書に限らず、CSR報告書・環境報告書等の一部として公表されることが期待される。

企業の防災の取組みのPR文書「防災報告書(仮称)」第一版(案)

下線部分は「防災に対する企業の取組み」自己評価項目表(最終案)の推奨項目に該当する箇所
(基)基礎項目、(奨)できれば記載が望ましい奨励項目、(選)自由選択項目

記載項目(大)	記載項目(中)	主な内容
基本項目	1. 報告書の発行 (基)	・発行者側の意図 ・読み手に期待すること 等
	2. 報告書の利用上の注意 (基)	・積極的報告事項(特定の目的に活用してほしい)など ・消極的報告事項(意思決定に利用できるほどの詳細な情報ではない)など
	3. 報告書の対象期間 (基)	対象とする年度
	4. 報告書の責任部署(連絡先) (基)	部署名のみ表示、電話・FAX・メールを表示、担当者名、ホームページのURL等
経営者の防災に対する考え方	1. 防災に関する取組み方針 (基)	方針と関連する文書の種類、それぞれの位置づけや内容の概略について記載する。 ・ 防災宣言 ・ 防災に関する基本方針 ・ 防災に係る企業のビジョン(企業理念に基づく防災の考え方) ・ 経営者が認識する具体的課題と社会状況 等
	2. 対象範囲 (基)	報告書の対象範囲を規定する。 ・ グループ会社の範囲 ・ 対象業務 ・ 対象事業所 ・ 対象システム 等
	3. 報告書におけるステークホルダーの位置づけ、ステークホルダーに対するメッセージ等 (選)	報告書において想定するステークホルダーの特定と、それらに対するメッセージについて記載する。 ・ 経営者が考えるステークホルダーの範囲 ・ ステークホルダーに向けたメッセージ 等
	4. その他の事項 (選)	ビジネスに関わる経営指標のうち、防災に影響を与える可能性のある事項を記載する。 <社会的影響力> ・ 自社の価値(売上規模、ブランドイメージ) ・ 社会的責任(事業の公益性(国家、社会、経済メカニズム等)、消費者への影響(生命・身体・財産・名誉等)) 等 ・ 重要情報の保有(国家機密、営業機密、プライバシー等) 等 <事業構造上の脆弱性> ・ 基幹業務の情報システム依存(業種特性) ・ 業務の外部依存性(代理店等への依存度、インターネットへの依存度、正社員・非正社員の比率等) ・ 関与者の範囲(拠点数、海外拠点の有無、従業員の離職率等) 等

防災の基本 戦略	1. 防災体制 (基)	企業全体の防災組織体制について記述する。対策責任者をはじめ、経営層が関与する意思決定組織(防災委員会など)は、防災に係る企業のビジョンやポリシーの決定・承認、計画、評価結果の承認などの役割を担う。 ・ <u>防災対策責任者の設置</u> ・ <u>推進体制の構造(委員会方式/ワーキング方式、専門部署や各部署での責任者の設置状況、全体の俯瞰図等)</u> ・ <u>各組織の権限と責任(委譲の場合はその内容)</u> ・ <u>活動の頻度や主な内容</u> ・ <u>評価・見直し・報告の仕組み</u> ・ <u>教育・研修の仕組み</u> ・他の管理組織(情報セキュリティ、リスクマネジメント、内部監査、コンプライアンス等)との関係 ・事業継続計画の策定状況 ・各種ガイドライン等の参照状況 ・ <u>安否確認体制(役員・従業員及び従業員家族)</u> ・ <u>安全確保手順および避難方法・経路</u> ・ <u>帰宅困難従業員の対策</u> ・ <u>オフィス(場所)・システムのバックアップ体制及び各種設備の二重化対策</u> ・ <u>災害に備えた財務手当て(保険・融資等)の状況</u> ・ <u>救急救命訓練を受けた社員割合</u> 等
	2. 想定する災害 (選)	自社が想定する災害について把握し、どの災害に対して対策を実施し、どの災害を受容するかを明らかにしておく必要がある。 ・対象となる災害 - 自然災害(地震、台風、集中豪雨等) - 人為的な災害(火災、爆発、有害物質の漏れ等) ・災害の特徴(実施しているビジネスによる特異性、一般的な災害との違い等) ・災害の許容度 ・災害の発生可能性と影響(どの程度の発生可能性があるか、発生した場合どのような影響があるか、影響範囲等) 等
	3. 防災戦略 (選)	ビジョン、方針、想定する災害に基づき決定・実現される防災戦略(重点テーマ、実施方針等)について記述する。 ・重点テーマは、ビジョンや方針を実現するための方策であり、3～5年の中長期計画において目標とするテーマと考えることもできる。 (例)「当社は工場の多くに旧耐震施設を抱えているため、『計画的な耐震化対策』に重点を置きます」 ・実施方針は、重点テーマの実現手段として選択した防災対策の取組みであり、特に強調したいポイントを示す。
	4. 防災に配慮した サプライチェーンマ ネジメント等の状況 (選)	防災に配慮したサプライチェーンマネジメントの方針、目標、計画及び実績等の概要を記載する。 ・サプライチェーンへの情報発信、情報共有、連絡体制 ・製品・サービスの供給方法(OEM、代替生産の方法等) ・材料供給元の被害予測 ・在庫保有量 等
	5. 防災に配慮した 新技術等の研究開 発の状況 (選)	・防災に配慮した新技術等の研究開発の方針、目標、計画 ・防災に配慮した生産技術、工法等に関する研究開発の状況 ・防災に配慮した商品・サービス等の研究開発の状況 ・研究開発に充当した研究開発資金 ・研究開発の実績(開発商品名、特許取得状況等) 等

防災の計画、 目標	1. アクションプラン (選)	<p>防災戦略に沿った中長期計画・年次計画をもとに、防災対策に係るアクションプランを記載する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被害想定の実施 ・影響度評価の実施 ・建物、施設の計画的な耐震化 ・防災監査の段階的实施(対象業務ごとの課題の明確化とその対処計画を策定) ・防災要員の段階的増強・配置 ・社員への教育・訓練(eラーニング研修の実施等も含む) ・技術的対策の導入 等
	2. 数値目標 (選)	<p>防災対策の実現に際し設定可能な数値目標がある場合には、それを記載する。具体的には、投資や対策実施により得られる防災対策の成熟度の向上/維持を示すデータ等が考えられる。</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建物、施設の耐震化率 ・スプリンクラー導入率 ・人的投資(専任担当者・兼任担当者の人数、配置等) ・資金的投資('防災対策'としての明確な意思と戦略を持って行う投資を想定) ・防災訓練の実施回数 ・重要設備の操作要員に対する稼働研修の実施頻度 ・従業員に対する教育・研修の実施頻度 ・ポリシーに基づく各種管理事項に関する経営層への報告の有無 ・救急救命訓練を受けた社員割合 等
防災の実績、 評価	1. 計画に対する実績 (選)	<p>防災対策のアクションプランや数値目標に係る達成状況を記載する。項目は、「計画、目標」の欄で記載したアクションプランや数値目標と同様。</p>
	2. 実績に対する評価 (選)	<p>計画・目標に対する自己評価について記載する。</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「事業環境の悪化により、当初の予算確保が困難となったため、今年度は達成率が %に留まった。」 ・「計画を上回るペースで対策の導入が進展したため、次年度分の事業についても一部着手した。」 等
	3. 事故・被災報告 (奨)	<p>実際に発生した災害(事故)についての概要を明らかにするとともに、再発防止に向けた取組みを記載する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害(事故)に至る経緯 ・被害状況 ・影響範囲・規模(取引先、顧客、売上、企業価値、信用・評判等) ・対応状況 ・事故原因 ・再発防止に向けた取組み 等
	4. 防災会計 (選)	<p>「防災会計」については、防災に関する費用・投資額とその効果を示すものと一般に認識されているが、具体的な手法や計算方法が確立されている状況ではない。ただし、独自の方法を試みている企業もある。そこで、そのような取組みをした場合に記述する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災に対する費用及び投資額(例えば、耐震化、防災用資機材、防火対策、風水害対策、設備・機器類の転倒防止策等に関する投資額) ・防災に対する費用及び投資額の投資総額に対する比率 ・災害発生時の対応費用及び被害額 ・防災に対する費用及び投資額の推移(対前年比、過去五年間程度) ・災害の再発防止策 等

防災への取組の状況	1. 防災情報の開示、コミュニケーション(奨)	<ul style="list-style-type: none"> ・防災報告書等による防災情報の開示状況 ・主要な利害関係者とのリスクコミュニケーション等の状況(例えば調査の実施、地域住民との懇談会、利害関係者への定期的な訪問や報告、取引先との懇談会、ステークホルダー・対話、ニュースレター、利害関係者からの問い合わせへの対応等によるコミュニケーションの状況と種別ごとの回数) ・防災報告書又は事業所単位のレポートを発行している事業所の状況 ・防災関連展示会等への出展の状況 ・防災関連広告・宣伝の状況 等
	2. 法令・規制の遵守(奨)	<ul style="list-style-type: none"> ・事業活動に関連する法規制等の遵守状況(定期又は不定期の内部チェック体制の内容) ・少なくとも過去3年以内の重要な法規制等の違反の有無(重要な法規制違反、基準超過等につき規制当局から指導、勧告、命令、処分を受けた場合の改善および再発防止に向けた取組の状況等) ・法令等による規制を上回る自主基準等を設定している場合は、その内容及び対応状況 ・二次災害等、防災関連の訴訟を行っている、又は受けている場合は、その内容及び対応状況 ・防災に関する苦情や利害関係者からの要求等の内容及び件数 等
	3. 事故・災害の低減対策(奨)	<ul style="list-style-type: none"> ・想定される事故・災害の低減・防止対策を記載する。 ・救急救命要員の育成状況 ・建物、設備の耐震化及び什器備品の転倒防止策の実施状況 ・対策を立てる上で参考とする自治体等の被害想定(ハザードマップ等) ・二次災害の防止策(地域への危険周知の方法等) ・訓練の実施状況 等
	4. 防災商品・サービスの購入・調達(選)	<ul style="list-style-type: none"> ・防災に役立つ商品・サービスの購入・調達の状況 ・購入・調達の方針、目標、計画 ・購入・調達の実績 ・購入・調達量または要した費用 等
	5. 顧客等への防災に関する啓発活動(選)	<ul style="list-style-type: none"> ・防災に配慮した商品・サービスの提供の状況 ・防災に配慮した販売、営業方法の工夫、ビジネスモデル ・従業員の家族に対する防災に関する情報提供、防災に配慮した商品・サービスの案内 等
事業継続	1. 事業継続の基本方針(奨)	<ul style="list-style-type: none"> ・事業継続の基本方針について、その位置づけや内容について記載する。 ・事業継続に関する基本方針 ・事業継続に係る企業のビジョン(企業理念に基づく事業継続の考え方) ・経営者が認識する具体的課題と社会状況 等
	2. 事業継続管理の計画、目標(選)	<ul style="list-style-type: none"> ・事業継続計画の策定について具体的な内容を記載する。 ・対象とする災害の特定 ・影響度の評価 ・重要業務が受ける被害の想定 ・重要な要素の抽出 ・事業継続計画の策定 等
	3. 事業継続管理の実績、評価(選)	<ul style="list-style-type: none"> ・事業継続計画の実績、評価について記載する。 ・事業継続計画の実施及び運用状況 ・教育、訓練の実施状況 ・点検及び是正措置 ・経営層による見直し 等

<p>社会的貢献 の取組み状況</p>	<p>1. 防災に関する社会貢献活動 (奨)</p>	<p>災害被害の低減や防止策及び既に発生した災害に関する社会貢献の情報を、業種や規模等に応じて具体的な状況を記載する。 (例) ・従業員の有給ボランティア活動状況 ・防災関連のNPO、業界団体への支援状況、支援額、物資援助額等 ・地域社会に提供した防災教育プログラム ・地域社会と協力して実施した教育・啓発等社会的活動 ・利害関係者と協力して実施した防災活動 ・防災活動に関する表彰 ・自治体その他の公共機関との防災に関する協定 ・地域企業や地域住民と連携した防災に関する取組みへの参加状況 ・被災地への救援状況(ボランティアや寄付の実績、派遣社員数、支援物資・義捐金の内訳等) ・災害対策が遅れている自治体や地域への支援(教育・啓発ツールの提供、避難施設の寄贈等) 等</p>
<p>第三者評価・ 認証</p>	<p>1. 防災診断・監査、 BCP診断・監査 (選)</p>	<p>防災への取組みにおいて、客観的な評価につながる、第三者による評価・認証に係る取組みを記載する。 (例) ・防災診断・監査の実施状況 ・防災診断・監査の結果 ・「防災診断・監査の結果、第三者である から改善要求事項として 項目の指摘を受けた。」 ・今後の計画、予定 等</p> <p>注)ここでの「監査」とは、情報セキュリティ監査等で用いられる助言型監査を想定しており、監査法人などの第三者による保証までを要求するものではない。</p>

下線部分は「防災に対する企業の取組み」自己評価項目表(最終案)の推奨項目に該当する箇所
(基)基礎項目、(奨)できれば記載が望ましい奨励項目、(選)自由選択項目

平成 17 年 10 月 14 日版

防災報告書(サンプル)

Disaster Preparedness Report

ビーシー食品株式会社

当該企業は架空のものであり、実在する企業とは一切関係ありません。

会社概要

会社名	ビーシー食品株式会社
本社所在地	新潟県 市
業種	製造業(食品の製造販売)
売上高	(単独) 65 億円 (連結) 70 億円
資本金	2 億円
国内拠点	本社(新潟県内) 工場(新潟県内に3工場)
従業員数	(単独) 250 人 (連結) 300 人
上場の有無	注を参照

注：本報告書では上場・非上場の別を示していないが、上場企業であれば株主のために防災情報を開示する必要はそれだけ高まる。一方、非上場企業でも、防災情報の開示は地域社会や取引先に対して有効である。

ご挨拶

当社の本社及び工場の所在地である新潟県では、昨年7月に豪雨災害、10月にはM6.8の地震が発生し、多数の人的・経済的被害がありました。当社のA工場は豪雨災害による床下浸水で一部機械が破損する被害を出しましたが、一昨年度(2003年度)新たに建築したC工場での代替生産により、生産ラインへの影響は全くなく、主力商品である「 」の提供をストップすることなく、お客様に提供することができました。

今後も安全で質の高い製品を皆様にご提供することに加えて、防災活動を充実させ、その内容を防災報告書によりご紹介していきたいと考えております。

本報告書をお読み頂き、当社の防災に対する取組み姿勢や活動の一端をご理解いただくとともに、今後の活動に向けて皆さまのご意見をお聞かせいただければ幸いに存じます。

2005年7月

代表取締役社長 一郎

ビーシー食品の製品をいつでも安心してご提供するために

当社は、いつでもお客様に安心して製品をご提供できますよう地震や風水害などの自然災害やその他の脅威に備えた体制づくりを進めています。特に昨年新潟県を襲った豪雨や地震の教訓を活かして以下のように災害対応における優先すべき順位を明確にしています。

- 従業員の安全確保
- 二次災害の防止
- 近隣地域への貢献
- 製品の供給

災害時の防災体制

当社の事業活動において、地震等の自然災害や不測の事態に備え、緊急時には「災害対策本部」を設置し、事業への影響を最小限に抑えるよう努めています。

災害対策本部組織



災害対策本部長は 代表取締役社長、副本部長は本部長が指名する取締役 2 名

防災対策

浸水対策

新潟県内は、毎年大雨による災害に見舞われており、河川の決壊や洪水等による浸水被害が多発しています。昨年 7 月の豪雨禍では大きな被害はなかったものの、A 工場が床下浸水の被害を受け、一部機械が泥流により破損し、事業に影響がありました。B 及び C 工場で代替生産し、供給への影響はなかったものの、被害を受けた機械の修理及び工場内の清掃作業の為、A 工場の完全復旧には 1 週間を要し、被害額は約 200 万円でした。100 年に一度の豪雨災害であり、想定外の被害ではありましたが、今後は、床高のアップなどの機械保護対策とともに、保険への加入などリスクの転嫁にも取り組んで参ります。



(写真) 被害を受けた A 工場の機械

地震対策

昨年 10 月の地震 (M6.8) では、幸いにも被害はありませんでしたが、今後は、本社及び全工場の耐震診断・耐震化と、機械・什器の転倒防止策に取り組んで参ります。現在までに本社及び A 工場の耐震診断が終了しており、今年度中に B 工場の耐震診断を行い、診断後は弱点箇所を計画的に補強していきます。

なお、2003 年度に建設した C 工場は、耐震基準を満たしております。

防災への投資額

当社は、防災対策に継続的に投資しています。2003年度はC工場（バックアップオフィス）が完成し、昨年（2004年）度の豪雨災害時には代替生産の役割を果たしました。

また、昨年度より本社及び工場の耐震診断を実施しており、今年度以降は計画的に耐震化を実施してまいります。

< 2004年度の防災関連投資額 >	
本社及び工場の耐震診断	400万円
防災用資機材の購入	100万円
設備老朽化対策	500万円
豪雨禍被害機械修理費用	200万円
防災関連投資額合計	1200万円

防災への取組みの状況

防災情報の開示

当社の安全・防災対策については、月間広報誌「ピーシー通信」で情報を開示するとともに会社のHP上でも掲載しています。また、上記広報誌は本社及び各工場の周辺にお住まいの方々（約2千世帯）に配布し、情報共有を図っています。

防災訓練と地域交流

各工場の教育・訓練カリキュラムには、防災訓練が盛り込まれており、水害・地震・火災などを想定した防災訓練を年間スケジュールにそって、年3回（5、9、1月）実施しています。特に毎年9月に実施される訓練では、地元消防署の協力のもと、当者の従業員に加え、訓練の対象として、近接する他社工場や地域住民の方々にもご参加頂いております。これは、近隣地域の方々に防災の意識を高めていただくとともに、地域交流の場としての役割も果たしています。



（写真）防災訓練の様相

防災に関する社会的貢献

自治体との協定

当社は、地震をはじめ大規模災害発生時に地域の復旧・復興に貢献する為、市と「災害時における非常用食料及び日用品等の調達に関する協定」を締結しました。上記災害の発生時には、避難所へ優先的に食料・日用品を提供します。

また、本社及び各工場には地域の方々のための非常食 食を常時備蓄しています。

被災地での救援活動

昨年の豪雨災害、地震の際には、当社社員延べ120名(人・日)をボランティアに派遣し、避難所の運営や清掃などの業務に従事しました。

また、日本赤十字社新潟県支部を通じて新潟県に義援金100万円を送りました。



(写真)社員によるボランティアの状況

【更なる記述の充実に向けて(事業継続計画<BCP>への言及)】

本報告書例は中小企業においても無理なく情報発信できるよう構成例を示して、積極的な防災情報の開示を促しているものである。また、現時点(2005年)では事業継続計画(BCP)を策定している企業がまだ少ないため、BCPを策定していない企業をイメージしたものとなっているが、既にBCPを策定済み、または策定中(検討中も含む)の企業では、その旨を本報告書に盛り込むことを推奨する。

BCPを策定し災害に備えることは、事業機会の喪失を防ぐという経済的効果だけではなく、顧客や従業員の生命の安全確保、火災や有害物質の漏洩防止などの環境への配慮、さらには雇用の確保や地域貢献などの社会的メリットもあることから、CSR(企業の社会的責任)の観点からも重要視されている。

企業のBCPに関する取組みを積極的に記載することで、本報告書は戦略的な被害の抑制・復旧の対策等において、より説得力を持つ表現ができると考えられる。

記述にあたっては、上記項目と同等の位置付けとし、内容については「事業継続計画(BCP)の文書構成モデル例」の2.を参考とされたい。